

令和5年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

令和5年9月 1日（開会）

令和5年9月25日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和五年第三回定例会会議録

(令和五年九月)

垂水市議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 1 日) (金 曜 日)

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第 9 号 上程	1 3
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 4 2 号・議案 4 3 号 一括上程	1 4
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 4 6 号 上程	1 6
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 4 7 号 上程	1 9
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 4 8 号 上程	2 0
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 4 9 号 上程	2 2
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 5 0 号 上程	2 2
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 5 1 号 上程	2 4
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 5 2 号 上程	2 5
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 5 3 号～議案第 5 7 号 一括上程	2 8
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 請願第 1 号 上程	3 1
産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	3 1
1. 散 会	3 1

第2号（9月12日）（火曜日）

1. 開 議	34
1. 議案第58号・議案第59号 一括上程	34
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第60号 上程	38
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 一般質問	40
川越 信男 議員	41
1 「たるみずふれあいフェスタ夏祭り」について	
(1) フェスタの予算総額と予算に占める協賛金の割合及び夏祭りの経済効果は	
(2) 次年度以降の開催に向け市のサポートは	
2 台風6号被害について	
(1) 市内の被害状況について	
(2) 公共土木施設の被害について	
3 合併浄化槽について	
(1) 現在の合併浄化槽の普及状況は	
(2) 合併浄化槽の普及に向けた市の考え方は	
4 本市小中学生のいじめ・不登校の状況について	
(1) 本市の小中学生のいじめ・不登校の現状は	
(2) どう対応しているのか	
5 林業大学校の誘致について	
(1) 森林保全の現状と課題について	
(2) 林業大学校設置に向けた取組状況について	
(3) 林業大学校誘致に向けた市長の見解を伺う	
前田 隆 議員	51
1 燃やせるごみの減量とリサイクルについて	
(1) 使用済み紙おむつの量、処分、回収ボックス設置について	
(2) 紙おむつの再利用について	
(3) 燃やせるごみの減量とリサイクルについて市長の見解を伺う	
2 マイナンバーカードとマイナ保険証について	
(1) 個人情報とマイナンバーの紐付け誤りに関する総点検と本市の状況について	
(2) 本市のマイナンバーカードの普及状況について、交付枚数と保有枚	

- 数、返納枚数等を伺う
- (3) マイナ保険証の保有者数と普及策について
 - (4) 保険証一本化に伴う現行保険証と資格確認書発行について
- 3 水道事業について
- (1) 基幹施設・管路の耐震化計画の進捗と今後の展開、課題について
 - (2) 配水池の緊急遮断弁設置計画及びポンプ場の自家発電設備整備の進捗と今後の展開、課題について
 - (3) 大きな更新計画とその財源確保について
 - (4) 水道事業の健全化・持続化に向けた市長の考えを伺う
- 4 チャットGPTについて
- (1) チャットGPTの評価と庁内業務への活用予定はあるか伺う
 - (2) 活用予定なら、どのように活用するのか、ルールを定めたガイドラインが必要だが、どう対応するのか伺う
- 高橋理枝子 議員 61
- 1 子どもの居場所について
- (1) 垂水市の教育現場、幼保、小学校、中学校の不登校の現状について伺う
 - (2) 長期に渡り登校登園できない場合はどのように指導対応しているか伺う
- 2 英語教育について
- (1) 垂水での英語教育の現状を伺う
 - (2) 英語検定を受ける場所、検定料補助などについて小学生にも適用できないか伺う
- 3 児童、生徒の視力について
- (1) 垂水市の児童、生徒の視力の状況を伺う
 - (2) パソコンやタブレットなどの学習用端末の使用による視力低下の予防についてなにか対策をしているか伺う
- 4 ごみ出し困難者について
- (1) 高齢者、障がい者などのごみ出しについての現状及びごみ出し困難者の現状を伺う
 - (2) 令和元年度から行われている、高齢者等世帯に対する地方公共団体向けのゴミ出し支援の特別交付税の措置について伺う
- 5 かごしま国体花いっぱい運動取組について
- (1) これまでの取組とこれからの計画について伺う

- (2) 玄関口である垂水港周辺に花を設置する予定はないのか伺う
- 6 垂水市の花いっぱい運動花壇整備委託事業について
 - (1) 旧垂水港前ロータリーの花壇、道の駅たるみずはまびらの国道側の花壇への取組は、令和3年度6,499,680円と令和5年度6,824,660円の随意契約にあるので承知しているが、もっと市民や訪れる人の目に触れる場所へ取り組むお考えはないのか伺う
- 7 ふるさと納税について
 - (1) 垂水市ふるさと応援基金の公表されている最新の基金残高について伺う
 - (2) ふるさと納税がどのような事業に使われているのか、また使い道の報告が寄付者にあるのか伺う
- 8 移住者を増やすには
 - (1) 最近5年間の垂水市への移住者の状況を伺う
 - (2) 現状を踏まえての今後の取組について伺う
- 9 道の駅たるみず湯っ足り館のサイクリング事業について
 - (1) 道の駅たるみずに設置してあった貸出用自転車について伺う
 - (2) さらに整備して活用したらどうかと考えるが見解を伺う

池山 節夫 議員 72

- 1 市政について
 - (1) 錦江湾横断道路について
 - (2) 高速船の就航について
 - ア マリンポートから旧垂水港浮棧橋へ
 - イ 大型船のインバウンドを垂水へ
 - (3) 垂水市DX推進計画について
 - ア マイナンバーカードの普及促進について
 - イ デジタルデバイド対策について
 - ウ テレワークの推進について
 - エ たるみず宣伝部（仮称）創設について
 - (4) 農道城山線の整備について
- 2 教育行政について
 - (1) 国体について
 - ア 準備体制について
 - (2) 全国学力テストについて
 - イ 英語教育の課題について

池田みすず 議員	83
1 高齢者支援について	
(1) 訪問給食サービス事業について	
(2) 高齢者等SOSネットワーク事業について	
2 学童保育について	
(1) 6月議会後の検討状況について	
(2) 夏休みの昼食提供について	
3 子育て支援・少子化対策について	
(1) 伴走型相談支援について	
(2) 子育て世代に対する新たな支援策の考えについて	
(3) 垂水高校への支援として給食提供の考えについて	
梅木 勇 議員	93
1 川崎地区運動広場について	
(1) 設置の目的は何か	
(2) 管理と活用状況について	
(3) 整備と利用促進について	
2 選挙について	
(1) 今年各選挙の投票について	
(2) 期日前投票について	
3 特産品等のPRについて	
(1) 取組について	
(2) 来訪者へのPRは	
1. 日程報告	102
1. 散 会	102

第3号（9月13日）（水曜日）

1. 開 議	104
1. 一般質問	104
川畑 三郎 議員	104
1 台風6号による被害の状況	
(1) 土木・農林・水産の被害と対応について	
2 原発処理水の海洋放出について	
(1) 東京電力福島第一原発処理水の海洋放出における本市への影響は	
3 林道海潟麓線について	

- (1) 工事の進捗状況は
- (2) 完成予定はいつか
- 4 小中学校洋式トイレの改修状況について
 - (1) 洋式トイレの整備率について
 - (2) 今後の取組について
- 5 なぎさ荘跡地の今後について
 - (1) 現状について
- 篠原 静則 議員 1 1 1
 - 1 市政について
 - (1) 新型コロナウイルスの対応について、5類感染症移行から3か月経過したが、その後の国・県・市の対応について
 - (2) 処理水の海洋放出による中国及び香港への輸出等の影響について
 - (3) 職員の適材適所の配置について
- 新原 勇 議員 1 1 8
 - 1 ふるさと納税について
 - (1) 改正の主な内容は
 - (2) 改正による本市への影響は
 - (3) 影響があるとしたら、今後どのようにするのか
 - (4) 返礼品のいらぬ寄付について
 - 2 旧牛根中グラウンド整備について
 - (1) グラウンド整備はどのような方法で行うのか
 - (2) 維持管理はどのように考えているのか
 - 3 交流人口について
 - (1) どのような成果があったと考えるか
 - (2) 地元商店街の活性化に向けて道の駅とどう連携したのか
 - 4 消防団員募集について
 - (1) 現在の消防団員数と平均年齢について
 - (2) 40歳以下の消防団加入状況と加入促進について
 - 5 中央地区の雨水・冠水対策について
 - (1) 雨水・冠水対策はどのような手順で行うのか、現在排水の悪い箇所はどうするのか
- 宮迫 隆憲 議員 1 2 7
 - 1 農政について
 - (1) 自然災害等に見舞われた方々への支援体制について

- (2) 鳥獣害対策について（耕作放棄地解消）
- 2 市内の保育環境について
 - (1) 0～2歳児の無償化の動きがあるが、市独自で園又は保育士に支援はできないか
- 3 道の駅・森の駅について
 - (1) コロナ禍での両道の駅及び森の駅の運営状況はどうだったのか
 - (2) 森の駅たるみずの指定管理について
- 4 かがしま国体について
 - (1) 合同配宿の状況について
 - (2) 国体開催中の垂水市PRについて
- 北方 貞明 議員 1 3 5
- 1 旧垂水海軍航空隊跡地特殊地下壕の調査について
 - (1) 調査の現状と治山工事の関係性は
- 2 垂水港漁船係留について
 - (1) 船溜りの波の静穏度を和らげるための防波堤を延長することはできないか
- 持留 良一 議員 1 4 1
- 1 「産業廃棄物処理施設」について
 - ～企業の社会的責任、法律等を遵守し、社会的貢献、環境的配慮や説明責任及び情報公開と透明性の確保はどうあるべきなのか（コンプライアンス等）。
 - (1) 設置予定事業者の「責任」は、どうあるべきなのか
 - (2) 自治体の果たすべき役割と行政責任は（自治体自らの行政責任を果たすことと循環型社会のコーディネーターとしての役割の発揮、市民と業者との協働へ）
 - (3) 市独自の「産業廃棄物処理に関する指導要綱」の必要性があるのではないか
- 2 学童保育、量的にも質的にも整備・拡充し、安心して過ごせる学童保育へ
 - ～行政の果たすべき責任と役割
 - (1) 善後策（他施設の利活用）の中での課題（指導員への過重労働等にならなかったか、バランス運行の安全性は問題なかったか、子どもたちの影響は、その対応は適切だったか）
 - (2) 不承諾児童解消のため、実態に合った「学童保育整備計画」を作る

責任がある。どのように取り組むか、学校との協議の考え方は
(3) 長期的に安定して働くことができるよう、待遇改善を図り指導員の確保に努めることが求められているが、どう取り組むか、検討の必要性をどう考えているか

3 熱中症対策について

～熱中症から命を守るための対策

(1) 救急搬送状況と課題・問題は

(2) 熱中症対策への取組状況と課題は

ア 一人暮らし、寝たきり、認知症の方々の見守る活動と見えてきた課題と対策は

イ 低所得者世帯へのエアコン購入助成の考えは

ウ 生活保護世帯へのエアコン設置は制限があったが、改善が図られたのか（エアコン設置助成～2018年3月以前の未設置世帯への助成）

エ 「指定暑熱避難施設」（法改正に伴い施設等が解放できる内容になった）への実効性ある取組が求められているが、考えは

(3) 学校における熱中症対策

ア 冷風機やミスト噴射機の備えは

イ 体育館や武道館の対策は

ウ 備品等でPTAからの支援は

4 高齢者・住民の人権としての交通対策について

～問われる自治体の責務

(1) どこに住んでいても安心して暮らせるための「住民の足を守る交通・移動の保証を」（交通弱者対策、支障なく日常生活が送れるように）

ア 地域交通計画（地域交通網形成計画の策定）は

イ 「自主返納」しやすいさらなる環境づくりが必要と考えるが、検討は（返納が進まないと交通事故が増える可能性がある。）

(ア) 自家用車を利用できない高齢者等（移動制約者等）への支援を

例一南大隅町：福祉タクシー利用事業

対象：75歳以上 自主返納された方を含む運転免許を所持していない方

支援：400円券 年30枚

- (イ) 路線バス利用者への補助の検討を
- ウ 高齢者等が利用しやすい路線バスに
- (ア) ノンステップバス（低床バス）の導入への取組を進めるべき
である

1. 日程報告	1 5 3
1. 散 会	1 5 4

第4号（9月25日）（月曜日）

1. 開 議	1 5 6
1. 諸般の報告	1 5 6
1. 議案第46号～議案第48号・議案第50号・議案第52号～議案第60号 ・ 請願第1号 一括上程	1 5 6
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第61号～議案第69号 一括上程	1 6 2
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 意見書案第1号 上程	1 6 2
説明、質疑、討論、表決	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	1 6 3
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	1 6 3
閉会中の継続調査	
1. 閉 会	1 6 4

令和 5 年 第 3 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9 ・ 1	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	桜島火山活動対策特別委員会
9 ・ 2	土	休 会	
9 ・ 3	日	〃	
9 ・ 4	月	〃	
9 ・ 5	火	〃	(質問通告期限：正午)
9 ・ 6	水	〃	
9 ・ 7	木	〃	
9 ・ 8	金	〃	
9 ・ 9	土	〃	
9 ・ 10	日	〃	
9 ・ 11	月	〃	
9 ・ 12	火	本会議	一般質問
9 ・ 13	水	本会議	一般質問
9 ・ 14	木	休 会	委員会 産業厚生委員会
9 ・ 15	金	〃	委員会 総務文教委員会
9 ・ 16	土	〃	
9 ・ 17	日	〃	
9 ・ 18	月	〃	
9 ・ 19	火	〃	
9 ・ 20	水	〃	
9 ・ 21	木	〃	
9 ・ 22	金	〃	委員会 議会運営委員会
9 ・ 23	土	〃	
9 ・ 24	日	〃	
9 ・ 25	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件名
報告第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度垂水市一般会計補正予算（第 4 号））
議案第 4 2 号	令和 4 年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算について
議案第 4 3 号	令和 4 年度垂水市病院事業会計決算の認定について
議案第 4 6 号	垂水市立公園の設置及び管理に関する条例 案
議案第 4 7 号	垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第 4 8 号	垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案
議案第 4 9 号	垂水市教育委員会委員の任命について
議案第 5 0 号	法定外公共物境界確定請求に関する訴えの提起について
議案第 5 1 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について
議案第 5 2 号	令和 5 年度垂水市一般会計補正予算（第 5 号） 案
議案第 5 3 号	令和 5 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 4 号	令和 5 年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 5 号	令和 5 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 6 号	令和 5 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 7 号	令和 5 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 8 号	退職金返還請求権の権利の放棄について
議案第 5 9 号	垂水市学校給食費損害賠償請求権の権利の放棄について
議案第 6 0 号	令和 5 年度垂水市一般会計補正予算（第 6 号） 案
議案第 6 1 号	令和 4 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 2 号	令和 4 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 3 号	令和 4 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 4 号	令和 4 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 5 号	令和 4 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 6 号	令和 4 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 7 号	令和 4 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 8 号	令和 4 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 9 号	令和 4 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
意見書案第 1 号	国の保育士配置基準の抜本的改善を求める意見書の提出について
	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
	各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

請 願

請願第 1 号 0～2歳児の保育料も無償化を求める請願

令和 5 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 5 年 9 月 1 日

本会議第1号（9月1日）（金曜）

出席議員 13名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	11番	持留良一
4番	新原勇	12番	北方貞明
5番	池田みすず	13番	池山節夫
6番	梅木勇	14番	川畑三郎
7番	堀内貴志		

欠席議員 1名

10番 感王寺耕造

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	海老原廣達	農林課長	森秀和
企画政策総括監	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	堀留豊
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	森永公洋	社会教育課長	大山昭
水産商工	松尾智信	国体推進課長	米田昭嗣
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

令和5年9月1日午前10時開会

△開 会

○議長（堀内貴志） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（堀内貴志） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（堀内貴志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において新原勇議員、持留良一議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（堀内貴志） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月25日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月25日までの25日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月25日までの25日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（堀内貴志） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和5年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承

願います。

次に、国道220号の道路整備促進の陳情については、6月27日に国道整備促進特別委員会の川越委員長及び高橋副委員長並びに執行部と大隅河川国道事務所へ、7月11日には、市長及び国道整備促進特別委員会の川越委員長と九州地方整備局へ要望し、7月26日には、市長及び国道整備促進特別委員会の皆さんと国土交通省幹部に要望いたしましたので御報告いたします。

以上で、議長の報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

初めに8月8日から翌9日にかけて九州南部に接近した台風6号により、長期間にわたり風雨の強い状態が続いたため、沖縄県や鹿児島県を中心に生活環境に甚大な影響が発生いたしました。また、8月15日には、台風7号により、線状降水帯が発生し、鳥取県をはじめとした中国地方を中心に近畿地方など甚大な被害が発生いたしました。これらの台風災害により、被災されました市民の皆様をはじめ、関係者の方々に心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方と御遺族の皆様方に対し、深くお悔やみを申し上げます。

本市におきましては、人的被害は発生しておりませんが、一部の家屋等や土木、農林関係を中心に被害が発生しておりますことから、一刻も早く復旧に向け全力で取り組んでまいります。

それでは、先日、開催されました令和5年第2回定例会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告いたします。

初めに、防災対応について御報告いたします。

まず、梅雨期の対応についてでございます。鹿児島地方气象台から、7月23日九州南部が平年より8日遅く、昨年よりも1日遅い梅雨明けをしたとみられると発表されたところでございます。

梅雨後半の7月3日には、梅雨前線の影響による大雨が予想されたため、同日午後1時10分に災害警戒本部を設置するとともに、災害警戒本部会議を開催し、防災対応に当たったところでございます。

同日午後3時30分、市内全域に避難指示を発令し、同時刻で9か所の指定避難所を開設するとともに、FM割込み放送等を通じて、市民の皆様へ早めの避難行動を呼びかけたところでございます。

その後、発達した雨雲は次第に南下したため、翌4日午前8時に避難指示を解除し、全ての避難所を閉鎖するとともに災害警戒本部を廃止したところでございます。なお、避難所へはピーク時におきまして、市全体で9世帯11人の方が避難されていたところでございます。

また、梅雨期における被害の発生状況でございますが、主なものといたしまして、牛根境の松尾川におきまして、玉石混じりの土砂が国道220号との交差部の河川内に堆積したことから重機で除去したところでございます。

次に、台風6号の対応についてでございます。

大型で強い台風6号は、強い勢力を維持したまま複雑な進路をたどり、8月8日から翌9日にかけて九州南部へ接近したところでございます。

本市では、8日午前9時に災害警戒本部を設置し、同日午後1時、市内全域に避難指示を発令し、同時刻で9か所の指定避難所を開設するとともに、FM割込放送等で市民の皆様へ早めの避難行動を呼びかけたところでございます。

台風6号は動きが遅く、風雨の強い状態が長引いたことから翌9日も避難情報の発令を継続し、避難指示の解除や指定避難所の閉鎖は、2日後の10日午前8時となったところでございます。

また、同日午後2時46分、本市に出されておりました大雨警報が解除されたこと等に伴い、

同日午後3時15分に災害警戒本部を廃止したところでございます。なお、避難所へはピーク時におきまして、市全体で66世帯84人の方が避難されていたところでございます。

現時点における被害の発生状況につきまして御報告いたします。

はじめに家屋等の被害状況でございます。

住家につきましては一部損壊が7棟、倉庫につきましては半壊が1棟、一部損壊が2棟、確認されたところでございます。

なお、市内各地では、停電が発生しておりますが、関係者の懸命の復旧作業により、同日午後5時8分、大野地区の停電解消をもって市内全域の停電は復旧したところでございます。

土木関係につきましては、市道高峠線において大規模な路肩崩壊が発生したことから、公共土木施設災害での復旧申請箇所として1件の被害報告を行っております。今後につきましては、来月中旬ごろに災害査定が実施される見込みでございます。査定後は速やかに工事を発注し、完成を目指すところでございます。

そのほか小規模な路肩決壊や崩土、倒木や側溝埋塞などの被害が確認されたことから、建設業者や環境整備班により速やかに重機での復旧作業を行ったところでございます。

農林関係につきましては、農道への倒木や、のり面崩壊、用排水路への土砂流入など農業用施設で23件、林道等の林業用施設で9件、合計32件の被害が確認されたところでございます。また、小規模な崩土や水路の埋塞などにつきましては、建設業者や環境整備班により、応急的な復旧を行ったところでございます。

農作物等の被害につきましては、オクラ、インゲン、キュウリ、ニガウリ等の園芸作物に倒伏や茎葉の折損が発生し、901万7,000円の被害が確認されたところでございます。そのほか園芸施設の被覆資材の破損により、31万円の被害が確認されたところでございます。

生活環境関係につきましては、停電の影響により大野地区の簡易水道施設のろ過設備が稼働せず、地区住民への給水が一時困難となったことから、速やかに同地区へ飲料水を配布したところでございます。

今回の台風6号では、垂桜の雨量計において総雨量600ミリ以上が観測されるなど、市内各地で予想以上の降雨があったところでございますが、幸いにも河川の氾濫や人的被害がなかったこともあり、安堵しているところでございます。

今回の台風規模で甚大な被害が発生しなかったことは、日頃から市民の皆様や関係機関の皆様による事前の防災対応等への御協力などによるものと考えております。台風対策や避難行動に御協力いただいた市民の皆様、関係機関の皆様方に対しまして、改めて心から感謝申し上げます。

本市といたしましては、今後も気象台の発表や専門家の御意見等の情報を収集・分析し、状況等に応じた活動体制の構築や対応に努めるとともに、台風6号による災害の復旧に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、企画政策関係についてでございます。

去る7月9日、市内一円の海岸部において錦江湾クリーンアップ作戦を実施したところでございます。令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行等により、開催中止が続いておりましたが、今年度は4年ぶりに実施することができ、多くの市民の皆様に御参加いただいたところでございます。私も新城麓から牛根境まで海岸部一円を巡回し、多くの市民の皆様と接する機会を頂きました。

この錦江湾クリーンアップ作戦は、多くの人々が訪れる夏の海水浴シーズンを前に、錦江湾岸の各地において、7月を中心に海岸清掃活動等に取り組むもので、本市は参加者数、ごみ収集量において県内最大規模を誇っているとこ

ろでございます。

早朝の実施にもかかわらず垂水市建設業組合、垂水市漁協、牛根漁協などの御協力の下、1,500人を超える市民の皆様が参加し、約10トンのごみを回収していただいたところでございます。

錦江湾の環境を未来へ引き継いでいくために、今後も引き続き、自然環境の保全活動を推進してまいります。

次に、錦江湾横断道路の事業推進についてでございます。

8月8日、官民一体で組織する垂水市錦江湾横断道路推進協議会が設立され、私が会長に就任したところでございます。

錦江湾横断道路の早期実現は、交通の利便性の向上や生活圏の拡大、観光への活用など、本市をはじめ大隅半島や九州南部地域における産業、経済、文化の発展に寄与するとともに、近年、激甚化傾向にある自然災害への対応や救急医療体制の確保など、防災、医療の観点からも命を守る道路であり、必要不可欠と考えているところでございます。

昨日は、垂水市議会関係者と大隅地区選出の県議会議員5名の先生方とともに、県庁で塩田知事に直接お会いして、本協議会の設立趣旨等について御説明させていただいたところでございます。その模様は、夕方のKYTでも放送していただいたところでございます。

錦江湾横断道路は既に、県のかごしま新広域道路交通ビジョン等で構想路線として位置づけられており、今後、本協議会では、本市のみならず大隅半島全体の機運の醸成を高めるため、議員の皆様と一体となって実施路線化と早期着工を目指して活動してまいりたいと考えているところでございます。

なお、関連する活動といたしまして、8月22日錦江湾横断道路の早期着工について、大隅半島4市5町で構成する大隅総合開発期成会にお

いても初めて正式に国へ要望活動を行ったところでございます。

次に、保健関係についてでございます。

はじめに自殺対策についてでございます。

夏休み直前の7月13日及び翌14日の2日間、市内全ての小中学校の児童生徒を対象にSOSの出し方教育事業を、教職員を対象にSOSの受け止め方研修をそれぞれ実施したところがございます。

なお、今年度は小学生、中学生ごとに文化会館で一堂に会し実施いたしました。子供たちは、つらいときは、つらいと言えることや誰かに助けを求めることも強さの一つであることについて学んだところがございます。

引き続き、感情表現が成長過程にある児童生徒にSOSの出し方や表現する力をしっかりと身につけさせることで、自分を大切に感情を育む力が養われていくものと考えているところでございます。

次に、たるみず元気プロジェクト・健康チェックについてでございます。

今年度は、検査項目に市民の皆様から御要望の多かった聴力検査を新たに設けるとともに、さらなる参加者の促進を図り、健康チェックを楽しんで受けていただくため健康関連グッズが当たる抽せん会を企画したところがございます。

7月2日の第1回目を皮切りに、これまで計4回実施したところ268人の市民の皆様にご参加いただき、大変好評を頂いているところがございます。

この健康チェックでございますが、去る6月5日に鹿児島県民交流センターで開催されました第59回日本循環器病予防学会学術集会において、第19回日本心臓財団小林太刀夫賞を受賞いたしました。

同賞は、地域と密着して日本人死因の上位を占める循環器病を中心とした生活習慣病予防のために、長年貢献し、生活習慣等の改善により

疾病管理に実効を上げた活動、あるいは、疾患予防のための創意工夫により、将来において疾病管理の実効が期待できる活動に貢献したと認められる保健師、看護師、栄養士の個人及び団体を表彰するものでございます。

受賞に際し、健康チェックに御参加いただいた市民の皆様、そして鹿児島大学大学院医歯学総合研究科心臓血管・高血圧内科学の大石充教授をはじめとする関係者の皆様に、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

今後も市民の皆様のご健康寿命の延伸を図るため、引き続き、鹿児島大学と連携して事業を推進してまいります。

次に、福祉関係についてでございます。

令和5年度垂水市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金につきましては、8月末現在、住民税非課税世帯等2,668世帯に対しまして、1世帯当たり3万円の支給を行ったところがございます。引き続き、未申請の世帯に対しまして再通知等を行うなど、受給漏れが生じないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

はじめに商工業者への支援対策であります、今こそ元気を、垂水プレミアム付商品券、いわゆる、こもんそ商品券につきましては、垂水市商工会を窓口として、7月を応募受付期間とし、8月を販売期間といたしました。

期間中2,650世帯の市民の皆様から、発行額で約2億3,000万円分を御購入いただいたところがございます。なお、年末の消費が活発になる時期に合わせて、改めて、応募受付を行い、販売を予定しているところがございます。

次に、観光関連イベントの実施状況についてでございます。

去る6月17日にマリパークたるみずにおいて、スポGOMIワールドカップ2023鹿児島県STEIGEが開催され、県内各地から27チーム

81人の皆様に御参加いただいたところでございます。

スポGOMIとは、ごみ拾いを競技化した日本発祥のスポーツで、制限時間内に拾うごみの量や種類に応じて与えられるポイントを競うもので、世代を超えて海洋ごみを減らす活動でございませう。

今回、この大会の県予選が本市で開催されましたことは、自然環境保全活動だけでなく、マリパークたるみずに隣接する道の駅やマリオートホテルなどのPRにもつながる絶好の機会になったものと考えるところでございます。

7月29日には、道の駅たるみず湯っ足り館において、牛根漁協主催による「うしね海まつり～恵比須祭り～」が4年ぶりに開催されました。当日は神事後、船団パレードも行われ、会場ではステージイベントの実施や物販コーナー、キッチンカーなどの出店もあり、大変なにぎわいになったところでございます。

8月12日には、旧垂水港特設会場において、たるみずふれあいフェスタ2023夏祭りが4年ぶりに通常開催されました。当日は、音楽ライブや市内の子供たちによるダンスなど各種イベントが実施されるとともに、市内の出店業者をはじめとした多くの出店でにぎわい、駐車場がほぼ満車状態になるなど、市内外から過去最多となる約6万人の皆様にお越しいただいたところでございます。

メインイベントの花火につきましては、本市で開催される燃ゆる感動かごしま国体の正式競技であるフェンシング競技のデモンストレーションを合図に、打ち上げを開始し、水中花火や音楽花火など、趣向を凝らした花火をお楽しみいただいたところであり、実行委員会にもお喜びの声を多数お寄せいただいているとのことでございます。

さて、本日9月1日から30日までの間、鹿児島市の山形屋7階レストランにおいて、昨年

引き続き、本市の食材を使ったオリジナルのメニューによりませう、垂水味だよりが開催をされているところでございませう。

本市の畜産物や水産物の販路拡大につながる契機となりますよう、今後とも山形屋における事業展開を継続してまいります。

次に、教育旅行の受入状況についてでございます。

入国制限など新型コロナウイルス感染症の水際対策終了に伴い、6月には、台湾政府から派遣された高校生20人が垂水市漁協を視察に訪れたところでございませう。また、インドネシアのサンタローレンシア高校の教育旅行の学生20人が2泊3日の行程で本市を訪れたところでございませう。

コロナ禍以降、初めて海外からの学生受入れとなったところでありますが、手巻きずしや着つけ、習字等の異文化体験に加え、民泊に御協力いただいた御家庭での温かいおもてなしにより、すばらしい思い出ができた大変お喜びいただいたところでございませう。

なお、国内の民泊型教育旅行につきましては、兵庫県から一校、178人の高校生をお迎えし、生徒と民泊に御協力を頂きながら家庭との間で新たな出会いと思い出を育んでいただいたところでございませう。

次に、県外における本市のPRの実施状況についてでございます。

関西地区観光ビジネスモデル確立事業につきましては、令和2年から宮崎県都城市との連携の下、委託事業として実施しておりますが、今回、関西地区発着の魅力あるツアーを造成しました結果、9月までに800人以上の皆様にお参画いただくこととなっております。

両道の駅でのブリ、カンパチを使用した昼食や買物並びにお勧めの土産品の贈呈等により、参加された皆様からは大変好評を頂いているところでございませう。また、去る7月20日、ワー

ケーションを推進するため、鹿児島県が東京で主催した鹿児島ワーケーションマッチングイベントに私自身も参加し、地方でのワーケーションに関心のある企業に対し、本市の魅力をPRしたところでございます。加えて7月22日から8月6日までの間、福岡市の博多駅前で開催されました福岡市観光おもてなしイベントの鹿児島ブースに7月29日、翌30日及び8月1日、翌2日の計4日間出展し、本市の観光PRや市内業者の農産加工品販売等を行ったところでございます。

次に、スポーツ合宿の受入状況でございます。

6月から8月までの期間におきまして、鹿児島実業高校サッカー部などの常連校に加え、新たに香港からフェンサーズクラブ香港、全国高等学校総合文化祭鹿児島大会に出場した神奈川県の高沼高校マーチングバンド部や鹿児島高校吹奏楽部など合計12団体638人を受け入れたところであり、滞在延べ人数は、2,012人となっております。

本市にとりまして、このスポーツ合宿は本市の経済の活性化に寄与すると考えられますことから、今後も継続した誘致促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育総務関係についてでございます。

小中学校の給食費無償化につきましては、先の6月議会で議員の皆様のご理解を頂き、必要な予算を可決を頂いたところでございます。

このことを踏まえまして、7月19日に開催されました第1回垂水市立学校給食センター運営審議会の中で御審議いただき、委員の皆様からは、保護者の教育費の負担が軽減される、事務職員の徴収業務等が軽減される、給食センター業務としても、計画的な業務遂行ができる、などといった好意的な意見が出され、2学期からの小中学校の給食費無償化の実施について御承認いただいたところでございます。

同審議会での審議結果を受け、8月14日に開

催された第5回教育委員会定例会において、小中学校の給食費無償化を行うための垂水市学校給食費補助金及び負担金支給要綱について御審議いただき、その内容について可決いただきましたことから、無償化のための環境が整い、2学期から小中学校における給食費の無償化がスタートする運びとなりました。

学校給食につきましては、引き続き、地域の豊かな食材の活用や栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、本市の子供たちの健康や心身の健全な発達を促進していけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係についてでございます。

去る7月7日、令和4年・5年度鹿児島県教育委員会指定の学校における教育の情報化研究公開が垂水中央中学校で行われたところでございます。

当日は、県内の教育関係者約100人に御参加いただき、教科を問わず生徒が日常的に情報端末を活用している授業の様子が公開されたところでございます。授業終了後の県教育庁義務教育課長の指導講話において、生徒の情報活用能力が高まってきていることや生徒の意見交流において、情報端末の活用が極めて有効であることなどについて、国の先端に行く研究実践であるとの高い評価を頂いたところでございます。

7月24日には、県吹奏楽コンクールにおきまして、垂水小学校金管バンドが昨年に引き続き、金賞を受賞したところでございます。また、県中学校音楽コンクール夏の祭典では、吹奏楽中編成の部におきまして、垂水中央中学校の吹奏楽部が金賞を受賞しております。

県中学校総合体育大会におきましては、垂水中央中学校のソフトテニス部が男子団体が優勝、女子団体が第4位、男子個人ペアが優勝、女子個人ペアが準優勝し、男子団体と男女個人ペアが九州大会に出場したところでございます。

九州大会では、男子個人ペアが優勝し、8月21日から愛媛県で開催された全国大会に九州ブロック代表として出場したところでございます。同校のソフトテニス部は、これまでもいろいろな大会で活躍し、実績を残しており、昨年に続く全国大会への出場という市民の皆様へ元気と勇気を与える明るい話題を御提供いただけたことは何よりよかったなと思うところでございます。

次に、本市のGIGAスクール構想についてでございます。

今年度、本市は文部科学省による全国100自治体のリーディングDXスクール推進事業の指定を受けておりますが、7月27日に大阪市で開催されました全国の夏季学習会におきまして、本市のGIGAスクール構想の取組について指導主事が実践発表を行うとともに、翌28日には、垂水中央中学校の教職員が学校の取組について発表を行ったところでございます。

新聞などでも報道されておりますように、本市のこれまでの先進的な取組や児童生徒のICT活用能力の向上は、県内外からも注目されているところでございますが、夏休み期間中においても教職員による合同研修会が開催されるなど、本市のGIGAスクール構想を一層推し進めているところでございます。

次に、社会教育関係についてでございます。

7月23日にはマリンパークたるみずの海岸におきまして、第17回錦江湾シーカヤック大会in垂水を開催したところでございます。当日は好天に恵まれ、市内外から約60人の皆様に御参加いただき、会場周辺も御家族連れでにぎわったところでございます。

シーカヤックの魅力を堪能するレース、バナナボートやSUPなどの体験会を通じ、参加された御家族の絆が深まったとともに、海が大好きでマリンスポーツに親しむ青少年を育成する絶好の機会になったものと考えているところで

ございます。

次に、国体推進関係についてでございます。

去る7月28日、特別国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の炬火リレーを実施いたしました。この炬火リレーはオリンピックの聖火リレーに当たるもので、下は5歳から上は81歳までの幅広い年齢層の方々やお体の不自由なの方々、御家族で走られたの方々など189人全てのランナーの皆様が思いを一つにして、新城地区から牛根境地区まで縦断的に走行する全19区間、全長6.7キロにおいて、無事に炬火をつなぐことができたところでございます。

出発式では、新城神貫太鼓の演奏により、また市役所前では垂水吹奏楽団の演奏により、リレーに花を添えていただきました。また、暑い中、沿道に出て、ランナーに声援を送ってくださる皆様も数多く見受けられ、私も含め、ランナーの皆様におかれましては、大変励みになったものと感じているところでございます。

この炬火リレーは、かごしま国体・かごしま大会の機運の醸成を図る一環として行われたものでございますが、それ以上に、参加された皆様をはじめ、関係者や御声援を頂いた市民の皆様にとって、一生の思い出に残る一体感のある炬火リレーになったものと考えているところでございます。

8月19日及び翌20日の2日間、垂水中央運動公園体育館において、かごしま国体公開競技であります綱引競技会が開催されました。同競技会には、全国からブロック予選を勝ち抜いた29チーム308人の選手、監督の皆様が参加され、それぞれ入賞を目指して熱戦を繰り広げられました。

少年男子、少年女子の種目では、県代表として垂水高校から少年男子1チーム、少年女子2チームが出場し熱戦を展開され、保護者の皆様や先生方をはじめ多くの市民の皆様へ御来場いただき御声援を頂いたところでございます。出

場された生徒の皆様にとりまして、県代表として綱引き競技に出場したことが大いに励みとなり、充実した高校生活を送ることにつながるものと考えるところでございます。

同競技会の運営につきましても、垂水高校の生徒の皆様には競技運営の補助員として御活躍いただきました。また、垂水おもてなし少女・少年隊の皆様には、受付に設けましたドリンクコーナーにおいて御来場の皆様に明るく元気に対応していただくなど、より笑顔あふれる競技会とすることができたところでございます。

今回、実施いたしました綱引競技会の実績と経験を、10月から始まる正式競技であるフェンシング競技の運営につなげていきたいと考えているところでございます。

垂水市開催基本方針にもあります、おもてなしの心を持って選手・監督、関係者並びに来垂される全ての皆様をお迎えし、満足していただける魅力ある大会を目指してまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（堀内貴志） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第9号上程

○議長（堀内貴志） 日程第4、報告第9号専決処分承認を求めることについて（令和5年度垂水市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（園田 保） 報告第9号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

去る8月8日から10日にかけて台風6号により、災害復旧費の執行に急施を要するため、8月10日に令和5年度垂水市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでござ

います。

今回、歳入歳出とも1億3,892万8,000円を増額いたしましたので、これにより補正後の歳入歳出予算額は120億2,648万9,000円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、4ページ、第2表地方債の補正をご覧ください。

変更の内容でございますが、台風6号により被災した市道の災害復旧に係る経費の増額をしたものでございます。

続いて、歳出の事項別明細について御説明いたします。8ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費6目図書館費の需用費は、台風6号により被災しました図書館外灯の修繕に要する費用でございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農林水産業施設単独災害復旧費は、台風6号により被災した農道及び林道の倒木除去や崩土除去等に要する費用でございます。

2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設単独災害復旧費は、台風6号により被災した市道の倒木除去、崩土除去、側溝清掃、河川の堆積土砂の除去等に要する費用でございます。

2目道路橋梁河川現年発生補助災害復旧費の工事請負費は、台風6号により被災した市道高峠線に係るものでございます。

これらに対する歳入は、戻りまして7ページの歳入明細にありますとおり、国庫支出金、財政調整基金繰入金及び市債を充てて、収支の均衡を図っております。

以上で、報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀内貴志） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 早急に災害の復旧を願ってい

る一人だと思えるのですけども、私も現場の高峠1号線、見させてもらったんですけども、ここで大事なのは、やはり私はどう検証されたのか。何が原因等含めて、いわゆる復旧した後、今後どういう対策を取らなきゃいけないことがあったのか。そのあたりの課題とか問題点はどのように検証されたのか、その点について担当課の土木課にお聞きします。

○土木課長（東 弘幸） まず、被災に至ったメカニズムですけども、当然、集中豪雨、かなり強い雨が降っておりました。ということによりまして、側溝にたまった雨水が路肩のほうにあふれ出したというのがあります。

また、ちょうど雨が強かった時期、当然風も強かったりするので、木が結構揺れる関係で根に水が入って、飽和状態になって、その2つが合わさって崩壊したものと、こちらは考えております。

今後の復旧についてですけども、現在、測量しているいろんな工法、5種類ぐらい今検討している段階でございますので、まだはっきりと決まっております。

ただ、今後につきまして、同じように被災が起こらないように、また、路肩のほうにあふれることがないようにということで、今現在、検討しているところでございます。

○持留良一議員 私も、日常的な側溝を含めた維持管理というのが、あそこは非常に勾配のある形で、結局、漏れてしまうとあふれ出て浸食するようなことをつくり出して、根元が崩壊していくというメカニズムだろうなと思ったんですよね。

そういう意味でやはり日常的な側溝を含めた環境整備の維持管理というのは非常に改めて重要なと、現場を見て思ったんですけども、そのあたりの認識は共有できるでしょうか。

○土木課長（東 弘幸） 特に高峠線につきまして、ふだん、そこまで交通量が多い道路では

ありませんけども、例えば、県道南之郷線が何らかの関係で通行止めになったときの迂回路として利用されることが多々あります。

今年度も梅雨に入る前に、その環境整備で1週間ほど側溝の泥上げとか、いわゆる木とか葉っぱとかで詰まりがありましたので、除去はしております。

なるべく災害が起こらないようにということで、こちらとしても努力しているところではございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、報告第9号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。報告第9号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、報告第9号専決処分承認を求めることについて（令和5年度垂水市一般会計補正予算（第4号））については、承認することに決定いたしました。

△議案第42号・議案第43号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第5、議案第42号及

び日程第6、議案第43号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第42号 令和4年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第43号 令和4年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（堀内貴志） ここで公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

[公営企業決算特別委員長川畑三郎議員登壇]

○公営企業決算特別委員長（川畑三郎） 去る6月30日の令和5年第2回定例会において、公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっておりました議案第42号令和4年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第43号令和4年度垂水市病院事業会計決算の認定についてを、7月21日に公営企業決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

審査に当たり、予算が議決の趣旨・目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、またどのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営において、どのような改善工夫が必要なのかに重点を置き、審査いたしました。

さらに、計数の部分については、監査委員の審査意見書を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

それでは、主な質疑について申し上げます。

まず水道事業会計決算では、委員から耐震化の進捗についての質問に対し、「平成30年度に水道ビジョンの作成と同時に経営戦略を立て、令和2年度から毎年1億円程度の予算で耐震管

の更新事業を行っている。進捗状況は10%に届かないほどで、期間は40年をめどに完了する見込みである。現在は、避難所のような防災拠点につながる基幹管路を主に工事しており、全体24キロメートルのうち、4分の1ほどである約6キロメートルが終了している。今後もできるだけ早く耐震化ができるよう努めていく」との回答がありました。

次に、委託料について質問があり、「40万5,000円の指導・助言業務委託の内容は」との質問に対し、「経理専門の方をお呼びして、複式簿記のやり方に問題がないか指導していただく委託内容となっている」との回答がありました。

次に、不納欠損について質問があり、「人数14名に対し件数53件となっており、金額は4万5,425円である。無断転籍や死亡した場合など、本人と連絡がつかない対象となっている」との回答がありました。

次に、病院事業会計決算については、特段質疑はありませんでした。

まとめといたしまして、監査委員の決算審査意見書にもありますように、水道事業会計については、収益の基礎となる給水人口の減少が進む中、施設の減価償却や企業債の借入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念されるが、新たな企業債の借入れを行ってはいらぬものの、企業債残高は前年度より減少し、令和4年度は利益を出し、借入残高も順調に減少してきていることが経営努力として評価されています。

病院事業会計においては、年々、高度化、専門化、多様化していく医療需要に対応するため、老朽化の進んだ医療機器の更新、施設改修として更新工事を行うなど、医療の質の向上と医療環境の充実に努めている点などが評価されています。

本委員会としては、両事業とも引き続き経営基盤の安定化と経営の健全化に努めていただく

よう求めるものであります。

以上の質疑なども踏まえた上で、議案第42号令和4年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決し、決算については適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

次に、議案第43号令和4年度垂水市病院事業会計決算の認定については、適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（堀内貴志） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第42号令和4年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定することとし、議案第43号令和4年度垂水市病院事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

△議案第46号上程

○議長（堀内貴志） 日程第7、議案第46号垂水市立公園の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○土木課長（東 弘幸） 議案第46号垂水市立公園の設置及び管理に関する条例案につきまして御説明申し上げます。

本案は、既に公の施設として条例で定めている都市公園を除く本市の公園について、公の施設として位置づけることを目的に、新たに条例を制定しようとするものでございます。

はじめに、今回の条例制定の背景につきまして御説明申し上げます。

本市公園施設の維持管理につきましては、現在、造園業者への業務委託や市の会計年度任用職員により構成されます土木課環境整備班で行っておりますが、環境整備班につきまして、少子高齢社会により班員の後継者不足や重機運転免許の有資格者の人員確保が困難になることが将来的に見込まれるため、今後の管理体制も含め、管理の在り方について検討を行う必要が生じているところでございます。

また、令和5年第2回市議会定例会一般質問において、川越議員より、公共施設等について官と民が連携し活性化を図るため、民間活力の導入に係る要望がありましたことから、公共施設や公有地の有効活用など、官民連携による活用の在り方についても併せて見直しを行う必要があるところでございます。

これらのことを踏まえまして、土木課が所管しております公園施設の質の向上や公園利用者の利便性の向上を図るための活用等につきまして、調査・研究を実施いたしました。

調査・研究の結果、鹿児島県立都市公園において、吉野公園では指定管理者による自主事業の一環としてグランピング施設が開設されたという事例や、谷山緑地公園では指定管理者が産官学連携で取り組む公園再生計画の一環としてカフェハウスを建設し、地域住民の憩いの場を目指しているという事例を確認したところでございます。

本市においても、同様の取組が実施できないか検討を行い、まずは都市公園以外の公園について、民間事業者のアイデアや市場性を調査することを目的としたサウンディング調査を、7

月10日から7月21日まで実施したところ、宮脇海岸公園におけるグランピング施設の設置について民間事業者より提案があったところでございます。

この提案について検討を重ねた結果、まずは宮脇海岸公園に指定管理者制度を導入することで今後見込まれます人員確保等に起因する管理体制への対応を図るとともに、民間事業者の能力を活用することで公園の魅力向上、利用の促進、地域活性化を図りたいと考えているところでございます。

なお、指定管理者制度の導入に際しましては、地方自治法に基づき、その対象が公の施設となっておりますことから、公の施設として位置づけるため、原則、その設置及び管理について条例で定める必要がございます。

そのため、宮脇海岸公園を含む3つの公園について条例上で公の施設として位置づけがなされていないことから、今回、新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について第1条から順に御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨について。

第2条は、定義規定として市立公園施設について定めたものでございます。

第3条は、市立公園の名称などについて、別表のとおり、宮脇海岸公園、牛根境の鉄道記念公園、水之上団地公園を市立公園として位置づけるものでございます。

第4条は、指定管理者による管理について。

第5条は、指定管理者の指定の申請について定めたものでございます。

第6条は、指定管理者が行う業務として、第1号は市立公園の使用の許可等に関する業務、第2号は市立公園の維持管理に関する業務、第3号は、そのほか市長が必要と認める業務を定めたものでございます。

第7条は、行為の制限について定めておりま

す。

第8条は、行為の禁止について定めております。

第9条は、利用の禁止または制限について定めております。

第10条は、使用料について定めておりますが、第7条に定める許可を受けた者は垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定の例により算出した額の使用料を納付することを定めたものでございます。

第11条は、利用料金制度を採用する場合の利用料金の設定方法などについて定めるものでございます。

第12条は、監督処分について定めております。

第13条は、届出が必要な行為について定めております。

第14条は、使用料の徴収について定めておりますが、第7条に定める許可を受けた者の使用料は垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定により、徴収することを定めたものでございます。

第15条は、使用料の減免について定めておりますが、第7条の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、許可に係る行為等ができなくなった場合、その他、市長が必要と認める場合においては使用料を減額し、または免除できることを定めたものでございます。

第16条は、秘密保持義務について定めており、指定管理者または市立公園の業務に従事している者は個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、市立公園の管理に関し、知り得た情報を漏らし、または自己の利益のために利用できないことを定めたものでございます。

第17条は、指定管理者に関する読替えについて定めております。

第18条は、この条例に関し、必要な事項は市長が別に定めることを定めたものでございます。

第19条は、罰則について定めておりますが、

第1項の第1号から第3号までのいずれかに該当する者は5万円以下の料料に処することを定めたものでございます。

なお、附則の第1項としまして、この条例は令和6年1月1日から施行しようとするものでございます。

附則の第2項として指定管理者の指定その他、当該指定に関し必要な行為について、準備行為として、条例の施行の前に行うことができる旨を定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 新たな時代の変化に対応する形での管理の問題だろうということで、そういう形で今回提案されて、個人的な審議は、それに付託される産業厚生委員会で議論されると思いますけど、総括的なところでお聞きをしたいと思います。

今、出たとおり、現状と背景については語っていただいたかと思えます。そういう意味では新たな公園の方向性というのかな、在り方がここで展開されていくとやっぱり主体的な努力というか、そのことによって活性化を図っていくという提案がなくなっていくんじゃないかなと思うんですが。

そういう中で、一つは、当然のごとく管理などのサービス向上というんですかね、この点がやっぱり今後このことによって運営促進されていかなければ、これを掲げた理由はですね、目的が達成できないと思うんですが、そういう視点はこのことであるのかということと、あと、制度の目的のもう一つの側面として、私は維持管理等を含めた形でコスト削減の問題も出てきて、通常やっぱり利用される方、近隣の市民の方々の利用の便に供すると思うんですが、そういう点での問題、目的という点についてどう考

えていらっしゃるのか、また、今回、指定管理という形になると、先ほど言われた官民連携の問題と含めて、この中には、例えば近くの振興会等も含めた形でその対象にしていくお考えがあるのか、そういう視点があるのかという点について、この3つの点で質疑します。

○土木課長（東 弘幸） まず、管理の在り方でございますけども、特に宮脇公園は1万2,000平米ほど面積がありまして、かなり広い面積でございます。そこで、現在は環境整備班で、1回で4日、年5回ほど管理しているわけですけども、ただ、ほかの業務もありまして、適正なものをそろそろ刈りたいと、刈らないとちょっと見苦しくなるという時期に入れなかったりとか、そういうことが多々あります。例えば8月に1回切った後は8月の終わり頃にまた刈らないといけないということもありますけども、そういうときに台風シーズンと重なって入れないというのが多々ありました。

ただ、指定管理制度をすることによりまして、その適正な時期に景観を配慮した草刈りとか、例えば枝が落ちたところの除去とか、そういうことを管理していただけるようになれば、かなりのメリットがあるものと考えております。

それと、コスト縮減でございますけども、当然、各公園、先ほど申しましたとおり、造園業者にも委託をかけております。宮脇公園も先ほど申しました1回で4日、年5回ぐらい、そこが指定管理者制度による管理になりますと、ほかの公園にうちの環境整備班を回せるというメリットもありますので、この市民サービスにつながるのかなと思っております。

あと、振興会の管理についてでございますけども、近隣の鹿屋市の公園の在り方を調査してみましたところ、当然、施設、体育館とかあるところは法人による管理がされているようでございます。ただ、その他の公園につきましては、いわゆる町内会を指定管理者としているようで

ございます。本市につきましては、それがそのままできるかどうか、ちょっとまだ分かりませんが、今後そういうところも含めて、勉強していこうかなと考えているところでございます。

○持留良一議員 私は今回、これによってある意味公園のイメージ、そして日常的に管理がされていく、そしてそれを公園としてどう活用していくのかという一つの時代の変化というのか、イメージが変わっていく中にあると思うんですが、ここに使用料も出ていましたよね。そうすると施設を活用した地域での活性化を図るために、そこでイベントをしたりとかということも、当然、提案も含めた形でされてくるところがあるかと思うんですが、そういうところの視点というのも、この中にあるのか。そうでなければ、やっぱりこの部分、単純に、その委託するだけという問題だけなのか、その使用料まで含めた形で提案されているということは、やっぱりそういうことのまちづくりの活性化も含めた形で、公園を利用した形での地域活性化を目的とすることも当然出てこなければならないと思うんですが、その辺りの認識は方向性としてあるのかお聞きします。

○土木課長（東 弘幸） 当然、指定管理者ですので、まずそういった管理面をしていただくというのが大前提でございますけれども、先ほどの条例案の中でも、少し説明いたしましたけれども、一応提案としまして、グランピングをしたいんだと。場合によってはカフェもという話もございます。そういったことで公園の利用促進、そういったものに当然つながっていくものだと思っているところでございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

○高橋理枝子議員 宮脇公園に言及されていましたが、大変いいアイデアだと思います。7月10日から21日の間に行われたのに、ある業者

さんからアイデアが出たということだと思えますけれども、可能性的には今後、ある業者さん以外にやりたいという業者さんが出てきた場合、どういった感じになるんでしょうか。

○土木課長（東 弘幸） まず今後のスケジュールでございますけれども、今、条例案を上程させていただいておりますけど、御承認いただきましたら、すぐに公募をかけたいと思っております。それが1社なのか何社にもなるのかというのは公募をかけてみないと当然分かりません。数社もしくは1社でありましても、当然、選定委員会を開きまして、そこで決定を頂きたいと考えているところでございます。

○高橋理枝子議員 分かりました。

あと、それと地域の住民の方の御意見を伺う機会というのはあるんでしょうか。

○土木課長（東 弘幸） 当然、条件としまして、景観もですけども、住民説明会も実施するようにということで条件に入れるように今考えているところでございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第47号上程

○議長（堀内貴志） 日程第8、議案第47号垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○土木課長（東 弘幸） 続きまして、議案第47号垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、本市の都市公園の管理運営について指定管理者制度による運営を行うことができる

よう、条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対象表で御説明申し上げます。

第2条の6として、地方自治法の規定により指定管理者に管理を行わせることができる旨の規定を新たに加えようとするものでございます。

第2条の7として、指定管理者の指定を受けようとする者の申請手続について新たに加えようとするものでございます。

第2条の8として、指定管理者が行う業務について新たに加えようとするもので、同条第1号において、使用の許可、使用料の減免に関する業務について指定管理者が行う業務として定めるものでございます。

また、同条第2号は、都市公園の維持管理に関する業務、同条第3号は、第1号及び第2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務について定めるものでございます。

第9条の2として、利用料金制度を採用する場合の利用料金の設定方法等について定めるものでございます。

第14条の2として、秘密保持義務について定めておりますが、指定管理者または都市公園の業務に従事している者は個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、都市公園の管理に関し知り得た情報を漏らし、または自己の利益のために利用できない旨の規定を新たに加えようとするものでございます。

第14条の3として、指定管理者に関する読替えについて新たに加えようとするものでございます。

第16条は、違反行為をした者、命令に違反した者などに対する科料について2,000円から5万円に改めようとするものでございます。

第17条は、詐欺、その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対する過料について下限の金額を設定するものでございます。

なお、附則の第1項としまして、この条例は令和6年1月1日から施行しようとするものでございます。

附則の第2項として、罰則に関する経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第48号上程

○議長（堀内貴志） 日程第9、議案第48号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○消防長（田中昭弘） 議案第48号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

今回の改正は、総務省消防庁次長より消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布についての通知を受け、急速充電設備に関する事項及び喫煙等に関する規定の見直しに関する事項につきまして改正するものでございます。

急速充電設備に関する事項につきましては、従来、変電設備とみなされていた急速充電設備も含め、全出力が20キロワットを超える急速充電設備を、対象火気設備等の対象とする旨の改正が行われ、その他、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令で対象とする急速充電設備はコネクター型であることの明確化、分離型の急速充電設備への対応等、所要の改正

に伴い、条例改正に反映するものでございます。

また、喫煙等に関する規定の見直しに関する事項につきましては、平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。

条例においても、火災予防の観点から、喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、条例第23条に定める指定場所における喫煙の制限に係る規定が改正されたことに伴い、垂水市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の詳細につきまして新旧対象表で御説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第11条の2第1項は、急速充電設備は電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であること、急速充電設備の充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものに改め、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを分離型の急速充電設備として規定するものでございます。

なお、分離型の充電ポストについては、出火危険性が低いものと想定され、同項第1号及び第2号の規定を適用しないとされたものでございます。

同項第6号の急速充電設備をコネクタに改め、同項第7号の急速充電設備と電気自動車等の接続部をコネクタが電気自動車等に接続され、接続部側をコネクタが当該電気自動車等からに改めたものでございます。

同項第11号は、特に分離型の急速充電設備では本体とポストが離れた位置に設置されることが想定されるため、利用者が異常を認めたとき、

速やかに操作できる箇所に手動緊急停止装置を設けることを明確化したものでございます。

2 ページをご覧ください。

同項第12号は、自動車等を急速充電設備と電気自動車等に改め、同項第13号はコネクタ以降の文言を削除いたしました。

同項第16号及び第17号は、急速充電設備に内蔵する蓄電池について、主として保安のために設けるものは措置を要しないことから追加したものでございます。

第16条第1項は、以下同じを追加いたしました。

3 ページをご覧ください。

第23条第3項は、喫煙所と表示した標識について健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、設置しなくてもよいとし、第4項では、禁煙または火気厳禁と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号、または日本産業規格Z8210に、喫煙所と表示した標識と併せて設ける記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号、または日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならないことに改めるものでございます。

また、この改正に伴い、条文の修正並びに文言整理を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和5年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第49号上程

○議長（堀内貴志） 日程第10、議案第49号垂水市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第49号 垂水市教育委員会委員の任命について

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第49号の垂水市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります福里由加氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする福里由加氏の住所は垂水市市木237番地1、生年月日は昭和49年6月24日でございます。

任期は4年でございます。

なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時16分休憩

午前11時25分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第49号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第49号については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第49号については同意することに決定いたしました。

△議案第50号上程

○議長（堀内貴志） 日程第11、議案第50号法定外公共物境界確定請求に関する訴えの提起についてを議題といたします。

議案第50号 法定外公共物境界確定請求に関する訴えの提起について

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○農林課長（森 秀和） 議案第50号法定外公共物境界確定請求に関する訴えの提起について御説明申し上げます。

本件は、私有地とそれに隣接する法定外公共物里道の筆界について、筆界特定が行われ、筆界が認定されましたが、認定された筆界を不服として訴えを提起したいので、地方自治法96条

第1項第12号の規定により、議決を求めるものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

当該箇所は平成14年度の国土調査時点で、民有地所有者が、民有地と法定外公共物里道の境界に納得がいけないとして筆界未定となっておりましたが、今回民有地所有者が、申請人となり、筆界特定の申請をされ、鹿児島地方法務局筆界特定室において手続が進められました。

市としては、筆界特定手続の中で、資料の提出や現地立会い、意見聴取に出席し、里道幅は、現道幅2.3メートルから2.98メートルであると主張してまいりましたが、鹿児島地方法務局筆界特定登記官により、本件筆界は、里道幅を1.82メートルとした筆界と特定することが相当であると認定されました。しかし、里道幅を1.82メートルとした筆界を認定されたことにより、当該里道の車道通行に著しく支障を来し、市民生活に不利益を及ぼすため境界確定を求め、本件訴えを提起するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 この問題については、どのくらいの期間、いわゆる係争がされてきたのか、この点が一つと、あと、この本市が主張する内容についての正当性というのは、どういうところから根拠されているのか、この点について。

○農林課長（森 秀和） 経緯でございますが、令和4年3月1日、法務局に申請を出しております。

その後は、先ほど説明しましたとおり、法務局から求められる資料、写真等を提出して、現場立会いを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） 引き続きどうぞ。

○農林課長（森 秀和） 説明不足で申し訳ご

ざいけません。先ほど提出した資料の中に、国土地理院の地図等、本市としても、ずっと管理してきたわけですので、そこを主張したわけでございます。

○持留良一議員 本市の訴えの、ある意味正当性というのは、いわゆる公共の福祉というか、そういう観点での視点も市としては、主張の中身にあるのかどうなのか、その点について教えてください。

○農林課長（森 秀和） 先ほど説明申し上げましたが、市民生活に不利益を及ぼすということから含まれると思います。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありますか。

○北方貞明議員 この道路の地籍調査は、済んでいると私は思っていたのですが、それは済んでいると、それに対して不服申立てで、こういう訴えをされているわけですが、私は、そう解釈しておりますが、間違っていたら教えてください。そういう中で、この今の道路は、何年前から現状のままになっているのか、もう、既に私も議員になって20年ぐらいになりますけれども、その以前から、あの道路は既に今の状態だったと思うんですね。そういう中で、だんだん進んで、地籍調査も進んで、恐らく地籍調査で一度は同意されたんじゃないかと思うんですね。それに対して、まあ、どういうわけか、今度こういう形に出てきたということが、ちょっと、一般市民としては、納得いかないわけですが、そして、ここは道路が狭くなれば、隣接の人は、もう通行はできないと思っているんですが、その辺の対応はどう考えているかお話しください。

○農林課長（森 秀和） 先ほどの説明で重複する部分がございますが、筆界未定でございます。同意はされておられませんので。

あと、幅員が狭くなることによって支障が生

じるといふことでございます。

この道路については、平成14年、国のほうから譲渡されております。

以上でございます。

○北方貞明議員 既にですよ、その訴えている方は、自分の敷地内にちゃんとブロック塀もしてあるわけですよ。そのときは、それで納得されて、自分の土地はここからだというふうに境界をし、ブロックも積まれているはずなのに、まあ、何といいますか、なぜ今こういうことになったのか、何か主張側の不手際があったのかどうなのか、その辺をちょっと聞かせてください、あったら。

○農林課長（森 秀和） 先ほど、筆界未定と、線が決まってないことは、御説明いたしました。

先ほどの説明の中でも、申請が出された。国の制度の中に筆界特定制度というのがございます。筆界特定制度、これは、法務局に申請をして、登記官がその線を決めていくという制度でございます。これによって、今回筆界が、線が、決まったということでございますので、それに対して本市として、市民に影響を及ぼすことから提供したいという今回の議案上程でございます。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第51号上程

○議長（堀内貴志） 日程第12、議案第51号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

議案第51号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○総務課長（濱 久志） 議案第51号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について、御説明申し上げます。

この議案は、本市が加入しております鹿児島県市町村総合事務組合の規約の変更が必要になったことによりまして、同組合からの協議依頼に基づき上程するものでございます。

規約の変更内容につきましては、同組合に加入している伊佐北始良環境管理組合が、令和5年4月1日付で伊佐湧水環境管理組合に名称変更したことに伴いまして、同組合規約の変更が必要となるものです。

なお、変更後の規約につきましては、鹿児島県知事の許可のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用させようとするものでございます。

鹿児島県市町村総合事務組合規約の改正には、同組合を組織する全ての自治体の総合事務組合との協議が必要となることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時36分休憩

午前11時41分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第51号については、会議則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第51号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第51号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△議案第52号上程

○議長（堀内貴志） 日程第13、議案第52号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（園田 保） それでは、議案第52号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載しました参考資料をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

今回の補正の主な理由は、人事異動等に伴う人件費、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、学校給食用コンテナ配送車の購入に係る増額等によるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出とも1億6,536万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額は121億9,185万4,000円となります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、5ページの第2表、地方債の補正をご覧ください。

変更の内容は、臨時財政対策債を本年度における発行可能額通知に合わせて減額をするものでございます。

続いて、歳出の事項別明細で主なものを御説明いたします。

11ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の報償費から役務費は、庁舎等のあり方検討会を開催するために必要な費用を計上したものでございます。

12ページをお開きください。

10目企画費の負担金、補助及び交付金は、各地区公民館が策定した地域振興計画に基づく事業に対するまちづくり交付金でございます。

2項徴税費2目賦課徴収費の電算システム改修・導入業務委託は、森林環境税賦課システムの改修及び税務システムのサーバー更新に係るものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の電算システム改修・導入業務委託はマイナンバーカード戸籍附票に振り仮名及びローマ字表記をするためのシステム整備に係るものでございます。

14ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費9目介護保険事業費の負担金、補助及び交付金は、小規模多機能型居宅介護事業所に非常用自家発電設備を整備するものでございます。

2項児童福祉費2目児童措置費の負担金、補

助及び交付金中、保育所等給食支援事業費補助金は、物価高騰等による給食費等の負担軽減を図るものでございます。

3項生活保護費1目生活保護費の委託料は、被保護者調査に関する調査項目の追加等に係るシステム改修に要する費用でございます。

15ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費5目墓地火葬場費の需用費は、火葬場の大型耐火台車の修繕に係るものでございます。

16ページをお開きください。

2項清掃費2目し尿処理場費の需用費は、環境センターのし渣焼却灰コンベア修繕に係るものでございます。

6款農林水産業費1項農業費5目農業振興費の負担金、補助及び交付金中、新規就農者支援対策事業費補助金は、新規就農者が1名増加する見込みとなったことから増額を行うものでございます。園芸産地再生産事業補助金は、令和5年1月の寒波による被災農家支援に係るものでございます。

9目畜産業費の負担金、補助及び交付金は、家畜伝染病対策として初動防疫体制整備のための協議会基金積立てに係る本市の負担分でございます。

17ページをご覧ください。10目堆肥センター費の委託料は、堆肥センターにおける不良堆肥の収集運搬及び処分等に要する費用でございます。

18ページをお開きください。

7款商工費1項商工費4目観光施設整備費の委託料は、旧猿ヶ城キャンプ場跡地の測量に要する費用でございます。

19ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の委託料中、調査、測量、設計、監理等委託は、桜島口牛根麓線のり面防災工事資材単価特別調査及び元垂水原田線地すべり調査NETシステム

警報局増設に係るものでございます。

維持管理等委託は市道除草作業に係るものでございます。

使用料及び賃借料は、高木伐採のほか簡易的な道路施設の維持補修に係る重機借上料でございます。

工事請負費は、敷根町中洲線のほか1路線の改修工事に係るものでございます。

3項河川費1目河川維持費の使用料及び賃借料は、河川における寄洲除去及び護岸復旧に係る重機借上料でございます。

5項都市計画費2目公園費の報償費及び旅費は宮脇公園の指定管理者制度に向けた選定委員会に要する費用でございます。

工事請負費は、潮彩町緑地公園のバスケットコート改修に係るもので、物価高騰による資材単価の上昇に伴う増額でございます。

20ページをお開きください。

6項住宅費1目住宅管理費の需用費は、新規入居に伴う室内修繕及び錦江町定住促進住宅水道給水管更新に係るものでございます。

6目住宅安全対策事業費の負担金、補助及び交付金は、空き家解体撤去事業補助金の申請見込みによる増額でございます。

9款消防費1項消防費3目消防施設費の委託料は、第9分団消防車庫解体、防火水槽新設及び女性隊員の専用居室改修工事に係る設計委託に要する費用でございます。

22ページをお開きください。

10款教育費6項保健体育費3目学校給食費の需用費は、給食センターの設備修繕に要する費用でございます。使用料及び賃借料は、学校給食用コンテナ配送車につきまして、当初はリースでの更新を計画しておりましたが、半導体不足の影響等により年度内での更新が見込めないことから、これを減額し備品購入費として予算の組替えを行うものでございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これ

らに対する歳入は前に戻っていただきまして、6ページの事項別明細書の総括表及び8ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う使用料及び手数料、国県支出金、寄附金、繰入金、諸収入などの特定財源と繰越金の一部を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○前田 隆議員 1点だけ歳入の点で伺います。

地方債の補正で、臨時財政対策債が減額になっている。これは発行通知額の、あるいは限度額の通知があったということで理解しているのですが、もともと、この当初の臨時財政対策債の算定が間違っているのか、それとも、臨時財政対策債というのは地方交付税の不足分を補填する財源として発行されているわけですね、だから減額された部分が600万円幾らですか、これが地方交付税として回復されるか、それとも、これは算定ミスだったか、そこだけちょっと聞かせてください。

○財政課長（園田 保） 算定ミスではございませんが、ある程度の見込みとして予算で組んでおりますが、国からの通知で確定したことにより、今回は減額になりました。

年によっては、ちょっと定かではありませんけれども、増額の可能性というのもあると考えられます。

以上でございます。

○前田 隆議員 はい、分かりました。

ただ、今までですね、臨時財政対策債は令和元年度ぐらいまでは、大体1億7,000万円前後、予算で組んでおられた。これって、コロナ禍で、ざっと去年ぐらいまでは増えてましたね。ところが急に、今年3,000万円ぐらいにちょっと減額された。臨時財政対策債が減額されるほう

が、国のほうとしては、それがいい方向だと思うんですが、急にこう落ちたというようなことはどう思われているか、ちょっとそこを。

○財政課長（園田 保） なかなかその、通知であったものでございますので、その内容というのは、詳しくこちらで推測できることではございませんが、地方交付税も含めてですね、今、毎年若干減ってきておりますので、それに伴うものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 商工費観光施設整備費ですね、この問題についてお聞きしたいと思うんですが、先ほど測量ということが出てきたと思い、まずこの、何のための測量なのか、この点をお聞きしたいと思います。

○水産商工観光課長（松尾智信） 今回の補正につきましては、旧猿ヶ城キャンプ場の私有地につきまして、6月議会の猿ヶ城溪谷エリアの振興策についての一般質問を受け、整備や誘致活動などの再開発の検討を始めるに当たりまして、まずは、土地について確認を行ったところ、測量ができていないことが判明いたしましたので今回測量を行うものでございます。

この私有地につきましては、これまで測量がされておらず、現在正確な境界、面積が分からない状態でございます。今回測量を行うことによりまして、今後の猿ヶ城開発を検討する上で、正確な境界、それから面積、地積が必要となりますことから、測量を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○持留良一議員 ということは、再開発を目的とした形で、その根底となる大事な資料になるということで、この測量調査設計監理をお願いするということだという理解でよろしいわけですか。

そうやってきたときに、林野庁も含めてあそ

この開発については非常に慎重な立場を取っているというふうに思うんですね。

また、このハザードマップを見てもね、危険な、ある意味、土砂災害等の関係においてもやっぱり問題の起こり得るところだというように思うんですが、そこに対してそういう、基本としては再開発をやっていくんだよという形でこれをやるという形になると、そっちの最終的な目的のほうがどうなるかということによっては、結果としてこの委託料はですね、いわゆる設計調査委託料が本当に投資効果があるんだろうかというような疑問も生じてくるんですよ。

そうやってきたときに、そこまで踏み込んだ形でやっていくんだ、だから、どうしても調査設計委託が必要なんだという形で捉えていいわけですね。

○水産商工観光課長（松尾智信） 今、持留さんが言われるのは、市の今後、猿ヶ城開発の全体的な方向性ということでの質問だと思いますので、猿ヶ城については、自然豊かな垂水市全体の癒しの場であることを踏まえつつ、交流人口の拡大を図るとともに、垂水市観光開発審議会をはじめ様々な方々の意見を聴きながらですね、垂水市だけではなく民間の力も活用し、猿ヶ城溪谷の自然環境、景観、それに加えて、急傾斜地を含む一部危険な場所もございますので、このことも安全性を確保しながらですね、今後は観光開発を進めていければというふうに考えているところでございます。

○持留良一議員 そうすると、矛盾を抱えながらやるということになると思うんですよ。課題もありますよ。

しかし、開発も市民を含めた形で求められても、その開発は物を作るとかそういうことじゃなくてね。そういう憩いの場、自然を活用した様々なそういう取組があると思うんですが、そのこの部分は、改めて確認しますけども、そういう方向に持っていく、だからこそ、そういう測

量が必要なんだという形でそれを観光開発審議会に諮っていくんだと、こういう道筋、方向であると、そのための土台なんだということでもよろしいですね。

○水産商工観光課長（松尾智信） 今、持留議員が言われたとおりでございます。

一応開発に関しましては、垂水市観光開発審議会にお諮りをしまして開発を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第53号～議案第57号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第14、議案第53号から日程第18、議案第57号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第53号 令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第54号 令和5年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案

議案第55号 令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第56号 令和5年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第57号 令和5年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○市民課長（岡山洋恵） 議案第53号令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ280万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を23億9,255万2,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、国民健康保険税における産前産後保険税免除制度の創設に伴う費用の補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

7 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目委託料につきましては、令和6年1月施行の産前産後保険税免除制度の開始に伴う国民健康保険システムの改修費用でございます。

2 款 4 項 1 目出産育児一時金は、財源組替えでございますが、本年4月に出産育児一時金の額が42万円から50万円に引き上げられたことから、令和5年度に限り、増額分の一部が補助されることに伴う県支出金と一般財源の組替えでございます。

5 款 1 項 3 目健康ポイント事業は、会計年度任用職員の報酬に不足が見込まれるため補正するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻りまして6 ページをお開きください。

5 款県支出金は、国の特別調整交付金の対象となっております、産前産後保険税免除制度の開始に伴うシステム改修費用及び出産育児一時金の増額分に対する一部補助について補正するものでございます。

7 款繰入金は、一般会計から補填される出産育児一時金分の減額及び人件費とその差額について補正し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして議案第54号令和5年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案につい

て御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を493万2,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、会計年度任用職員に係る人件費の不足によるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

7 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目職員手当等につきましては、会計年度任用職員の期末手当でございます。共済費につきましては期末手当に伴う社会保険料等でございます。

次に、歳入につきまして、御説明申し上げます。

戻りまして6 ページをお開きください。

支出に対する歳入は全額4款繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（永田正一） 議案第55号令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,927万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億8,255万8,000円とするものでございます。

補正の主な理由でございますが、令和4年度の決算に伴うものが主なもので、繰越金や国・県等への返還金、一般会計への繰出金及び積立金等の補正を行ったところでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の

積立金は、令和4年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に、4款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金は、令和4年度事業費確定による国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

2項繰出金1目一般会計繰出金は、同じく令和4年度事業費確定による一般会計への返還分でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、低所得者の保険料軽減対策として、第1段階から第3段階までの低所得者保険料減額分の財源補填額が増額になったことに伴い、その分の金額を減額するものでございます。

3款国庫支出金から5款県支出金の地域支援事業交付金は、地域支援事業の増額に伴うものでございます。

7ページの7款繰入金1項一般会計繰入金の2から4目にかけての地域支援事業交付金及び事務費繰入金は、事業費の増額による市の負担分でございます。

5目低所得者保険料繰入金は、低所得者の保険料軽減対策に係る減額となる保険料相当分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、地域支援事業の増額に係る財源分を増額するものでございます。

8款繰越金は、令和4年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○生活環境課長（有馬孝一） 議案第56号令和5年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

す。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ104万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,136万2,000円とするものでございます。補正の理由でございますが、令和4年度繰越金の確定に伴うものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款諸支出金1項1目27節繰出金につきましては、令和4年度決算に係る繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページをご覧ください。

3款1項1目繰越金の1節前年度繰越金につきましては、令和4年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金確定に伴い補正をするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○水道課長（岩元伸二） 議案第57号令和5年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、人事異動に伴う給料、手当、法定福利費等の増額補正を行うものと、また、水道事業における経営戦略を見直すための業務委託料等でございます。

それでは、参考資料により御説明いたしますので、5ページをお開きください。

まず、収益的支出の1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費の節手当と3目総係費の節給料から法定福利費は、いずれも職員の人事異動に伴う費用の増額補正でございます。

また、総係費の節委託料は、垂水市水道事業経営戦略改定業務委託費であり、費用弁償及び報償費は、経営戦略改定業務に伴う審議会委員への旅費及び謝金等でございます。

1 ページにお戻りください。

したがいまして、第2条は、令和5年度垂水市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の営業費用を622万1,000円増額し、総額2億7,597万円とするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費を274万8,000円を増額し、5,954万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△請願第1号上程

○議長（堀内貴志） 日程第19、請願第1号0～2歳児の保育料も無償化を求める請願を議題といたします。

ただいまの請願第1号は、産業厚生委員会へ付託いたします。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（堀内貴志） 明2日から11日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、9月12日及び13日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後の全員協議会終了後から9月5日の正午までに、質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出を願います。

△散 会

○議長（堀内貴志） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後0時12分散会

令和 5 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 5 年 9 月 1 2 日

本会議第2号（9月12日）（火曜）

出席議員 14名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫
7番	堀内貴志	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	海老原廣達	農林課長	森秀和
企画政策総括監	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	堀留豊
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	森永公洋	社会教育課長	大山昭
水産商工	松尾智信	国体推進課長	米田昭嗣
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

令和5年9月12日午前9時30分開議

△開 議

○議長（堀内貴志） おはようございます。9月になりましたけど、まだまだ暑い日が続きます。どうか議員の皆様方も、執行部の皆様方も、上着は脱いで結構ですので、御自由に脱いでいただきたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△議案第58号・議案第59号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第1、議案第58号及び日程第2、議案第59号を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第58号 退職金返還請求権の権利の放棄について

議案第59号 垂水市学校給食費損害賠償請求権の権利の放棄について

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○総務課長（濱 久志） おはようございます。議案第58号退職金返還請求権の権利の放棄について、御説明申し上げます。

故岩下元市長の退職金返還請求につきまして、返還請求に関する交渉を、本市顧問弁護士を通じて行ってまいりました。退職金返納命令額1,345万6,600円に対して、令和2年3月までに436万6,600円の返納がありましたが、故岩下元市長が令和2年9月に亡くなられたことに伴い、戸籍の公用請求等により事実確認を行い、併せて相続人について調査を行いました。民法に基づく相続人になり得る者7名に対して、残額909万円の返納請求通知等を行ってまいりま

したが、相続対象者全員の相続放棄の手続が確認されました。

この結果、民法に基づく相続人となり得る者がなくなり、請求できる相手がないことから、退職金の返還請求は終了せざるを得ないこととなったものでございます。また、故岩下元市長名義の金融機関の預貯金及び固定資産等の有無に関して、関係機関に対して調査を行ったところ、金融機関に預貯金等の額が11万7,586円確認されたところでございます。相続財産がある場合、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申立て、同管理人に改めて遺産調査を行わせることは可能であります。鹿児島家庭裁判所へ相続財産管理人の申立てに係る費用を確認したところ、収入印紙代、官報広告料及び余納金として一般的に50万円程度必要になるとのことでございました。本市顧問弁護士に相続財産管理人の選任を請求する必要性について相談したところ、相続財産管理人の選任に係る諸費用は相続財産の中から捻出するため、今回のようなケースにおいては、その費用が市の負担となってしまうこと、また、その他の債権者が存在する場合、債務の支払いについて清算の調整が必要となることから、相続財産の価格が申立て費用より少ない場合は、請求行使に実効性がないとの回答を得たところでございます。

つきましては、債務者が死亡し法定相続人が存在しない、または、全ての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い、受理されたことから、債務者が不存在となり、かつ、某債務者の相続財産管理人は専任されておらず、相続財産の価格が選任の申立てに要する費用を超えないと見込まれることから、当該債権の請求行使に実効性がないものとし、権利の放棄を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育総務課長（堀留 豊） 議案第59号垂水

市学校給食費損害賠償請求権の権利の放棄について、御説明いたします。

垂水市学校給食費損害賠償請求につきまして、給食費不明金の調査委員会の調査に基づき、債務者に対しまして確定した賠償金2,313万5,083円の請求を行い、平成12年から平成29年にかけて19万8,792円の返済がありました。賠償金2,293万6,291円を残し、平成31年4月に債務者が亡くなりました。債務者が亡くなったことに伴い、戸籍の公用請求等により事実確認を行い、併せて相続人の調査を行いました。民法に基づく相続人になり得る者、延べ10人に対して損害賠償請求を行ったところ、全ての相続対象者が家庭裁判所への相続放棄の手続が確認されました。この結果、民法に基づく相続人となり得る者がいなくなり、請求できる相手がなく、賠償請求は終了せざるを得ないこととなったものでございます。

また、債権回収のため、某債務者名義の金融機関の預貯金及び固定資産等の有無に関して、関係機関に対して調査を行った結果、預貯金等の額が12万2,728円確認されたところでございます。相続財産がある場合、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立て、同管理人に改めて遺産調査を行わせることは可能であります。鹿児島家庭裁判所へ相続財産管理人の申立てに係る費用を確認したところ、収入印紙代、官報広告料及び予納金として、一般的に50万円程度必要になるとのことでもございました。本市顧問弁護士に相続財産管理人の専任を請求する必要性について相談したところ、相続財産管理人の専任に係る諸費用は相続財産の中から念出するため、今回のようなケースにおいては、その費用が市の負担となってしまうこと、また、そのほかの債権者が存在する場合、債務の支払いについて、清算の調整が必要となることから、相続財産の価格が申立て費用より少ない場合は請求行使に実効性がないとの回答を得たところで

ございます。

つきましては、相続財産の価格が選任の申立てに要する費用を超えないと見込まれることから、当該債権の請求行使に実効性がないものとし、権利の放棄を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○北方貞明議員 この議案が今日出たわけなんです。初日に説明をしていただきました。なぜ、説明してまだ今回出たのか。始めに、開会の時に、なぜ出されなかったのか。それと、両氏とも、残高が、岩下さんの場合は11万、水迫さんの場合は12万と今聞きましたけども、この残高は死亡前の残高ですか。その辺をちょっと確認したいと思います。

○総務課長（濱久志） 今回、初日に全員協議会で御説明したことですが、今回議員改選がございまして、新たに議員になられた先生方もいらっしゃると思いますので、一応、初日の日に報告という形で、今までの経緯を御説明して、今回、議案の提出ということにしたところで。

それと、預貯金の関係ですが、この預貯金につきましては、債権者が死亡後に預貯金調査をして確認した金額でございます。

以上です。

○教育総務課長（堀留豊） 今、総務課長の答弁と同じく、議員の改選がございましたので、一回全員協議会で説明をしてから、改めて議案を出すというふうな手続にさせていただいたところでございます。

それから、残高については同じく、死亡後調査を行っておりますので、死亡後の残高ということでございます。

○北方貞明議員 調査がされたのは分かっているんですけど、だから私が聞きたいのは、死亡

された日付はありますよね、通帳には。多分あると思いますが、その前の金額残か、そこを聞きたいんです。そこは幾らあったかということを知りたいんです。ということは、死亡してからは当然金額は引き出されないはずですから、そのちょっと確認をしているところです。前日付で、残高がそんだけあったかということ。
○総務課長（濱 久志） 金融機関に残額の調査をしておりますので、その以前がどれだけの預貯金があったかというのは確認はしていません。ですので、今回11万の残高があるというのは、各金融機関に照会をかねて、通帳の残高だけを確認したものです。

以上です。

○教育総務課長（堀留 豊） 同じく金融機関に残高の調査をお願いしたということで、それまでの金額については必要ないものというふうに理解しているところです。

○北方貞明議員 それはもう分かりました。金融機関で調べたら、それだけ残高があったということは分かります。先ほど言いましたように、本人が亡くなったら、亡くなった時点で下ろせないわけですよね。だからそこを確認をしたかということなんです。

○総務課長（濱 久志） 確認したわけではございませんが、一般的に亡くなられた方の通帳というのは引き出しはできないというのが一般的に言われておりますので、そのような考えでございます。

以上です。

○教育総務課長（堀留 豊） 総務課長の答弁と同じでございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 両議案は58号、59号、請求権行使が無理だろうと、実効性がないということで、致し方ないのかなとは考えます。ただ、つい最近も契約保証金の問題が起きました。両

議案とも、この事件についてやっぱり反省がなされていなかったんじゃないかという議論も起こりました。今、この議案について今回出されることで、尾脇市長も現職市長じゃありませんでしたし、幹部職員の人たちもまだ若かったですよね。なかなかそこで難しい、もう一昔前の事件ですから、訴追していく、追及している原因が難しいとは思いますが、いま一回立ち止まって、何が原因でこういうことが起こったのか。その後、どういう対応を行ってきたのか、防止策を立ててきたのかという部分が、やっぱりきちっとやられていなかったから同じような事件が繰り返されてきたと思うんですよ。その部分について、1点、2点目ですね。3点目として、両事件とも刑が確定してから、市のほうが法にのっとって返還金の請求、また、動産不動産の差押え、そのお2人ともお仕事行ってらっしゃいますから、給与の差押え等、債権確保のための手段を速やかに行ってきたのかという部分も問題になります。この部分の3点について、それぞれ担当課長の答弁、その後市長、両課長の部分の意見を聞いて、総括して私の部分の質問に答えていただきたいと思います。（発言する者あり）

すみません、私が休んだ部分については、それはもう議長にきちっと許可を受けておりますけども、申し訳ございませんでした。全協の部分で説明が聞けなかったことについては、それは陳謝いたしますけども、大事な問題でありますので、答えていただきたいと思います。あとは議長の采配に任せます。

以上です。

○議長（堀内貴志） 総務課長、答えますか。

○総務課長（濱 久志） 岩下市長の退職金の返還につきましては、顧問弁護士を通じて、相手方とは交渉して、生活状況を見ながら、弁護士が金額を判断されて、毎年市のほうに入金をいただいてきたところでございます。

岩下市長につきましても、体調をかなり崩されていたという話も聞いておりますので、この金額が妥当とはちょっと言えないんですが、仕方ない金額ではあったんじゃないかと思っております。今回、採用試験を絡んでの贈収賄事件です。その事件が発覚したのは、退職金を支払った後に発覚して逮捕された案件でございます。ですので、この対策と言いますと、職員採用の問題になっていきますので、そこにつきましては、その後、採用試験については厳格な採用試験ができるように努力はして、現在もそのように努力しているところでございます。

二度とこのようなことが起きないように、努力いたしてまいりたいと考えております。

それと、今回の相続に関する案件です。令和2年9月に岩下市長が亡くなられた。その後、戸籍の調査をして、債権者が、相続人がどの程度いるのかというのを調査に入りました。その後……

○議長（堀内貴志） 全協で一度説明していますから、手短でお願いします。

○総務課長（濱 久志） 相続対象者7人です。これにつきましても、順番で相続人に、債務の請求は行いましたが、結果として相続放棄をされたということで、今後、請求する相手方がいなくなったという結果となりました。

以上でございます。

○教育総務課長（堀留 豊） それでは、学校給食費損害賠償関係で、まず今回の事件の原因でございますが、事件発生の大きな要因は、組織としてチェック機能が果たされていなかったということから、現在、口座の管理体制を見直し、運用面の改善を図ったところ です。具体的には、通帳印はセンター長が保管し、事務担当者が通帳を保管する、ダブルチェック体制で業務を行っているところでございます。

また、支払事務の伝票作成内容確認、決済事務等についても、複数人で確認をし、支払い後

の確認も行うなど、徹底しております。さらに、会計監査についても、学校給食センター運営審議会において、校長とPTA代表を監査役員に選出するなど、現在は厳格なチェック体制を講じているところでございます。

それから、事件発覚後の返還の手続でございますけれども、事件発覚後、調査委員会を設置し、様々な調査を行い、その結果、市報たるみずで教育長の謝罪等を行ったところですが、その後、逮捕、起訴され、平成12年に実刑判決が出されたところでございます。返還状況については、損害賠償請求については、本人への面談を様々な形で試みましたが、なかなか本人に接見できない時期等もありました。

本市顧問弁護士の助言を仰ぎ、平成28年に賠償金の支払いに関する合意書を締結するなど、賠償金の回収に努めてきたところです。その後、お亡くなりになられた後ですが、法律に基づきまして、相続人の順位というのがございますので、その相続人の順位に基づき、それぞれ手続を行ってまいりましたが、全ての方が相続を放棄をされたというふうな経緯を、前回の全員協議会のほうで御説明させていただきました。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の質問にお答えをいたします。

議案58号、59号の中身、その後の市の対応としては、今、報告があったとおりでございます。ただ、私としては、この2つの案件に関しては、大変遺憾でありますし、責任を感じております。私、当時一般人でございましたので、この事件を報道等で知りまして、こういうことがあるんだと大変驚いて、驚愕した記憶がございます。それから関連してということで、いろんなお金に関するトラブルが、その後も全くないわけではございません。そのたびごとに、再発防止ということで、様々な仕組みというのは構築をしてまいりまして、よりそういったものを防げる

体制にはなっけてきております。ただ一方で、ヒューマンエラーの部分もございますので、この辺の再教育とか、両方やっけていっけて再発防止、このようなことが起こらないようにしていくということは、常に、襟を正しながら進めていかなければいけないというふうに思っけております。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

これは総務文教委員会に付託しますけど、今質問しますか。

○池山節夫議員 これ二十数年前の話で、まだ市長も議員になっけておられなかつたんで、給食費は私と北方議員と、始良のほうまで行っけたことがあるんですけど、新しい議員の方もいらっしてしゃいますから、ちなみに教っけてほしいんですけど、お2人とも別々なんですけど、岩下市長は、どんな罪状で、これが発生するんですけど、どんな罪状で、その刑期とか、そういう罰はどんなものを受けられたのか。それで学校教育のこちらの水迫さんのほうも、どんな罪状で、どんな刑を受けられたのかだけ教っけてください。

○総務課長（濱 久志） では、岩下市長の件で御説明します。

岩下眞人氏は、平成7年1月27日から平成11年1月26日の1期4年間、垂水市長に在職し、任期満了時に退職手当1,345万6,600円が支給されております。

その後、岩下氏が在職期間中に垂水市職員採用に絡んだ収賄罪とした刑事事件にて、平成11年7月9日に懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金100万円の刑が確定したところなんです。

以上です。

○教育総務課長（堀留 豊） 給食費横領の事件でございますが、この件については、平成11年の9月21日から27日に発覚したところなんですけれども、平成11年9月30日に業務上横領で告訴を行いました。その後、まず、平成11年10

月4日、本人は懲戒免職処分です。平成11年10月26日に逮捕されました。その後、11月15日に起訴されて、平成12年1月25日に懲役4年を求刑され、平成12年2月8日、懲役3年の実刑判決が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案2件については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第60号上程

○議長（堀内貴志） 日程第3、議案第60号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（園田 保） それでは、議案第60号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を説明いたします。今回の補正は、本会議初日に議案第50号にて上程いたしました、法定外公共物境界確定請求事件に関する訴えの提起に係る弁護士費用、及び大崎町と連携して移住体験プログラムを実施する事業に要する費用でございます。補正の額は、歳入歳出とも282万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は、121億9,467万4,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に上げてあるとおりでございます。

歳出の事項別明細を御説明いたします。7ページを開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、12目農道整備事業の委託料は、法定外公共物境界確定請求事件に係る弁護士費用でございます。

7款商工費、1項商工費、3目観光費の負担

金補助及び交付金は、居住地にとらわれない働き方ができる層と、その家族をターゲットとした移住体験プログラムを、本市及び大崎町で連携して実施するものでございます。これらに対する歳入は、前にもとっていただきまして、4ページの事項別明細書の総括表及び6ページの歳入明細にお示ししてありますように、繰越金の一部を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 補正予算（第6号）ということで、2点の提案をされています。1つは、この農業制度整備事業費、いわゆる弁護士費用ということなんですけども、なぜ同時に提案できなかったのかと若干疑問に思ったものですから、この点について、なぜこんなふうに関後したのか。このことの何か経過があって、こういう措置をされたのか、それとも忘れていたのかどうなのか分かりませんが、その辺りの中身について、私たちは知っておく必要があると思いますので、お願いしたいと思います。

それから、観光費、ワーケーション推進事業負担金、今回大崎町との合同でやるということなんですけども、これはコロナになって、全国的にもこの推進が図られてきているというふうに思います。ところが今逆に対面方式の内容として、やはりそういう方向で企業活動もやっていかなきゃいけないみたいな部分も、だんだん元に戻ってきている状況の中で、2つほど指摘したいんですけども、1つは、この点についてきっちりと総括なり、そしてその総括の中での方向性、大きくはまちづくりに関係するというふうに思うんですが、そういう視点の中での総括はあったのかどうなのか、なおかつそれに基づいて今回これに取り組もうというような形に

なったわけですので、当然それなりの方向性がないと、ただ単にお金を使って結果がこうだったというだけでは、これだけの大崎町だと300万円でしたよね、たしか、冒頭で300万円という中身でしたけども、じゃあその中身がどうだったのか、そして大崎町とはどういう協議をして、その中で共にどういう視点でこのワーケーション事業を發展させていこうとか、そういう議論になったのかどうなのか、この辺りについて指摘をしたいと思います。

○農林課長（森 秀和） ただいまの持留議員の御質問にお答えいたします。

議案第50号で上程をしているわけでございますが、予算には締切りがございまして、その期日に間に合わなかったことで、今回議案、補正予算として上程しているところでございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） この事業の、ワーケーションの前の事業の検証と、また方向性ということの質問だったと思います。垂水市におきましては、昨年9月から12月におきまして、PWCコンサルティング合同会社、そのほか1社とワーケーションとして、森の駅たるみず、それからリブマックスリゾート桜島、それからホテルA Zにて延べ滞在人数415人を受け入れているところでございます。ワーケーションに伴うこれまでの検証でございますけれども、平日の観光、旅行需要の創出、交流人口及び関係人口の増加、それから地域内関連事業の活性化、それに伴う雇用の創出、それから地域課題の解決に取り組むための、域外企業との協力関係の構築、さらに企業版ふるさと納税等がございましたので、一定の効果があったというふうには考えているところでございます。

今後の方向性でございますけれども、垂水市といたしましては、ワーケーションにより実際に一定期間地域で生活をしてもらうことにより、深く地域の現状や魅力を知っていただくことで、最終的に移住、定住につながっていければとい

うふうに考えているところでございます。そのようなことから、ワーケーションというのはその入り口の一環ということで、今後も垂水市は続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 農業整備業費、これは間に合わなかったということで、本当、実務的な関係においてこれは本当に正しかったのかどうかは、僕らは分かりませんが、そういう形で間に合わなかったということで、これはもう致し方ないのかなというふうに思います。ワーケーションの推進事業なんですけども、今お聞きしていると、大事な視点がどこにあるんだろうというふうに思うんですよ。せっきくの国含めて事業費が提案されている中で、まちづくりという視点がどうなっていくんだろうと。最終的にさっき言われたとおり、移住、定住にこれを結びつけていくという方向性はあるということでしたけども、しかし、その後これを積極的に自主的な事業としても取り組んでいくとか、ただ単に国がそういう推進的な立場でやるからそれを受けるとのことじゃなくて、本当にそれだけの総括、またその中での様々な方向性が見れたのだったら、もっともっこの部分にどういう形で力を入れて、どういうワーケーション事業で取り組んで、都会の人たち、マッチングの人たちの方々を招き入れていくのか、やはり土台作り、いわゆる市長がよく言うランドデザインとよく言われますけれども、そういうところの部分で、これでどう作っていくのかというのは全く見えてこないんですよ。だからそういう意味ではそういうところの事業というのであれば、せっきく持って行くのであれば、やはりそのあたりのきちとした方向性も位置づけていかなければ、せっきくのこれが土台になっていかないんじゃないかというふうに思うんですが、最後にもう一回この点についてお聞きしたいと

思います。

○水産商工観光課長（松尾智信） 今言われたとおり、いろいろな土台があると思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、本質といたしましては、方向性として、定住、それから移住、それにつながるように、今後も努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

○高橋理枝子議員 ワーケーション推進事業なんですけども、この移住体験プログラムに対して、利用者が負担する金額というのはどれぐらいになるんですか。

○水産商工観光課長（松尾智信） 利用者の負担でございますけれども、まだ検討しておりませんので、今後それを検討させていただきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 一応費用は発生することによろしいですか。

○水産商工観光課長（松尾智信） そのような考えでよろしいと思います。費用発生いたします。

○議長（堀内貴志） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案件については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△一般質問

○議長（堀内貴志） 日程第4、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、質問時間は答弁時間を含めて1時間以

内とします。

また、質問回数については制限なしといたします。いずれも、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次、質問を許可します。

最初に、8番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。5月8日をもって新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行しまして、本市でも様々なイベントが開催されるようになりました。これまで自粛や制限等で何もできなかったことが一気にはじけた感がございますが、全国ではいまだに新型コロナウイルス感染症がくすぶっております、完全な収束にはもう少し時間が必要ではないかと思っております。また、本市や県内でも散発的でございますが、新型コロナウイルス感染症が発生しておりますことから、対策を十分に取しながら、コロナ前の状態に少しずつ戻っていければと思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。市長、副市长並びに、関係課長の明確な答弁をよろしく願いいたします。

それでは、1番目は、たるみずふれあいフェスタ夏祭りについて質問いたします。本市の夏の最大イベントとして開催されておりました、たるみずふれあいフェスタ夏祭りにつきましては、コロナ禍の影響によりまして、令和2年度から令和4年度まで開催できず、今年度4年ぶりの開催となりました。開催前に台風6号が接近し、迷走しておりましたことから、フェスタが開催できるか大変心配をしておりましたが、当日は天候にも恵まれ、無事開催されたところでございます。また、会場では各種イベント、

露店、キッチンカー、市内出店の出店、メインイベントであります打ち上げ花火によりまして、多くの市内外からの観客で近年にないにぎわいとなり、本市の人口が一挙に3倍4倍に増えたのではと感じたところでございました。さて、8月9日のNHKのニュースで、全国の夏祭りが費用高騰や人手不足を背景に、規模縮小や中止になっているとの報道がございました。原因としましては、警備費がコロナ前の2倍、また、経費も軒並み上がっており、さらにコロナの影響で地域経済が回復せず、資金集めが難しいとのことや、担い手の高齢化など、全国で49地区の夏祭りが中止、また、開始しても規模を縮小しての実施で、関係者は今後夏祭りが続けていけるのか、大変不安とのことございました。

本市におきましても、今回のフェスタはコロナ及び物価高騰の影響により、協賛金の確保がかなり難しい状況が予想されるとのことでありまして、本市からの補助金の大幅な増額により開催されております。そこで、今回のフェスタの予算総額と協賛金が幾ら集まったのか、また予算に占める協賛金の割合と、今回の夏祭りによる経済効果がどれくらいあったのか教えてください。

次に、2番目の台風6号被害についてお聞きします。

8月8日から10日にかけて本市に影響を及ぼした台風6号は動きが遅く、長時間にわたり風雨の影響が続いたことが特徴的でありました。そのため、市道や農道、林道のほか農作業等の被害については、本会議初日における市長の諸般報告で伺ったところですが、台風6号の影響により、庁舎に雨漏り等の被害が幾つもあったと聞きます。そこで、庁内の被害状況について伺います。

次に、3番目の合併浄化槽についてでございますが、道の駅たるみずはまびらの情報提供施設内において、錦江湾奥の環境保全活動を周知す

るための錦江湾奥会議環境パネル展が8月末まで開催されておりました。この環境パネル展を拝見したところでありますが、展示されているパネルの一つに生活排水対策がございました。生活排水を適正に処理することは、水質汚濁を防ぎ、快適な生活環境を確保していく上で重要と考えます。生活排水のうち、雑排水は単独処理浄化槽やくみ取便槽では処理できず、処理されないまま河川等へ放流されているようであることから、合併浄化槽への転換を進めていく必要があると思われまます。本市でも、浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置補助を行っているようですが、現在の合併浄化槽の普及状況はどうなっているのか伺います。

次に4番目の、本市小中学生のいじめ、不登校の状況についてであります。新聞等の報道によれば、コロナ禍のこの3年間で全国的に不登校の児童生徒の数が増えてきていると言われておりますが、本市の児童生徒の不登校の状況についてはどうなっているか、いじめ問題の状況と合わせて伺います。

次に、最後の、林業大学校の誘致についてお尋ねします。8月29日の南日本新聞に、県内林業の人材確保、育成のために、鹿児島県内に林業大学校の設置を検討するための協議が行われていることが掲載されており、県は検討会からの案を受けて、9月以降に設置するかどうか判断すると書かれておりました。また、9月8日に開会した県議会冒頭の補正予算提案説明において、塩田知事が林業大学校の早期設置に向けて検討を進めると表明されたことが、9月9日付の南日本新聞に掲載されておりました。これらの記事を一読しまして、森林面積が市の面積の約8割を占める垂水市において、今後、豊かな森林資源の活用と防災の観点から、しっかりと森林保全を図り、持続的に取り組んでいくための人材育成確保において、林業大学校は垂水市に必要な教育環境ではないかと認識したとこ

ろであります。

現在、関係所管課も様々な情報収集を行われていると思われまますが、まずは垂水市の森林保全の現状と課題について、農林課長に伺います。これで1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（松尾智信） それでは、フェスタの予算総額と予算に占める協賛金の割合及び夏祭りの経済効果はについての質問にお答えいたします。

今回のふれあいフェスタ夏祭りの予算は1,418万円で、そのうち協賛金が750万円でございます。予算に占める協賛金の割合は約53%、前回開催いたしました2019年度の予算が1,316万円で、そのうち協賛金が961万円でございましたので、予算に占める協賛金の割合は約73%でございました。協賛金につきましては、前回に比べまして約32%の減でございます。しかしながら、今回、市の補助の大幅な増額によりまして、前回並みの予算が確保できたところでございます。実行委員会からは、補助金の大幅増額に対し、物価高騰の影響、特に資材の高騰が顕著で、この補助金がなければフェスタも開催できなかった。非常にありがたかった。感謝しているとの御意見を皆様方からいただいたところでございます。また今回の夏祭りによる経済効果でございますが、当日の観衆は約6万人程度でございましたことから、計算はいたしておりませんが、かなりの経済効果があったのではと考えているところでございます。

実際、当日の両道の駅においても、お盆の帰省客と重なる部分もございませうが、来客数及び売上げも伸びたとの報告を受けたところでございましたので、担当課としましては夏祭りを開催したことで地域の経済にもかなり効果があり、コロナ禍で低迷していた景気回復にもつながったものと考えているところでございます。

また、市民の多くの方々から、今回の花火大会は大変よかったとのお喜びの声もいただいた

ところでもあります。

以上でございます。

○財政課長（園田 保） 台風6号の被害についてお答えいたします。

8月8日から9日にかけて確認いたしました本庁内の被害状況についてお答えいたします。

まず、新館を含む本庁舎におきましては、2階の総務課、企画政策課など、執務室の雨漏りが4か所、水産商工観光課、また農業委員会では窓からの雨の吹き込みが2か所確認できました。3階では全員協議会室や廊下でも雨漏りが3か所、それから議長室、議場、委員会室、第1会議室で雨の吹き込みが4か所、また屋上塔屋におきましても雨の吹き込み等が確認しております。

そのほか、別館1階でも雨漏りが1か所確認しましたので、本庁舎全体で雨漏り8か所、雨の吹き込み7か所でございます。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） 垂水市における合併浄化槽の普及状況につきましてお答えいたします。

生活環境の保全と快適な生活環境を確保していく上で、生活排水の適正処理は重要なものと考えております。その污水处理施設としましては下水道、集落排水処理施設及び浄化槽がございます。本市では地理的条件や人口密度等地域特性を踏まえて漁業集落排水処理施設のある牛根境地区や潮彩町以外の地区では合併処理浄化槽による生活排水処理を推進しているところであり、令和4年度末現在では、本市の合併処理浄化槽の普及率は62.7%となっております。

県内自治体と比較しまして合併処理浄化槽の普及率は低いものではございませんが、他自治体では下水道や農業集落排水施設等の整備も推進させているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 垂水市の小中学生のいじめ、不登校の現状につきましてお答えいたします。

まず、不登校につきましては、明らかな病気などによる欠席を除いて年間30日以上欠席のある児童生徒を不登校としております。川越議員の御指摘のとおり、コロナ禍で全国的にも不登校の児童生徒は急増しております。令和4年度の国の集計結果はまだ出されていないので、コロナ禍が始まる前の令和元年度と2年後の令和3年度のデータで不登校児童生徒の在籍率を比較してみますと、全国の小学生は令和元年度0.83%、これが2年後には1.3%と2年間で約1.6倍に増えております。同様に、中学生は3.94%から5.0%と約1.3倍の増加でございます。

なお、コロナ禍3年目となる令和4年度につきましては、大隅地区内におきましても、前年度に比べさらに増えているというようなことでございます。

さて、コロナ禍における本市の児童生徒の不登校の状況ですが、全国と比較ができる令和3年度の在籍率の状況で御説明しますと、小学生は全国1.3%に対し、本市は0.6%と少なく、中学校は全国5.0%に対し本市は4.8%とほぼ同じぐらいとなっております。また、昨年度は小学校は令和3年度よりやや増加し、中学校はほぼ同程度となっております。

いじめ問題につきましては早期発見早期対応が重要であると考えており、早期の軽微なうちに発見、認知し、いじめを受けた、あるいは訴えてきた児童生徒の心情に寄り添いながら保護者とともに協力して素早く組織で対応していくことが必要であると認識をしております、その認識のもと解決に努めるよう各学校へ指導しているところでございます。

年間で児童生徒数の約10%はいじめは起こる可能性があるとの研究がございますことから、いじめの認知件数が少ないのがよい学校ではな

くて、いつどの学級、学校でも起こり得ることであるとの共通認識のもと、積極的にいじめを認知し学校と一緒に教育委員会も対応しているところがございます。

なお、令和4年度は小学校で17件、中学校で18件認知しており、からかい、それからひやかし等が最も多かった状態でございます。いじめと認知した事案につきましては、少なくともその後3か月は見届けを行うよう解消に向けた取組を指導しているところがございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 森林保全の現状と課題につきましてお答えいたします。

森林の持つ機能は水源の涵養や国土の保全など、安全で潤いのある生活環境を提供するとともに二酸化炭素の吸収、貯蔵を通じて地球温暖化防止に貢献するなど、多面的かつ重要な役割を果たしており、その恩恵を将来にわたりつないでいく必要があります。森林の管理、保全は、原則としてその所有者において行うものとなっており、本市においても、所有する市有林の間伐や下刈りなど、取り組んでいるところです。一方で、外材の需要が高まるにつれ、なりわいの職業として林業が衰退してきた経緯があり、山林を相続するも、林業を営むことは難しく、また林業の担い手が減少してきた中で、個人が所有する人工林については、計画的な森林施業がなされず、管理不足の状態となっている森林も多いのが現状であります。

2050年、カーボンニュートラルの実現に向け、森林の役割に対する期待が高まるほか、局地的豪雨による山地災害の多発により、森林整備の必要性が高まる中、これら人工林が利用期を迎え、伐採及び伐採後の再生林等により、森林の若返りを進めていく上で、森林整備に必要な知識や技術の伝承などが重要となってきます。

現在本市には林業全般に精通した専門職は在籍しておらず、一般事務職員が専門性の高い森

林業務を行うことに限界があるところがございます。森林組合をはじめとした林業事業者においても、人材不足や高齢化もあることから、官民いずれにおいても、林業の担い手の確保、育成が今後の林業森林保全を維持していく上で重要な課題となっております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。それでは、2回目から、一問一答でお願いいたします。

それでは、たるみずふれあいフェスタ夏祭りについての2回目の質問に入ります。

今回の予算総額1,418万円で、そのうち協賛金750万円とのことでした。

協賛金については、前回から比べますと32%減で、予算に占める割合も前回に比べ20%低くなっているようです。コロナ及び物価高騰の影響は私が想定したよりかなり厳しい状況であり、協賛金の確保には大変苦労されたのではと感じたところがございます。先ほども申し上げましたが、全国的にも規模縮小や中止になっているところもあるとのことですので、この状態がこのまま続くとしますと、今後フェスタの開催が継続できるのか、非常に懸念するところがございます。

お聞きするところによりますと、本市の夏祭り、特に打ち上げ花火については県内でも有数の打ち上げ花火として知られているようで、当日は市内外からの観客も多く来場され、先ほどの答弁によりますと、当日の観衆が約6万人を超えたとのことでしたので、私もこれだけの集客があったとすれば、本市にもたらす経済的な効果もかなりなものとなり、コロナ禍で低迷していた景気回復にも大いに貢献できるのではという答弁にも納得できるところがございます。

そこで協賛金についてですが、今後、急激な経済回復が望めるような特効薬的なものがない限り、かなり厳しい状況で推移していくものと

考えられますが、次年度以降の開催に向け、市がどのような形でサポートされ、また貢献していかれるのか考えを伺います。

○水産商工観光課長（松尾智信） 次年度以降の開催に向け市のサポートはについての質問にお答えいたします。

今回のフェスタにおきましては、コロナ及び物価高騰の影響によりまして、協賛金の確保はかなり厳しい状況となったところでございます。フェスタの予算につきましては、これまで約1,300万円から1,400万円程度となっております。そのうち必要経費として毎回600万円程度を計上しているところでございます。この経費につきましては、花火の警備費、事務局費、設営費に必要な金額であり、今回はこの経費部分を市の補助金で賄ったところでございます。次年度以降につきましても、コロナ及び物価高騰の影響が急激に回復することは考えにくいことから、当分の間は今年度同様の予算額を要求してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。しばらくの間は今回と同じ規模での補助金によりサポートしていきたいとのことでした。本市の夏祭り、花火については県内でも有数の打ち上げ花火であり、市民はもちろん市外の方々も大いに期待されており、さらに集客数が増えることで一定の経済効果も望まれることから、これからも継続して開催していただければと考えております。夏祭りの火が消えるようなことになれば、垂水市のイベントが少しずつ消えていくような気がいたしますことから、市はもちろん、私ども議会も少しでも協力できるよう努力してまいりたいと思いますので、来年度以降も継続して開催されることを期待しまして、この質問は終わります。

2番目の台風6号被害についての2回目の質問ですが、先ほど庁内の被害状況について答弁

いただきましたが、雨漏りに加え窓からの吹き込み等があったということですが、やはり経年劣化による影響も大きかったのではないかと思います。現在、庁舎については耐震補強に向けて進んでいる段階だと思いますが、今後の対応についてのお考えをお聞かせください。

○財政課長（園田 保） 議員御指摘の件についてお答えいたします。

窓からの雨の吹き込みにつきましては、事前に台風対策をレールのところに新聞を詰めるなど、対策を行っております。窓枠とガラスの間のパッキンが劣化しておりまして、傾きや強さによっては完全に防ぐことができないところでございます。

また雨漏りにつきましても、外壁の亀裂や防水シートなどの劣化が生じていることが考えられるところでございます。

今後につきましては、耐震工事の状況を見ながら、そのほかにも過去に雨漏りの跡があるようなところも、今回も漏れていないところもありますので、実態把握に努めて対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。来庁される市民の皆さん、通常業務で使用していく職員の皆さんのことを考えますと、雨漏り改修などの対応は必要ではないかと考えますので、ぜひこのことにつきまして、対応していただきますようお願いいたしまして、この件は終わります。

次に公共土木施設の被害についてですが、県道南之郷線と市道高峠線で災害が発生したようでございますが、特に県道南之郷線では、山腹の崩壊により、電柱が倒れ通行止めになり、大野原垂桜地区の住民や大隅ミート、ジャパンプーム等にもかなりの影響があったものと思います。

そこで、早期な通行止め解除に向け全力を尽

くされたと思いますが、県がどのような対応をとったのか、また災害復旧について今後どのようなスケジュールになるのか、分かる範囲でお聞かせください。

市道高峠線につきましても、今後の予定を伺います。

○土木課長（東 弘幸） 公共土木施設災害の被害につきましてお答えいたします。

市長の初般報告でもございましたとおり、垂桜の雨量計で総雨量600ミリ以上の降雨が観測されております。詳細に申しますと、8月7日9時の降り始めから10日9時までの3日間で667ミリ、最大日雨量が8日13時から9日14時までの24時間で442ミリ、最大時間雨量が8日16時から17時までの1時間で42ミリと多くの雨量が観測されております。

御質問の県道垂水南之郷線の被害状況でございますが、9日に発生した山腹崩壊により通行止めとなりました。また、土木課に通れないとの連絡がございましたことから、大隅地域振興局へ連絡をし、地区住民の生活や経済活動に多大な影響が生じることが懸念されておりましたことから、市長自らも大隅地域振興局へ早期の対応を要望されております。

被災箇所の対応につきましては、電柱の復旧は九州電力、倒木処理や土砂除去は維持管理を受け負っている建設業者の早急な対応により10日の16時頃に開通となったところでございます。

また鹿屋市側につきましては、倒木により通行不可との情報がございましたが、早急な伐採作業によりまして長時間にわたる通行止めはなかったようでございます。

今後の復旧につきましては、先日大隅地域振興局建設部長が来庁されました際、災害査定を受けた後、早期に発注したいとのことでございましたが、市長も早期の発注、早期の完成をお願いされております。

次に、市道高峠線でございますが、路肩が崩

壊しましたことから、現在は片側通行としていくところでございます。被害の概要は延長約30メートル、高さが15メートル程度あり、大規模な崩壊でございます。現在測量を実施し、設計中でございます。今後のスケジュールでございますが、災害査定は被災後2か月以内には実施する規定があるため、10月中旬頃になるのではと考えておりましたが、県からの情報では国体が改正されますことから、11月上旬になる見込みであるとのことでございました。災害査定後は市長から早期発注の指示がございましたことから、土木課といたしましても、査定後早めの積算を行いまして、早期の発注、完成を図りたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。次に、市内全域において流木等が海岸に漂着しているようですが、今後どのような対応を行うのか、生活環境課長にお尋ねします。

○生活環境課長（有馬孝一） 市内全域の海岸に漂着した流木への今後の対応につきましてお答えをいたします。

去る8月8日から9日にかけて台風6号が本県に接近したことに伴い、本市の海岸に多くの流木灯が漂着している状況が確認されており、新城・柘原・浜平地区等への海岸へ多くの流木等が漂着しております。台風シーズン終了後の11月頃から、国の補助事業となる海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して、市内の海岸の漂着物の回収を実施するよう計画しているところでございます。

なお、市で実施いたします海岸漂着物回収事業以外にも、鹿児島県においても同様の事業を行っていることから、水産商工観光課と連携した形で、県にも本市の海岸の漂着物回収事業を導入してもらえないか働きかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。次に、3番目の合併浄化槽についての2回目ですが、現在の本市における合併浄化槽の普及状況に関しては理解したところですが、先ほどの答弁内容により、本市においては他市のように下水道の整備による生活雑排水の処理が見込めないことから、合併浄化槽の普及が極めて重要であると理解したところでございます。そこで今後さらに合併浄化槽への転換を進めるために、市ではどのように考えているのか。お聞かせください。

○生活環境課長（有馬孝一） 合併浄化槽の普及に向けた本市の考え方につきましてお答えいたします。

本市では、単独処理浄化槽やくみ取式から合併浄化槽への転換を推進するため、単独処理浄化槽及びくみ取便槽からの転換を図る費用について設置者の負担軽減を目的に補助金を交付しているところでございます。合併処理浄化槽への転換実績としまして、令和3年度では、単独処理浄化槽からの転換が40基、くみ取便槽からの転換が18基、合計58基となっており、令和4年度では単独処理浄化槽からの転換が34基、くみ取便槽からの転換が29基、合計63基となっております。

なお、令和5年8月末現在では単独処理浄化槽からの転換が9基、くみ取便槽からの転換が6基、合計15基となっております。

本市におきましては、公共下水道等の整備に取り組んでおりませんので、今後さらなる単独処理浄化槽やくみ取り式からの合併処理浄化槽への転換を推進するため、国の交付金や県補助金の動向を注視し、合併処理浄化槽が水質保全に果たす役割や効果などの普及啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 一般家庭から排出される生活雑排水が現在でも多く河川に流れ込んでいると

いう現実がございます。こうした状況を考えますと、本市においては、合併処理浄化槽を増やしていくことが環境整備にとって必要なことだと思いますので、引き続き合併処理浄化槽の普及に向けてしっかりと取り組んでいただくようお願い申し上げます、この件は終わります。ありがとうございました。

次に、4番目の本市小中学校の小中学生のいじめ、不登校の状況についての2回目ですが、このようにいじめ、不登校などの生徒指導上の課題に対して、市教委としては、どのような対策をしているのか伺います。

○学校教育課長（川崎史明） いじめ、不登校等への対策につきましてお答えいたします。

まず、いじめ問題につきましては未然防止、それからの確かな初期対応、そして組織的な対応を原則とし、迅速かつ丁寧に対応するよう、管理職研修会、生徒指導主任等研修会等で繰り返し指導をしております。

具体的に申し上げますと、いじめという言葉を児童生徒に正しく理解させ、いじめが人権侵害にあたる行為であるとともに、いじめられた児童生徒に与える心理的な影響が長期化することなどを考えさせる、いじめ問題を考える週間を各学校で設定し、学校全体で取り組んで未然防止に向けた啓発を行うよう指導しております。

また、タブレット端末に導入しているスクールライフノート、これに朝、夕、一日、2回心の天気を入力させ、その入力状況を担任だけではなく、副担任や養護教諭、管理職等、複数の職員で子供の心情の変化を迅速的に捉え、校内での声かけをしたり状況によっては個別に聞き取りを行ったりするなど、早期発見に努めているところでございます。

また、いじめ問題の認知につきましては、アンケートによる発見が半数を占めることから、各学校へは年6回以上のアンケート調査を実施するよう指導しております。なお、いじめ問題

が発見された場合には、必ず複数の職員で、いじめた側、いじめられた側、双方から丁寧に事実確認を行い、具体的な行為やその因果関係についていじめられた側の心情に寄り添いながら、保護者と連携し、互いが納得いくまで粘り強く継続的な取組を徹底するよう指導しているところでございます。

次に、不登校への対応としましては、未然防止、保護者との連携、居場所づくり、これを組織的に行うよう、各学校へ指導しているところでございます。具体的に申し上げますと、未然防止としては、理由不明の欠席1日目から家庭訪問等保護者との連携強化を図るとともに、校内での情報を広く共有すること、組織的な対応につきましては、担任だけに任せるのではなく、複数の職員で対応することはもとより、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、市の福祉課等の関係機関との連携、また、タブレット端末を活用した担任教員との交流等による関係を保ちながらリモート授業やAIドリルの活用により、再登校につながった事例もございました。

一例を申し上げますと、スクールバスで通学する地域で、なかなか登校できない児童生徒がおり、地域の公民館にスクールソーシャルワーカーが直接出向いて、その1室をお借りし、学習面での支援や教育相談等を行うなど、一人一人の状況に応じた居場所づくりを行っているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。タブレットの話も出ましたが、垂水市のGIGAスクール構想で、いじめ、不登校の防止につながる取組もできるのか、伺います。

○学校教育課長（川崎史明） タブレット端末の活用がいじめ不登校の解消につながった事例についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたスクールライフノート

では、心の天気で児童生徒の細かい心情の変化を迅速に複数の職員で把握することができるため、いじめ問題の早期発見につながった例が幾つもございます。例えば晴れマークが継続していた児童が突然雨マークをつけ、それに気づいた担任が声をかけると、仲よしの友達と登校途中に喧嘩になり、どうしてよいか分からなくなったため、雨マークをつけたとのことでございました。その後担任がお互いの話を聞くなどして対応し、帰る時には曇りマークになったという事例がありました。

また長期休業期間中も端末を持ち帰っておりますので、継続して心の天気を入力することができます。パソコン上の画面で僅かな変化に気づいた教員が、家庭へ電話連絡をして相談に乗って解消したというケースもございました。

また教室に入れなくても、校内の別室でオンライン授業を受けたり、それからAIドリルで自分のペースで学習を進めるなど個別の課題に応じた活用の幅が広がりつつあるところでございます。

なお、中1ギャップ未然防止を1つの目的としましたICT機器を活用した遠隔合同授業を実施し、小規模校の児童が多様な考えに触れたり、他校の同学年の児童生徒が学習で交流したりする機会の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 不登校は生活リズムや学校生活への不適応、交友関係から生じていくことが考えられるが、垂水市の小中学生の全体的な生活リズムや心の状況についてはどうなのか伺います。

○学校教育課長（川崎史明） 本年4月に全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に行われました全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の結果から見える本市の児童生徒の状況ですが、毎日同じぐらいの時間に寝ていますか、

や毎日同じぐらいの時間に起きていますかといった生活リズムを問う質問に対して、全国平均よりかも約5ポイント高い肯定的な回答でございます。

次に、自分にはよいところがあると思いますかという自己肯定感を問う質問に対しては、当てはまると回答した割合が全国平均よりかもこれも約5ポイント上回っております。

また、先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますかという教師との関わりを問う質問に対して、当てはまると回答した割合が全国平均よりかも15ポイント上回る結果でございました。さらに、人が困っているときは進んで助けていますかという質問に対しては、当てはまると回答した割合が全国平均よりも12.9%上回る結果でございました。

最後に友達関係に満足していますかという質問に対しては、当てはまると回答した割合が全国平均よりも5ポイント上回る結果でございました。このように本市の児童生徒は、生活リズムや学校生活への満足度など、全国に比べて良好な状況であるという結果が出ているところでございます。

今年1月には垂水中央中学校生徒会役員が文部科学省で行われた令和4年度全国いじめ問題子供サミットに鹿児島県代表として参加しまして、各都道府県を代表して参加している小中高校生に対して、学校内で取り組んでいるいじめを生まない校風づくりについて発表しまして、新たな不登校を生まない自治的な取組として認められているところでございます。

このように、本市の小中学生は、家庭、地域とのつながりを強く感じながら、自分や友達の高さや可能性に気づき、豊かな人間性を育てているものと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。これでこの件は、終わります。

それでは最後の林業大学校の誘致について、2回目の質問に移らせていただきます。

1回目の質問における森林保全の課題については、林業の担い手の確保、育成が今後の林業、森林保全を維持していくための課題であると回答がありました。

令和5年第1回県議会定例会において、塩田知事は林業大学校の設置を含めた人材育成の在り方の検討を今年秋ごろをめどに方針を取りまとめたいと意向を示されているとのことで、この課題解決に向けた取組を県が先陣を切って教示を行っていただいておりますことに感謝しておりますし、大いに期待しているところであります。林業を担う人材育成並びに人員の確保は全県下で課題とされることでありますので、県の動向を受けて関連する自治体では、様々な動きがなされていると思われませんが、林業大学校設置に向けての取組状況について現在話せる情報で構いませんのでお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 林業大学校設置に向けた取組状況につきましてお答えいたします。

鹿児島県においては森林資源の循環利用を促進し、林業の成長産業化の実現に向けて林業の稼ぐ力を引き出すとともに、林業の現場で即戦力となる人材や地域林業の中核を担う現場技能者など、本県林業を牽引していく林業の人材確保育成を協議する検討会が8月28日に開催されたところでございます。その中で、既存の研修体系を再編し、新たに長期研修を目的とした林業大学校を設置する施策の方針案がまとまったようでございます。施策方針案には、情報通信技術を活用したスマート林業や現場指導者養成の研修拡充など盛り込まれているようです。

県によりますと、林業の即戦力となる人材育成を求める声が上がっていることから、林業大学校の設置は安定的な人材確保につながり、生産量を増やすことにつながるのとことであり、今後設置すると判断された場合には、設置場所、

具体的な研修内容や定員数について方針を決定していくようです。

本市といたしましても、持続的な森林の保全や人工林の適切な経営のためには、森林の担い手の確保育成は重要な課題となっていることから、林業大学校の設置について非常に期待しているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。これまでの答弁を踏まえて、改めて林業の担い手の育成確保のための教育施設である林業大学校の必要性が認識されたと思われませんが、即戦力を養成するための実習フィールドとして垂水市には森林面積の約半分を占める国有林や鹿児島大学の演習林が存在し、大野原地区には、課題演習林の実習施設や大野E S Dなどの教育研修施設などが充実しておりますので、垂水市への林業大学校の誘致に向けて名乗りを上げてはどうかと思いますが、このことについて市長の考えがあればお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 林業大学校誘致に向けた私の考えについて御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

林業大学校の設置については、数年前より大隅地域の自民党会派の県議の方々为代表質問などをされておりましたので認識をしておりました。

また、昨年末、大隅百年の森構想の関係者の方々と様々な会合での意見交換の場を通じて改めて林業大学校の必要性を認識し、地元選出の森山先生に御相談を重ねる中で垂水市への設置を思い描くようになったところでございます。ただいま川越議員からもお話しいただいた垂水市の森林環境を取り巻く優位性や特に大野原地区の教育研修施設の充実度からしましても、県におかれましても、林業大学校設置の際には大きな負担を伴わないものと考えているところでございます。

また、地域づくりに積極的に取り組んでいただいております、地域振興計画のまちづくり事業で、総理大臣賞を受賞した大野原地区のさらなる活性化にもつながることと期待をしているところでございます。

先般、垂水市錦江湾横断道路推進協議会の会長に就任をさせていただきました。これら事業の完成を見据えた将来の垂水市としてのまちづくりにおいても新たな大学等の教育施設は必要であると考えております。何よりも幾多の災害を経験した垂水市においては、市民の安心安全のための国土の保全、その上流域を占める森林環境の保全が大事でありますことから、森林保全に携わる人材の育成、確保は多くの自治体において喫緊の課題であり、冒頭、農林課長からもありました森林の持つ機能は水源の涵養や国土の保全など、安全で潤いのある生活環境を提供するとともに、二酸化炭素の吸収、貯蔵を通じて地球温暖化防止に貢献するなど、多面的かつ重要な役割を果たしており、その恩恵を将来にわたり引き継いでいくことで、豊かな森林資源が育まれ、その下流域では栄養分や有機物が海へ供給されるなど、水産資源豊富な豊かな海がつけられ、本市の基幹産業であります水産業の持続へつながるものと期待をしております。これらのことから、林業大学校の必要性と本市への誘致に向けまして、私自ら足を運びまして、大隅森林組合長、垂水市・牛根両漁協組合などの関係団体の皆様にも御賛同いただいております。明日、一般質問終了後の全員協議会におきまして林業大学校設置に向けた要望書の提出について御説明を申し上げて、議員の皆様からも御支援をいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。誘致に向けた取組は関係する多くの皆様の賛同が必要不可欠ですので、市長自ら積極的に関与し

て実現に向けて取り組んでください。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時10分から再開いたします。

午前11時2分休憩

午前11時10分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可いたします。

〔前田 隆議員登壇〕

○前田 隆議員 おはようございます。今回燃やせるごみの減量とリサイクルなど、身近な問題を取り上げ質問いたします。市長にも所見をお伺いいたしますので、答弁をよろしく願いいたします。

さて、6月30日に全員協議会で職員数の定員引上げと今後の定員管理の考え方について説明を受けました。業務量調査をもとに、職員数と業務量の整合性、事業の改廃増減を見据えた職員数の配置など検討の結果、定員を6名増員の241名にすることとし、採用に関しては定年延長制度を踏まえた中長期的な職員採用計画が示されました。定員管理に関しては定員適正化を求めていますので、見直すこととなり大変よかったですと思っております。今後はさらにAI等の活用で事務の効率化と官民連携による外部委託を推進し、有為な人材がまさに必要な事務事業に専任できる体制を築いてほしいと思います。

それでは議長の許可をいただきましたので、早速質問に入っていきます。

1番目の燃やせるごみの減量とリサイクルについて。徳島市では可燃ごみの名称を分別頑張ったんやけど燃やすしかないごみに改称し、可燃ごみの減量化と再利用に取り組んでいると聞

きました。収集される可燃ごみの中に再利用が可能な紙類が多く含まれており、ユニークな名称で市民の分別意識を高めるのが狙いとのことでした。本市のリサイクル率は50%と県内でも高いほうですが、さらに燃やせるごみの分別向上、再利用に取り組んでほしいと思います。

そこで、燃やせるごみとして回収されている紙おむつを取り上げ、燃やせるごみの減量とリサイクルについて質問していきたいと思います。

(1) 使用済みの紙おむつの量、処分回収ボックス設置について、本市では、使用済み紙おむつの回収は、子育て支援センターに設置している乳児用紙おむつ回収ボックスに持ち込む以外は、燃やせるごみで1週間に1回ごみステーションより回収ということのようです。量や衛生面の問題を指摘され、回収ボックスの設置を求める要望も出されております。使用済みの大人用紙おむつは、高齢化の進んだ本市では相当あると思われます。そこで、直近の燃やせるごみに対する使用済み紙おむつの量と割合はどれぐらいか、処分はどのようにしているのか、また回収ボックスの設置要望に対してはどのような検討、協議がされたのか、課題は何か伺います。

次に、2番目のマイナンバーカードとマイナ保険証について質問に入ります。まず1点目の個人情報とマイナンバーの紐付け誤りに関する総点検等、本市の状況について伺います。個人情報とマイナンバーの紐付けに対する人為的なミスやシステムの不具合などによる問題で、マイナンバー制度に対する不安や不信が広がっています。本市にあってはそのようなことはないとお聞きしていますが、市民の不信と不安を払拭する意味で、本市の状況について説明を求めます。

また、総点検作業も実施されていると聞いておりますが、その概要と29日の閲覧できる自分の情報について、紐付けの確認、ミスがあった

チェックの作業の結果報告はいつ行われるか、漏れやミスがあった場合の対応と本人への通知はどうするのか伺います。

次に、2点目の本市のマイナンバーカードの普及状況について、保有率の実態を伺います。総務省は7月14日、従来の交付枚数は死亡や返納などによる廃止分が含まれ、課題となっており廃止分を差し引いた保有枚数を新たに公表しました。6月末現在、全国で約8,816万枚、約490万枚の減と報じられています。そこで、本市のマイナンバーカードについて、直近の交付枚数と保有枚数は幾らか、交付率、保有率を含めて教えてください。

また、廃止分で5月より報道がなされている紐付け問題により自主返納された方はおられるのか、マイナンバーカードへの不信を示すバロメーターだと思いますので伺います。

次に、3番目の水道事業について。垂水市新水道ビジョンがスタートして5年目に入りますが、それに基づく耐震化計画の進捗と、配水池の緊急遮断弁設置等について質問に入ります。本市に隣接する桜島の大噴火が近いと予想されています。大噴火の後には大地震も起こると言われており、施設や水道管の耐震化の対策も必要です。災害で断水し、生活に支障をきたしているニュースを見るたび、水の大切さと対策の重要性を感じます。

そこで1点目、本市水道事業の浄水場、配水池等の基幹施設、病院等への重要施設につながる基幹管路の耐震化の計画の進捗状況はどうなっているか、今後の展開と課題は何か伺います。

2点目に、地震で水道管が損傷し、漏水等が発生した場合の対策として、配水池の緊急遮断弁設置がありますが、その計画の実施はどうなっているか、今後の展開と課題は何か伺います。

また、長期停電対策として、ポンプ場の自家発電設備計画がありますが、実施はどうなっているか、今後の展開と課題は何か伺います。

最後に、4番目の対話型人工知能A I、C h a t G P Tについて質問いたします。本市もD X推進計画が策定され、いよいよその検討や準備、実施に向けて動き出しました。その中の一つとして取り組むべき事業に、生成A Iの活用があります。鹿児島県も8日、対話型人工知能C h a t G P Tなどの生成A Iの試験的運用を始めたと報じられています。文書作成や施策のアイデアに役立つことから活用し、個人情報や機密情報の入力を禁じるガイドラインを策定したとあります。他市でも既に取り入れて活用している自治体もありますが、本市の対応について、以下の2点を伺います。

1、C h a t G P Tについてどのように評価し、庁内業務に活用予定はあるか。2、活用予定ならどのような活用をするのか。ルールを定めたガイドラインも必要だが、どう対応するのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（有馬孝一） 使用済み紙おむつの燃やせるごみに対する量と割合及び処分方法につきましてお答えいたします。

本市における使用済みの紙おむつの処分量につきましては、現在、串良にある肝属地区清掃センターで処分をしていることもあり、燃やせるごみの内容物の分析ができていないことから、現時点で紙おむつの処分量を把握することができない状況でございます。そこで、平成29年度に大隅地区4市5町で構成された大隅地域における紙おむつの再資源化研究会において、本市でもモデルケースとして上松原振興会が選定され、使用済み紙おむつの量が報告されておりますことから、その資料をもとにお答えさせていただきます。

平成29年11月から平成30年2月までの4か月間、上松原振興会において実施され、対象者数が3歳以下の子供が23人、75歳以上の大人が51人、子供の84%が1日0.4キログラム、大人の

21%が1日0.95キログラムを使用すると推計されましたが、回収実績としては子供用が約234キログラム、大人用は約10キログラム、合計で245キログラムとの結果が出ております。あくまでもその結果をもとに、令和5年3月末現在の年齢別人口で推計した推量となりますことを御了承いただきたいと思いますが、使用済み紙おむつの量は平成29年度モデルケースで約33トンと見込まれ、令和4年度の燃やせるごみの量が2,288トンですので、その割合は約1.4%と見込まれます。なお、現在の処分方法につきましては、一般廃棄物処理組合がごみステーションで回収の上、肝属地区清掃センターに持ち込んで焼却処分をしているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 紙おむつ回収ボックス設置についてお答えいたします。

紙おむつ回収ボックス設置についての検討、協議につきましては、令和5年6月22日に関係課である福祉課、生活環境課及び企画政策課で第1回使用済み紙おむつ処理に係る関係課会議を実施いたしました。大人用紙おむつの回収ボックスの設置につきましては、回収ボックスの設置場所の確保、回収ボックス周辺の衛生管理も含めた維持管理や回収ボックスからの紙おむつ回収方法の制度化、これに係る財源の確保など様々な課題がございますことから、まずは、既に子育て支援センターに試行的に設置している乳幼児用紙おむつ回収ボックスについて、生活環境課職員で対応している毎週3回の回収業務の業務委託化の検討と、市長より指示を受けている牛根支所、新城支所への回収ボックス設置についての検討をしているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（濱久志） 個人情報とマイナンバーの紐付け誤りに関する総点検と、本市の状況についてお答えいたします。

総点検につきましては、本年7月に制度所管省庁から制度担当部局へ調査が実施されております。医療保険以外にも、マイナンバーと制度固有番号との紐付け誤りが生じていることから、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか必要な点検を行うことを目的としております。点検の概要は、各省庁から実施機関に対し現状の紐付け方法について確認を行うもので、マイナンバーの紐付け作業の実態把握の調査、紐付け方法の確認結果を踏まえ個別データの点検が必要な対象機関を整理することとなっております。

具体的には、マイナンバー届出義務の有無、マイナンバー見届けの場合のマイナンバー取得方法、地方公共団体情報システム機構へ紹介を行う場合の方法などを確認し、全ての個別データの総点検が必要なケースを整理するものです。本市は、7月に実施された紐付け方法の確認の結果、個別データの総点検対象には該当しなかったところです。

次に、紐付けの確認、チェック作業の結果報告はいつ行われるのか、漏れやミスがあった場合の対応と、本人への通知はどのようにするのかについてお答えします。

デジタル庁のスケジュールでは8月中下旬以降、おおむね月1回点検の進捗状況について公表し、秋に個別データの点検作業を終了するとされているようです。また、紐付け誤りにより特定個人情報の漏えい等の事案が生じたときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となっております。

以上でございます。

○市民課長（岡山洋恵） 本市のマイナンバーカードの交付状況等と返納数につきましてお答えいたします。

総務省発表によりますと、7月末現在、交付枚数1万822枚、交付率79.43%となっております。

す。また、保有枚数1万134枚、保有率74.4%となっており。交付枚数は制度開始からの累計であり、カード交付後に亡くなられた方や転出された方、再交付の数を含み、他市町村で取得後に転入された方は含まれておりません。保有枚数は実態の数値として住民に登録している方の中で、実際にカード交付を受けている方の数です。本年6月末より公表されているものでございます。本市の7月末現在の交付枚数と保有枚数の差688枚は、今申し上げたような様々な要因により増減があるため内訳については把握できませんが、今年5月頃から報道などがなされております。紐付けに関する問題によるお問合せは4件あったものの、自主的に返納された方は現在までいらっしゃいません。

以上でございます。

○水道課長（岩元伸二） まず1つ目の、基幹施設管路の耐震化計画の進捗と今後の展開、課題についてお答えいたします。

本市の水道基幹施設及び管路の耐震化については、平成26年度までに基幹施設である内之野水系の内之野浄水場や井川配水池の改修工事を行い、また、そのほかの浄水場や配水池等は比較的施設が新しいことから、現時点では平成30年度に更新した垂水市新水道ビジョンに基づき、管路の老朽化更新や基幹管路の耐震化を優先して進めております。現在、基幹管路の耐震化率は25.1%となっており、垂水市給水区域内全体の管路耐震化率は9.3%となっております。課題といたしましては、基幹管路の大口径を優先して更新しておりますので、整備延長が伸びないことがあります。全国的に管路の更新が進まないため、国から更新計画を見直すよう通知が来ており、今後、更新計画を再検討する必要があると考えております。

次に、2つ目の配水池の緊急遮断弁設置計画及びポンプ場の自家発電設備の進捗と今後の展開、課題についてお答えいたします。

まず、配水池の緊急遮断弁設置には以前から質問があり、基幹管路の耐震化工事の進捗と併せて必要なタイミングで設置を考えているとお答えしております。現時点では、基幹管路の耐震化率が25%程度で耐震化が進んでいないことや、緊急遮断弁の設置には膨大な費用がかかることから、現時点で設置したとしても耐震化されていない配水管から漏水が生じる恐れがあることから、緊急遮断弁の設置には至っていない状況であります。

次に、ポンプ場の自家発電設備につきましては、内之野の浄水場、牛根境浄水場及び小谷ポンプ場には設置されておりますが、新城ポンプ場及び海潟浄水場には設置できておりません。この地区は以前から整備を検討しておりましたが、現在でも配水管が内之野水系とつながっているため、災害時に管が損傷していなければ内之野水系の水を配水できる状況であります。今後、給水人口の減少を見据えた施設のダウンサイジングの検討も必要となることから、現在、自家発電設備の設置を見合わせている状況であります。

以上でございます。

○総務課長（濱久志） ChatGPTについてどのように評価し、庁内業務に活用予定はあるかにつきまして、お答えいたします。

昨今のChatGPT等の生成AIをめぐる技術革新は、様々な利点をもたらす一方、プライバシーや著作権の侵害などの新たな課題が生じるものとの見方もあります。ChatGPT等の活用は、情報収集を行う手段として業務の効率化やスピード化が期待されると認識しておりますが、庁内業務の活用予定については、生成AIをめぐる様々な課題や規制の在り方を見極めつつ、今後検討する必要があると考えております。

次に、ルールを定めたガイドラインが必要ですが、どう対応するかについて、お答えします。

ChatGPT等の生成AIの業務利用については、総務省の事務連絡において、ChatGPT等の生成AIに限らず、一般的に新しい技術については、開発の振興、利活用の推進、適切な規制、3つの観点のいずれも重要であり、その上で、行政分野での利活用を推進するには、機密情報の取り扱い、個人情報や著作権の保護といった課題が指摘されている中、その利活用の仕方によってはリスクが生じることもあるため、これらを踏まえて適切なルールを検討することが重要であると示されており、国の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインでは、外部サービスの利用については、原則として要機密情報を取り扱うことはできないと定めており、要機密情報を取り扱わない場合は利用に関する規定を整備することで、外部サービスの利用が可能であるとされており、今後、ChatGPT等の外部サービス利用を検討する際は、リスクを考慮した上で、利用可能な業務の範囲をあらかじめ特定し、利用目的や利用者の範囲を定めたルールづくりが必要であると考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、一問一答方式で2回目の質問に入ります。

燃やせるごみの減量とリサイクルについて答弁いただきました。使用済み紙おむつの燃やせるごみに対する量と割合については、平成29年度調査をもとに年間で約33トン、燃やせるごみの1.4%予想とのことでした。今後のことでもありますので、正確な調査を検討して分かるようにしておいてください。処分は鹿屋の清掃センターで焼却処分しているようですが、燃やせるごみから分別して減量すればCO₂削減にもなりますので、検討をお願いします。

また、回収ボックス設置については関係課と協議、検討されていることは分かりました。いろいろ課題もあり、まずは乳児用紙おむつの回

収ボックス設置を検討し、業務委託として実施できるよう課題整理を行っているとのことでした。回収ボックスを設置することは分別回収にもつながりますので、早期の対応を求めます。ただ、分別した使用済み紙おむつの処理を今後どうするかが問題になります。ところで、使用済み紙おむつの回収、再利用する取組が実はもう既に始まっております。

そこで、2点目の紙おむつの再利用について質問に入ります。使用済み紙おむつの回収、再利用に先進的に取り組んでいる自治体がすぐ近くにあります。大崎町と志布志市です。大崎町は一般ごみのリサイクル率が81.6%、志布志市が74.3%と高く、リサイクルの先進地ですが、使用済み紙おむつの再利用をユニチャームと連携して開発し、今年2月からスタートしていると聞きました。この取組の概要と評価を伺い、本市でも取り組むべきと考えますが、まず、この取組を2市4町で構成する大隅肝属広域事務組合に本市より働きかけ、実施する提案をしてみても考えますが、見解、答弁を求めます。

○生活環境課長(有馬孝一) 使用済み紙おむつの回収再利用に係る大隅肝属広域事務組合への働きかけにつきまして、お答えいたします。

先ほどの答弁で少し触れましたが、平成29年度に大隅地区4市5町で構成された大隅地域における紙おむつの再資源化研究会において、環境省の補助事業を活用し、大隅地域での紙おむつの再資源化を目的とした可能性調査が実施されております。その調査結果としまして、①肝属地区における焼却量に占める紙おむつの量は約4%程度。②処理施設の劣化抑制等効果はあるものの、財政効果が少ない。③紙おむつを別で回収する場合、収集運搬費が増加。また紙おむつのリサイクル施設までの運搬費が新たに発生する、との調査結果を踏まえ、効果が小さい割には財政負担が大きいと評価され、4市5町での今後の取組継続困難との結果が出されまし

たことから、同研究会は解散し現在に至っておりますことを考慮いたしますと、大隅広域事務組合での取組は困難と考えられます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。残念ながら、大隅肝属広域事務組合での取組は困難との見解です。平成29年度に大隅地域における紙おむつの再資源化を目的とした可能性調査が実施され、その調査結果をもとに検討の結果、取り組まない結論になったようです。しかし当時の状況から6年経過し、環境も変化しております。脱炭素社会実現が叫ばれております。本市から再度、2市4町へはこの取組に対し、実施に向けて動くように働きかけは続けてください。これは要望です。

一方でまた、別の方向からの提案を考えていますので、その質問に入ります。紙おむつの回収と再利用は、もう既に大崎町、志布志市とユニチャームが連携した事業でスタートしているわけですから、この事業に直接参加できないか、打診相談してみてもと思います。見解、答弁を求めます。

○生活環境課長（有馬孝一） 先進的に取り組んでいる、使用済み紙おむつの再資源化事業の概要と事業への単独への参加につきまして、お答えいたします。

議員が申されましたように、志布志市、大崎町は、現在、環境省のモデル事業を活用して、志布志市、大崎町、有限会社そおりサイクルセンター、ユニ・チャーム株式会社により4者協定により、使用済み紙おむつのリサイクルの実証実験中であります。住民の方は搬出の際、紙おむつ専用の指定袋を使用し、ごみステーション等に設置された紙おむつ専用ボックスに搬出、収集業者が回収を行い、そおりサイクルセンター敷地内に建設されておりますユニチャーム株式会社の施設で、パルプ等へリサイクルされております。

最終的にリサイクル前と同じ商品を再生する水平リサイクルによる、リサイクル紙おむつの再商品化を目指しており、令和6年4月からの本格稼働を目指し、現在実証実験の結果を分析中とのことでした。なお、現在は実証実験中のため処理費用は発生していないということですが、本格稼働後の処理費用についてお尋ねしたところ、未定との回答のことでした。

また、本市の事業参加への可能性、参加条件等についても尋ねたところ、現在4者協定による実証実験中であることから、回答しかねるとの回答でした。両市町がともに本事業に取り組む背景には、焼却施設を持たないことから現在の埋め立て処分場の延命化が目的であるようございます。これまでの課題等につきましては、現在は無料であるリサイクル処理費用や収集運搬費が発生することのほか、異物混入の問題、大人用おむつの回収率が低いこと、またプライバシー問題等があるとのことでございます。

紙おむつの再資源化取組への単独への参加につきましては、紙おむつの再資源化は地球温暖化対策に寄与できるものと認識するものの、先ほどの課題等や費用対効果も重要であると考えますことから、本市単独での本事業への参加は現時点では難しいものと考えられます。引き続き、志布志市、大崎町の本格運用後の状況等を情報収集し、調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 いろいろ打診や調査をしていただきありがとうございます。現在、大崎町、志布志市、ユニチャーム、そおりサイクルセンターの4者で協定を結び、実証実験中とのことでした。処理費用や事業参加に関しては、実証実験中を理由にこちらの期待に沿えるような回答はなかったようです。相乗りが可能であれば、

紙おむつの分別回収と再利用が今週も一気に進むと思ったのですが、いろいろとクリアすべき課題があるようです。一朝一夕にはいかないことは理解しました。しかし方向性は分別回収、再利用です。その実現には努力をしていただきますようお願いいたします。

最後に、先進的に取り組んでいる他市の動向や、この提案などを踏まえた垂水市の燃やせるごみの減量とリサイクルについて、市長の見解を伺います。

○市長（尾脇雅弥） 燃やせるごみの減量とリサイクルについてお答えいたします。

使用済み紙おむつの再資源化が促進されることは、ごみの減量化や地球温暖化対策に寄与する取組の一つであるものと認識をしております、望ましいものと思われまます。そのことを踏まえ、以前、私も研究を指示したことがあります。その結果、先ほど担当課長も答弁いたしました。現在のところ焼却炉等の負担軽減効果が軽微な上に収集運搬等の新たな財政負担が生じること、また、費用対効果などを考慮いたしますと、現時点での取組は難しいものと判断をされますことから、志布志市や大崎町の先進地の状況等を情報収集しつつ、先ほどから御指摘があるように、地球温暖化対策の中での大きな方向性というのは前田議員おっしゃるとおりでありますので、引き続き状況を確認をしながらチャンスをつかんで、そのことに参画できるように、今後、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○前田 隆議員 ありがとうございます。CO₂削減の観点からも、燃やせるごみの減量とリサイクルは重要です。紙おむつの再利用に向け、推進に御尽力いただきますようお願いいたします。この件は終わります。

次に、2番目のマイナンバーカードとマイナ保険証について答弁いただきました。

1点目の個人情報とマイナンバーカードの紐付け誤りに関する総点検等、本市の状況につい

ては分かりました。本市は7月に実施された紐付け方法の確認の結果、個別データの総点検対象には該当しなかったということのようです。総点検については、その内容と確認手順が先日7日の南日本新聞にも掲載されておりました。その確認と漏れ等のチェックが現在、各部署や各機関でなされているようです。個人情報漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が必要とのことです。本市の登録は確実にされていると思いますが、ミスや漏れがあった場合は早急に本人に連絡し、対処対応してマイナンバーカードの紐付け登録の不備解消と、マイナンバーカードへの不安解消に取り組んでほしいと思います。

次に、2点目の本市のマイナンバーカードの普及状況について実態は分かりました。交付率が79.4%、保有率が74.4%とのことですが、あともうひと踏ん張り、普及率向上をお願いいたします。また危惧しておりましたマイナンバーカード返納者は、一部問合せはあったもののゼロとのことでした。返納者が出ずよかったと思います。

それでは、次に3点目のマイナ保険証等普及策について質問に入ります。先日のテレビでマイナンバーカード保有者のうち、マイナ保険証を登録していない方が約3割おられると報道しておりました。そこで、本市のマイナンバーカード保有者でマイナ保険証を登録していない方の人数と、市全体で非保有者がどれぐらいか教えてください。これはマイナ保険証一体化に対する現時点での成否の目安になると思いますのでお聞きします。

また、マイナ保険証は利用者のメリットが少ないと感じている方も少なくありません。マイナ保険証の普及についてメリット説明が必要と思いますが、メリットと普及策について伺います。

○市民課長（岡山洋恵） マイナ保険証の保有

者数と普及策につきまして、お答えいたします。

マイナンバーカード制度では、個人情報保護のため情報を一元管理しておらず、それぞれの機関で管理し、必要な情報を必要なときだけ取り出す、分散管理されております。マイナンバーカード保有者のデータと保険証登録者のデータはそれぞれ管理機関が異なることから、本市の国民健康保険の保険証登録状況しか分かりませんが、デジタル庁のホームページによりますと、全国のカード累計交付枚数中、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証の登録者数の割合は、7月末時点で69.7%となっております。本市国民健康保険でのマイナ保険証登録者数は7月12日時点で2,432人となっており、被保険者数3,447人に対し、70.5%となっております。カード自体保有していない、もしくはカード保有者で保険証を登録していない方は1,015人となります。

また、後期高齢者医療の状況ですが、広域連合へ問い合わせたところ、7月18日時点での本市のマイナ保険証登録者数は1,879人で、被保険者数3,252人に対し57.78%となっているようです。カード自体保有していない、もしくはカード保有者で保険証を登録していない方は1,373人となります。後期高齢者医療に該当する年齢層はマイナンバーカード保有者数も少ないことから、割合も低くなっているものと思われます。

マイナ保険証のメリットでございますが、医療機関を受診した際に過去に処方された薬剤の情報や特定検診の結果の提供に同意すると、医師などから御自身の情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。また、高額な医療費が発生する場合、一定の限度額以上の負担をしないようにするには限度額適用認定証の発行手続が必要となりますが、マイナ保険証を利用することで手続不要となります。マイナポータルでは、

御自身の特定検診情報や処方された薬剤情報を確認することができ、健康管理に役立てることが出来ます。さらに、医療費通知の情報を閲覧できるため、確定申告時に医療費控除を申告する際にマイナポータルを通じて医療費情報の自動入力が可能となっております。このほかにも、就職、転職、引越しなどの移動があった場合でも医療保険者への手続は必要ですが、マイナンバーカードを健康保険証としてそのまま利用できること、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合でも定期的な更新の必要がなくなることなど、様々なメリットがございます。医療機関、保険者などにとっても、効率的な医療システムにより手作業による事務負担や誤記リスクの減少、レセプト返戻の減少などのメリットもございます。

議員のおっしゃるとおり、マイナ保険証の普及向上のためにもこれらメリットの説明等は不可欠であると考えております。取組といたしましては、これまで保険証更新時のチラシ配布や、被保険者とお話する様々な機会を通して案内をしておりますが、今後はホームページや広報紙への掲載なども検討しながら、被保険者の皆様への周知に取り組み、普及向上に努めてまいります。

以上でございます。

○前田 隆議員 丁寧な説明ありがとうございます。本市のマイナ保険証の保有状況は分かりました。マイナ保険証は分散管理のため、全体は分からないが国民健康保険で70.5%、後期高齢者医療で57.8%の保有率とのことでした、本市もまだ3割強の方が保有されておられません。もう一段の普及強化が必要です。

また、メリットと普及策についても答弁をいただきました。様々なメリットがあるようです。この説明と周知に努め、普及向上をさらに目指してください。保険証一体化は待ったなしです、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に保険証一体化に伴う健康保険証と資格確認書発行について質問に入ります。健康保険証を廃止してマイナ保険証に一体化する動きの中で、マイナカードを所有していない方や、所有していても保険証登録していない方に資格確認書を発行することになっております。また、健康保険証を24年秋以降も一定期間、期間延長する動きがあります。担当課の事務負担が増え大変ですが、廃止に伴う工程について伺います。マイナ保険証を所有していない方には、どの時点で資格確認書を発行するのか伺います。また、健康保険証の発行はどのようなのか伺います。

○市民課長（岡山洋恵） 保険証一体化に伴う健康保険証と資格確認書発行についてお答えいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、政府において現在も取扱いについて様々な議論がなされており、今後の取扱いについては細かな情報も示されておらず不確定な部分もありますので、現時点で国から示されている範囲でお答えいたします。

現行の保険証は令和6年秋に廃止となります。令和6年秋以降に国保へ新規加入する被保険者の方には加入時にマイナ保険証の保有の有無を確認し、お持ちでない方に資格確認書を交付いたします。また、本市の国民健康保険証は8月が更新時期となっているため、令和6年8月に発行する保険証はこれまでどおり1年間有効とされ令和7年7月末まで利用することができます。この有効期限時にマイナ保険証を持たない方には資格確認書を交付することから被保険者はマイナ保険証か資格確認書のどちらかを保有することとなります。今後も保険証の取扱いについて国の動向を注視し、情報収集に努め、被保険者の皆様に不利益を与えることのないよう対応してまいります。

以上でございます。

○前田 隆議員 はい、分かりました。ありがとうございます。マイナ保険証一体化の諸問題が解決し、当初予定どおり進行することを望みます。資格確認書発行はやむを得ない方もおられますが、マイナ保険証の普及が進み資格確認書発行が最小限になることを期待して、この件は終わります。

次に、3番目の水道事業について答弁いただきました。基幹施設の耐震化計画の進捗や課題は分かりました。内の野増水場と井川配水池は1回改修しており、その他の配水池等はまだ対応年数があり、更新等は先の予定のようです。

基幹管路の耐震化進捗状況も分かりました。基幹管路は40年間で24キロ耐震化していくと聞いておりますが4分の1工事を終えているようです。基幹管路の耐震化率で見ると現在25%で全国平均41%より低く、全国目標の60%には遠く及びません。課題は整備延長が伸びないことのように思われます。もっと加速して計画見直しが必要とのことですので、基幹管路の更新をもっと加速し耐震化を早く終えてほしいと思います。

2点目の配水池の緊急遮断弁設置及びポンプ場について、答弁をいただきました。緊急遮断弁設置は基幹管路の耐震化が進まないと漏水の恐れがあり、設置は先になると理解しました。ポンプ場の整備に関しても実情は分かりました。今後、経営戦略策定に基づいて施設の耐震化や機器の設置は、実施に向けて検討や予算化がなされると思います。課題として施設や管路の老朽化で今後更新費用の増大が予想されます。

そこで3点目の、大きな更新計画とその財源について質問に入ります。今後の大きな施設の更新計画は何かあるのか、また人口減少に伴う収益減少下で独立採算制の観点から財源確保はどうするのか伺います。

○水道課長（岩元伸二） 大きな更新計画とその財源確保について、お答えいたします。

現在のところ、喫緊に大きな施設の更新をし

なければならぬ箇所はございません。

基幹施設である内之野浄水系の施設は、平成26年度までに改修工事が完了していることから、今後計画的に修繕や維持管理を行い、できる限り延命化を図りながら対応していきたいと考えております。

また、財源につきましては水道会計は公営企業で独立採算制でありますので、原則水道料金に頼りざるを得ませんが、近年の事業経営は純利益や資金残高も確保され健全な事業経営が行われてきたものと考えております。しかし、今年度4月に簡易水道事業の統合や社会情勢による物価高騰、人口減少など経営環境が大きく変わってきていることから、今後厳しい経営状況が想定されます。そこで、これから見直す予定である経営戦略の中で、今後の人口減少を加味した料金収入、減価消却率や対応年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた、将来における所要の更新費用の算出、物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等を的確に反映した経営改善に取り組み、さらなる財源確保のために国や県の各種補助事業等の導入について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 もう大分時間が過ぎましたので、最後までいけるか分かりませんが、よろしくをお願いします。

大きな更新箇所は現在のところないようです。少なくとも向こう10年はないようです。しかし、その先にはいずれ大きな更新事業を伴う工事が予想されます。また、答弁にありましたように簡易水道事業の統合や物価高騰、人口減少等で厳しい経営状況が予想されます。これに対応すべく見直される経営戦略で経営改善に取り組み、財源確保には国や県の各種補助事業等の導入を検討するとのことでした。

資源確保については現在でも建設改良費の積立て等をされていますが、毎年の更新費用に投

入している現状では厳しい状況です。当市に向ける財源確保はこのままでは心配です。水道料金に頼る運営は近い将来、料金見直しが必要と思います。独立採算の観点からも持続可能な健全な運営を目指す意味からも、時期を逸することなく早めに検討されることを進言いたします。

それでは最後に4点目、今後水道事業に厳しい経営が予想されますが、水道事業の健全化、持続化に向けた考えを市長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） 水道事業の健全化、持続化に向けた考えについてお答えいたします。

本市の水道事業は平成30年度に新水道ビジョンを作成し、安全と信頼を未来へつなぐしなやかで強い水道というスローガン、目標を掲げ、それらを達成するために同時に作成したアセットマネジメントと経営戦略によって、安心安全な水の供給と経営の安定化に努めてまいりました。今回、これらの水道事業計画の3つの柱をいかに計画的に実現し、水道事業の健全化、持続化を図るためにも物価高騰などの社会情勢の変化などを盛り込んだ経営戦略の見直しを行う予定でございます。

そこで今回の経営戦略の見直しに当たっては、水道事業審議会を組織して利用者の意見を反映できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。また経営の健全化には国や県の支援が必要不可欠でありますので、首長といたしまして制度見直しや事業化などについて、より一層国や県へあらゆる機会を捉えて要望活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 はい、ありがとうございます。実効性のある経営戦略策定と市長自らの国や県への要望活動を期待いたします。また、将来を見据えた財政計画と事業の再構築で、水道事業を維持継続いただくようお願いいたします。水道事業については終わります。

最後に、4番目の対話型人工知能ChatGPTについて答弁いただきました。将来業務の活用については情報収集し、手段として業務の効率化やスピード化が期待されるが、プライバシーや著作権侵害などの様々な課題があり、規制の在り方を見極めながら検討する必要があるとのことでした。

また、どのような活用とガイドライン策定が必要かについては、生成AI等の外部サービスを利用する場合、リスクを考慮した上で利用可能な業務の範囲をあらかじめ特定する必要があること、そして利用目的や利用者の範囲を定めるルールづくりが必要であることなどの考えが示されました。早晚、利活用は必要と思いますので、選考事例など調査研究して対応をお願いいたします。

そして、ChatGPTの利活用導入がよいタイミングで実施されることを期待いたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（堀内貴志） ここで暫時休憩いたします。

次は、13時20分から再開いたします。

午後0時8分休憩

午後1時20分開議

○議長（堀内貴志） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、高橋理枝子議員の質問を許可します。

[高橋理枝子議員登壇]

○高橋理枝子議員 こんにちは。6月に続きまして2回目の一般質問登壇となります。先日、垂水中央中学校の体育祭が久しぶりに終日開催され、最後まで一生懸命に取り組む姿に勇気と感動をいただきました。また、今朝の南日本新聞の記事にて、垂水市出身のフランス料理シェフがコンクールで日本代表になったという明る

いニュースが入ってまいりました。子供たちの健やかな成長を願い、垂水出身の頑張っている方々を応援したいと思います。

さて一方、世の中は観測実施史上最多、線状降水帯、異常気象などの言葉を聞かない日はありません。モロッコ地震では2,497人もの命を奪われ、今もたくさんの人々が救出を待っています。鹿児島でもトカラ列島十島村で292回もの揺れが観測されるなど、大変気になるところです。万が一に備え、日頃からの準備の大切さを市民みんなで今一度考える必要があるのではないかと思います。

さて、最初の質問です。子供の居場所についてです。平成28年教育機会確保法と呼ばれている、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が制定されました。これは国及び地方公共団体は不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等のための措置を講ずることとされています。先日、全国の不登校ネットワークから全国一斉にフリースクール設立に関する経済支援を求めているの請願、陳情が出されました。垂水市議会には私が預かり提出いたしました。12月議会に上がってくると思いますので、よろしく願いいたします。

大人もですが、子供は特に繊細で自分の気持ちをはっきりと言葉にできないゆえに誤解を招いたり、理解してもらえなかったりすることにより、幼稚園や保育園、学校に行けなくなることがあります。そしてそれはコロナ禍でさらに増えました。

まず、垂水市の不登校、不登園の現状について伺いますが、先ほど同僚議員の質問にて御答弁いただいた内容と重複いたしますので、私は幼稚園、保育園についての質問にさせていただきますが、小中学校の不登校の原因は家庭の事情や教師との関わりなどいじめとは限りませんので、多角的な視点で教育現場を見ていただきたいと思います。また、子供の居場所がいくつ

か提示されていましたが、しっかり機能するよう願います。

現段階での幼稚園、保育園の不登園などのお困り事がどれくらいあるのか、伺います。次に、長期にわたり登園できない場合はどのような指導、対応をされるのかお尋ねします。

次に、英語教育についてです。近年、小学校から英語教育のカリキュラムが入るようになり、垂水市におきましても教員、教育委員会を中心に英語教育にも力を入れていただいていると思いますが、現状を伺います。

次に、実用英語技能検定、いわゆる英検についての質問です。垂水市独自の英検補助制度について、伺います。さらには頑張る小学生にも補助が適用できないか伺います。

次に、児童生徒の視力についての質問です。児童生徒の皆さんはタブレットやスマートフォン、テレビ画面など明るい画面を見る時間が増え、目への負担が心配されます。垂水市の児童生徒の視力の状況を伺います。

次に、視力低下の予防について家庭の指導、学校での対策をされているか伺います。

次に、ごみ出し困難者についてです。ごみ出しに関しましては、ごみステーションの問題とか、本市に限らず全国的な問題を抱えております。人生の先輩方からこの年になってみないと分からないよとよく言われますが、握力がなくなり重たいものが持てなくなる、老眼や認知機能の問題で分別したくても訳が分からなくなってしまう。徐々にごみ出し困難者になっていかれるわけです。仕事で高齢者宅を訪れる方に現状を伺いました。ホームヘルパーの仕事の範囲内でごみ出しはするが、振興会によっては当日8時半までに出すルールを守らないといけないので、申し訳ないけれど出してあげられないとおっしゃいます。このようなごみ出しに関するお困りの現状がたくさんあるとも言われていました。介護現場で介護職の方もお困りのようで

す。まずは高齢者、障害者などのごみ出し困難者の現状を伺います。

今年8月1日から阿久根市がごみ個別収集を開始したことを知り、阿久根市役所に行ってみました。お手元にそのときいただきました参考資料を準備させていただきましたので、ぜひご覧ください。現状は、垂水市と全く同じ状況でした。ごみ出し困難者支援事業をするに当たり、財源として有効なのが国の高齢者等世帯に対するごみ出し支援についての特別交付税措置だと聞きました。この交付税措置について伺います。

次に、かごしま国体花いっぱい運動取組についてです。燃ゆる感動かごしま国体が間もなく始まります。鹿児島県のホームページによりますと、各競技会場、駅、道路、そのほか周辺地域等を花でいっぱいにし、全国から来県する方々を真心をこもったおもてなしで歓迎する取組のこととあります。本市でも綱引き公開競技、スポーツチャンバラのデモンストレーション、そしていよいよ10月8日からメインでありますフェンシング競技があります。訪れてくださる皆さんに垂水市をアピールする大きなチャンスとなります。気持ちよく過ごしていただけるように、環境の整備が必要です。本市でのこれまでの花いっぱい運動の取組と、これからの計画について伺います。また、玄関口であります垂水新港周辺に花を設置する予定はないのか、伺います。

続きまして、垂水市独自の花いっぱい運動、花壇整備委託事業について伺います。垂水市では、旧垂水高前ロータリーの花壇、道の駅たるみずはまびらの国道側の花壇への取組は、令和3年度649万9,680円、令和5年度682万4,660円の随意契約があり承知しておりますが、もっと市民や訪れる人の目に触れる場所、例えば先ほども申しましたが、玄関口である垂水新港から国道225線へと入る道の側道に、花などを植え

てきれいに整備する取組をされるお考えはないか伺います。

次に、ふるさと納税についてです。ふるさと応援基金の公表されている最新の基金残高について伺います。

次に、どのような事業に使われているのか、具体的にお示してください。また、寄附者に垂水市から使い道の事業の報告をされているのか伺います。

次に、移住者を増やすにはです。どの自治体も移住希望者へのアピールに力を入れて取り組んでいると思います。近隣で言えば都城市が大変頑張られていて、なんと4か月で439人の移住者を獲得したとのこと。人口が15万7,942人なので、規模は10倍以上の違いはありますが、驚くべき成果だと言えます。都城市の住めば住むほど都城のキャッチコピーの、大変見やすいポップなホームページを見ましたが、保育料無料、子供医療無料、妊産婦健診無料、この3つの無料。そして一番の魅力が、移住応援給付金のようなことです。最大300万円と18歳未満の子供1人100万円をプラスされますので、かなり助かる給付金となっています。もちろん給付を受けるに当たり、かなり厳しく細かいルールがあり、本気で移住する気のある人がターゲットとなっています。そこで、垂水市の過去5年間の移住者の状況を伺います。さらに現状を踏まえて、今後の取組について伺います。

最後に、道の駅たるみず湯っ足り館のサイクリング事業についてです。地域振興計画9つの彩りの一環であります、松ヶ崎づくり計画の事業の一つとして、平成26年から道の駅たるみず湯っ足り館に自転車の貸し出しサービス、レンタルサイクル事業がありましたが、現在稼働していません。今までの経緯を伺います。これから観光客も増えると予想されます。整備し直して、自転車貸し出し、いわゆるレンタルサイクル事業を再開させてはどうかと思いますが、見

解を伺います。

以上、大項目9つについて御答弁よろしくお願いたします。

○福祉課長（森永公洋） 垂水市の幼保の登園拒否の現状につきまして、お答えいたします。

垂水市の教育現場のうち幼保、いわゆる幼稚園、保育園、認定こども園等の保育施設における子供の登園拒否につきましては、福祉課にて把握しているところでございますが、現在、登園拒否についての保育施設や保護者からの相談は受けていない現状でございます。

続きまして、長期にわたり登園できない場合はどのように指導、対応しているかにつきましてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育施設における子供の登園拒否につきまして、現時点において保育園施設や保護者からの相談は受けていない現状でございますが、毎月の保育施設巡回訪問や子育て世代包括支援センター定例会への出席により、保育施設及び関係部署、関係機関との情報共有を図っております。仮に相談を受けた場合、福祉課職員及び家庭児童相談員で保育施設や児童及び保護者に対しヒアリングを行い、関係課及び関係機関と連携し、必要に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 垂水市の英語教育の現状について、まずお答えいたします。

小学校では学習指導要領の改定に伴って、令和2年度から3、4年生に外国語活動、5、6年生に外国語科が導入されています。3、4年生の外国語活動では聞くこと、話すことを中心とした活動を通して外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機づけを高めることを狙いとしています。5、6年生の外国語科では、先ほどの聞く話すに加えて読むこと、書くことを加えて、技能を身につけることを目標としております。

本市におきましては、垂水中央中学校に配置されている専科教員と、市で雇用している外国語活動指導教員2人を分担して、全小学校に派遣しております。専門的な知識、技能を生かして担任をサポートしたり、教材を作成したりすることで外国語教育の充実を図っているところでございます。

また、外国語を母国語とする外国語指導助手、いわゆるALTの派遣契約を結び、全小学校に派遣しております。本物の英語に触れながら、英語を聞く、発音をする、そういう力の向上や国際理解教育の充実を期待しているところでございます。本市の小中学校では、学習指導要領で示された目標を達成できるよう、これらの人材を活用しながら事業改善に取り組んでいるところでございます。

さらに、学校教育課では小学生を対象にした、小学生英語教室を年5回開催し、英語に慣れ親しむとともに確かな英語力の基礎を培う機会を設けているところでございます。また、中学生を対象とした英語技能検定料の補助も行っており、受験機会の拡大と生徒の英語力向上及び学力意欲の向上を図っているところでございます。

そして、本市では今年度から3年間、鹿児島県の英検ESGを活用した小学校英語能力育成事業に参加いたします。英検ESGとは、英語検定協会が開発し、児童が英語を使ってできることの積み重ねを実感でき、先生方にとっては指導と評価の一体化を考える取組となることを目指したプログラムでございます。本市の小学校の全ての6年生が参加し、英検ESGを活用して、全国的な指標で子供たちの英語学習の状況を把握することにより日頃の学習成果を実感させるとともに、教師が平素の指導と評価の取組を振り返り、さらなる事業改善のヒントを得る機会とし、子供たちの英語の学習意欲の醸成を図ろうとするものでございます。

次に、英語検定を受ける場所、それから英語

検定補助などの小学生への適用につきましてお答えいたします。

英検は幅広い世代が受験する試験であり、身の回りの日常会話から教養を深める題材まで、社会で求められる実用英語が出題されております。外部の資格、検定試験を入試に活用する高校や大学もあり、英検取得者は入学試験における優遇対象となったり、入学後の単位認定をされたりするなど、子供たちの力を伸ばすだけでなく将来に生かすことができる資格でございます。

英語技能検定料の補助金交付につきましては、令和元年度より始めております。補助金の交付の対象は、補助金交付要項第2条において、垂水中央中学校に在籍する生徒の保護者とされ、対象となるのは垂水中央中学校を会場とする準会場での英検と定められております。補助は英検を受験する生徒1人につき当該年度中1回とし、補助金額は受験する級によって異なりますが、保護者の負担額はどの級の受験でも1,000円となるようにしております。例えば3級を受験する場合、検定料が4,600円ですので3,600円を補助としているところでございます。現在、小学生を対象とした英検会場の準備や補助金交付等を行っていませんが、子供たちや保護者のニーズを調査するとともに、先ほど説明しました全ての小学校6年生を対象とした英検ESGへの取組の検証等も行いながら、小学生への受験補助についても関係各課と協議しつつ、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、垂水市の児童生徒の視力の現状につきましてお答えいたします。

小中学校では毎年視力検査を行い、その結果を保護者へフィードバックし、必要に応じて眼科受診を進めるなど視力低下を含めた眼科疾患の早期発見、早期治療に努めております。また、視力は一般的には学年が上がるにつれて低下し

ていく傾向でございます。令和3年度の学校保健統計調査の結果によれば、裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合が全国の小学校6年生で50.3%、中学校3年生で62.3%と公表されております。それに対しまして、今年度の本市の小中学生の裸眼視力1.0未満の割合は小学6年生が39.6%、中学3年生で58.1%であり、全国に比べて比較的良好な状況が表れております。

最後に、パソコンやタブレットなどの学習端末使用が本格化してきたが、視力低下の防止について何か対策をしているかという御質問に対して、お答えいたします。

令和3年度からGIGAスクール構想が始まり、タブレット端末の使用が本格化したことによる児童生徒の視力低下をはじめとした健康被害については、十分に注意をする必要がございますので、端末の適切な使用時間については家庭と連携した指導が重要であると考えております。具体的に申し上げますと、端末を利用する際により姿勢をまず保つ。そして、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を30センチ以上離すようにすること。それから、長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から離して遠くを見るなどして、目を休めること。さらに、児童生徒が自らの健康について自覚を持って、目が乾かないように意識的に時々まばたきをするなど、リテラシーとして習得するようにすることなどがございます。

また、学校保健会におきましては毎年定期的に発行されている健康だより、令和4年2月17日発行においても、大切な目の健康を守るためという特集記事を養護教諭が原稿執筆を行って、広く啓発を行っているところでございます。

視力低下の要因としましては、幼少期からゲームやスマホなどの小さい画面を長時間にわたり凝視させてしまうことが考えられることから、今年の8月2日の垂水市夏季合同研修会で

は、鹿児島市の増田クリニックの増田彰則院長を招へいしまして、ゲーム、スマホ依存から子供の発達を守るという演題で講演をしていただき、成長期における小中学生がゲーム、スマホから受ける脳の発達や視力などのダメージ等について、脳科学の視点でお話をさせていただきました。

これからの社会で生活していく小中学生にとって、情報端末は必要不可欠なツールであり、一律に禁止したり一方的に制限をかけたりするのではなく、適切な使用時間を決めて、情報端末を自立的に使いこなすことが大切であることを市内教職員へお話をさせていただきました。今後とも、児童生徒の視力低下につながらないタブレット端末の使用について繰り返し指導するとともに、情報モラルも含めた適切な使用方法を児童生徒が自らの体と向き合いながら、主体的に考え判断し、実践できるよう教育委員会、学校、家庭、地域が連携した取組を展開する必要がありますと考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） ごみ出し困難者の現状につきまして、お答えいたします。

現在、生活環境課では相談があった際は有料とはなりますが、市内の一般廃棄物処理業者による、ごみ収集による方法を紹介させていただいております。事業者によりまして、高齢者や障害者などのごみ出しが困難な方々の有料でのごみ収集につきましては、週一、二回を基本とし、全体件数として30件程度あることを確認しております。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 高齢者、障害者などのごみ出しについての現状及びごみ出し困難者についての現状につきまして、お答えいたします。

現在、高齢者や障害者などのごみ出し及びごみ出し困難者に関する福祉課への相談や要望等

は、ございません。

なお、障害者のごみ出し支援に関しましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る居宅介護支援において、障害をお持ちの方で65歳未満の方が自宅で生活するために必要な支援を提供できることとなっており、ごみ出し支援もこのサービスに含まれております。本市の居宅介護支援の支給決定者は8名となっておりますが、このサービスの利用状況は掃除、洗濯等が主なものとなっており、現在ごみ出し支援の利用はございませんが、要望があった際は関係機関と協議しながら支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 高齢者、障害者などのごみ出しについて、保健課で行っております現状についてお答えいたします。

現在、保健課では第8期介護保険事業計画の基本目標である、たとえ介護が必要になっても障害認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち垂水を実現するために、認知症施策や在宅医療、介護連携の推進とともに高齢者等を地域で支え合うための支援として、生活支援体制整備事業を推進しております。この事業は令和2年度から地区ごとにコーディネーターを委嘱しまして、地域の課題を地域で話し合う協議体を設置することで、お互いに支援する体制づくりを行うものでございます。各地区の協議体では、地域における高齢者等の困りごとについて、どのように地域で支援していくかなどのお話合いが行われているようでございますが、その中でごみ出し支援が必要な方についても協議を行い、地域住民による支援が実施されているところでございます。

また、地域包括支援センターにおきましても、ケースごとの対応ではございますが、掃除などができず住居にごみが散乱している利用者宅につきましては、利用者の同意を得た上で業者や

シルバー人材センターなどを活用しまして、衛生上不潔な状態とならないよう対応しているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（園田 保） 高齢者世帯等に対するごみ出し支援に係る特別交付税の措置について、お答えいたします。

高齢者等世帯に対するごみ出し支援につきましては、単身の要介護者や障害者など、ごみ出しが困難な状況にある世帯への支援として市町村が実施する事業に要する経費について、令和元年度特別交付税3月分の算定から特別交付税措置が講じられるように、創設をされているところでございます。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） かごしま国体花いっぱい運動の取組について、お答えいたします。

垂水市実行委員会では、燃ゆる感動かごしま国体、垂水市市民運動計画に基づき市民一人一人の力で盛り上げる大会、心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会の実現に向けた、具体的な取組として花いっぱい運動を実施してまいりました。この事業は、鹿児島県実行委員会が実施する国体推奨花の花育てりレー事業を活用して、多くの方々に御協力をいただきながら、市内の小中学校、垂水高校、社会福祉施設、各地区公民館等に花苗や必要な用品などを配布し、育成管理まで行っていただく事業であります。これまでに本番を見据え、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和4年度の4回、取組を実施してまいりました。これまでの取組で、各小中学校においては経験や反省点などを分析し、水やりの回数や量、施肥の時期など各学校独自の工夫もなされ、実績を重ねるごとに花育ての技術が向上していると伺っております。

本番までの計画といたしましては、9月7日に鹿屋農業高校で育苗されたマリーゴールドの

苗を受け取り、同日に市内小中学校に配布させていただきました。各学校は正式競技のフェンシング競技が開催される前の10月上旬までの間、育成管理を行っていただいた後、各プランターに子供たちの心のこもった応援メッセージを記して、会場である垂水中央運動公園等に設置、装花する予定でございます。

以上でございます。

続きまして、玄関口である垂水港周辺に花を設置する予定はないのかについて、お答えいたします。

垂水市実行委員会では指定下車駅、いわゆる垂水市の利便性の高い場所といたしまして垂水港を指定しております。大会期間中、垂水港は選手、監督、役員はもちろん、一般観戦でお越しになる方など多くの方々利用されることが予想されます。その方々が垂水市に到着され、まず本市の第一印象を感じていただける場所が垂水港であり、大事にしたいとの思いから花いっぱい運動で育てたプランターを設置し、垂水市市民運動計画である心のこもったおもてなしで、来訪者を迎える大会の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） もっと市民や訪れる人の目に触れる場所へ取り組む考えについての質問にお答えいたします。

垂水新港につきましては、県有地でございますが、平成23年度に県事業、魅力ある観光地づくり事業によりまして駐輪場及び隣接する緑地帯を整備し、当該区域においては本市が維持管理を行っているところでございます。以前、緑地帯の一部を花壇として整備を行っておりましたが、塩害等もあり花が根付かなかった経緯がございましたことから、現在花の植えつけ等は行っていないところでございます。今後は、このことも含めまして土地所有者であります県と協議をしております。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 垂水市ふるさと応援基金の公表されている最新の基金残高につきまして、お答えいたします。

ふるさと納税制度は2008年度、平成20年度の地方税法の改正により、開始されたものでございます。具体的な制度の仕組みでございますが、自分の故郷、ふるさとや応援したい自治体など好きな自治体を選んで寄附ができるものであり、寄附先の自治体が取り組むまちづくりなど、様々な課題に対して寄附金の使い道を指定できる仕組みとなっているものでございます。

また、寄附者においては寄附金のうち2,000円を超える部分につきましては、所得税の還付、住民税の控除を受けられ、寄附先の自治体の名産品などがお礼の品としていただける仕組みとなっております。

御質問のふるさと応援基金につきましては、垂水市ふるさと応援基金条例及び垂水市ふるさと応援基金条例施行規則に基づき、運用しているところであり、公表されている最新の残高につきましては、令和3年度末の時点におきまして10億3,206万1,162円となっているところでございます。

続きまして、ふるさと納税がどのような事業に使われているのか、また使い道の報告が寄附者にあるのかにつきまして、お答えいたします。

ふるさと納税による寄附金を財源とした事業につきましては、垂水市ふるさと応援基金条例第3条に7つの事業が規定されているところでございます。

具体的に申し上げますと、1、自然環境や景観づくりに関する事業。2、地域資源の活用に関する事業。3、地域の活性化に関する事業。4、安全に配慮した社会基盤整備に関する事業。5、将来を担う子供たちの教育環境整備に関する事業。6、生きがいを持てる健康な暮らしに関する事業。7、その他目的達成のために市長

が認める事業であり、この7つの事業は同条例第4条の規定に基づき、寄附者が寄附金の使い道として指定できるものでございます。御質問のどのような事業に使われているのかでございしますが、令和3年度におきまして4億8,543万6,418円を充当して、全51事業を実施したところでございます。

具体的な内訳でございしますが、自然環境や景観づくりに関する事業につきましては、集落水道点検及び水質検査業務委託事業や河川寄州等除去作業などに、8事業に8,471万2,240円。地域資源の活用に関する事業につきましては、道の駅たるみず温泉施設等改修事業や大野自然学校運営事業など、4事業に3,361万868円。地域の活性化に関する事業につきましては、まちづくり交付金や千本イチョウ園シャトルバス運行委託事業など、5事業に7,589万8,385円。安全に配慮した社会基盤整備に関する事業につきましては、垂水中央運動公園、体育館空調整備事業や防災行政情報メール配信等事業など、10事業に5,458万8,270円。

将来を担う子供たちの教育環境整備に関する事業につきましては、牛根小児童クラブ改修事業や、GIGAスクール構想事業など10事業に9,438万6,440円、生きがいを持てる健康な暮らしに関する事業につきましては、垂水元気プロジェクト事業やたるたるおでかけチケット交付事業など、8事業に7,796万1,129円、その他目的達成のために市長が必要と認める事業につきましては、消防デジタル無線システム保守管理や牛根文献所舗装事業など、6事業に6,427万9,086円となっております。

次に、寄附金の使い道について。寄附者に対し事業の報告を行っているのかについてでございます。こちらにつきましては、垂水市ふるさと応援基金条例第10条及びたるみず市ふるさと応援基金条例、施行規則第5条の規定に基づき、例年垂水市公式ウェブサイト内のふるさと納税

特設サイトや各ポータルサイト、広報たるみず12月号に掲載し、報告を行っているところでございます。

併せまして、垂水市出身者で構成されておられます関東、関西垂水会の開催時における現地報告や、高額納税者に対しましては近隣地への出張等において、機会を見て直接訪問等し、各事業の内容報告を実施しているところでございます。

続きまして、最近5年間の垂水市への移住者への状況につきましてお答えいたします。

本市の移住定住施策につきましては、まちの将来像とする第5次垂水市総合計画、また戦略となる第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の垂水市への新しい人の流れをつくるという、基本目標に沿って重点プロジェクトとして取り組んでいるところでございます。

具体的には、平成25年度に創設しました空き家有効活用推進事業に始まり、空き家リフォーム促進、住宅取得助成、結婚新生活支援など、垂水市移住定住促進7事業として取り組んでいるところでございます。御質問の過去5年間の垂水市への移住者の状況でございますが、移住者の定義をこの7事業の補助金投稿者としたしますと、平成30年度が23世帯40名、令和元年度が39世帯95名、令和2年度が25世帯51名、令和3年度が21世帯36名、令和4年度が22世帯57名と直近5年間の合計で130世帯279名の転入となっているところでございます。

続きまして、現状を踏まえての今後の取組につきましてお答えいたします。

取組につきましては、日本全体が人口減少社会へ突入した中で、移住定住を希望される方々に垂水市を選んでいただくためには、より魅力的なまちづくりを複合的に推し進める必要があると考えております。そのためには、先ほど申し上げましたとおり本市が策定した第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、

産業、雇用に関すること、交流人口等、人の流れに関すること、結婚、出産、子育てに関すること、まちづくりに関すること等を全庁的、複合的に取り組み、活力ある垂水市を目指すことが必要であると考えているところでございます。

その中で、持続可能なまちづくりとして、子育て世帯や新婚世帯への支援を拡充するため、本市はこれまで垂水市空き家バンク移住促進事業、垂水市子育て世帯住宅取得費助成事業、垂水市民間賃貸住宅家賃助成事業、垂水市結婚新生活支援事業を年次的に事業化し、子育て世代や新婚世帯への支援拡充を行ってまいりました。その効果もあり、転入者や子育て転入者向けの住宅取得費の助成件数は制度開始の平成26年度と令和4年度を比較しますと、約2.6倍の8件と増えたところでございます。また、婚姻し新居を構える若者夫婦世帯に対し、新婚に伴う住居費及び引越しにかかる経費について最大30万円を補助、令和5年度からは最大60万円としました。結婚新生活支援事業については、事業開始の平成29年度の1件から令和4年度は6件と少しずつ成果が出てきております。

そのようなことから、当分の間は現在の移住定住促進事業を継続し、魅力ある垂水市を移住希望者に対し、しっかりとPRをし続けながら先進的な自治体の事業を調査研究し、本市の状況に応じた移住定住促進事業を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、道の駅たるみずの貸出用自転車につきましてお答えいたします。

御質問の貸出用自転車、いわゆるレンタルサイクルでございますが、松ヶ崎地区公民館が平成25年度に作成しました。10年間の地域振興計画である松ヶ崎づくり計画に基づき、平成26年度に総務省の過疎集落等自立再生対策事業を活用し、自転車を10台整備したものでございます。本事業は、周辺に史跡が点在し、景観にも優れた松ヶ崎地区の鉄道跡地をサイクリングが可能

な散策道として、地区内外の方に御利用していただくことにより、当地区の地域活性化を図ることを目的としております。

そのことから、貸出をしたレンタルサイクルは松ヶ崎地区公民館所有で、松ヶ崎地区公民館が道の駅たるみず湯つ足り館に管理運営を委託したものでございます。このレンタルサイクルの利用実績でございますが、松ヶ崎地区公民館にお聞きしましたところ、平成27年度が20名、平成28年度が29名、平成29年度が7名、平成30年度が3名、令和元年度が6名、令和2年度が7名と、事業開始から2年間は20名以上の利用があったものの、平成29年度以降は利用者が少ない状況が続いていたとのことでございました。事業開始当初は、自転車に付帯すべき損害保険料やパンク等の自転車修理費などの維持管理費を、レンタル利用料で賄うことで運営できると想定したようでございますが、利用者が少ない状況により利用料収入を上回る支出がついたことから、松ヶ崎地区公民館と道の駅たるみず、双方の協議により本事業は令和2年度をもって一旦休止となっているようでございます。

続きまして、貸出用自転車レンタルサイクルの活用につきましてお答えいたします。

松ヶ崎地区におきましては、平成25年度に作成しました松ヶ崎地区地域振興計画である松ヶ崎づくり計画が令和4年度をもって終了したことを踏まえ、令和5年度中に第2期松ヶ崎づくり計画を策定することとし、現在松ヶ崎づくり計画策定委員会を中心に第2期計画策定に向けた協議を重ねているところでございます。そのようなことから、議員の提案につきましては、まずは自転車を所有しております松ヶ崎地区公民館がこの策定委員会において、既存の10台を再度運用できる体制に構築し直すなど、レンタルサイクル事業の課題を改めて整理する必要があると考えております。市といたしましても総務省事業を活用して整備しておりますことから、

利用者拡大に向けた事業周知の在り方、採算性のある料金設定など、事業の課題についてこの松ヶ崎づくり計画策定委員会の議論と一緒に参加し、アドバイス等を行うことで、レンタルサイクル事業が再開できるよう、様々な視点から後方支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。あと10分で、駆け足でまいりますので、ここからは一問一答式で簡潔に御答弁をお願いします。

まず初めに、子供の居場所についてなんですけれども、保育園、幼稚園は特に相談は上がってきていないというような御答弁でした。幼稚園、こども園、保育園など、小学校へつながる一番大切な時期です。本当に大切な時期なので、相談が来るのを待つだけでなくアンケート調査をすとか幼稚園、保育園、こども園に、在園の保護者の皆さんから情報を得るとか、何か行動しない当事者である親子はなかなか声を出しづらいものです。そういったことを踏まえて今後どのようなアンテナを張って情報を得る努力をされるか、お聞かせください。

○福祉課長（森永公洋） 先ほども答弁しましたとおり、毎月の保育施設巡回訪問や子育て世帯包括支援センターの定例会への出席により、保育施設及び関係部署、関係機関との情報共有を図っております。

○高橋理枝子議員 巡回訪問の折にお決まりの行動ではなくて、しっかり何かを引き出すという気持ちで、当たっていただきたいと思います。ありがとうございます。

英語教育についてです。思ったより大変しっかり英語教育についてされているなと思って、びっくりしました。英検補助制度はほかにもあまり聞かない、いい制度だと思います。本当に誇りに思っております。GIGAスクールとか先進的な学習を進めている垂水市ですので、ぜひ英語教育にもまた幅を広げていただいて、頑

張る小学生とか、できたら中央中以外に通われている、頑張っている中学生にも補助をいただけたらいいのになというふうに感じました。受験会場でもかなりの金額の差が出ていますので、こちらに関しても何かの策を考えていただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○学校教育課長（川崎史明） 今、御指摘のありましたことについても、先ほど小学校の英語検定についてこれから検討していくということでしたので、併せまして検討していきたいというふうに考えております。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

次に、視力についてです。思ったより、全国の平均よりよかったということで、とても安心しました。この調子でしっかり教育現場でも家庭でも気をつけて、その姿勢であったり机とか椅子の高さであったり、距離であったりというのを具体的に御家庭でも示していただいて、このままいけるように促していただけたらなというふうに思います。

スマホとかゲームが一番目を悪くする原因だというふうに思います。それはやはり家庭での問題だと思います。なので子供さん、自主性を持ってやっぱり自分のこの規律を正しくできるような、そういうような教育もしっかりしていただけたらなというふうに思います。よろしくをお願いします。

ごみ出し困難者について、難しい問題だと思うんですけども、生活環境課のほうではお困りの高齢者の方で、個別に業者さんと契約されている方とかは把握されているというふうにおっしゃってました。阿久根市も何年もかけて制度化されています。目に見えるごみ問題、目に見えないごみ問題、いろいろあります。阿久根市のようなごみ出し困難者支援事業について、どのようにお感じになられたのか市長のお気持ちを聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 阿久根市の状況というのは私もよく把握をしておりませんが、高齢化社会の中でそういう課題があるというのはよく理解をしています。私も高齢者施設で働いていたことがあって、昔はこうだったけど年を重ねるごとにいろんな問題が思うようにいなくなるというのが人間の常でありますから、そういったものにしっかり寄り添ってできること、財源も伴いますのでしっかり国県要望しながら、本市独自の方法を先進地事例を参考にしながら進めてまいりたいと思います。

○高橋理枝子議員 財源等もあると思いますけれども、お示ししたような交付税措置というのもよく考えて研究していただけたらなというふうに思います。これからも質問させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次の花いっぱい運動です。国体推進課におきましては、これまで準備にいろいろ御苦労があったことと思います。実はつい先日、商工会の女性部でプランターに苗を植えました。プランターごとに選手や来垂される方に思いを寄せてメッセージ書かせていただきました。またそのプランターが垂水新港周辺に並ぶと聞きまして、また嬉しく思います。ぜひ成功させて有終の美を飾っていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

次に、花いっぱい運動花壇整備委託事業です。まずお尋ねしますけれども、令和4年度の随意契約、結果調書がホームページに出していないようなのですが、契約はしていらっしゃると思いますが、金額を教えてくださいませんか。

○水産商工観光課長（松尾智信） 令和4年度の随意契約をしておりますけれど、申し訳ございませんがちょっと手持ちに金額を持っておりませんので、すみませんが答弁できないところでございます。あと追ってまた報告をさせていただきますと思います。申し訳ございません。

○高橋理枝子議員 今後、正しい情報公開のた

めにも漏れることのないようお願いしたいと思ひます。例えとして、垂水新港周辺に整備したらいいのではないかと申し上げましたが、せっかく税金を使ってお花を整備するのであれば、たくさんの市民が喜ぶ場所、外部から来られた方に喜んでいただける場所に植えていただくのが適当なのではないかなと思ひます。それが県有地であったり国有地であれば、交渉して整備することを考えていただきたいと思ひます。

また、花を植える業者に頼むのもいいんですけども、今後市民を巻き込んで花いっぱい運動するなどして、財政支出を少しでも抑えられる方法も考えていくべきではないかなと思ひますが、その件についてどう思われますか。市長、お願ひします。

○市長（尾脇雅弥） 今、御質問がございました、主にそのロータリーのところと道の駅はまびらのところ2か所です。業者さんなんですけど、もともと鹿屋のバラ園をずっと手がけておられた方で、大変優秀な方で丁寧に作業もしていただいております。やはりプロだなと思ひますのは、花の期間があるんですけども、これをうまく種類を見ながら、できるだけ長くいい状態が続くようにということでございまして、そういった意味では投資対効果も含めて、道の駅はまびらも国道沿いにありますし、みんなが多く通るところで大変好評をいただいております。

先ほど御提案がありましたフェリーの跡地、フェリーの場所などは、申し上げました県有地であり塩害もあって、これまでやってたんですけど、なかなか難しい。垂水は37キロ、長い国道を有しておりますので、高橋さんおっしゃるようになんかやるというのが理想ではあるんですけども、少子高齢化の中でむしろ草の管理とか維持管理をやってくれというオーダーのほうがはるかに大きいわけでございます、短期的に瞬間的にやるというのも大事なんですけ

ども、大隅の玄関口でありますから、しっかりとそのあたりの部分をより効果的にやっていく。御提案いただいたことが悪いということではなくて、今はそういう考えの中で2か所を中心にやっておりますけれども、ほかにもいろんな場所があると思いますから、その辺のところはいろいろまた検討してまいりたいと思います。

○高橋理枝子議員 要検討ということで、課題として提言させていただきました。

ふるさと納税につきましては、使い道を寄附者とか市民にもまた聞く機会があってもいいんじゃないかなというふうに思います。これは提言です。移住者を増やすためにはなかなか大変だと思いますけれども、それこそ財源もありますので、ふるさと納税とか利用していただいて、移住者対策に使っていただけたらなというふうに思います。

次、サイクリング事業なんですけれども、今休止中ということで辞めたってわけではないということですよね。なので、今度第2期松ヶ崎づくりのときには、その10台の自転車たちをまた活躍させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（堀内貴志） ここで暫時休憩いたします。

次は、14時30分から再開いたします。

午後2時19分休憩

午後2時30分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、池山節夫議員の質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、先の通告順に従って質問をしてまいります。市長、教育長、関係課長

の御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、錦江湾横断道路について。議会におきましては6月30日に錦江湾横断道路推進特別委員会が設置されまして、私が委員長に就任させていただきました。7月26日には市長にも同行していただき、国道整備促進特別委員会の中央要望におきまして森山先生と国土交通省道路局次長に錦江湾横断道路早期実現についてお願いをしてまいりました。その後、8月8日に尾脇市長を会長とする垂水市錦江湾横断道路推進協議会が設立され、8月31日には塩田知事を表敬訪問し、協議会設立の報告と今後の実施路線化の成果に向けた協力をお願いしております。先週の金曜日9月8日は堀内議長、そして宮迫副委員長と3名で鹿屋市議会、南大隅町議会、錦江町議会を訪問して協力を依頼してまいりました。錦江湾横断道路実現に向けて機運も盛り上がっているように思いますが、市長の見解と今後の見通しについて伺います。

高速船の就航について。コロナも5類となり大型クルーズ船が入港するようになりました。マリポートから旧垂水港の浮き桟橋に高速船を就航させる可能性について見解を伺います。

垂水市DX推進計画については、マイナンバーカードの普及促進について、デジタルデバイド対策について、テレワークの推進について、たるみず宣伝部創設について、この4点について少し詳しく教えてください。

4番目、農道城山団地線の整備について。先日、市民の方からこの農道の整備について要望をいただきました。早速農林課に対応していただきましたが、抜本的な対策が必要と考えます。今後の対策について伺います。

教育行政について。国体まであと20日余りとなり、国体推進課では対応に忙しいことと思っておりますが準備体制について教えてください。

全国学力テストについて。4年ぶりに実施された全国学力テストの中学英語で、平均正答率

が大きく低下し、特に話す技能を測った5問のうち正答ゼロの生徒が6割、平均正答率は12.4%で前回より20ポイント近く下落したようです。生きた英語を身につけるための国の指導指針に基づく授業は増えたようですが、これが高度すぎて学校現場が消化できていないという実態がテストの結果に現れたのではないかと指摘されております。分量が増えた教科書を終えるのに手いっぱいだという声もあるようですが、英語教育の課題解決について学校教育課長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 錦江湾横断道路につきまして、お答えいたします。

錦江湾横断道路につきましては、令和4年12月議会での池山議員からの御質問や、令和5年3月議会での堀内議員からの御質問に対しまして答弁させていただきましたとおり、令和3年6月に鹿児島県のかごしま新広域道路交通ビジョン及び計画において、新たに構想路線と位置づけられ、翌7月には国土交通省の九州地方新広域道路交通計画においても新たに構想路線として位置づけられたところであり、本格的な事業化に向けて大きく一歩前進したものと考えているところでございます。その件において、構想路線の位置づけから実施路線化や事業化に向けたこれからの取組につきましては、昨年12月議会で土木課長が県へ紹介しましたことを答弁しておりますが、まずは事業効果の検討が必要であるが、実施路線化や事業化に向けた具体的な基準が設けられたものではないとのことでございました。そのため県の実施被路線化に向けて、まずは本市のみならず関係市町の皆様へ広く情報発信を行い、地域全体の合意形成や機運の醸成を図るための様々な取組が必要ではないかと答弁させていただいたところでございます。私も4期目の当選直後、離島を除く全ての市長に思いを伝えてきたところでございます。

また、本年3月議会において連携した要望活動等を行っていただく新たな団体、機関等との協議を開始したと御説明したところでございますが、本議会開会日の諸般報告でも御報告したとおり、先ほどありました8月8日官民一体で組織する、垂水市錦江湾横断道路推進協議会が設立され、私が会長に就任をさせていただいたところでございます。8月22日には錦江湾横断道路の早期着工について、大隅半島4市5町で構成する大隅総合開発期成会において、国へ要望活動を行うに当たり、今回正式に文書化して代表して私が直接要望内容について、国交省等へ説明を行ったところでございます。

錦江湾横断道路の早期実現は、交通の利便性の向上や生活圏の拡大、観光への活用など本市をはじめ大隅半島や九州南部地域における産業、経済、文化の発展に寄与するとともに、近年激甚化傾向にある自然災害への対応や救急医療体制の確保など、防災医療の観点からも命を守る道路であり、必要不可欠と考えているところでございます。8月31日には県庁におきまして、大隅5名の県議の先生方と塩田知事に直接お会いをして、本協議会の設立趣旨などについて御説明をさせていただいたところであり、その模様はKYT、NHKでも報道していただきました。

今後、本協議会では本市のみならず、大隅半島全体の機運の醸成を高めるため、議員の皆様と一体となって実施路線化と早期着工を目指して活動してまいりたいと考えているところでございます。私といたしましても、錦江湾横断道路の実施路線化と早期着工の実現に向け、市民の皆様方や関係団体の皆様方、周辺自治体と連携し、市議会の皆様のより一層のお力添えを賜りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） マリンポー

トから旧垂水港浮き桟橋について質問にお答えいたします。

令和4年6月市議会において、池山議員より交流人口についての御質問がございましたが、その際市長が答弁いたしましたとおり、新たな観光地の誘致活動の一環としまして、マリポートかごしまにクルーズ船が寄港した際の本市への観光客誘致の手段として、マリポートと本市の垂水港、とんとこ館前にあります浮き桟橋を約25分で結ぶ航路について、株式会社なんきゅうドッグ様が取得されたところでございます。

このことによりまして、令和4年4月から同航路の運航が可能となり、観光客の誘致について大変期待をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして令和4年は本県へのクルーズ船就航が3件にとどまり、不定期航路を利用した誘客ができなかったところでございます。令和5年に入り、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたことなどからインバウンドも再開し、マリポートかごしまへのクルーズ船入港も増加しているところでございます。鹿児島県が8月31日に発表した令和5年観光客船の入港予定は86件であり、そのうち73件がマリポートかごしまに寄港予定でございますので、今後はこの不定期航路を利用しての誘客が期待されるところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 垂水市DX推進計画につきまして、お答えいたします。

国においては、目指すべきデジタル社会のビジョンとして誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を示していることから、本市においてもデジタル変革により様々な課題を解決すべく、昨年10月に垂水市デジタル変革宣言を行ったところでございます。この宣言を受けまして、本市におけるデジタル化の推進に向けた方針や

取組を市民全体で共有し、デジタル化を加速するとともに、計画的かつ効果的に進めるため、垂水市DX推進計画を作成したところでございます。

本計画の策定に当たりましては、関係課ヒアリング、各課の若手職員により構成されますDX推進部会での審議、市の意思決定機関であります経営会議での決定を踏まえ、まずは計画素案を策定し、6月30日に開催されました全員協議会において議員の皆様へ御報告させていただいた後、7月3日から8月1日までの30日間実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、9月1日に開催されました全員協議会において、計画素案を垂水市DX推進計画として決定することと説明させていただいたところでございます。

本計画ではDXを推進することにより、デジタルの力で元気な垂水市を作るという本市の目指す姿を定め、その実現のため、1、市民の幸福のためのデジタル社会の推進、2、誰一人取り残すことのない教育環境の充実、3、多様な人々との関わりを目指すためのデジタル技術の活用、4、持続可能な市民サービスを可能とするための業務効率化の推進の4つの方針を掲げており、さらに各方針を達成するため13の具体的な施策を掲げたところでございます。

御質問のマイナンバーカードの普及促進についてでございますが、本施策は基本方針1、市民の幸福のためのデジタル社会の推進を達成するための施策として位置づけられているところでございます。概要といたしましては、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築を進めるため、マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能をデジタル社会の基盤として活用していくため、マイナンバーカードの普及を図るものでございます。具体的な取組といたしましては、出張申請サポートや休日、平日、夜間と臨時開庁を実施することでマイナン

バーカードの普及促進を図るものでございます。

続きまして、デジタルデバイト対策についてでございます。国においては地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指すこととしております。本市におきましても、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方とそうでない方との間に生じる格差である、デジタルデバイトへの対策としてDX推進計画の基本方針に誰一人取り残すことのない教育環境の充実を達成するための施策としてデジタル活用のサポートを掲げているところでございます。

概要といたしましては、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化を目標に、高齢者等をはじめとしたデジタル活用に不安のある市民の皆様を対象に、各種講習会等を開催することによりデジタルデバイト対策を実施いたします。またデジタル技術を利用しやすい教育環境整備についても検討してまいります。具体的な取組内容といたしましては、令和3年度から実施しておりますスマートフォン講座や、今年度新たに生涯学習出前講座として開設した市公式LINE及びマイナンバーカードの活用の講座等を開催することで、市民の皆様の情報活用能力の向上を図るとともに身近な公共施設等へのWi-Fi環境のさらなる整備推進について、検討してまいります。

続きまして、テレワークの推進についてでございます。テレワークの導入により職員一人一人のライフステージに合った時間や場所を有効に活用できる、柔軟な働き方が可能となり、また業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されること、さらに重大な感染症や災害発生時には行政機能を維持する

ための有効な手段となることが期待されます。

このようなことから、本市におきましてもDX推進計画の基本方針4、持続可能な住民サービスを実現するための業務改善の推進を達成するための施策として、テレワークの推進を掲げているところでございます。

概要といたしましては、多様な働き方や業務に応じた柔軟な働き方を可能とすることで生産性の向上を図るものでございます。具体的な取組内容といたしましては、現在感染症対策を目的に実施しているテレワークについて、機器等の環境や実施体制をさらに充実することで、育児や介護といった職員のライフステージや業務や個々の都合に考慮した柔軟な働き方を推進するとともに、重大な感染症や災害発生時に行政機能を維持するため、テレワークを推進してまいります。

続きまして、たるみず宣伝部についてでございます。宣伝部とは自分たちの住んでいる町の魅力を見つけ取材し、インスタグラム等のSNSを活用して、市民の皆様が自ら自主的に情報発信を行う市民PRチームでございます。行政目線ではなく、実際に暮らす市民の皆様が感じる町の魅力を発信することで、実感のこもった情報発信がなされるとともに市民目線による新しい魅力の発見や、取材を通して町への愛着やシビックプライドが醸成されることが期待されるものと考えているところでございます。今回、たるみず宣伝部を創設するに当たり、宣伝部の発祥の地である奈良県生駒市のいこまち宣伝部をモデルケースとして参考にさせていただいたところであり、先般、発行された広報たるみず8月号において、広く周知と部員の募集をさせていただいたところでございます。

垂水市DX推進計画におきましても、基本目標にデジタル技術を活用した本市の魅力発信の強化を達成するための施策として、デジタル技術を活用した本市の魅力発信の強化を掲げてい

るところであり、具体的な取組の内容の一つとして、市民の皆様が本市の魅力を発信するための仕組みを構築し、地域一体となったまちの魅力発信に取り組むべき、たるみず宣伝部の創設が記載されているところでございます。現在5名の方の応募があり、今年度はモデルケースであるいこまち宣伝部とのオンラインミーティングや当市広報紙作成業務担当職員を講師とする取材講座等を経た後、昨年度、本市と包括連携協定を締結した鹿児島女子短期大学の学生等と連携しながら、本年末頃の情報発信開始を目指しているところでございます。

本取組につきましては、情報発信も重要な目標の一つではございますが、取材を通じ本市に心地よい緩い繋がりが形成されるとともに、生きた情報が市民の皆様のコミュニケーションのきっかけとなり、また部員も取材される市民の皆様も垂水を意識することから垂水への愛着や誇りが醸成されるものと考えており、このような考え方が地方創生の骨幹をなす一部となっていくものと期待しているものでございます。今後につきましては、先進事例について情報収集を行うとともに、国の動きも注視しながら庁内一丸となってDXの推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 沿線の立木が大きくなり、倒木の恐れがあるがにつきましてお答えいたします。

当該路線は田神上後馬場地区から市木比葉野地区へ通る農道城山線でございますが、沿線の山腹については平成5年度から平成11年度にかけ地域生活基盤整備総合治山事業にて整備されております。しかしながら、議員が申されましたとおり整備後30年が経過し、立木も巨木化し、集中豪雨や台風時に倒木の災害が生じる恐れがある状況であります。つきましては今後、当該区域内の立木調査を実施し、状況に応じ国県の

補助事業の導入を検討するとともに、歩行者や通行車両の安全性等の緊急性も考慮しながら、予算の範囲内において伐採作業等を中心とした維持管理で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） 国体の準備体制についてお答えいたします。

垂水市ではこれまでに、2度の全日本フェンシング選手権大会団体戦や5月にデモンストラーションスポーツ、スポーツチャンバラ、8月に公開競技の綱引きを開催してまいりました。現在はそれぞれの大会における経験を生かし、改善すべき点は見直すなど大会本番に向けて計画的に準備を進めているところでございます。加えてこれまで市実行委員会をはじめとして市内小中学校、垂水高校、シルバー人材センター、各地区公民館、福祉施設等の皆様も一緒に様々な形で国体の開催に向けて、準備に関わっていただきました。選手、監督をはじめ来垂される全ての皆様をオール垂水でお出迎えし、競技会場内はもちろんのこと、垂水市の魅力を満喫していただくことも目標に大会の準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 英語教育の課題につきまして、お答えいたします。

令和5年4月に実施されました全国学力学習状況調査結果におきましては、中学校3年生の英語は全国平均には届いておらず、課題が見られます。特に読むことと書くことに課題が見られました。一方で必要な情報を聞き取ったり、短い説明の要点を捉えたりする、聞くことの方は全国県平均を上回っております。話すことにつきましてはまだ結果が届いておりません。

また令和5年4月に実施されましたNRT標準学力検査の英語の結果では、中学校1年生の偏差値平均が高く、これは小学校において聞く

こと、話すことを中心とした活動が充実していることが要因であると考えられます。このことから生活面で生きて働く音声言語の、話すこと、聞くこと、読むこと、書くことといった文字言語をバランスよく指導していくことが、今後大切であると考えております。

なお、全国学力学習状況調査における質問紙では、英語の勉強が好きか、将来積極的に英語を使うような生活をしたり職業に就いたりしたいと思うかなどの質問で、当てはまると回答した生徒の割合が全国県平均を上回っており、本市の児童生徒は意欲的に英語学習に取り組んだり、英語を使うことについて肯定的に捉えたりしていることが分かっております。

英語力向上の対策としましては、中学校においては先ほど言いました課題となっております、読むこと、書くことの活動を充実させるために、良問の演習問題を整理いたしまして年間を通して意図的、計画的に活用できるようにし、英語の学力を高めてまいります。小学校では高橋議員の質問でも答弁させていただきましたが、英検E S Gを活用し到達目標を明確にした上で、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4つの力をバランスよく育成し、子供たちの英語の学習意欲のさらなる上昇を図ってまいります。特に英語の授業においては、これまでより読むこと、書くこと、これを意識した授業改善を行うよう各学校へ指導してまいります。

また、英語力を高めるためには英語を学ぶ目的や必要性を児童生徒に持たせることが大切であると考え、今年度垂水英語力向上総合プランをリニューアルしまして、ALT・JTE派遣による英語を使う機会の確保、1日英語にどっぷりつかる垂水キッズイングリッシュクラブ、より多くの生徒に英語を学ぶ目的を持たせる中学生への英語検定補助を実施するとともに、2学期は青少年海外研修派遣事業、夢の翼で、交流実績のあります香港のウォン・シュー・チー

中学校と垂水中央中学校とのオンラインでの交流会を計画しているところでございます。このような取組を行いながら、本市の児童生徒の英語力を高めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 それでは一問一答でお願いします。まず、錦江湾横断道路ですけどもう二十数年、いろいろ鹿屋の経済同友クラブを中心に運動してきたんですけど、なかなか手応えなくて、それで市長もなんですけど私も、この前の4月の選挙のときに錦江湾横断道路を委員会設置して、できれば委員長になって頑張っていきたいということを街頭でも市民の皆さんに訴えたんです。皆さんの協力と理解を得まして、錦江湾横断道路特別委員会の委員長にさせていただきました。そして市長とこの前、国道の中央要望に行ったときに森山先生にいろいろ市町村間で温度差がありますから、垂水だけがあまり出しゃばっても、またいろいろ問題があるかなと思って、森山先生にあまり出過ぎないように慎重に活動しますからよろしく願いますということをやったら、思いがけなく森山先生から「あの池山さん」と、名前も言っていただきました。「池山さん、もうがんがんいいから」と言われたんです。これは本当にびっくりしまして、私聞き直したんですよ、本当にがんがんいいですかと、そしたらいいいいということで、これは森山先生の中にもそろそろというのがあって、地域全体が盛り上がりば何とかなるというのがあって言ってくれたらと思ってんです。それは市長も同席されましたから、その辺のことは大体分かれると思うんですけど。まずこれまでと私的には実感的に今度はちょっと、先ほど言いました、鹿屋とか南大隅とか回ってきたんですけど、先日市長とともに塩田知事にも表敬表問しましたけど、周りの情勢もちょっとよくなったんじゃないか

など私は思ってるんですけど、市長、ここへ来て、市長の肌感でいいんですけど、動いていくなとかそういう感覚があるか、それとこれからはどんな動きを、我々は議会として動くんですけど、市長としてはこれからどんなふうに動いていってくださるのか。大隅開発期成会の中で我々はいきませんから、どんな動きをされるのかその辺について、言える範囲でいいですから答弁をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） まずは基本的な考え方をお話したいと思います。錦江湾横断道路の実現に向けて、今後どのように国や県に働きかけていくのかということで、現時点で私の考えをお話をさせていただきます。

まずは、これまで市議会議員の皆様や森山先生をはじめ関係団体の皆様方に日夜積極的に要望活動や地域の機運醸成に取り組んでいただいておりますことに、感謝を申し上げたいと思います。直近の取組につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおりでございますが、これまでの取組につきましては、昨年12月議会において鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、垂水市、鹿児島国道事務所、大隅河川道路事務所、第10管区海上保安本部の関係課職員が出席した、錦江湾横断道路ネットワークに関する勉強会がオンライン形式により開催されて、錦江湾横断道路が県のかごしま新広域道路交通ビジョン及び計画において構想路線として位置づけられたことや鹿児島東西道路など県内道路の主な整備状況について説明がなされたほか、本市や大隅地域の市町、様々な関係団体による要望活動の報告などが行われたところでございます。

錦江湾横断道路の活動は、私も市議会議員時代から約20年、民間団体垂水鹿屋経済同友クラブを中心に活動をいただいておりますけれども、当時は架橋、橋ということで活動をしてきております。その後、平成22年度、鹿児島県が行いました錦江湾横断交通ネットワーク可能性

調査において、鹿児島から桜島間の海底トンネルルート案が一定の将来交通量や経済波及効果が見込まれ、また施工も技術的に可能と考えられ費用対便益費、いわゆるB/Cも1.0を超えていることから、最も効率的なルートと考えられると示されたことから、現在はトンネルでという活動になっているところでございます。

日本の橋は最長で明石海峡大橋の3,911メートルでございます。その一方、海底トンネルの最長は青函トンネルの53.85キロと橋と比べると遥かに長い距離で実現できるほか、橋の工事費よりも安くできると伺っております。実際、日本の海底トンネルは昭和17年に開通した関門海峡を挟んだ本州と九州をつなぐ関門鉄道トンネルや、昭和63年に開通した北海道と本州の青森県を結ぶ青函トンネルなど、知られているだけで十数か所があるようでございます。その日本の海底トンネル工事の技術は、先ほど申し上げました関門鉄道トンネルについては世界最古の海底トンネルで有名でございますし、青函トンネルにつきましては平成28年スイスのゴッタルドベーストンネルが完成するまでは世界最長のトンネルとして有名でございますし、海底トンネルとしては、今でも世界最長の座を保持しているという現状でございます。

また、海外の海底トンネルでは、イギリスとフランスを結ぶ英仏海峡トンネルは、日本の技術による開通をして世界に誇れる高い技術力を持っております。そのような中において、国内において最後に海底トンネルの工事が行われたのは平成21年に開通した、2025年に開催される大阪万博会場を結ぶ夢咲トンネルであると伺っております。その後、現在まで海底トンネルの工事は行われていないようでございます。そのため、海底トンネル工事の高い技術を持っている日本の大手総合建設業、いわゆる大手ゼネコンにおいても、近年大型事業が行われていないことから、その高い技術力の継承や工事実績等

がないことから海外事業への新たな参入資格に課題が生じている話も伺っているところでございます。

そのようなことから、錦江湾横断道路を実現する際は国道としての整備になろうかと思えますことから、先ほど申し上げました大手ゼネコンの海底トンネルの高い技術力の継承や海外事業参入の課題解消として、国家プロジェクトとして国へ働きかけることも一つの考えであると思っているところでございます。そのためには、まずは県のかごしま新広域道路計画の実施路線化を目指すわけでございますが、鹿児島県に対しましても国家プロジェクトと位置づけられれば県の負担はほとんどないのではないかという考えのもとに、県にもこの考えをお伝えをしながら、国に対しましてもしっかりと要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、まずは本市のみならず大隅半島全体の機運の醸成を高めていくことが大事でありますことから、議員の皆様と一体となって、これからも取り組みながら人脈を生かし、国や県に実施路線化、その先には早期着工していただけるようしっかりと要望をしてまいりたいと考えております。

そこで先ほど御質問があった肌感覚みたいなところでありますけれども、長らくやっております、非常に今回環境が整ったというふうに思っています。例えば資金の面であったり技術の面であったり、いろいろ機運醸成も含めていくつか課題はもちろんあるんですけれども、私も先だって知事表敬のときのインタビューの中で申し上げたんですけれども、我々は垂水のためだけ大隅のためだけで言っているのではないわけでございます。経済性、利便性というのはもちろんなんですけれども、鹿児島県は美しい桜島、錦江湾というのは宝なんです、海を渡るというハンデはかなりあります。特に大隅半島からしてみますと、1年間に今でも夜間も含

めて300台近い救急車がフェリー等を通じて、薩摩半島の大型病院に行っているという現状がありますし、その中で亡くなる命もあります。また桜島自体も以前の大爆発から100年以上が経過をして、そのリスクも含めたときにしっかりと命を守るための環境づくりをしなければいけない。もちろん、いろんなメリットデメリットもありまして、十分その辺は専門家の皆さんにこれまでも協議をしてきましたし、そのことをしっかりと詰めながら先ほど申し上げました市と地域と県と、そして国がつながりつつあるということを感じておりますので、まずは機運醸成ということで最も恩恵を受ける可能性の高い我々が、しっかりと将来の垂水の未来を考えながら進めていくべきだと考えているところでございます。

○池山節夫議員 我々も、今度また議長と副委員長と今度は20日の日ですか、志布志市の議会と霧島市議会に理解を求めに行こうと思ってるんです。それと26日、27日ですか、26日の日には肝付町と曾於市の理解を求めに行き、次の日の27日には大崎町と東串良町に、これは議会事務局からアポを取っていただきまして、お願いに行こうと思っております。我々としても、議会としても一生懸命できることをやっていて、その大隅の機運を高めるということで頑張ってまいります。

市長に、さっき国道としての整備になる、できるかもしれないという答弁と、この前知事に表敬訪問したときに、県議の皆さんと一緒に同行していただいて、鶴田県議も出張で、本当は欠席だという話だったんですけど早めに切り上げて一緒に知事のところに行っていたいただきました。そして県議の先生方にも一言ずつ知事をお願いをしていただいたんですけど、前野県議からも国家プロジェクトでやっていけるようにすればいいんじゃないかというようなことがあったんです。この辺のことについて、これまで長

い間この話が、大隅半島だけの要望みたいなものじゃないかみたいな感じで、なかなか動かなかったんですけど、ここへ来て国家プロジェクトにしてもらえれば動きは早くなるんじゃないかという、市長もですけど私も肌感的に今回はちょっといけるかなという感じがしてるんですけど、このことに関してこれから先市長は、桜島も向こう側も鹿児島市なわけです。鹿児島市の皆さんの理解が必要で、それと鹿児島県の御理解が必要になるんですけど、我々も一生懸命できることはやりますけど市長的にはこの、塩田知事にはこの前表敬訪問しましたけど、鹿児島市の下鶴市長あるいは議会の川越議長、この方々に対してどんな感じのアプローチをして理解を得たいこうと考えられるのか、話せる範囲でいいですから、答弁をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 話せる範囲でお話をしたいと思います。例えば鹿児島市の市長、下鶴市長もそうですけども前任の森市長の時もこのことについてもお話をしております。森市長の場合は伊藤知事との関係性もございまして、私は鹿屋の市長と一緒に具体的な話までされてまいりました。その後、下鶴市長に交代をされたわけですけども、まだ御就任間もないということで、あるいはいろんな諸問題も抱えておられますので、いろいろ2人の中でお話をしたことはありますけれども、あえてこの場では申し上げないということで御理解をいただきたいと思っております。

また、川越議長に関しましても自民党青年局の私の後輩でございますので、私が初めて市長選に出馬するときからも、その前の山口元議長も含めて錦江湾横断道路の実現に対しては理解を示していただいております。軽々には申し上げられないと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたそれぞれの立場がございまして、私は垂水市長という立場ですから、垂水市がどうやって発展をしていくのかという中で、あるいは県

においては塩田知事がどうやって県政発展、あるいは国においては日本の国をどうしようかという中の共通の問題として、人口減少、高齢化社会ということでもあります。パイの縮小でございますので、このままだといろんな意味で右肩下がりな社会情勢が考えられるわけでもあります。

そういった中で、まずは鹿児島県においては薩摩と大隅の時間的な距離をどうやって縮めていくかという政策の下で、東九州自動車道もあり、また一方で直線的にそういった錦江湾横断道路も含めてつながることによって、本当に時間が短くなることの恩恵というのは我々だけじゃなくて鹿児島県全体の皆さんに恩恵があると。同時にアジアの成長が叫ばれる中で、アジアは人口が増えておりますので、そういった方々が鹿児島県に来たときに、鹿児島市、薩摩半島で終わらずに大隅半島にも来ていただくための交通アクセス、高速ネットワーク体系等々も必要であると思っておりますし、何よりも背景にありますのが今数字は変わりましたがB/C投資対効果が1.5から2.0という当時の数字がございまして、日本で一番人を運ぶのが桜島フェリーであり、2番目が垂水フェリーという事実がございまして、このことを解消しながら、今考える中では誰も損をしないといえますか、みんながよくなる。特に鹿児島県にとっては重要なことだというふうに思っておりますので、国際化社会の中で例えば台湾関係が熊本に飛行機も含めていろんな投資をしていく中で、鹿児島はよりアジアに近いという優位性がありますから、そのことはまとまってやっていくと。そのために今回は垂水の皆さんでスタートさせていただいたわけですけども、皆さんの御協力をいただきながらそのことを進めることが大事ではないかなと考えているところでございます。

○池山節夫議員 今、市長が言われましたように、今回は垂水から協議会を立ち上げて大隅全域で運動を盛り上げようということで一生懸命

始めました。今後、我々も一生懸命やりますけど、ぜひ、この前鹿屋の花傘礼議長にも議長と3人で同行したときをお願いしたんですけど、やはり大隅の中心は鹿屋で主力でありますから、我々も鹿屋の皆さんがリードしてほしいということをお願いしました。ぜひ市長からも中西市長に今回のこの運動の盛り上げを鹿屋を中心にリードしていただきたい、そういうことをお願いしていただきたいと思います。答弁いらんですけど、何か語ることありますか。

○市長（尾脇雅弥） 詳細申し上げられませんが、長いことやっておりますのでその辺は十分に話をしながら、先週土曜日森山先生ともその件を含めて30分ぐらいいろんな意見交換をして、先ほど池山議員がおっしゃったような形でしっかりと進めていくようにということで御指導いただいたところでございます。

○池山節夫議員 みんなで頑張っ、今回こそは今、偉大な森山先生が鹿児島4区にいらっしゃるうちに、この問題を実現していくように頑張りたいと思います。

次に、高速船ですけど、これ前も質問したんですけど、もう古江にはちょっと来てるけども8月何日かの新聞に、南日本新聞さんなんですけど、8月25日に塩田知事がね、マリポートを見に行っただけで混雑してると。それで浮き桟橋があんまり活用されてないと。タクシーもすごい渋滞でこれはやっぱり海上交通対策が必要だということを知事が言われてるんですけど、大型線がどんどん着くようになる。そうするとやはり可能性はあると思うんですけど、これ課長に伺ってもあれだから、これも展望があるかどうかだけでいいです、市長。

○市長（尾脇雅弥） 今ございましたけれども、なんて言うんですか鹿屋に着いて、そして塩田知事もその待ち時間もろもろ、実を言いますと鹿屋の前に垂水という話もありまして、ただなんきゅうフェリーの関係で、そこの浮き桟橋、

やっぱり申請許可が必要でございましたので、鹿屋よりもいったら語弊がありますが、より魅力的な場所だということでそういう御相談があったわけでありまして、そのことも含めて今、なんきゅうフェリーさんの許可を取っていただいていますから、そこに着けることは可能だということです。ただ鹿屋さんの場合が鹿児島島の建設業者さんが中心となってその事業プランを計画しておられますから、そういう民間の事業プランが必要だということでございますので、地元の観光業をしておられるような方が、例えば秋の千本イチョウツアーみたいな形で、海外からの船が着いたら100人ぐらい乗りますので、それでずっと行くとかですね、いろんな工夫があると思いますので、浮き桟橋といえば垂水漁協にもつけられますから、カンパチを食べていただくとか、その辺のところも考えているところでございます。

塩田知事のいろいろ渋滞だということも、私も現地も見に行っておりますのでよく理解をしております、その元になるのは県の観光連盟の理事会の中でそういう話が出ました。私自身も観光連盟の理事の一人ということでございますので、そのことも御指摘をして、あるいはその両替をするのに両替機にお金が入ってなくて、鹿銀の本店に殺到していくとか、人によっては知覧の特攻基地に行きたいということなんですけど、タクシー待ちがやっぱ3時間4時間という形で断念をしたとか、そこに可能性があるのに環境整備が整っていないということで、それが叶わないということは非常にもったいない話でございまして、先だって、たまたま岩崎CEOですね、岩崎グループの会長さんと2人で1時間ぐらい懇談する機会がありまして、その中でもその高速艇の話とか、そういう洋上の高速艇を走らして、いろんな形で足らざる部分をカバーしていこうというお話にもなっておりますので、先ほどの錦江湾横断道路も含めて高速ネ

ットワーク体系を陸上、海上、いろんな意味で可能性を広げていくということが御提案いただいたような未来につながっていくのではないかなと考えているところでございます。

○池山節夫議員 頑張っていたきたいと思えます。それではマイナンバーカードの農道の整備も1回目の答弁でよしとします。

学力テストのほうに入りますけど、さっき答弁あったんですけど、その全国学力テストというのは、生徒の学力を測ると同時に、その学校現場の対応能力も見るといえるようなものだというようなことが新聞に書いてあったんですけど、この辺について、指導要領が高度化すぎてもう先生が手いっぱい、成績がちよっと伸びないんじゃないかというような話があるんですけども、学校教育課長より教育長、この辺について言いにくいこともあるんでしょうけど、どうですか。まあさっき学校教育課長は垂水独自でいろんなことをされてるんですけど、現に要領が多くなっちゃって鹿児島県の中学校の英語のテストの成績は全国より低いわけです。その辺について教育長の見解をいただいて、私の質問を終わろうと思います。

○教育長(坂元裕人) 御質問ありがとうございます。英語力を考えるときに、私はいつもある人物の顔が浮かぶんです。それは太田雄貴なんです。フェンシングの前会長です。彼がよく英語をとにかく勉強しとけばよかったと後悔の念を持って語るんです。それは選手時代にいわゆるヨーロッパ遠征行ったときに、英語が分からない。ところが英語が分かったら、あの選手の発した言葉、あのコーチのアドバイス、監督のアドバイスをもし理解できたら銀じゃなかったら、金メダルを絶対取れた。もっともっと強くなったはずだということを彼はよく言うんです。だから今の若い選手にも、そしてもっと言うといろんな講演会に招かれるたびに、中学生、高校生に熱く、もっと言うと小学生に英

語勉強しろ、英語絶対勉強しろ、これは世界へ出ていくためのツールなんだというようなことをよく話をするんです。そういう意味で言うと、GIGAスクール構想同様、やはりかなりその英語教育そのものが外国活動あるいは外国語がということでも小学校まで降りてきた。このところの、いわゆる移行期間というんでしょうか。そのことに慣れるまでに少し時間がまだかかると思うんです、教員も。もっと言うと子供も。です。私どもは民間のALTを導入したり、あるいは日本語の講師を入れたり、あるいは英語の専科の教員を配置したりしながら、そういう環境をまず整えよう。そういうところから授業をまずよくしていこう。授業改善です。そして課長のほうからありました英語力の総合向上プランという、こういう事業的なもの、これを車の両輪として動かしながら英語力を向上させると。その中に私はGIGAスクールも入れている。GIGAスクールのAIドリル、これの英語版は非常に好評なんです。いろんなお母様方から声を聞いてみるとよくできている。これは自分のレベルにあったものに常に下りてきてくれる、あるいは上げてくれる、この上げ下げをAIドリルがしてくれるわけです。そういうものもうまく使いながら、これから教師も子供もやっぱりその英語の必要性、目的こういったものを明確にしながら、英語力の向上に励んでほしいなと思います。

昨日実は、外国語の指導講師とその英語の必要性についてちょっと話をしたんです。そして彼女はこんなこと言ったのです。なぜ英語が大事なのかという目的、そして英語をどこで使うのか、どこで使えるのか、こういうことを教師、先生方から聞いたことがないと。これ極めて大事なことなんだということを熱く語るわけです。私もなるほどなど。こういう先生方はやっぱり育てたいなというふうに思いますし、小学校と中学校のいわゆる連携の部分です。この

周知ギャップというのはどうしても発生しますので、これをどう緩やかにしていくか。それは小学校の教員が英語でどういうところでつまづいているのか。中学校では小学校でこんな力をつけてほしい。つまり小学校、中学校の双方の情報交換、課題の共有、そういうところから進んでいくのかなと思っています。そういう意味で9月21日ある小学校で英語の授業をやりませう。それを中学校の先生方に見てもらいます。そして情報交換もしてもらいます。そこをステップとしながら、今後どんどん情報活用能力共々です。英語力の向上にも学校と連携しながら、力強く前に進めていきたいと思ひます。

以上でございます。

○池山節夫議員 もう終わりますけど、最後にさっき高橋議員が小学校の英検にも補助、ぜひ私、高橋議員を応援したいと思ひますのでよろしくお願ひします。最後にそれだけを要望して終わります、どうも。

○議長（堀内貴志） ここで暫時休憩をいたします。

次は、15時35分から開会いたします。

午後3時25分休憩

午後3時35分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。あらかじめ皆様に御理解をさせていただきたいんですが、申合せ事項により16時を過ぎますと次の質問者に行かないというふうになっておりますが、本日は議事の進行上、6番目の質問者まで続行しますので御承知おきをください。

それでは、5番、池田みすず議員の質問を許可します。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 こんにちは。それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました項目について質問いたします。明

快な答弁をお願いいたします。

まず高齢者支援についてお尋ねいたします。

訪問給食サービス事業と高齢者等SOSネットワーク事業につきまして、これまで定例会において一般質問をしまして、現状の課題についての認識は共有できていると考えておりますが、改めて訪問給食サービス事業について伺ひます。

先の6月定例会では受託事業者との契約期間が令和5年8月末で満了となっており、以降の契約については現行の週7日間の給食提供を維持しながら利用者へのサービス低下防止軽減を行いつつ、令和5年9月以降の契約締結に向け、現行受託事業者を含む数社の訪問給食業者と協議を進めていると答弁されましたが、6月定例会以降の経緯を含めて現在の状況について答弁を求めます。

次に高齢者等SOSネットワーク事業についてお尋ねいたします。この事業の一番の目的は、認知症などにより行方不明になる恐れがある高齢者等が行方不明になった場合、早期に発見できるように、福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民その他地域の関係機関で支援体制を構築し、対象者に事前登録を行っていただくものです。そこで、先の6月定例会において、本事業の事前登録者数は令和5年5月末現在で31名と少数であるため広報紙等へ掲載するなど、住民の皆様へ周知していくとの答弁があり、先月の市報8月号において事業内容等が掲載されておりました。そこで現在の事前登録者数について答弁を求めます。

次に、学童保育についてお尋ねいたします。

先の6月定例会において、同僚議員から垂水児童クラブにおいて希望者全員が受入れできなかったことについての質問に対し、市長は現時点でできる対応として、空きのある水之上・協和児童クラブへ案内を行ったところである。しかしながら、当初保護者から利用希望があった

全児童が利用できない状況にあることからできるだけ早く何らかの対応策を考え、前向きに対応していきたいと答弁されました。そこで、その後どのような対策が図られたのか答弁を求めます。

次に、子育て支援、少子化対策についてお尋ねいたします。

初めに、伴走型相談支援について伺います。伴走型相談支援は国の資料を見ても昨年12月物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策として、少子化対策、子ども子育て世帯への支援を行うため、経済的支援である出産・子育て支援給付金と妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ様々なニーズに即した必要な支援をする目的で創設され、垂水市においても県内の自治体に先駆けて本年1月から事業が開始されているようです。まず、その事業内容について答弁を求めます。

次に、子育て世帯に対する新たな支援策についてお尋ねいたします。

垂水市の子育て支援については、垂水市の特色、地域資源を生かした仕事づくり、人の流れ、結婚、出産、子育て、まちづくりとして講ずべき基本的方向、具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略、また町の将来像である現在の第5次垂水市総合計画の中で、これまで重点プロジェクトとして取り組まれております。私自身も本市の子育て支援の取組については他市と比べ、引けを取らない取組を行っていると感じており、内容によっては先行して行っているものもあります。

今回尾脇市長の公約である小中学校の給食無償化については、この2学期から実現できたことは、子育て世代の保護者から多くの感謝の声を聞いているところです。そこで、改めて伺います。垂水市が取り組んできている子育て支援策少子化対策について、垂水市独自事業なのかも併せて具体的な施策の内容について答弁を求

めます。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○福祉課長（森永公洋） 垂水市訪問給食サービス事業の現状につきましてお答えいたします。

垂水市訪問給食サービス事業は、昼食と夕食の1日2食を配食しながら高齢者等の方々の安否確認を担っていただいているところでございます。

平成10年度の事業開始から25年が経過し、利用者数は令和5年8月末で194名、1か月の延べ配食数は約5,500食でございます。本事業の業務委託契約につきましては、市内の訪問給食事業者と締結し、週7日間給食を提供していただいておりますが、配送部門における人材不足の影響により、令和5年8月末を契約期限としておりましたが、令和6年3月末までの契約を9月1日付で締結をしたところでございます。

続きまして、高齢者等SOSネットワーク事業につきましてお答えいたします。

広報紙の8月号におきまして、高齢者の生活を支援する行政サービスの案内と題しまして訪問給食サービス事業、紙おむつ給付事業、緊急通報体制整備事業、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の4事業を掲載いたしました。高齢者等SOSネットワーク事業における事前登録者数は6月の第2回定例会におきまして、令和5年5月末現在で31名と御報告しております。その後、亡くなられた方が1名、新たに登録された方が1名でありますことから、事前登録者数は8月末現在31名でございます。

続きまして、学童保育についての6月議会後の検討状況につきましてお答えいたします。

新たな実施場所の検討として、令和5年6月13日に教育総務課から教職員住宅の情報提供を受け、水之上小学校、協和小学校から距離的に近い場所にある教職員住宅について現地を確認いたしました。この結果、鉄筋コンクリートづくりの物件については、単身者用であり、部屋

ごとの面積が狭いことから、児童クラブの支援単位として活用は難しく、また、木造の物件については、築35年を超えており、利用するためには、大規模修繕が必要であり、加えて仮にこれらの場所を活用するとしても、やはり児童クラブまで車で送る必要があるものと考えられるため、車を準備し、水之上児童クラブ、協和児童クラブを利用するという現在の取組と同様の取扱いになることから、教職員住宅の活用は難しいと考えております。

また、来年度の利用申込受付の準備としまして、昨年度より早い時期に令和6年度の利用意向を把握すべきと判断し、9月5日に垂水児童クラブ、水之上児童クラブ、協和児童クラブ、さざなみ児童クラブ、牛根児童クラブの担当者に集まっていただき、担当者会議を実施いたしました。この会において、来年度入学予定の未就学児童に対する児童クラブ利用意向調査の実施について協議を行ったところでございます。

具体的な日程については確定しておりませんが、9月から10月頃をめどに実施する予定としております。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 伴走型相談支援の事業概要につきましてお答えいたします。

伴走型相談支援事業は、国の伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金の一体的実施事業に基づき、垂水市伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金の一体的実施要項を定め、令和5年1月23日より開始している事業でございます。

事業の内容としましては、全ての妊婦子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、出産、育児等の見通しを立てるための面談や情報提供を行い、継続的に支援を行う取組でございます。

具体的には、妊娠の届け出時、妊娠8か月頃、出生後、この3つの場面におきまして保健師が

面談やアンケートを実施し、寄り添う体制を整え、妊婦や産婦の不安解消に努めるほか、産後ケアなどの支援事業の案内などを行っております。

この3つの場面における面談等の内容でございますが、妊娠の届出時の面談は妊婦のお困り事や心配事を初めて把握する重要な機会となるため、信頼関係を構築する観点から、妊婦の表情や様子を見ながらの対面による面談を実施し、妊娠経過や妊娠をされて今のお気持ちなど、7項目のアンケートを通じて保健師が妊婦とともに出産までの見通しを立てております。

妊娠8か月頃は、出産を間近に控え出産準備や産後のことをより具体的に考え始める時期であるとともに、産前休暇を取得し始めるタイミングとなり、妊婦の方が比較的時間を取りやすい時期でもありますので、妊娠7か月頃に妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送しております。アンケートでは分娩予定施設や相談できる人や協力してくれる人がいるかなど、8項目をお尋ねし、妊婦の状態に合わせたフォローを行っております。

また、面談希望者に対しましては、面談を実施しまして、保健師と一緒に産後の見通しを立てております。出産後の育児の悩みや疲れ等の相談支援を行うため、出生届出後に面談を実施しまして、睡眠の状況やお子さんと一緒に過ごす中での今のお気持ちなど、7項目のアンケートを通じて保健師と一緒に子育ての見通しを立てております。

以上が事業の概要でございます。

○福祉課長（森永公洋） 子育て世代に対する新たな支援策の考えにつきましてお答えいたします。

子育て世代に対する新たな支援策としまして、幼児期の教育、保育に係る経済的負担の軽減に関連し、住民税課税世帯に属する0歳から2歳児の保育料の負担軽減策について協議を行って

いるところがございます。本市の保育料につきましては、定期的に見直しの必要性について協議を行っており、平成30年度と令和2年度に保育料の見直しを行っております。令和2年度は国の教育、保育の無償化に伴い、対象となる3歳以上児との均衡を図るため、0歳から2歳の保育料をそれまでの2分の1の金額とする見直しを行い、現在国の基準の約3分の1の金額を基準額として設定しております。

これらの取組により、本市の保育料は近隣自治体と比較した場合におきましても、低い基準額設定となっている状況でございます。引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減に向け協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 企画政策課における子育て世帯に対する新たな支援策の考えにつきましてお答えいたします。

6月議会における池田議員からの御質問に対しまして、答弁させていただきましたとおり、本市のまちづくりの目標の一つである産業振興については、第5次総合計画の中で、就労の促進と多様な働き方を支援するとしております。その中で、重点施策である子育て支援につきましては、仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい就業環境を推進することにより、若者や子育て世帯の定着を図ってきているところがございます。また、令和3年第3回定例会において、人口減少が進んでいる要因としまして、社会動態における10代後半から20代の減少が人口構造や出生数の現況に大きく影響を及ぼしており、この年齢層の流出傾向が要因の一つであると考えているとの答弁をしているところです。そのため、人口減少が進んでいる本市において、人口構造の若返りを図ることが持続可能なまちづくりを行う上で重要なことから、20代、30代や子育て世代、特に女性にとって魅力ある仕事、まち、環境づくりを進め、定着、移住者を増や

すことが必要であると考え、これまで様々な施策に取り組んできているところがございます。そのような中、令和3年10月に本課が子育て支援センターにおいて行った子育て世代を対象とした仕事についての聞き取り調査におきまして、育児中の隙間時間を使って無駄なく働きたい、仕事をしたいが働く間に小さな子供を預かってくれる場所がない、仕事をしながら育児の悩みを相談できるような環境がほしいといった御意見を伺った経緯がございます。このような御意見に対する施策としまして、市役所の中堅職員により構成される垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略ワーキンググループから、子育て中でも自分の得意なことを生かして、自分の生活に合わせてできる働き方として、子育て世代テレワーカー育成事業について、企画提案がなされ、先の6月議会において、事業予算を御承認いただいたところでございます。

そのことから、今年度事業を実施するに当たり、市ホームページや公式LINE、先般発行されました広報たるみず8月号において、同事業の周知と育成講座の受講者を募集した結果、定員15名に対しまして、13名の方の応募があったところでございます。

先の9月8日、本講座を開始する前に、プレセミナーを開催いたしました。当日はオンラインにて先輩テレワーカーとのトークセッションを交えながら、本事業の概要について説明を行ったところでございます。

今年度は、ウェブマーケティング分野のテレワーカーとしての自立できることを目的に、10月13日の第1回目を皮切りに、パソコン操作の基礎から始まり、テレワーカーツールやアプリケーション、エクセルの基本操作を経て、実際の業務となるSNSの運用やウェブマーケティングの基礎、講座終了後の計画作成まで行う、全5回の養成講座を開催し、フリーランスとしての働き方など、テレワーカー育成への支援を

行ってまいります。

また、本講座中は、育児と両立して受講できるように、宅児サービスを設けたところでございます。

今回、新たな子育て支援策として、子育て世代テレワーカー育成講座を開催させていただいたところでございますが、本事業を通して、デジタル技術を活用できる仕事への新規就業の支援や、多様な働き方を推進することで、子育て世代、特に女性にとって魅力ある仕事・まち・環境づくりを進めるとともに、先進事例や近隣自治体の情報収集に努め、定着、移住者を増やし持続可能なまちづくりにつながるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、ここから一問一答方式で2回目の質問をいたします。

まず、訪問給食サービス事業については、現在の受託事業者と来年3月末まで契約を延長されたとのことでした。この事業の大きな課題は人材不足であり、現在提供している週7日の訪問給食が今後も維持できるのかということです。そこで、来年度以降について、現在どのような検討を行っているのか。また、課題解決策があれば御答弁いただけますか。

○福祉課長（森永公洋） 来年度以降のお考えにつきましてお答えいたします。

昨年度、物価高騰や人材不足によります影響で本事業の継続が困難な状況に陥りそうになった時期から、今回の契約締結までの間、市外の訪問給食業者からも御意見や協力をいただきながら、現在の受託事業者と協議を重ねているところでございます。今後も現行の週7日間の給食の提供を維持しながら、利用者へのサービスが低下しないよう、また、利用者や御家族はもちろんのこと介護従事者の負担軽減が図られる

よう努めてまいります。

以上でございます。

○池田みすず議員 訪問給食サービスは高齢者にとって在宅で生活する上でなくてはならないものであり、また、一人暮らしの方の安否確認に有効だと考えます。来年も現在のサービスが変わることなく維持できることを期待して、この質問を終わります。

次に、高齢者とSOSネットワーク事業についてですが、6月定例会でも申し上げましたが、広報誌だけでは周知は広がっていないのではありませんか。多くの皆様が集まる福祉大会や老人クラブなどにおいて繰り返し伝えることが大切だと思います。

それでは、6月定例会において関係機関との連絡会議を7月に開催するとのことでしたが、開催されたのでしょうか。

○福祉課長（森永公洋） 警察や消防等の関係機関との連絡会議につきましてお答えいたします。

本事業におきまして、事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に、関係機関であります垂水市社会福祉協議会、垂水幹部派出所、消防本部、総務課安心安全係、保健課の地域包括支援センター、福祉課の代表者で構成する連絡会議を設置することとしておりまして、会議の開催は市が必要に応じて招集することとなっております。この連絡会議を8月30日に関係機関の担当者に御参集いただき、開催しております。協議内容といたしましては、まずは現担当者に本事業の制度や各機関の役割等について、これまでの経緯を踏まえながら改めて情報共有していただきました。そのほか徘徊や行方不明等の事案が発生した場合の緊急連絡体制の再確認や支援体制の連携確認等に関して協議していただいたところでございます。今後は、この連絡会議を年2回開催することで、連携強化を図ってまいります。

以上でございます。

○池田みすず議員 このSOSネットワーク事業では、不明者が早期に発見できるよう、警察や消防本部関係機関との日頃からの連携が重要になると考えております。万が一方向不明事案が発生したら、命に関わる問題だと思います。改めてお聞きします。どのように見直しを図っていかれるお考えでしょうか。

○福祉課長（森永公洋） 池田議員の質問に対してお答えいたします。

本事業におきましては、徘徊等が発生した場合に備えて、普段から関係機関の担当者が情報を共有し、連携を図っておくことが早期対応、早期発見につながると考えますことから、今後は連絡会議を継続的に開催し、高齢者と接する機会の多い社会福祉協議会や包括支援センター等の関係機関を通じて、本事業の利用促進を図り、また徘徊等の事案発生時における、警察、消防等の関係機関との緊急連絡体制の再確認や支援体制の連携を図ってまいります。先ほども申し上げましたが、今後はこの連絡会議を年2回開催することで、連携強化を図ってまいります。

○池田みすず議員 6月定例会でも申しましたが、私はこのSOS事業、いい事業だと思っています。ですが、登録者が増えない、市民から認知されていないのは残念でなりませんし、大きな問題だと思います。高齢者はもちろん、高齢者を支えておられる方々のためにも、真剣に取り組んでいただき成果が上がることを期待して、次に移ります。

次に、学童保育についてですが垂水児童クラブについては今年度より4年生以上の生徒の受け入れができず、保護者から大変困っているとの声が届いています。そういった保護者の状況を理解して調査をされると思いますが、調査の結果は公表されますか。

○福祉課長（森永公洋） 具体的な日程につき

ましては確定しておりませんが、9月から10月以降において、保護者に直接連絡したいと思っております。

○池田みすず議員 保護者の皆様が困らないように早めに調査報告をお願いします。

最後に、教育長、鹿児島市や指宿市、また県外の多くの自治体で放課後子供教室という活動をされています。御存じでしょうか。

○教育長（坂元裕人） 存じ上げております。それは、かつての学校応援団、今でいうところ

の地域学校共同活動、この中の1つのメニューというふうにホームページで見ると出ております。本市の取組について見てみますと、やはり子供たちの安心する居場所づくりであったり、それを定期的に担保していくというようなところで、小学校も中学校もそういうところで頑張ってもらっております。とにかく本市の地域学校共同活動はメニューが豊富というところが特徴として上げられますし、地域の伝統行事、そういったものの継承も含めて、大事にしております。私は、いつも感心しているのは、どこもすばらしいんですよ。すばらしいんですけども、新城、ここはふるさと先生がぐっと学校の中に入り込んでみえて、昔の遊びだったり、今申し上げました鎌手踊りだったりとか、そういったものを子供たちに引き継いでいっているというようなところで、非常にいい体験的な活動もまたメニューとして組み入れてあります。

中学校においては、放課後、学びの教室的な、いわゆる学習の保障といえますか、そういうことをボランティアの方々が入ってもらって、実はしてくださっているんです。そういう意味では救われている子供たちも多いのかなと思っています。そのようにうちも他市と、あるいは他市に負けないぐらいの放課後子供教室は名前こそ違えども、中身としてはやっております。

以上でございます。

○池田みすず議員 ぜひ検討していただいて、子供たちが取り残されないことを期待して、次に移ります。

去る7月21日付の南日本新聞に学童保育、夏休み昼食提供促進の記事が掲載されておりました。こども家庭庁は令和5年6月28日付で放課後児童クラブにおける食事提供についての事務連絡を発し、ひとり親家庭や経済的な困難を抱える家庭等の子供については特に小学校における夏期等の長期休業期間中の食事について配慮が必要であると考えられることから、各市町村においては、子供や家庭のニーズや状況等を踏まえ、放課後児童クラブ等においては、子供たちが弁当の持参、購入が難しい場合の宅食、フードバンク等による支援を行うなど、適切に対応するようお願いしております。

そこで、本市の学童保育において、夏休み期間の食事提供についてどのような検討をされたのか伺います。

○福祉課長（森永公洋） 学童保育における夏休みの給食提供についてお答えいたします。

児童クラブの昼食提供につきましては、現在取り組まれておりませんが、令和5年9月5日に垂水児童クラブ、水之上児童クラブ、協和児童クラブ、さざなみ児童クラブの担当者にお集まりいただき、実施した担当者会議において、他の自治体の取組について情報提供を行いました。その後、保護者から児童クラブに寄せられた意見や児童クラブの考え等を伺ったところ、食中毒など衛生面で不安がある。共働きで毎日弁当を作るのは負担が大きいといった意見や、児童クラブでの昼食提供を希望するとの意見もあったようです。また、児童クラブ側も持参した弁当の保管について衛生面で苦慮されており、保護者からの希望もあることから、昼食提供の必要性について認識しているようでした。

なお、こども家庭庁から小学校における夏期

等の長期休業期間中等に事業所として昼食等の食事提供をすることは妨げておらず、地域の実情に応じた対応をお願いするとの通知があったところでございます。

今後も他の自治体の取組等の情報収集を行うとともに、担当者会議において引き続き協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 夏休み期間保護者にとって何が大変かと尋ねますと、昼食を作ることが大変とよく耳にします。児童クラブで昼食提供があると保護者も大変助かると思いますので、来年度実施されることを期待して、この質問を終わります。

次に、伴走型相談支援についてですが、事業開始から約7か月が過ぎましたが、この伴走型支援の実績と面談等を踏まえ、どのような傾向が見られているのか伺います。

○保健課長（永田正一） 伴走型相談支援の実施実績と傾向につきまして、令和5年1月23日から9月5日現在の状況についてお答えします。

はじめに妊娠の届出時の面談及びアンケートの実施状況でございますが、これまで延べ18名全ての対象者に対して実施し、回答を得ております。面談、アンケートの結果につきましては、3つ例を挙げますと、1つ目、妊娠経過につきましては、94%、17名の方が順調、6%、1名の方が順調ではないと回答されております。

2つ目、妊娠されて今のお気持ちいかがですかという問いには、うれしい、楽しみという回答と不安や心配を抱えているという回答が大半でございました。

最後に妊娠や出産育児のことで相談できる人や協力してくれる人はいますかという問いに対しては、全ての方が相談者がいると回答しておりまして、その相手は夫やパートナー、両親、兄弟、友人等という回答でございました。

次に、妊娠8か月頃のアンケートの実施状況

でございますが、これまでに、延べ32名の対象者に対し実施し、転出に伴い97%、31名の回答を得ております。アンケート結果の傾向につきましては、3つ例を挙げますと、1つ目、分娩予定施設は決まっていますかという問いには、97%、29名の方が決まっている、3%、2名の方はまだ決めていないと回答されております。

2つ目、里帰りはしますかという問いには、65%、20名の方が里帰りすると、32%、10名の方が里帰りしない、3%、1名の方が未定というふうに回答されております。

最後に、心配事に関しての問いにつきましては、58%、18名の方が特にないと、42%、13名の方は心配事があるというふうに回答されております。具体的な心配事の内容について、複数回答での傾向を見てもみますと、出産費、家族のこと、生活費の順で心配事の回答数が多い傾向にございました。

最後に、出産後の面談及びアンケートの実施状況でございますが、これまで延べ61名全ての対象者に対して実施し、回答を得ております。面談アンケートの結果の傾向につきましては3つ例を挙げますと、1つ目、睡眠の状況の問いにつきましては53%、32名の方が眠れていると、44%、27名の方が少し寝不足と、3%、2名の方が全然眠れないというふうに回答されております。

2つ目、お子さんと一緒に過ごす中での気持ちについての問いですが、複数回答での傾向を見てもみますと74%がうれしい、楽しいと回答がある中で、26%が大変、また疲れが溜まっているという回答でございました。

最後に心配事に関する問いにつきましては、75%、46名の方が特にない。25%、15名の方は心配事があると回答されております。具体的な心配事の内容につきまして、複数回答での傾向を見てもみますと、生活費、家族のこと、生活環境の順で心配事の回答数が多い傾向にござい

ました。

以上でございます。

○池田みすず議員 今後の方針について伺います。

○保健課長（永田正一） 伴走型相談支援の今後の方針につきましてお答えいたします。

先ほど申し上げました面談やアンケート結果におきまして、何らかの不安や課題を抱えている妊婦、産婦の方に対しましては、その現状を把握した時点で保健師による電話相談を実施しております。電話相談の結果さらにサポートが必要と判断した場合は保健師及び助産師による自宅訪問を実施し、対象者の不安解消や課題解決のサポートを実施しております。

この自宅訪問の実施状況につきましては、妊婦、産婦、新生児、乳児を対象に令和5年1月23日から9月5日現在にかけて延べ70回実施しております。これは、この事業の開始前の同時期と比べまして約17%増加しております。この事業を通じて子育ての支援の充実が図られているものと考えております。また必要に応じて対象者の分娩予定医療機関と情報共有を行い、メンタル面のサポートも行っているところでございます。

今後につきましても、引き続き妊婦や産婦などの子育て世帯に寄り添いながら切れ目のない子育て支援を充実できるよう、丁寧かつ迅速な面談や訪問を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。次に、子育て世代に対する新たな支援策についてですが、子育てには子供が自立するまで教育費など養育費にそれ相当のお金がかかります。また、出産を考えている世代は先進国が調査した若い世代の声を紹介しましたが、ただでさえ将来に対する厳しい見方をしている中で、この物価高騰などをさらに二の足を踏むことになると

考えております。これまでの子育て支援については、これまでの議会でも申し上げていますように、他市に比べて手厚い支援を行っているものもあるなどを評価しているところですが、県内外において国の動きに先駆けて乳幼児世帯や養・教育費などを支援する施策、具体的には本会議に請願が出ております国の乳幼児無償化の対象とならない0歳から2歳児の保育料の無償化や妊娠出産事後支援として出産前の助成金や出産祝金を支給、保育園の入園、小中学校への入学祝金や高校進学に併せて準備金の支給などの新たな給付を行っている自治体もあるように今は思い切った新たな支援が必要と考えますが、市長の考えを伺います。

○市長（尾脇雅弥） 池田議員の御質問にお答えをいたします。

私は、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指して、希望する幼児期の教育、保育が受けられる体制づくりを基本目標として、これまで子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子供を保育所等へ預けやすい環境づくりを図るため、垂水市独自の保育料の負担軽減等に取り組んでまいりました。また、先の6月議会において、議員の皆様方の御協力によりまして、給食費の無償化の予算を御承認をいただいたところでございます。保護者の皆様からは大変ありがたいということで、好評いただいているようでございます。

お尋ねのありました保育料の負担軽減への取組につきましては、令和2年度の保育料見直し以降もさらなる子育て支援の充実を支持して協議を重ねてきましたことから、さらなる子育て世帯への経済的負担軽減のために令和6年度から0歳児から2歳児の保育料無償化に向けての検討を関係各課へ指示しているところでございます。

その他幾つか例を申し上げて言っておられました。重要なことだと思います。一方で財源と

の兼ね合いということもありますから、しっかりとそのことを精査して、垂水の現状の中でどういった予算の使い方がより効果的なのか、アンケート調査などを実施して政策を進めてまいりたいと考えております。

○池田みすず議員 ありがとうございます。次に、垂水高校への支援について質問いたします。

垂水市では、先ほどの子育て支援に併せ、教育の充実についても重点プロジェクトとして取り組まれております。その中でも魅力ある垂水高校づくりの支援策として通学費補助や東進ハイスクール通信講座補助など7つのスポットを行ってきております。その中で、垂水高校自体も、魅力ある学校づくりの一環で、総合的な探求の時間として、生徒それぞれが設定したテーマについて課題を見つけ、探求し解決を目指しており、今年度は7月19日付の南日本新聞に、食と人は財産と題し、高校に給食をというテーマで探求活動を進め、この研究成果を内閣府地方創生推進室主催の地域創生政策アイデアコンテストに応募されるとのことであります。この垂水高校の給食導入研究について、教育委員会としても様々なアドバイスなどの協力をされていると思いますが、教育費の支援として給食導入に対する支援をどのように考えているのか伺います。

○教育総務課長（堀留 豊） 池田議員の垂水高校への支援として、給食提供の考えについてお答えいたします。

初めに池田議員御指摘の新聞記事ですが、4月3日、それから7月19日、南日本新聞に掲載されている部分については承知しているところです。この投書の中にあつた総合的な探求の時間を使った研究活動でございますが、今回、給食をテーマにした研究活動を行っているのは、現在垂水高校3年、普通科に通う生徒6名で1年次にSDGs、それから、2年次の1学期に地域活性化、そして2年次の2学期から給食導

入による地域活性化、そして3年次になった現在、さらに給食と地域活性化との関係性について、池田議員御指摘の国の地域経済分析システムRESASを活用したり、それから垂水市で働いている人を対象に昼食の現状についてアンケートを実施したりするなど、データを分析しながら、現在も継続して研究活動を行っているところと承知しているところでございます。

なお研究活動の一環として本市教育委員会に本年2月8日、研究内容の説明と意見交換を行いました。また、3月17日には実際に給食の試食会実施の申入れがありましたので、市教育委員会としても、全面的に協力を行ってまいりました。垂水高校への支援として、こういった研究協力への支援に加えまして、実際に給食提供ができないか、その分の検討状況でございますけれども、市教育委員会としても小中学校で提供している給食の提供ができるかどうか、また、提供するための課題等はないのか現在給食の調理配送業務を委託している事業者との情報交換を行っているところでございます。

また実施主体である垂水高校とも意見交換を重ねておりますけれども、現状、様々な調整事項等もあるというふうにお聞きしておりますので、引き続き垂水高校と情報交換を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○池田みずす議員 教育長、こういった研究活動は今後の垂水高校の在り方、方向性に関わるものであり、市として課題解決に向けて積極的に協力していただきたいと思いますが、最後に教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（坂元裕人） それでは、垂水高校生の活動につきまして、3つの視点で、生徒へ、そして先生方へ、そして学校へというところで話をさせていただきます。

このすばらしい生徒6人、1年生のときから頑張っているということは承知しておりました。

昨年から総合的な探求の時間を使って、高校に給食を、地域活性化のために、をテーマに研究活動を行っておりますけれども、研究の視点、あるいはそして研究内容がすばらしいと感じております。2020年には、先輩たちが地方創生政策アイデアコンテスト2020で、九州経済産業局長賞を受賞した実績があることは、内容も含めて承知しております。つまり、代々垂水高校の生徒には大きな可能性があり、しっかりと結果も出してきており、意欲的に学ぶ、その姿に頼もしさを感じております。冒頭述べた生徒たちは、1年次におけるSDGsとの関わりをきっかけに、垂水市の活性化、そして給食に着目して研究活動をスタートさせていますが、実際に保護者や生徒にアンケートを取ったり、RESASを活用したりするなど、こういった研究活動は、政策立案能力に関わるもので、将来、社会人としてきっと役に立つスキルを身につけつつあるのではと思っております。生徒の大きな成長を感じております。

また、そのほか生徒たちの活躍として、国体公開競技、綱引きに出場した女子チーム、男子チームがそれぞれ入賞したこと、高校総合文化祭においても、茶道部と吹奏楽部の生徒たちが他校の生徒とともに活動したことなど、いずれも生徒の自信につながる貴重な経験であったと考えます。

指導される先生方ですけれども、今回指導されている先生方を含め、垂水高校にはそれぞれ専門性を持たれたすばらしい先生方がおられ、充実した授業、教育活動を展開され、生徒の意欲や期待に応える、あるいは自信を持たせることに日々御尽力いただくなど、質の高い教育を提供していただいておりますことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。

最後に、垂水高校へということでございますけれども、研究テーマである高校に給食を、につきましては、先ほど教育総務課長が答弁した

とおり、安心・安全な給食を問題なく提供するためには、関係機関と調整した上で、より慎重かつ丁寧な準備対応が必要であると考えております。いずれにしましても、こういった生徒の主体的な教育活動、研究活動をもっと中学生を始めとする市民に、様々な広報媒体を駆使して、あるいは口コミで伝えるなど、繰り返しアピールすることで、2025年に創立100周年記念を迎える垂水高校のイメージアップにつながるのではないかと思います。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。垂水市も今後の市政発展のために、高校生への支援を考えるのも重要だと思います。

以上で私の質問を終わります。

次に、6番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。本日最後の登壇となります。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が5月8日、季節性インフルエンザと同じ5類へ移行したことにより、各地では伝統行事の復活やイベント等が行われたりして、活気が戻りつつあることが報道されています。本市でもふれあいフェスタ夏祭りが行われ、風物詩である花火も打ち上げられ、来場者をはじめ多くの皆さんが楽しまれたと思っております。9月3日には、昨年につき第48回垂水市社会福祉大会が開催され、社会福祉に貢献された方々の表彰がありました。表彰を受けられた方々に祝福の言葉を送ります。また、昨年につき、柗原出身の、鹿俣さん夫婦の笑って体操、「生きるための体を育てる！笑って体操をしましょう」があり、笑いながらの体操で会場の皆さん大いに楽しまれていたようでございます。

さて、9月に入り、朝夕に爽やかな涼しさを感じるようになり、季節は夏から次第に秋へと変わっていく今日この頃となりました。周辺で

は田んぼの稲穂が垂れ始め、次第に黄金色に変わり、もうすぐ実りの収穫を迎えようとしております。

また、本市の主力野菜でありますさやインゲン、キヌサヤエンドウの作付作業も見られますが、大野原では、高冷地の気象条件を生かし、作付されたサヤインゲンの収穫が早くも始まっています。作物の順調な生育、収穫となるよう、豊かな実りを願うところであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、川崎地区運動広場について質問いたします。

本市中央地区には、中央運動公園があり、各種スポーツ等の多様な運動施設があり、競技力を高めたり、運動により市民が健康維持や増進を図り、またレクリエーションを楽しむことができる運動公園であります。元垂水には、警察官官舎東側に川崎地区運動広場がありますが、この地に運動広場を設置した目的を伺います。

2問目に、選挙について質問します。

今年は、統一地方選挙の年で、本市においては、市長選挙、県議会議員選挙、市議会議員選挙が行われましたが、各選挙の投票状況はどうだったのか、投票率の前回との比較を、また10代から30代までの若年層の投票状況をお聞かせください。

3問目に、特産品のPRについて質問いたします。

本市では、水産物、農産物、加工品など、それぞれの特産品等が生産されていますが、水産・商工観光課では、特産品支援として、特産品販路拡大支援事業が予算化されていますが、事業内容と、本市の特産品等のPRについての取組状況を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○社会教育課長（大山 昭） 川崎地区運動広場の設置の目的につきましてお答えいたします。

まず、設置につきましては、教育要覧に運動公園外にある体育施設として、川崎地区運動広場は、昭和57年に設置されたと記載されております。

次に、目的につきましては、様々な資料を調査いたしましたが、記載されている資料がないことから、地元の方々から情報を収集しましたところ、設置当時は、元垂水地区の住民、子供たちも多く、地区の運動会や十五夜での相撲や綱引きなどの行事が盛んに行われ、地域の活性化のために利用されていたようでございます。

その後、住民、子供たちの減少などにより、運動会や十五夜などの行事ができなくなり、ゲートボールが行われるようになりましたが、現在は特に行事など実施されていないようでございます。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（岡山洋恵） 投票結果と前回との比較、10代から30代までの投票状況についてお答えいたします。

今年、1月22日に垂水市長選挙、4月9日に鹿児島県議会議員選挙、4月23日に垂水市議会議員選挙が執行されました。投票結果でございますが、垂水市長選挙で投票率は、前回74.91%に対しまして、今回は74.14%でございました。うち10代の投票率は、前回63.93%に対しまして、今回61.44%、20代で前回50.62%に対しまして、今回52.03%、30代で前回67.05%に対しまして、今回62.02%となっております。前回と比べ、全体の投票率は0.77%減で、10代から30代は2.31%の減となっております。

鹿児島県議会議員選挙では、前回57.61%に対し、今回は61.47%でございました。10代の投票率は、前回30.48%に対しまして、今回39.59%、20代で前回32.01%に対しまして、今

回38.12%、30代で前回45.25%に対しまして、今回49.56%となっており、前回と比べ、全体の投票率は3.86%の増、10代から30代は5.38%の増となっております。

また、垂水市議会議員選挙では、前回74.21%に対しまして、今回は73.99%でございまして、10代の投票率が前回45.28%に対しまして、今回49.27%、20代で前回46.5%に対しまして、今回51.29%、30代で前回62.31%に対しまして、今回61.73%でございました。前回と比べ、全体では0.22%の減となりましたが、10代から30代では1.68%の増となっております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） 特産品等PRの取組についての質問にお答えいたします。

まずは商工業の振興における販路拡大支援事業としましては、令和3年度に本市と連携協定を締結している日本航空株式会社への委託事業と、今年3月に九州探検隊のアンバサダー認定を行った博多大丸との共同事業でございます。

日本航空株式会社への委託事業といたしましては、今年度の事業として大きく4つの事業を予定しているところでございます。

1点目は、昨年に引き続き、カンパチ輸出量増につなげるため、羽田空港の国際線ファーストクラスラウンジにおいて、カンパチを寿司ネタとして提供していただく予定としております。

2点目として、羽田と札幌、大阪、広島、福岡、鹿児島、沖縄間の6航路を就航している国内線ファーストクラス機内食で、本市のブランド豚肉を提供していただく予定としております。

3点目として、羽田、成田にある日本航空株式会社の社員食堂において、ブリ、カンパチ等を使ったメニューを提供していただく予定としております。

昨年度は、社員食堂提供期間に併せて、本市のふるさと納税PRも行い、大変好評だったことから、今年度も継続したいと考えております。

4点目として、市内に10社あります飲む温泉水を鹿児島空港国内線ラウンジにおいて提供していただき、PRする予定としております。いずれの事業におきましても、航空会社としての強みを十分に生かしていただける事業内容であり、事業実施の際には、同社と共同でメディアを通じた周知を行い、さらには各事業者の商品販売の際にファーストクラスで扱われた商品ということなどを商品POP等で周知していただき、一般の消費者の方への遡及につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、博多大丸との共同事業でございますが、同社は5万人を超える会員の方向けに、お中元・お歳暮カタログを発送され、ECサイトでも販売されていることから、今年のお歳暮時期に併せて同社のカタログやホームページ内に本市特産品の特集ページを設けていただく予定としております。

また、今後開催を予定している物産店の実施時期について協議をしているところでございます。

ほかにも本市特産品のPRといたしましては、東京、大阪、福岡などで特産品の各種物産店を行うとともに、現在鹿児島市の山形屋で行われている垂水の味だよりなど、実際に食べていただけるような形で本市特産品をPRしているところでございます。

また、市や観光協会のホームページ、市内に3か所設置してある特産品ディスプレイコーナー、パンフレットなどでも特産品PRを行っているところでございます。

次に水産業の振興における販路拡大支援事業としまして、本市と連携協定を結んでおりますJALの連携子会社でもありますJALUXとの販路拡大支援事業において、現在破棄しておりますカンパチの中骨から身を抽出し、メンチカツやふりかけ等の新たな加工品の開発及び販売を行う、もったいないフードプロジェクト事

業を実施する予定でございます。

また、タイ向け輸出拡大事業としまして、バンコク・トンロー日本市場に垂水産のカンパチ、ブリの輸出を継続して行い、それ以外にも定期的な取扱いを交渉する事業を実施しているところでございます。

これらの事業の取組により、市内事業者の販路拡大による経営の安定化を支援してまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。それでは一問一答式でお願いいたします。

まず、1問目の川崎地区運動公園広場についてでございますけれども、先ほどの答弁では、昭和57年に整備がされているが、それ以外の特別な広場についての資料が見つからないというようなことで、地域の方々からいきさつ等を聞かれて、推測というような形での答弁でありましたが、当時の昭和57年、私がまだ青年時代かな、ちょっと青年を過ぎる頃かな、そういう時代ですけど、私たちの地域を振り返れば、まだまだ人口も多くて、それぞれの地域で大きな催し事もされて、活気があったというような時代ではなかったかなと、こういうふうなふうに思うところであります。私もそのような状況を感じながら、元垂水地区の皆さんの活力というのか、元気さをその場で表されたんじゃないかなと、そういうふうなふうに思うところです。

運動広場が整備されてから、地域の子供から高齢者まで遊び、運動を通じて触れ合う憩いの場として利用されたものと思うところでございます。現在の運動広場を見ると、北側に休憩施設があり、トイレや水道設備が附属してありますが、ほかには子供たちの砂場や鉄棒などの遊具もあつたようではありますが、現在は休憩施設が閉じられ、周りの広場は草が生い茂っている状況で、遊具もなくなっているのが今日の現状であります。これまでの管理と利活用状況を伺

います。

○社会教育課長（大山 昭） 管理と活用状況につきましてお答えいたします。

まず、管理につきましては、運動公園の会計年度任用職員が現地の状況を確認し、年3、4回程度草払いを実施しているところであり、トイレについては、外から自由に使用できることから、老朽化に伴う衛生対策を考慮し、現在のところ封鎖しており、管理棟については、侵入を目的としたガラスの破損など、防犯対策が必要であり、常時施錠し使用できない状況としていただいております。

次に、活用状況につきましては、使用申請書の提出や使用料が必要なく、利用人数並びに利用状況など把握できていないのが現状であり、自由に誰もが利用できる施設となっているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 これまでは管理公社の職員で年に数回草刈り等は行われてきているけれども、そういう草刈り等をするだけで、あとの利用については管理台帳がなく、利用状況も把握できていないということですが、その理由としては、使用料に関する規定等がないというふうなことが主な原因のようではありますが、そのようなことから、利用についての管理は特別なされておらずに、地域任せというような状況だろうと思います。現在がそういう状況であるということですが、そのためにこれを何とかできないかというようなことで、今回この質問をしたようなわけでございます。

次に、そのような状況を地域の方々も見られて、地域の方々から運動広場の現状を見かねて、以前のような遊具があったり、桜の木があったりする人々が憩う、運動広場に整備してほしいとの声が聞かれたので、広場を見に行きましたけれども、先ほど述べたような休憩所は閉められ、広場、北側周辺は草が生い茂り、広場に行

きたいと思えない状況でありました。その後早速草刈りはされ、垣根も整備されております。今議会には垂水市立公園の設置及び管理に関する条例案と、垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案が出されておりますけれども、いずれも公園の管理をこれまで以上に適切に行うために、指定管理者制度を取り入れ、行き届いた管理を行っていく施策だと思っております。土木課の公園管理を充実する意図を感じる条例案だと捉えているところでございますが、運動広場も新たな整備を行い、利用促進が図れないか見解を伺います。

○社会教育課長（大山 昭） まず、運動広場につきましては、元垂水地区住民をはじめ、市民の皆様が安全に利用できることが言われますように、優先であると考えているところでございます。これまで年三、四回実施しているところでございますが、今年の実施が6月の末だというふうに聞いておりました。その後、8月がたるスポの管理の状況で日程が取れなかったことから、先日議員から言われましたとおり、9月に早速草刈りを行ったところでございます。

今後の計画といたしましては、きちんと作業計画に組み込み、定期的な作業の実施に加え、状況に応じては草払い回数を増やすなど、環境整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、新たな整備につきましては、まず元垂水地区の住民などから、今後の運動広場の在り方、また様々な御意見などを聞き取ることが必要だと考えておりますので、聞き取りを行うとともに、市民ニーズに沿って総合的に進めることが今後必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 運動広場周辺には、市営住宅や警察官官舎もあり、幼児や児童たちもいるようですので、土木課が公園整備について、児童

たちの声を聞きながら整備を進めているように、地域の声を聞いて整備に取り組んでいただきたいことと、管理台帳を作成し、適切な管理をされるよう要望いたしまして、川崎地区運動広場の質問は終わります。

次に2問目、選挙でございますけれども、投票結果と前回との比較、10代から30代までの投票状況についてでございますけれども、1回目の答弁からしますと、各選挙の平成31年と投票率比較は、市長選挙、市議会選挙ともに74%台ではほぼ変わらないようであります。県議会議員選挙での投票率は61%台で、前回よりも4%伸びているようですが、今回、垂水から2人の立候補があったからではないかと思うところであります。10代から30代までの今年の投票状況については、10代では市長選挙から選挙の順に伴い、投票率が61%から10%ずつ低下していることがわかります。20代では52%ですが、県議会議員選挙では38%と低下しています。30代では62%、県議会議員選挙でも49%で、ここでも大きく低下しています。このことから市長選挙、市議会議員選挙はいずれの世代でも50%から60%台であるが、県議会議員選挙では10代から順に39、38、49%となっており、投票率の低下となっています。また30代はいずれの選挙でも10代、20代よりも投票率が高くなっていますが、どの世代も市全体の投票率からはかなり低いことがわかったところでございます。

次に、選挙についての周知と、岳野の投票状況について伺います。

投票についての周知、広報などどのような取り組みがなされたのかお聞かせください。また今年の選挙から岳野の投票所が二川の投票所に統合されましたけれども、岳野の投票状況をお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長（岡山洋恵） 投票への周知と岳野の投票状況についてお答えいたします。

投票への周知につきましては、選挙期間中、広報車による市内巡回や防災無線などで投票を呼びかけるとともに、令和2年7月の鹿児島県知事選挙からは、前回の期日前投票所における時間帯別利用状況をホームページに掲載し、来場者が集中した日や時間帯を周知することで、新型コロナウイルス感染症予防対策と併せて、投票所の混雑防止に努め、スムーズな投票が行われるよう取り組んでいるところでございます。

また、令和4年度に投票所を統合作りました岳野地区の投票状況につきましては、垂水市長選挙で前回の投票率86.96%に対しまして、今回85.71%、鹿児島県議会議員選挙で前回の投票率86.96%に対しまして、今回71.43%、垂水市議会議員選挙で前回の投票率82.61%に対しまして、今回85.71%となっており、投票率に大きな変化はございませんでした。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。岳野の投票状況につきましては、岳野の単独時と比較しますと、市長選挙ではほぼ変わらないようではありますが、市議会選挙では上がっており、県議選では低下しているようです。二川の投票所に統合され、距離的には10キロほどあるにもかかわらず、市全体の投票率を上回っておるようでございます。岳野の皆様の選挙に対する意識の高さを感じたところでございます。

次、期日前投票についてでございます。

期日前投票について、前回との比較、また、新城地区と牛根地区の投票状況について伺います。昨今の選挙では、期日前投票率が次第に高くなっているようではありますが、今年の各選挙の結果と、新城地区と牛根地区についてもお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長（岡山洋恵） 期日前投票の前回との比較、また、牛根地区と新城地区の投票状況についてお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、今年は、垂水市

長選挙、鹿児島県議会議員選挙、垂水市議会議員選挙の3選挙が執行されました。期日前投票につきまして、垂水市長選挙では、投票率が前回39.36%に対しまして、今回は46.28%でございます。牛根・新城地区の方の期日前投票率につきましては、牛根3地区で前回22.95%に対しまして、今回は32.83%、新城地区で前回29.19%に対しまして、今回は35.54%となっております。

鹿児島県議会議員選挙では、前回27.56%に対しまして、今回は35.94%であり、牛根3地区で前回11.54%に対しまして今回は21.42%。新城地区で前回24.03%に対しまして、今回は30.09%となっております。また、垂水市議会議員選挙では、前回37.48%に対しまして、今回は43.96%であり、牛根3地区で前回25.09%に対しまして、今回は30.51%。新城地区で前回34.71%に対しまして、今回は39.11%となっております。期日前投票は、会を重ねるごとに投票率が増加傾向であり、牛根・新城地区の方の投票率においても同様に増加しております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。3つの選挙でありますけれども、市長選挙では、期日前投票者は46%で、人数的には5,499人、前回との比較では7%、378人の増となっているようでございます。県議会議員選挙では約36%で、4,251人、前回との比較で8%、670人の増となっているようです。市議会議員選挙では約44%で、5,197人、前回との比較で6.5%、332人の増となっておりますが、いずれの選挙でも前回は上回ってきております。地区別では新城、牛根ともに3つの選挙全てで前回は上回り、特に新城地区においては5%ほど伸びておりますけれども、投票日当日の投票率、投票数よりも期日前投票のほうが多くなっている結果となっているようです。牛根では市長選、県議選で10%、市議選では5%伸びとなっているのが分

かったところでございます。ありがとうございます。

次に投票所に対する意見、苦情はなかったかについて伺います。ただいま申したような市長選挙においては、5,000人を超える人が今この期日前投票所で投票したということでございます。このようなことを受けまして、投票所が市役所別館横の駐車場となっており、ここ1か所だけ全ての期日前投票者が投票していますが、私には駐車するところがなくて周囲をぐるぐる回ってようやく投票したという声が寄せられております。投票所に対する意見、苦情は当局にはなかったのかお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長（岡山洋恵） 投票所に対する意見、苦情はなかったかについてお答えいたします。

期日前投票所について、これまでも議会の一般質問で取り上げられております駐車スペースの件につきましては、期日前投票所敷地内の駐車スペースが数台分のため、市役所正面の駐車スペースや、市役所北側の来庁車駐車場へ車を駐車して来場していただくなど、多くの方々に御協力いただいたことで、市民の方から直接選挙管理委員会へ御意見、苦情などはございませんでした。また、そのほかにつきましても、御意見、苦情などは受けておりません。

以上でございます。

○梅木 勇議員 私にはそのような声が二、三件寄せられましたけれども、当局には何もなかったというようなことでございます。

次に、このような声を受けまして、今回選挙についての質問をしたところでございますけれども、次に、投票所の増設変更は必要ではないか、について質問いたします。先ほどの期日前投票状況から見て、また以前から投票所を地理的な面から、牛根、新城両支所への増設の声と、今回の市長選、市議選においては50%近くの5,000人を超える投票者数となっており、投票

所の駐車場は数台分しかなく、駐車するのに周辺をぐるぐる回ったりして苦慮したなどの声が聞かれますけれども、投票所の分散と現在の投票所を市民館か文化会館へ変更することはできないか、伺います。

○選挙管理委員会事務局長（岡山洋恵） 投票所の増設、変更が必要ではないか、についてお答えいたします。

投票所の増設や変更における課題等につきましては、令和4年12月議会における新原議員からの一般質問でも答弁させていただいておりますが、期日前投票所においては、選挙人名簿に登録されている方であれば、市内全ての地区の方が投票できる投票所であることから、来場者への質疑応答、代理記者への対応、引継ぎ証明などの確認など、選挙事務を熟知している職員でなければ対応が困難であり、特殊なケースが多く発生しております。一方で、選挙管理委員会職員は、期日前投票期間中も、各選挙事務所からの問合せや、不在者投票など、直接選挙に関わる事務のほかに、来客対応、電話対応、県民の相談係窓口対応など、様々な業務を並行して対応しておりますが、これは、現在の期日前投票所と選挙管理委員会事務所が隣接しているため可能な状況となっております。また、人員確保につきましても、現在1か所で実施しております期日前投票所では、朝8時半から夜の8時まで、5、6名の会計年度任用職員を雇用しておりますが、毎年雇用時期が一定しているわけではなく、また、選挙準備から選挙後の事務処理を入れましても、雇用期間が1、2か月と短く、その期間のみの人員確保に、毎回大変苦慮している状況でございます。議員御指摘の投票所の増設・変更の必要性につきましては、投票率の向上や投票者の利便性の向上の観点から重要であると認識しておりますが、選挙においては、正確性、公平性、厳格性が常に求められますことから、期日前投票所における時間帯

別利用状況による周知や、来場者の多い選挙期日、前日においては、公用車を移動させて、期日前投票用の駐車場を確保し、周知するなど、現状で行える可能な限りの対応を行うとともに、増設、移設につきましては、本市の状況に照らし合わせて、投票率の向上を目指した取組を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。期日前投票については、私は平成30年第3回定例会、9月議会で質問しましたが、その後、数人の方がこの件で質問されております。答弁では、同調する考えを示されながら、課題を述べられ、いずれも検討しますとなっております、いまだ解消できずに市民の声が実現されていません。私は当時、鹿屋市では、商業施設でも期日前投票が行われていることも述べました。現在の鹿屋市の期日前投票所をホームページで見ると、本庁をはじめ、ほか5か所で行われ、その中には商業施設も1か所含まれています。本市での課題を鹿屋市は解消し、商業施設を含む数か所で期日前投票が行われていると思わざるを得ません。このことを垂水でもできないことはないと思うところでございます。最大の課題は人員の配置確保のようではありますが、今回は投票者が5,000人を超える選挙もあり、駐車場の問題も出てきました。事務局の関係資料によりますと、市長選挙においては、投票日の4日前からは、1時間ごとの投票者は61人から80人を超える投票者数となっております、全ての人が車で来るわけじゃないですけれども、駐車にも課題が出てきております。課題の対応には、選挙管理委員会事務局だけでは解決できないように感じます。全庁的な協議が必要ではないかと思いますが、副市長にお伺いいたします。

○副市長（海老原廣達） 期日前投票所の運営に係る人員配置の御質問にお答えいたします。

先ほど選管事務局長のほうから答弁いたしま

したとおり、期日前投票所の運営でありましたりとか、また人員の確保につきまして、大変苦労しているとのことでございます。いずれにいたしましても、市の人事の問題でもございますので、まずは選挙管理事務をつかさどります選挙管理委員会事務局と、市の人事業務をつかさどります総務課のほうで協議を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。総務課を含めた、全体的な協議が必要ではないかという答弁をいただきましたので、ぜひ、そのような協議を実現され、また市民の皆さんが望んでいる場所の変更、あるいは牛根、新城にも増設をするというようなことが来たる選挙には実現できるように頑張ってくださいと思います。今申しましたように、鹿屋市がやっているわけですから、鹿屋市の例を出しましたけども、ほかの町でも、商業施設でもやっているところがあるわけですから、なぜ垂水はできないのかというのは、人員配置、これが一番大きな問題だろうとは感じますけれども、それを全庁的に協議していただいて、実現できるように頑張ってくださいと思います。これでこの件については終わります。

次に、特産品のPRについてでございますが、先ほど、いろいろな2つの事業と特産品についてのPR状況をお伺いしましたけれども、多岐にわたるPRがなされているようでございます。

次に、来訪者へのPRについてでありますけれども、まず、方策と現状はということで、特産品のPRはホームページやリーフレット、看板、イベント会場などがありますが、ホームページを見ると、6大観光名所として、高峠つつじが丘、両道の駅、猿ヶ城溪谷、森の駅など、温泉施設として、牛根の道の駅湯っ足り館、ほか8か所、魅惑の一品、うまい魚として、海の桜勘、ぶり大将、ナミクダヒゲエビなど、うま

い農産物として、サツマイモ、キヌサヤエンドウ、サヤインゲンなど、極上焼酎として森伊蔵八千代伝など6社ほど、また飲む温泉水の欄もありますが、商品は掲載されていません。このような特産品を垂水市へ交流人口、関係人口など来訪される方々へ垂水市内での特産品特産物のPRの方策と現状をお伺いいたします。

○水産商工観光課長（松尾智信） 特産品等の来訪者へのPRについての質問にお答えいたします。

本市へお越しいただいた方への特産品PRといたしましては、先ほどの答弁と重なる部分もございしますが、市内に3か所設置してある特産品ディスプレイコーナー、道の駅や市内の宿泊施設等に設置していただいているパンフレットなどにおいて、特産品PRを行っているところでございます。例えば道の駅におきましては、地元の水産・畜産・農産物をはじめ各種加工品や飲む温泉水の特設コーナーを設けるなどしてPRされているところでございます。また、宮脇公園内に水産物をPRする看板が設置されておりますが、近日中に内容を更新する予定としておりますとともに、観光案内看板の一部に特産品のイラストも掲載し、本市特産品をPRしているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁では、現在設置してある看板、宮脇公園の大きな看板がありますけれども、あれを塗り替えると言いましたかね。ちょっと誰が見ても、もううっすらとした状況になっています。それは早速するというようなことでもございましたけれども、次に充実、拡大ということでございますけど、タクシー関係者等から、垂水には観光をはじめ仕事やスポーツ合宿など、日帰りもあれば宿泊される方もあり、タクシーを利用される方々との会話ではよく特産品を聞かれることがあります。観光タクシーではないのと知識が足りないこともあ

り、適切な受け答えができないことが多々ありますということです。垂水への来訪者に対してぱっと分かる看板があればよいのにとの声が聞かれます。牛根から新城までの国道沿い、森の駅までの道路、牛根はまびらの道の駅を見ましたけれども、名所等の観光案内板は要所ごとに建てられておりますけれども、特産品等のPR看板はほんのたゞいま申しました宮脇公園の1か所、あとはですね、宮脇公園には海潟の温泉に関する組合っていいですか、そういう方々が立てられたと思いますけれども、温泉の看板が立てられております。そういうことで特産品のPR看板はほんの数か所しか目につきません、来訪者にぱっと分かる特産品のPR看板の充実、増設、拡大はできないかお聞かせください。

○水産商工観光課長（松尾智信） 特産品等の看板設置への考えについての質問にお答えいたします。

本市へ来訪された方への看板設置による特産品PRでございますが、本市といたしましては、お越しいただいた方へ特産品がどこで買えるのか、どこで食べられるのかという情報を提供する必要があると考えております。実際に来訪者が商品を間近に見て手に取りお買い求めただけのように、2つの道の駅では、地元の特産品が取りそろえられており、道の駅の場所については各種媒体や道路看板等でも十分に周知をされていると考えております。

看板の設置につきましては、1つのPR方法であることは理解しておりますが、ホームページやパンフレット等での詳細な情報発信を求められるところもございますので、看板設置につきましては、場所、交通に与える影響、情報の更新や設置費用等を慎重に考えていかなければならないと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ただいまの答弁では、特産品等のPR等については、

ホームページ、リーフレットと言われる、そういうことでもやっていると。私は今回、今日の質問は、垂水へ来られる来訪者、直接垂水の現地で特産品を見る特産品の紹介です。ホームページは全国どこでも見れます。先ほど言いましたけど、私もホームページを見て、垂水の観光には6大名所が載せてある、あるいは特産、うまいものとして、海のもの、農産物というのがたくさんホームページに出されているということをお話しましたが、私の今日の質問は、来訪者、垂水に足を運んで直接足を運んでこられた、そういう方々に対しての特産品のPR看板が少ないんじゃないかと、ないとは言いませんよ。先ほど宮脇公園の例がありましたので、そういう看板をもっと増やしてほしいという声が寄せられている。そういうことで、地元垂水市内で特産品のPR看板をもっと充実したり拡大増設する必要があるんじゃないかということをおっしゃっているところなんです。そういうことですので、今の答弁からすると、ちょっと予算も必要ですよ。それは当然わかりますけれども、私が見た範囲内では、垂水市が独自で立てた看板というのは、あまり見かけませんよ。今から話をしますけれどもちょっと聞いてください。

特産品の看板は新城の宮脇公園に生産量日本一、ブリ、カンパチのまち垂水市と記され、ブリ大将、ナミクダヒゲエビ、海の桜勘の写真入りの看板が立てられていますが、色あせています。また、垂水温泉郷と書かれた右に桜島の火山灰の灰の文字でお入りなさいと書かれ、ユーモア的な海潟温泉の看板も立てられていますが、海潟には海潟温泉と書かれた浴衣姿の女性を描いた看板も立てられています。

国土交通省は牛根の道の駅、荒崎パーキング、宮脇公園に看板を立てられていますが、荒崎パーキングでの看板は、「大切な道路をつなごう未来へ」という看板となっており、ブリ、カンパチの養殖、千本イチョウ、猿ヶ城溪谷、天

然温泉飲む温泉水と書かれており、海岸には障害により筆を口でくわえて書いた北迫正治氏の絵が壁画として埋め込まれています。

海潟小浜の早咲大橋の海岸側歩道の欄干には、高峠ツツジ、ブリ、カンパチ、ビワ、また軍艦マーチ、瀬戸口藤吉作曲、垂水出身と書いてあり、音符と「守るも攻めるもくろがね」の歌詞が記された図柄もあります。このようなところを見ると、国土交通省には特産品のPRを大いに貢献していただいていると私は思っているところです。このような国土交通省は各地に垂水の特産品を考慮していただけて掲載していると、非常に貢献していらっしゃると思います。そういうふうに感じるということです。

しかし、これではまだまだ十分ではなく、垂水市への入り口にあたる牛根境地区、桜島口、垂水フェリー発着所、牛根はまびら道の駅等に特産品の認知度向上アップとリピーター拡大にもつながるようなPR看板の設置をお願いしたいと思っております。お願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） 本日は以上で終了します。

△日程報告

○議長（堀内貴志） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（堀内貴志） 本日は、これにて散会します。

午後5時16分散会

令和 5 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 5 年 9 月 1 3 日

本会議第3号（9月13日）（水曜）

出席議員 14名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫
7番	堀内貴志	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	海老原廣達	農林課長	森秀和
企画政策総括監	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	堀留豊
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	森永公洋	社会教育課長	大山昭
水産商工	松尾智信	国体推進課長	米田昭嗣
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

令和5年9月13日午前9時30分開議

△開 議

○議長（堀内貴志） おはようございます。今日も暑くなると思いますので、上着は自由に脱いで構いませんので御連絡しておきます。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（堀内貴志） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 皆さん、おはようございます。久しぶりに2日目のトップバッターで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

鹿児島県内は高気圧に覆われ、9月4日は鹿屋市で35.8度を観測するなど、7地点で猛暑日となり、県内10地点で今年の最高気温を記録し、厳しい残暑が続いておりますが、朝夕過ごしやすくなり、秋の気配も感じられます。

台風6号が8月8日から9日にかけて九州南部に接近、迷走に迷走を続け、勢力を維持したまま本県に近づき、上陸は免れましたが速度が遅く、長い間本市も暴風雨に見舞われました。長い時間暴風域から抜けることができず、市民の方々も非常に心配されたのではないのでしょうか。先日、市長から被害状況の説明がありましたが、関係課の被害状況をお知らせください。

次に、原発処理水の海洋放出について。

東京電力福島第一原発処理水の海洋放出が8月24日から始まりました。東北大地震から12年

が過ぎ、復興整備もようやく落ち着き、帰還困難地域も徐々に解除され、震災前の生活が始まった中での放出でありました。

国際原子力委員会より安全確保の担保を受け放出し始めましたが、中国や一部の国から批判を受けているようであります。漁業関係者からも大変遺憾であると報道されています。致し方ない部分もあるとは感じますが、漁業者の方々は震災により生活の糧となる漁船や漁具、さらには、漁港施設など被災に見舞われ、大変な苦勞で12年間を過ごされ、復興整備も終わり、これからという時期での処理水の放出でありました。

この放出は、最短で30年間、それ以上長引くとの報道もあります。いつ終わるか分からない中での漁業者の気持ちを考えたとき、私も漁業に関わっている関係上、大変心配しております。

そこで、放出に係る本市の漁業に対する影響、カンパチ及びブリの養殖は日本全体の2割の生産量を占めており、養殖業に影響が及ぶと大変な事態になると考えます。今後、本市における水産業への影響、特に養殖業への影響はあるのか、お知らせください。

林道海潟麓線は、平成3年度から工事に着手して三十数年を経過しております。

先日、工事状況を見に行きました。工事は着々と進んでおりますが、計画延長が長いので、いまだ完成に至っておりません。最初は、桜島の爆発時の迂回路として計画されたものと考えます。現在の工事進捗状況をお知らせください。

小中学校洋式トイレ改修事業状況について。

近年、各家庭など一般住宅において洋式トイレが主流となっております。今年6月の南日本新聞に、「県内小学校まだ残る和式トイレ」の記事がありました。和式トイレに対して抵抗感を示し、学校でのトイレ使用について戸惑っている児童生徒もおり、ストレスなく行けるような環境整備が必要だというような内容でありま

したが、本市小中学校のトイレ洋式化について、整備率はどの程度になっているのかお聞きいたします。

なぎさ荘跡地の今後について。

令和4年の9月議会において、なぎさ荘の状況について質問いたしました。かつて協和地区のシンボリック的存在であったなぎさ荘が、今は敷地内に雑草や雑木が生い茂って、地域住民としても何とかしてほしいとの思いがあることをお伝えいたしました。

市側の回答として、今後も引き続き、土地の有効活用に努めるとともに、景観や環境の保全に努めるということでしたが、現在の状況等についてお尋ねいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○土木課長（東 弘幸） おはようございます。台風6号による土木課所管の被害につきましてお答えいたします。

台風6号による被害につきましては、川越議員の御質問で、3日間の総雨量が垂桜の雨量計で667ミリ観測されたこと、市道高峠線で大規模な路肩崩壊が発生し、現在、片側通行としており、11月上旬に災害査定が実施され、その後、早期発注・早期完成を図ることなどお答えいたしましたとおりでございます。

高峠線以外の被害における作業対応につきまして、崩土除去、倒木処理、路面清掃がございまして、地区別に、牛根地区が8件、協和地区が2件、中央地区が6件、水之上地区が3件、新城地区が4件となっております。

また、河川につきましても、土砂が堆積しているため、今後の集中豪雨で氾濫することがないように、飛岡川や赤迫川など河床整備が必要な河川につきまして土砂除去を実施する計画でございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。台風6号の農林課所管の被害と対応につきまし

てお答えいたします。

出水期前の対策として、例年、鹿児島県大隅地域振興局や垂水市土地改良区と合同で農業用施設、林道・治山施設等の災害の発生に備えた点検を実施し、その後は、崩壊山腹からの土砂流出を防止するため下流域に大型土のうを設置するなど、災害発生を未然に防ぐための事前対策を環境整備班や重機借り上げにより行っております。

九州南部に接近した台風6号の対応につきましては、気象情報に注意し、農作物や農業施設の点検などの事前対策や、通過後の病害虫対策などの事後対策について、FMたるみず割り込み放送により広報を行うとともに、農業用施設、林道・治山施設等の点検、環境整備班を中心に事前対策を実施したところでございます。

次に被害状況でございますが、大きな被害とはなっておりませんが、小規模なり面崩壊、農道・林道・用排水路への土砂流入や倒木等の被害が発生いたしましたので、直ちに道路の開放や農業用排水を通水するため、市内建設業者に依頼して、農道・林道・用排水路の土砂や倒木の除去など応急的な復旧を行ったところでございます。

なお、被害額として、農業用施設で23件、2,050万円、林業用施設で9件、970万円、合計で32件、3,020万円の復旧費を見込んでおります。

次に、農作物等の被害でございますが、オクラ、インゲン、キュウリ、ニガウリ等の園芸作物に、倒伏や茎葉の折損により901万7,000円の被害が発生しております。そのほか、園芸施設の被覆資材の破損により31万円の被害が発生しております。

今後につきましては、農業用施設等の再点検を行い、引き続き、防災・減災に取り組んでまいります。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） おはようございます。土木・農林・水産の被害と対応についての質問にお答えいたします。

8月8日から9日にかけて本市に接近いたしました台風6号ですが、迷走しながら勢力を維持し、速度が遅く、長い間本市も暴風雨に見舞われたところでしたが、気象衛星や情報分析等の発達によりまして進路予想が詳細に把握できましたことから、水産関係者も台風に備えた準備等に十分時間をかけることができたのではないかと考えているところでございます。両漁協とも養殖生けす及び漁船の避難等を早い段階で行ったところでございます。

今回の台風は、薩摩半島沖西側を通過する予報でしたので、南方向の風及び高波が予想されましたことから、垂水市漁協の養殖生けすにおきましては、江ノ島から桜島にかけて風・波の影響が少ない場所への避難、漁船につきましては、桜島の身代湾等への避難を行ったようでございます。

また、牛根漁協の養殖生けすにおきましては、避難する場所がございませんので、被害対策等を十分に行いまして、現状の場所で台風に備えられたようでございます。漁船に関しましては、牛根漁協事務所の対岸にあります桜島の避難港へ避難されたようでございます。

また、台風6号における水産関係に関する被害状況でございますが、両漁協とも被害らしい被害はなかったと報告を受けているところでございます。

今回の台風は速度が遅く、長時間暴風域にありましたが、幸いにもそれほど強い風が吹かなかったこともあり、大きな被害がなかったのではと考えているところでございます。

以上でございます。

引き続きまして、東京電力福島第一原発処理水の海洋放出における本市への影響はについての質問にお答えいたします。

本市では、カンパチにおきましては生産量日本一、また、ブリにおきましては国外輸出日本一で、国内有数の養殖漁場となっているところでございます。両漁協とも、ここ数年は新型コロナウイルスの影響もございまして売上げも減少しておりましたが、新型コロナウイルスも5類感染症に移行し、徐々にではございますが出荷量も増えており、また、魚価単価も高値で推移しているところでございます。

今回の処理水の放出を受けまして、風評被害等を大変心配しているところでございますが、両漁協に対し処理水の影響についてお尋ねしましたところ、放出が始まったばかりであり、現時点では出荷等に関する大きな影響はないと思っはいるが、処理水の放出が続くようだと出荷及び輸出、さらにカンパチの稚魚購入なども含め、何らかの影響が出るのではと心配されているところでございます。

今後、処理水の影響がどこに波及し、どのように影響していくのか、また、影響が発生した場合の対応をどうするのか、様々なことも想定しなければならないと考えております。処理水の問題に関しましては、両漁協と密に連携しながら対応してまいります。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 工事の進捗状況につきましてお答えいたします。

林道海潟麓線は、垂水市海潟から牛根麓までの桜島を眼前に望む高隈山地の西側山腹を海岸とほぼ平行する形で横断する森林基幹道であり、地域林業の活性化を図るとともに、災害時の迂回路、国道バイパスとしての役割に期待が寄せられております。

平成3年度から工事に着手し、年次的に県代行事業で開設工事を進めております。工事の進捗状況でございますが、全体計画延長約12.6キロメートルで、令和4年度末現在の実施済延長は約9.9キロメートルで、進捗率79%となって

おります。

以上でございます。

○教育総務課長（堀留 豊） 小中学校洋式トイレの整備率についてお答えいたします。

本市小中学校におけるトイレの洋式化でございますが、令和5年9月現在で、小学校が26.8%、中学校が57.4%、小中学校合わせて33.2%でございます。

補足して状況を説明いたしますが、小学校につきましては、平成30年度までに、全ての小学校に対しまして、集中的に和式便器ブースを洋式便器ブースに改修するトイレ洋式化工事を行い、各学校に1基ないし2基の洋式トイレを設置しております。

次に、中学校につきましては、平成24年に、市内中学校の統廃合による大規模改修工事を実施し、各棟、各階のトイレの便器の半数に当たる男性用を2基、女性用5基の洋式トイレを設置しているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 旧なぎさ荘跡地につきましてお答えいたします。

なぎさ荘は、旧協和小中学校敷地に南九州観光開発株式会社が昭和40年に開業された施設であり、当時、海潟地区の中心的な施設であったと伺っております。その後、平成8年に、なぎさ荘は閉鎖され現在に至っておりますが、令和4年9月議会での川畑議員からの御質問に対し答弁いたしましたとおり、その間、県外の企業によります現地視察等が行われたほか、所有者側へ直接打診された案件もあったとお聞きしておりますが、いずれも具体的な話には進展しなかったようでございます。

なぎさ荘の活用に関する地域住民の方々への取組といたしましては、平成26年度に作成され、令和元年度に改定版が作成されました協和地区の振興計画におきまして、地域の目指す将来像である、こうありたい姿として、なぎさ荘周辺

から海の見える協和にしたいと示されており、そのために、地域ボランティアでの周囲の清掃活動に取り組むと掲げられております。

このような地域住民の方々の取組もありますことから、今後も、引き続き土地の有効活用が図られるよう、企業誘致などの情報収集に努めるとともに、地域住民と協力して景観や周辺環境の保全に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 では、一問一答方式でお願いいたします。

台風6号による被害の状況ですけれども、土木、農林、水産のほうで説明をしていただきました。今回の台風の影響というのは幾分あったけれども、大きな被害がなかったというような状況であったようです。

その中で、やっぱり土木に対して、今、説明がありましたように、河床整備をやらなければならない箇所もあるようでありますので、まず、これが大変心配するところですので、そういうのはできる範囲で工事に取りかかっていたいただきたいと思っております。

農林業におきましては、時期が早かっただけに農作物の影響は割と少なかったようですので、大変よかったんじゃないかと思っております。

水産業におきましても、一番心配する基幹産業でありますので、避難も順調にいったということで、両漁協とも被害がなかったということで大変よかったと思っております。

だけど、台風も、今後10月をめどに、まだまだやってくる可能性が十分ありますので、そこら辺を十分注意しながら、災害がなるべく起こらないような状況で対処していただくよう、土木、農林、水産において、ひとつ気をつけながら対処していただきたいということを要望して、この分は終わりたいと思っております。

次に、原発処理水の海洋放出ですけれども、

今、説明がありましたけれども、今のところ、大した影響はまだ、今からどうか分からないというような状況の中で、やっぱり漁業に対するカンパチ、ブリなんですけれども、ブリのほうはアメリカが主力に輸出なんですけれども、私が一番心配しているのが、中国からのカンパチの稚魚の導入です。影響はないかもというようなことなんですけれども、来年度、カンパチの稚魚を導入するときに、それがどうなっていくのか、本当にこれが心配です。これがなければ養殖もできないということですので、何か対処、気をつけながら、ひとつ漁業に打ち込んでいかなければならないと思うんですけれども、この件について、市長、どうでしょうか。この処理水について垂水市の漁業の影響というのは、市長のお考えはどうですか。

○市長（尾脇雅弥） いろいろテレビ、新聞等でも話題になっております。科学的な見地からの視点におきましては、基準をクリアしておりますので、そういった意味では問題ないんだろうと思いますが、やはり風評被害、国際のいろんな情勢の中での政治的な駆け引きも含めて、そのことが波紋を広げているという状況があるだろうと思います。

そういった意味では、海はつながっておりますので、直接的には、今のところ、そんなに大きくはないというふうに思いますけれども、今後は、やっぱり十分そういったことはあり得ると思いますので、その状況を見極めながら、そういった場合にどうやって対応していくかということは準備しておかなければいけないというふうに思っております。

○川畑三郎議員 この海洋放出が、先日の新聞の中で、9月の11日に7,800トンの放水を完了したと。放射性物質のトリチウム濃度も異常なしという状況の中で、これから2回目も始まるというようなことが書いてありましたので、処理水の放出が始まり、まだ1か月過ぎておりま

せんので、今後、処理水の放出による本市の漁業にどのような影響を及ぼすのかはまだまだ想像もできないところでありますが、やはり行政は最悪のことも考えておかなければならないと思います。

また、両漁協ともこれまで国外の販売拡大も進めてきておりますので、こちらにも影響はないとも言えませんので、こちらについても対応をよろしく願いしていきたいと思っております。この件については、これで終わります。

次に、林道海潟麓線ですけれども、もう相当な年数がたっておりまして、これを振り返ってみますと、私が議員になって、当時、元森林組合長をされておりました川畑等さん、議長も長くされたわけですけれども、この人が森林組合長のときにこの工事が始まったと、私は思っております。

長い年月でありますけれども、先日、工事現場に上がってみました。海潟のほうから上がりますと、相当な時間を要することで、距離が長いなど、もうつくづく感じたところです。それに、山が高いために難工事が結構あったということで、災害の復旧をしながら前に進んでいるという状況であるようであります。

その中で、海潟から行きますと、牛根麓のほうがよく見えてきて、景観も結構いいものがありました。早く、これも完成していただければならないと思っておりますけれども、この工事の完成は、予定としていつ頃をめどにされているのか教えてください。

○農林課長（森 秀和） 工事の完成はいつ頃かにつきましてお答えいたします。

現在のところ、海潟側と牛根麓側の接続区間の開設工事については令和6年度の完成を予定しており、また、牛根麓側の連動部分の工事については、令和9年度を予定しております。しかしながら、台風などの災害や国からの予算の配当などの状況により、完成時期は変動する場

合がございますが、早期完成に向けて、県と連携を取りながら、事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 今のお話によりますと、令和6年度の完成ということは、次年度になるわけですね。この辺、上がって見たんですけども、麓のほうはしっかりと見えておりました。

これが開通したとしても、今、お話の中で、牛根麓側の最初の道路、これは、昔の県単道路を利用して、入り口として始まったとお聞きいたしました。この各工事が始まりまして、令和9年度に開通という予定のようですね。県の事業でありますけれども、市側としても応援をしていただいて、早くこの路線が開通するようにお願いいたしまして、この件は終わりたいと思います。

次に、小中学校のトイレの改修事業ですけれども、6月の議会におきまして、図書館のトイレについて課長にお尋ねしまして、いい回答を頂いたと思っております。それも実現の方向で頑張っていたきたいと思います。

本当に洋式トイレになっておりまして、今のお話によりますと、整備率が全体で33.2%との答弁がありました。一応、全ての学校に洋式トイレが設置はされているようです。私も協和小学校にたまに行くんですけども、新しい洋式のトイレはいいなという感じをいたします。できるならば、今後は洋式トイレが主力にはなると思うのです。

新聞報道によると、2020年9月の調査の結果では、洋式トイレの整備率は全国で57%、県で42.6%とあり、本市の整備率はいずれも国や県を下回っている状況だと思われま。せめて、県の水準まで整備すべきだとは思いますが、課長、今後どう対応していくのか、今後の取組についてお知らせください。

○教育総務課長（堀留 豊） 今後の取組につ

いてお答えいたします。

本市の小中学校の校舎や体育館につきまして、中学校を除くほとんどが建築後40年以上経過しており、ほかの公共施設と同様、施設の老朽化が進んでいるところでございます。

このため、垂水市公共施設等総合管理計画に基づき、令和元年度に垂水市学校施設等長寿命化計画を策定し、令和4年度に学校施設バリアフリー状況調査を行い、計画的な施設整備に向けた情報等が整理されたところでございます。

現在のところ、トイレ洋式化の推進につきましては、長寿命化改修工事等を実施する際に行うことが望ましいと考えており、この改修工事の実施等については、市内各学校の状況を把握し、関係課と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。今後、垂水市学校施設等長寿命化計画に基づき、長寿命化改修工事等を実施する際に改修を実施していくという答弁でございました。

多様な児童生徒の受入れを考えるときに、多目的トイレの設置も必要であると思えます。6月の議会でも、多目的トイレのお話も出たようであります。この多目的トイレの設置についてはどうお考えなのか、御説明をお願いいたします。

○教育総務課長（堀留 豊） 多目的トイレの設置についての考えにつきましてお答えいたします。

川畑議員御指摘のとおり、多様な児童生徒の受入れの観点から、学校施設のバリアフリー化における多目的トイレの設置も求められているところでございます。

本市教育委員会におきましては、先ほども答弁しましたとおり、令和4年度に実施した学校施設バリアフリー状況調査を踏まえつつ、垂水市学校施設等長寿命化計画に基づきまして施設

整備を行ってまいりたいと考えているところですが、それまでの間は、児童生徒及び教職員にとって安全安心な学校施設となるよう適切な維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

一方、学校施設である体育館でございますが、災害時に避難所としても活用されており、本市におきましては、一時避難所として境小学校体育館、予備避難所として垂水小学校体育館、水之上小学校体育館、柘原小学校体育館、新城小学校体育館及び牛根小学校体育館が指定されているところでございます。このうち、境小学校の体育館と水之上小学校体育館には多目的トイレが設置されているところでございます。

高齢者や障害者の方々の方が安心して避難していただくためには、多目的トイレの設置が必要であると認識しておりますので、今後、長寿命化改修工事等を行う際に、多目的トイレの設置につきましても関係課と協議してまいりたいと考えております。

なお、現在実施しております垂水小学校体育館長寿命化改修工事におきましては、多目的トイレの設置を計画しているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 最後は要望ということでさせていただきます。

課長の答弁にあったとおり、ここ最近では、学校施設という機能だけでなく、災害時に避難所としても活用されているようであります。災害時の避難所であれば、高齢者や障害者の方々などの利用も想定されることから、多目的トイレの設置は、これはもうぜひ必要ではないかと私は考えます。

先ほど施設改修について教育委員会の考え方が示されましたが、垂水市学校施設等長寿命化計画に基づき、できるだけ、これも年次的に改修整備を計画して、児童生徒の安心感や利便性、そして、市民の方々の方が安心して利用できる環境

づくりに関係各課と連携を取り組んでいただくということが大事でありますので、これを強く要望して、この質問は終わりたいと思います。

次に、なぎさ荘の今後についてであります。

課長のほうで答弁を頂きましたが、なかなか相手があるということで難しい面もあろうとは思いますが、なぎさ荘の跡地についてですけれども、私も過去、平成30年の9月にも質問させていただいておりますが、現在も荒れ地のまま放置されている状況であります。

企業が所有する敷地であることから、土地の有効活用について進展させることはなかなか難しいと、私も思っております。市長もこの件について、かねてから気を遣っておられまして、1月の市長選挙においても、なぎさ荘跡地の有効活用について公約にも掲げられていらっしゃいました。今後のなぎさ荘の方向性等について、市長のほうでお考えであればお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 今、川畑議員がおっしゃったとおり、なぎさ荘、何とかしなければいけないという思いの中で、何かあったわけではありませんけれども、選挙公約の中で、なぎさ荘跡地の活用という一文を入れさせていただきました。そのことを踏まえて、先ほど、現状と経過ということに関しましては、企画政策課長が答弁したとおりでございます。

平成26年作成の地域振興計画の中で、地域ボランティアでの周囲の清掃活動に取り組むということ、地域の皆さん、一つの目標に掲げておられます。そのことも含めて、令和4年9月議会でも答弁させていただきましたとおり、土地の有効活用ということにつきましては、私をはじめ歴代の市長が所有者との協議を重ねてきたところでございますが、同グループと別事業で裁判となった経緯がございます。双方の立場の違いというところもあり、なかなか関連して進展が見られなかったところであり、なぎさ荘跡地につきましても話合いが困難な状況が続い

ておりました。これはもう御承知のとおりでございます。

かつて、垂水市の観光振興の中心的な場所であった頃の美しい景観を取り戻すとともに、再び地域活性化の拠点となるように、跡地の有効活用についても、先月8月18日に所有者の代表者と直接約1時間お話をし、協議を行ったところでございます。その協議を踏まえ、今月7日の日には、関係課とともに所有者と現地確認を行い、現状の状況把握を行ったところでございます。

協議や現地確認を通じて、地域の皆様の協力を頂きながら、まずは周辺の景観や環境の保全に努めることにつきまして双方合意に至りましたので、今後につきましては、まずは景観や周辺環境の保全ということに努めながら、引き続き所有者との協議を定期的に行い、土地の有効活用につきましても、地域の皆様の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたような理由によって、硬直状態が長らく続いておりましたけれども、直接お会いをして思いを伝えましたところ、御理解を頂き、様々な課題解決に連携をしながら努めようということになりましたので、これからしっかりやらせていただきたいと思います。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。なかなかこの件は、所有者があるということで、いろいろ前に進まないところもあるようですけれども、市長のお話によりますと、9月7日ですか、所有者のほうも現地で来ていただいてお話ができたということで、私も、ぜひということでしたけれども、別な会議がありまして、それにはちょっと顔も出せなかったわけですが、そういうことで、話が幾分前向きに進んでいるということは大変ありがたいことだと思います。

昔を語るとあんまりなんですけれども、大型バスがたくさんあそこに来まして、何台も駐車していた時期を思い出します。今の天皇陛下のお父さんもなぎさ荘に宿泊されて、太陽国体のときだったかなと思うんですけれども、来ていただいたのを覚えております。

だから、なるべく、あそこ周辺の景観や環境の保全に一応努めるということ前提としながら、地域の皆さん、そして、垂水市の皆さんで協力しながら、所有者ともお話をしながら進めて、昔のシンボリックななぎさ荘まではいかなくても、しっかりとした景観や環境の保全には努めていかなければならないと思いますので、市長のほうにもお願いしながら、企画政策課のほうも前向きに捉えて、地域の皆さんと話をしながら進めていってほしいということを要望して、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀内貴志） 次に、9番、篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 おはようございます。処暑も過ぎまして朝夕は涼しい風が吹くようになりましたが、日中の蒸し暑さはまだ続いております。また、この時期は立春から数えて210日目、太陽暦では9月1日頃であったり、昔から台風が来やすいときで、農作物に大きな影響を与えることが多かったため、農家の方々にとっては厄日として警戒されている時期でもございました。

幸い本市では、これまで台風や大雨による大きな災害もなかったと思っておりましたが、先ほどの土木課長、農林課長、水産課長の答弁によりますと、市道高峠線をはじめ、大小それぞれ災害があったようでございます。これからが台風シーズンでございます。安心せずに台風対策、準備を行っていく必要があると思っております。ありがとうございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、先に通告しております質問内容に沿って質問をいたします。

1番目に、新型コロナウイルスが今年5月8日に5類感染症に移行して3か月が経過いたしました。その後の国・県・垂水市の対応等についてどのような対策を講じているのか、御答弁をお願いいたします。

もう一つ、次に、ワクチン接種について教えてください。

感染防止対策といたしましてワクチン接種を行っており、本年度も春接種があり、また、秋接種を控えていると思いますが、垂水市の住民の接種状況と今後のスケジュールについて教えてください。

次に、水産業について御質問いたします。

処理水の海洋放出については、先ほど川畑議員のほうから御質問もありました。政府は、2011年3月の東京電力福島第一原発事故で発生いたしましたトリチウムを含んだ処理水を放出することを決定し、8月24日に東京電力が大量の海水で希釈した処理水の放出を始めております。このことは、今年7月国際原子力機構 IAEA が国際基準に合致することによって、計画のとおりであれば、人や環境への影響はごく僅かで無視できるとの安全性の確保についてのお墨つきをもらったとのことであり、日本政府はこのことを担保として、国外や関係者等に理解を求めてきたことでもあります。しかしながら、多くの国からいまだに理解が得られていないのも現状であるようにございます。

この放出は、第一原発廃炉完了まで最短で30年間続くようにございますが、ただし事故から12年がたった今でも、処理水の元になる汚染水は日々発生しており、2023年に約3万1,200トンを出しても、現地に設置してありますタンク1,000基のうち10基分にとどまるとのことです。30年で完了するのか非常に不安にな

るところであります。またこの放出により事業者への影響、とりわけ風評被害が一番懸念されるところであります。政府は、当分は関係者の理解なしでは処理水のいかなる処分もしないとの約束をされていたようにございますが、最終的には事業者の理解を得られないまま処理水の放出を始めております。事業者の反発を招いているようにございますが、そのような中、中国が処理水の海洋放出を受け、8月24日から日本の水産物を全面的に輸入停止、また徹底的に排除する措置を行ったようにございます。これまで日本の水産物の輸出は中国が主流であるように、年間約871億円、香港が755億円で、中国と香港を合わせますというと全体の4割を占めているということでございます。このような大きな市場を失うなどの報道もあったようにございますが、そこで本市における国外輸出、これまで様々な形で販路拡大を続けてきたブリ、カンパチでございますが、この処理水放出の関係での中国及び香港に対する影響があるのか伺います。垂水市の漁協です。

次に、職員の適材適所の配置について質問いたします。

適材適所とは、人の能力、適正などを正しく評価し、ふさわしい地位、仕事に就けることだそうでございます。現在、垂水市の職員は234名とお聞きしておりますが、早ければ1年から2年で異動される方もいらっしゃるようでございます。公務員には頻繁な異動がつきものでございまして、異動先によってはライフスタイルまで変わる可能性もあるようにございます。そのような中、職員の皆さんは定年まで異動を繰り返しながら行われるわけですが、様々な状況下であっても常に職場では市民の公僕として精いっぱい働いていらっしゃると感じているところでございます。

市民の公僕として働いていらっしゃるわけですが、先だって南日本新聞に掲載されて

おりました、2月2日でしたかね、7人の総理に仕えて官房長官をされた石原信雄先生、1月29日、96歳で永眠されたそうですけれども、この石原先生は特に公僕に徹していられたとお聞きいたしております。そしてまた、垂水市もお世話になったとお聞きしております。

しかしながら、異動先の部署の業務において、どうしても向き不向き、得手不得手があり、職場に馴染めない職員もおられるのではないのでしょうか。

令和3年12月定例会において、感王寺議員の職員配置の基本的な考え方についての質問に対し、答弁で「職員の意欲や適正、能力などを考慮し、組織の活性化と市民サービスの一層の向上につながる効果的な配置を心がけ、また長期間同じ部署に在籍する職員や若手職員について、多様な部門を経験させることで、個々の職員の能力開発や組織の活性化を図る目的に、所属内に職員の年齢構成、経験年数のバランスに配慮しながら行っていく」と答弁をされております。よい答弁でありました。その答弁に異論はないわけですが、しかし、市政発展のために意欲的に業務に取り組む職員がいる一方で、どうしても業務や職場環境に馴染めない職員も出てくるのではないかと考えております。職場に求められている経験値や知識を有した職員が配置されること。また逆に、新たな経験や知識を得るために職員を意欲的に希望する職場で働いてこそ、適材適所と言えるのではないのでしょうか。そこで、個人の意見を参考に、希望する部署へ異動できるシステム的なものがあるのかどうか、またあるとすればどれくらいの希望があり、また希望のとおり異動が可能なのか教えていただきたいと思っております。

これで1回目の質問を終わります。

○保健課長（永田正一） それでは、新型コロナウイルスの対応について、まず5類移行後の国、県、本市の各対応についてお答えいたしま

す。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけにつきましては、令和5年4月27日付で政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更することが決定され、政府の対策本部も令和5年5月8日に廃止されたところでございます。これに伴いまして、鹿児島県におきましても、令和5年4月27日付で令和5年5月8日に県の新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止することを決定し、この国、県の動向を踏まえまして、本市におきましても、垂水市新型コロナウイルス感染症対策本部を同日付で廃止したところでございます。

この5類移行に伴う対応につきまして、まず国における基本的感染対策の考え方でございますが、5月8日以降の日常における基本的な感染対策につきましては、個人や事業者の判断に委ねることを基本とするとともに、感染症法に基づき、基本的感染対策として、マスクの着用や手洗い等の手指衛生、換気、3密の回避等は一律に求めることは行わず、感染防止対策としては有効であるとしつつ、対応は個人や事業者の判断に資するものと示されております。

次に、鹿児島県におきましては、令和5年4月28日付の知事メッセージにおきまして、県としての対応が示されて以降、各種の対策が示されておきまして、主な対応としまして、医療提供体制に関しましては、入院、外来診療については、特定の医療機関で対応していたものを、5類以降後は、幅広い医療機関で受診できる医療体制に向けて段階的に移行することや、医療費や検査費につきましては保険診療となること、診療、相談体制につきましては、発熱時の受診相談窓口や自宅療養者の体調急変時の相談窓口は5類以降後も継続して開設すること。このほか、第3者認証制度及びイベントの開催制限の廃止や、移行前に毎日行っておりました感染者

数と死亡者数の公表を終了しまして、インフルエンザと同様、週1回の鹿児島県感染情報として公表することなどとしております。

最後に、本市の取扱いについてでございますが、国の方針に基づき、市民が感染対策等の判断に資するような情報提供としまして、5月15日に5類変更に伴う周知に係るリーフレットを全戸配布しましたほか、先に述べました国、県、本市の取扱い等の情報をホームページ上で公表し、情報発信に努めているところでございます。

また、市民の皆様からの相談、問合せにつきましては随時対応を行いまして、市民の皆様の不安解消と、適切な療養に向けての助言や御案内を行っているところでございます。今後も新型コロナウイルスの対応につきましては、市民の皆様の不安解消と命を守るため、積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、新型コロナワクチンの接種状況と今後の接種スケジュールについてお答えいたします。

まず、新型コロナワクチン接種状況でございますが、令和5年5月8日以降、令和5年春開始接種としまして、初回接種完了者で65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療機関や高齢者施設等の従事者を対象に接種が行われております。春開始接種の接種率としましては、国内では約18%、県内では約19%であるのに対しまして、本市では約25%となっております。8月21日現在で3,403名の方が接種を行っております。内訳としましては、12歳から17歳の方が2名、18歳から64歳の方が510名、65歳以上の方が2,891名となっております。特に65歳以上の方につきましては、47%の方が接種をされております。

次に、今後の接種のスケジュールにつきましては、国は令和5年9月20日から、令和5年秋開始接種としまして、生後6か月以上の方に、本市で言いますと1万1,307名を対象に、現在

の流行株であるオミクロン株、XBB1.5対応ワクチンでの接種が開始されることとなっております。本市におきましても、現在9月25日の週からの医療機関での接種開始に向けて、対象者の皆様へ本日から接種券を発送する予定とされているところでございます。医療機関等と協力し、接種体制の構築に努めているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） 処理水の海洋放出による中国及び香港への輸出等の影響についての質問にお答えいたします。

両漁協におきましては、これまで国外輸出を進めているところでございます。令和4年度の実績といたしまして、牛根漁協が北米、タイ、韓国を中心にブリを約3,900トン、金額にいたしまして約40億円。一方、垂水市漁協は北米、タイを中心にカンパチを約100トン、金額にいたしまして約2億円程度になるようでございます。

また、この処理水放出に関する中国及び香港に関わる取引の影響ですが、両漁協にお尋ねしましたところ、牛根漁協では取引がないため影響はないとのこととございました。また、垂水市漁協は香港と取引を行っており、全体取引量の約8%の8トンで輸出货量も少ないことから、今のところ影響は僅かであるとお聞きしております。

しかしながら、今後中国の情勢が悪化しまして規制等が一層厳しくなった場合、特にカンパチの稚魚購入に影響が生じるのではないかと、垂水市漁協の方々が心配されているところでございます。先ほどの川畑議員の質問の中でもありましたように、現在カンパチの稚魚購入につきましては、中国からの天然稚魚の購入に依存している状況でございますので、将来購入できなくなりますと、養殖業者にとっては死活問題にまで発展することも考えられますことから、

今後これらのことも視野に入れながら、対応策について垂水市漁協と引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 個人の意見を参考に、希望する部署へ異動ができるシステマ的なものがあるかにつきましてお答えいたします。

職員配置につきましては、議員からも先ほどありましたとおり、令和3年12月議会において答弁しました基本的な考え方に基づき行っているところでございます。

個人の意見を参考に希望する部署に異動できるシステムについてですが、毎年人事異動希望調査を行い、職員が希望する部署への意思や意欲、また出産、育児、介護等の状況を把握した上で、できるだけ希望が反映できるように努めているところでございます。本調査は全職員へ周知し、毎年15人から20人程度の提出がございします。人事異動につきましては、組織全体を優先する必要があることから、全員の希望を反映させることは難しいところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

コロナ感染症につきましては、本当長い間、3年以上行動が制限されまして、大変な感染症だと思った次第でございしますが、今後も流行が繰り返されるというような専門家もいらっしゃるそうでございます。そこで今後、コロナだけじゃなくてインフルエンザ、いろいろな感染症が流行するかも分かりませんので、そこら辺よく気を配っていただいて、保健課長は頼りになりますので垂水市民を守っていただきたいと思ひます。

この項はこれで終わります。ありがとうございます。

それでは、2回目の水産業についてお尋ねをいたします。

先ほど、現在のところは影響は少ないという

ことございしました。牛根の漁協のほうは影響はないと、垂水漁協のほうがかんぱちを香港にやっている8%ぐらいということで、8%ぐらい影響があると云われましたかね、ということで影響はないということで、ひとまず安心したところでございします。しかしながら、取引が少ないとはいえ輸出停止が長期化するとすると、本市の水産業にとっても、稚魚問題等も含めて深刻な問題に発展していくと思ひます。

2022年度の鹿児島県の農林水産物の中国への輸出額は37億4,800万円、アメリカ、香港に次ぐ3位でございします。水産物においては、6億6,700万円であるようでございします。関係者からは、今後国内市場の供給が増え、価格が下落することへの懸念や、中国以外への輸出環境整備を求める声が聞かれているとの報道もございします。このようなことから、国は対策といたしまして、風評被害対策300億円、漁業継続支援500億円、また代替輸出先の確保が必要であることで確保支援の強化、さらに輸出先の開拓に向けた検討を進める方針でございしますが、国だけではなく、やはり本市の基幹産業でありますので、水産業においてこの処理水放出に対する独自の対策は考えていないかをお尋ねいたします。

○水産商工観光課長（松尾智信） 処理水放出に関する独自の対策についての質問にお答えいたします。

この処理水に関する補助につきまして県に問合せをしましたところ、現在情報等も少なく詳細は不明とのことでございます。引き続き情報収集に努め、対策が遅れないようにしてまいります。

また、市独自の支援につきましては、処理水放出が始まったばかりでありますことから、今後水産物取引の停止による影響や、国や県の対策のみで対応可能なのかどうかを見極め、さらに輸出先の動向も注視しながら、どのような支

援ができるのか両漁協と協議を行い、また、他自治体の状況も踏まえながら総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

課長の答弁のとおり処理水の放出が始まったばかりでございます。今後、両漁協と協議しまた連携をしながら、少しでも水産業の方々にとってよい方向に向かう対策ができるようお願いをいたしたいと思っております。

また、この問題は垂水の水産業に大変大事なことでございますので、また質問することがあるかも分かりませんので、よろしく願いをいたします。

それとひとえに要望ですけれども、養殖も大事でございますけれども、漁船漁業、一本釣り漁業者、御支援のほどよろしく願いをいたしまして、この問題については終わらせていただきます。

それでは、2回目の総務課長にお尋ねをいたします。

先ほど質問でも申し上げましたが、市政発展のために意欲的に業務に取り組む職員が大半を占めていると感じておりますが、一部の職員は様々なストレスでSOS的な意味を含めて異動希望調査を提出している職員もいるのではないかと感じております。異動希望調査だけではなく、意欲的な異動を望んだものなのか、それともストレスを解消するために最終的な助けを求める異動希望調査なのかを判断することは、かなり難しいことではないかと感じております。総務課は異動希望調査が提出された職員に対し、面接、聞き取りを行っているのか教えていただきたいと思っております。

○総務課長（濱 久志） 異動希望調査が提出された職員に対し、面接、聞き取り等は行っているのかにつきましてお答えいたします。

異動希望調査につきましては、異動を希望す

る部署及び理由、外部への派遣希望及び理由、出産、育児、介護等に関する申出及び希望、健康状態等に関する申出及び希望を調査事項としているところでございます。

異動希望調査において、メンタルヘルスを含め健康状態等に関する申出等がありましたら、状況に応じて面接等を行う場合もございますが、提出者全員に対して面接等は行っておりません。

なお、職員からの不調等の訴えにつきましては、本調査によるものよりも本課の相談窓口への相談が多いのが実情でございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 聞き取りは行っていないということでございますけれども、総務課も大変でしょうけれども、やはり私は本人の意思を確認する意味でも、異動希望調査を提出した職員には、聞き取り的なものを実施することが最良の手段ではないかと感じております。聞き取りの中で職員の生の声、本音が聞かれることで、職員の悩みや思いが把握できるのではないのでしょうか。そのことが分かることによって個々の適材適所も把握でき、またはじめて職場の体制、組織も生かしていくのだと考えているところでございますが、そこで市長にお尋ねいたします。職員の個性、能力、適正を組織の中でどう生かされているのかお尋ねをいたします。

○市長（尾脇雅弥） 私に対しての御質問でございます。私の立場で全体的なことを申し上げますと、公約に掲げたいろんな政策をよりスピーディーに確実に達成するために、どのような形で職員の能力を最大限生かしながら配置をしていくかということになります。ここは御理解いただけたところだろうと思っております。

まずはそのために副市長をどなたに専任する、あるいは担当課長を約20ございますので、その課長さんを配置をして、そして職員の配置ということの手順になるわけでございます。その中で、先ほど総務課長が申し上げたような考え方

の下で、まずは希望調査を行いながら、毎年10名から20名前後の希望がございます。中には理由が書いてあるものもございますので、これはやむを得ないよねという部分はしっかりとそういう形でやる。今御提案いただいたような言いにくい部分をしっかりと拾う仕組みというのは大事だろうというふうに思いますので、その文書に書けない部分をどうやって確認をしていくかというのは面接等々も含めて今後検討の余地があると思います。

さらには、多くの、234名ということでありますから、9割強の皆さんというのは希望を出さないというのが現状です。考え方はそれぞれありますので、ボランティアとかそういったものではありませんから、先ほどおっしゃった公僕という考え方の下で、与えられた仕事をしっかりと全うするというお考えもあるでしょうし、それぞれありますので、いろいろあると思いますが、できるだけ希望を聞きながら、あるいは希望を察しながら、その中でやっぱり向き不向きも含めて全体がうまく回っていくということを考えていかなきゃいけないこともございます。例えば専門職、保健師の皆さんとか技術系の皆さんもいらっちゃって、部署によっては専門的にやって、長くやっていくことによって結果を残す部署もございますから、それぞれの状況を見ながら、しかしながら基本はしっかりと、先ほど総務課長が申したような考え方の下で対応することになると思います。

また、随時いろんなことがあれば、我々もそこはアンテナ高く対応はさせていただきたいと思いますが、篠原議員はじめ皆さんの中で聞く声があれば教えていただければ、できる限りの対応はしたいというふうに考えているところでございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

なんでこういう質問をしたかと言いますと、職員の性格もいろいろあろうかと思えます。そ

こで、精神的に職場でまいったというんですか、休んでいらっしゃる方もいるとか、長く同じところにいらっしゃるとか、そういうことをお聞きするものですから、今回こういう質問をさせていただきます。

そこで、まだ時間があるようですので1つ要望をさせていただきたいと思います。市長は、職員の健康管理には十分注意を注がなければならぬ立場でありますので、常に職員の行動や健康に意識していただきたいと思えます。

最後に要望でございますが、私も夜、市役所の周辺を車で通ることがあります。幾つかの課が遅くまで明かりがついているようでございしますが、忙しい課については調査等を行い、人員を増やしたり、一部の職員だけに負担がかからないように対策をお願いしたいと考えております。

さらに、長年同じ課に所属する職員がいるとも聞いておりますが、先ほど申し上げましたが、前の議会において、多様な部門を経験させることで個々の職員の能力開発、組織の活性化を図る目的で、所属内の職員や年齢構成、経験年数のバランスに配慮しながら行っていくと、課長答弁されておりますから、そこら辺もぜひ尊重させていただきたいと思えます。

また、長年同じ場所にいる職員も気の毒で、かわいそうにも思えます。本人は動かたくても動かしてくれない。また、今後その方が事故や病気で長期にわたり休みをとることも考えられますが、絶対には言えないと思っております。このことも考慮して、一人に頼ることのない体制づくりに取り組むと、その辺は市長が一番気をつかなければならぬ立場であります。なぜ異動できないのか、なぜ異動させてくれないのか、大変理解に苦しむこともあるようでございます。このことについても必ず改善していただくよう市長をお願いいたしまして質問を終わりますが、長くいるところはいいのかも分か

らないと自分一人では思っております。専門的な仕事ですね、おりますけれども、そういう声があるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、最後にまだ時間があるようでございますので、市民の方から私、指摘を受けまして、余計なことですけれども、職員の皆さんが届出をして私用で出られる、昼食に昼飯で外に出られる、そういうときに事故・事件があった場合は、特に事故です、労災として認定されないとお聞きしたんですけれども、それはとってお願いをいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時00分から再開いたします。

午前10時50分休憩

午前11時0分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、新原勇議員の質問を許可します。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 午前中最後になるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

残暑の厳しく残る中、今月9日に垂水高校、10日に垂水中央中学校の体育祭が行なわれました。4年ぶりの声を出しての全校応援、また制限のない観客、生徒たちも一生懸命、競技に打ち込んでいました。3年生にとっては、最後の体育祭、思い出も絆も深まったでしょう。

いよいよ「燃ゆる感動かごしま国体、熱い鼓動、風は南から2023」における10月7日から17日までの熱戦が行われます。垂水市は、7月28日に炬火リレーをはじめ、公開競技綱引きが8月19、20に行われ、力の入った熱戦が繰り広げられました。

いよいよ10月8日から11日までの4日間、フェンシングが垂水中央運動公園体育館で行われます。たくさんの観客動員の仕掛けづくりもお願いし、選手には垂水市のおもてなしを実感していただき、気持ちよくプレーして帰っていただきたいと願っております。

また、これをきっかけにふるさと納税につながれば幸いです。

プレミアム商品券も8月から発売され、垂水市全世帯の4割の方が購入され、いろいろなものが値上がりしていく中で、少しでも市民の皆さんの購買意欲低下にならないよう、商品券のおかげで、夏のお中元シーズンやお盆の買物、または親戚や友達などと会食をされたかと思えます。商工会員として本当にありがとうございます。

それでは質問にまいります。事前に通告しておりますので、関係各課よろしくお願いをいたします。

ふるさと納税について伺います。ふるさと納税は、唯一自治体として、市外、県外から納税額を増やしてもらうことのできる制度です。垂水市は、2018年に5億8,500万から、2019年に12億7,000万円まで納税額が増えてから、4年連続15億円を超えています。件数にして、2019年には約8万件、2022年にも約6万件と、たくさんの方に支持されております。税収入の少ない垂水市としては、非常にありがたい貴重な財源です。

昨日、高橋議員の質問より、ふるさと納税がいろいろな事業に使われていることが分かりました。今回、10月よりふるさと納税のルール変更が行われますが、改正の主な内容はどのようになっているのかお聞かせください。

次に、旧牛根中学校グラウンド整備について。第2回定例会の中にも、牛根中学校跡地を活用したグラウンドゴルフ場の整備について取り組むと公言されていますが、グラウンド整備はど

のように行われるのか、土を入れ替えて垂水小学校、垂水中学校みたいに、10年ぐらいは草が生えてこない土のグラウンドにするのか、または天然芝なのか、人工芝なのか、どのような方法で行うのかお聞かせください。

交流人口について。交流人口の増加は大規模な税収増に結びつかないまでも、垂水市をPRするにも大きなモニターとなるわけです。道の駅や観光地をあたり、どのような成果があったと考えるかお聞かせください。

次に、消防団募集について。全国の消防団員数も、昭和29年には200万人いた消防団が、平成2年には100万人を割り、現在は76万人まで減ってきています。消防団は地域のことをよく知っていて、生命と財産を守るために欠かせない組織だが、なかなか団員数が増えていない状況であります。

現在、ミステリーではありますが、原作池井戸潤先生のハヤブサ消防団が、テレビでも放映され、消防団の認知も上がってきてはいます。現在の垂水市の消防団員数と平均年齢、各分団の、高い分団と低い分団の平均年齢を教えてください。

次に、中央地区の雨水冠水対策についてですが、今年度の事業において、予算確保されていますが、この計画はどのような手順で行うのか、また現在排水の悪い箇所をどうするのかお聞かせください。

以上にて、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（草野浩一） ふるさと納税制度の改正の主な内容につきましてお答えいたします。

御質問のふるさと納税制度の改正につきましては、令和5年6月27日付で総務省の告示改正が行われ、本年10月から新しい基準によるふるさと納税制度が開始されるものでございます。

主な改正点につきましては、大きく2点ございます。

まず1点目は、自治体のふるさと納税事業に係る経費基準の見直しでございます。見直しの内容でございますが、これまでワンストップ特例申請事務や寄附者への寄附金、受領書の発行等に係る経費等は、ふるさと納税の経費に含まなくてもよいとされておりましたが、今回の改正により、ふるさと納税に係る全ての経費の合計額を、寄附合計金額の5割以内に納めるように改められたところでございます。

2点目は、返礼品の産品基準の厳格化がなされたところでございます。厳格化された内容でございますが、地場産品基準への適合性に疑義のある返礼品、例えば海外等から輸入された肉を地元で一定期間熟成させ、その肉をこれまで地場産品として返礼品にしていた自治体がありましたが、産地が異なるものについて区域内で加工したことで、十分な付加価値が付与されているか疑義があるものを、地場産品としてよいのかとの指摘等がありましたことから、加工品のうち熟成肉と精米につきましては、原材料が当該自治体と同じ県内産であるものに限り、返礼品として認められることとなりました。

加えまして、他の返礼品につきましても、国へ登録申請する際、地場産品基準である理由を詳細に報告するよう改正がなされたところでございます。

続きまして、旧牛根中学校のグラウンド整備につきましてお答えいたします。

旧牛根中学校のグラウンドは、現在、牛根地区の住民の皆様に、グラウンドゴルフやゲートボールなど、生涯スポーツを通じた健康増進や世代間交流、他地区との交流を行っていただいておりますが、令和5年6月に作成された第2期牛根地区の振興計画において、地域の目指す将来像である、ありがたい姿の一つに、イベント等を通して世代間、地域間の交流の場をつくりたいと示されており、そのために、中学校運動場を使って、他地区との交流を図る等、イベン

ト会場として使用すると掲げられております。

この計画を踏まえまして、令和5年6月議会での川畑議員からの御質問に対しまして、答弁させていただきましたとおり、さらなる地域の活性化を図るため、牛根中学校跡地を活用したグラウンドゴルフ場の整備について取り組んでまいりたいと考えているところであり、令和5年度においては、まずは、安全確保の観点から、グラウンド周辺に設置されておりました老朽化している鉄棒等の運動用具、バックネットの撤去を行ったところでございます。

御質問の整備は今後どのような方法で行うのかについてでございますが、今後の整備の方向性等については、行政側が一方的に整備を進めるのではなく、牛根地区の住民の皆様から、将来の在り方も含め、御意見を伺うことが重要であると考えますことから、現在、地域の住民の皆様と対話を行う機会を設けて、協議を重ねているところでございます。

また、その6月議会の中で、去る3月30日に地域住民有志の皆様と一緒に、新城グラウンドゴルフ場や三和センターグラウンドゴルフ場の視察を行ったことや、4月28日には、牛根地区の地域住民の皆様と関係課による意見交換会を開催したことを答弁いたしました。その後、6月26日には、地区公民館長、主事にグラウンド整備の考え方について聞き取りを行い、8月24日には、牛根地区の地域住民の皆様のうち、グラウンドゴルフには参加されていないものの、今後、維持管理等について関わることを予想される、牛根地区の次世代を担う年齢層の方々と市役所関係課による意見交換会を開催したところでございます。

その8月の意見交換会は、4月の意見交換会とは異なる世代の方々による出席でありましたことから、将来の管理体制の課題などに対して、4月の意見交換会とは異なる角度から意見等が出されたところでございます。

また、庁内の体制といたしましては、2月17日に関係課による協議を開催したことを答弁いたしておりますが、8月の意見交換会に先立ち、関係課による現地立会いを実施し、将来に整備を行う際、想定される課題等について確認を行ったところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） 道の駅の設置により、どのような成果があったと考えるかについての質問にお答えいたします。

昨年度の道の駅の来場者延べ人数といたしましては、道の駅たるみずが約45万人、道の駅たるみずはまびらが約71万人となっております。昨年度は、新型コロナの影響が残っていた中での結果と考えられ、今年度に入り、2つの道の駅の来場者数を見ますと、各月とも昨年度の来場者数を上回っているところでございます。

道の駅たるみずにおきましては、地元にも根づいた運営が続けられているとともに、道の駅たるみずはまびらにおきましては、本年4月にフェアフィールド・バイ・マリOTT・鹿児島たるみず桜島がオープンするなどの波及効果もあり、道路利用者の休憩場所としての機能だけではなく、観光、特産品PRの拠点として交流人口に果たしている役割は非常に大きいと考えているところでございます。

以上でございます。

○消防長（田中昭弘） 現在の消防団員数と平均年齢につきましてお答えいたします。

9月1日現在、9個分団、団長以下237名加入されておりますが、うち女性団員が20名加入されているところでございます。平均年齢につきましては、全団員で48.6歳でございますが、9個分団の分団別で申し上げますと、平均年齢の最も高い分団が55.4歳、最も低い分団が44.2歳となっております。

全国的に団員の減少と高齢化が進んでおり、本市は令和4年4月1日現在の全国の平均年齢

である43.2歳を上回っている状況でございます。
以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 中央地区の冠水対策につきましてお答えいたします。

これまで、都市下水道事業の再開についての御質問をいただき、現在休止中であることや、現在の単価に置き換えた場合、概算ではございますが、40億円以上の事業費が必要であるため、事業再開は厳しいのではとの答弁をしております。

現在、冠水対策としまして、垂水9号線道路改修工事を垂水中央病院前で実施しておりますが、これまで改修した約400メートル区間を大雨時に数回確認いたしました。目立った冠水はしておらず、少なからず効果があったものと考えております。

また、以前改修しました中洲線につきましても、冠水する回数や冠水の深さなど、自然流下での排水が、改修前よりも軽減されているように見受けられますが、大雨時や満潮時に本城川の水位上昇が重なった場合、排水効果がなかなか見られない場合もあります。

中央地区の今後の冠水対策につきましても、本年度は下宮地区の冠水調査の業務委託を発注したところでございます。この業務により、実際の冠水範囲や既設側溝の勾配、流下方向、勾配の見直しが可能な箇所、排水能力が悪い箇所などを把握することとしております。

調査結果を踏まえ、少しでも冠水が軽減できるよう、どのような改修がより安価で効果が発揮できるのか改善策を検討し、実施に向け取り組んでまいります。

また、その他の冠水箇所につきましては、現在調査中の下宮地区の調査結果に基づく改善策を踏まえ、実施の方向性が定まりました段階で、順次調査計画を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 2回目の質問を一問一答方式で行いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、ふるさと納税について、改正内容については分かりました。そこで、この新しい改正による本市の影響があるとしたら、どのような影響があるのかお聞かせください。

○企画政策課長（草野浩一） 改正による本市の影響は、影響があるとしたら、今後どのような対応をするのかにつきましてお答えいたします。

はじめに、今回の改正による本市への影響といたしましては、ふるさと納税事業に係る経費基準の見直しと、返礼品の産品基準の厳格化に関係する影響が考えられるところでございます。

経費基準の見直しにつきましては、先ほど、ふるさと納税に係る全ての経費を寄附合計金額の5割以内とすると答弁いたしましたところですが、本市におきましては、これまでふるさと納税の経費に含まなくてもよいとされておりました、ワンストップ特例申請事務や、寄附者への寄附金受領書の発行等に係る経費、いわゆる募集外経費を含めると、経費の合計金額が寄附合計金額の5割を超えると予想されることから、今後返礼品の寄附金額の増額を予定しているところでございます。

増額の幅につきましては、寄附をしていただく方に直接的な影響を及ぼしますことから、近隣自治体等の動向を注視しつつ、寄附額の向上につながるよう決定していく予定でございます。

次に、返礼品の産品基準の厳格化に伴う影響でございますが、これまで出品していた一部の返礼品について、今後取り扱いができなくなるものがあるところでございます。そのため、垂水市内で生産される原材料を用いた新たな返礼品の開発や、市内の事業所において、付加価値が付与できるような加工品等を開発していくことが重要と考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も引き続き返

礼品事業者や関係機関と連携を図りながら、本市の魅力ある返礼品について、常に改善を行いながら、様々な媒体を駆使し、しっかりとPRすることで、本市のふるさと納税事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 今後についてもお聞かせいただきましたが、地場産品の厳格化、返礼品の地元への厳格化が問われているんですけれども、垂水市の返礼品の中で、大体何%ぐらいのものは引かかるかもという、アウトかもというのがあればお聞かせください。

○企画政策課長（草野浩一） 今回の返礼品改正で、その不可になるものとしましては、現在850品出しておりますが、約180品程度を該当すると考えております。

○新原 勇議員 1割強、少しということ、出されている業者の方もそれなりに考えていけないといけないということになりますけれども、その通知はもう早い段階で、その業者のほうには通知をされているのかお聞かせください。

○企画政策課長（草野浩一） 今回の総務省の通知が出た時点で、それぞれの業者のほうに個別で通知を出しているところでございます。

○新原 勇議員 ふるさと納税は、本当に垂水にとっては必要な財源ですので、国の指針にのっとり、その業者にも言われたということですので、まだそこは改善されて新しく品物ができることを期待しております。

そこで、次にいく前に少しお聞かせください。垂水市は、9つのポータルサイトがありますけれども、手数料がサイトによって違うということを知りましたけれども、手数料について少し分かればお聞かせください。それとサイトの中に、ランキングでなく、自治体お勧め返礼品と提示されているサイトもありますが、この自治体お勧めの部分は毎月変わるのかお聞かせください。

○企画政策課長（草野浩一） 各ポータルサイトの手数料でございますが、各サイトの平均で言いますと、約9%となるようでございます。それと、御質問があったところについては、すみません、通告を受けておりませんので、答弁できないところでございます。

○新原 勇議員 次に、返礼品の要らない寄附についてですが、今まで返礼品の不要な寄附があったのか、それをお聞かせください。何件くらいあったのか。

○企画政策課長（草野浩一） 返礼品の要らない寄附につきまして、お答えいたします。

ふるさと納税制度において、返礼品の要らない寄附につきましては、ガバメントクラウドファンディングと災害支援寄附の2つがございます。

ガバメントクラウドファンディングとは、ふるさと納税制度を活用してクラウドファンディングを行うもので、自治体が抱える問題解決のために寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みでございます。

また、災害支援寄附は、台風や大雨などにより被害を受けた自治体が災害対応、復興への寄附を募る仕組みでございます。

いずれの制度におきましても、ふるさと納税のポータルサイトを活用して寄附を募る仕組みとなっているところでございます。

御質問の本市の状況でございますが、本市においては、これまで両制度による寄附を募った実績はございませんが、今後、新たなプロジェクトを計画した際や災害等が発生した場合、財源を確保するための一つの手段として活用できるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 すみません。サイトを開いたときに、返礼品不要のサイトというのはあったんですよ。それで返礼品が要らないで、ふるさ

と納税を寄附された件数は、把握はしていません。ないということですか。

○企画政策課長（草野浩一） お答えいたします。

年度で10件から20件程度ございまして、金額で言いますと50万円から100万円程度となっているところでございます。

○新原 勇議員 返礼品が要らなくて垂水市に寄附をしてもらう。大変ありがたい話ですけれども、50万から100万円あるということで。垂水市のホームページを見たときに、9つのポータルサイトがあります。そして、そこで、その下に返礼品の不要な方はこちらへとか、そういうホームページ上に載せることはできないんですか。一つのサイトはトップページを開いたところに、返礼品の不要な方と返礼品、あと3つぐらいは下までスクロールしたときに返礼品の要らない方という感じが、多分あったと思うんですけども、そこで垂水市のホームページの中に返礼品の要らない方はこちらへといって、返礼品の要らないと受け付けているサイトにつながるような工夫はできないのかお聞かせください。

○企画政策課長（草野浩一） 今、御提案をいただきましたので、またそこは見直して、できるかどうかを検討していつてまいりたいと考えております。

○新原 勇議員 先ほど言いましたように、サイトにおいては、自治体をお勧め商品と紹介しているサイトもあり、少し不平等さを持つところもあります。ほかのサイトでは、企業版ふるさと納税というのがあります。垂水市も、フェンシングのまち「たるみず」実現プロジェクト、たるみずから世界へと、寄附を求めています。いまだ垂水市の目標金額どころか、まだゼロ円です。せっかく国体でフェンシングが垂水市に来られるので、企業版ふるさと納税募集中のチラシなども選手らに配ってみてはいかが

とっております。

そして、先ほど言いましたとおり、返礼品不要な方とそういった企業版ふるさと納税はこちらというホームページを記載されることを考えてみてください。これは要望です。これでふるさと納税については終わります。

旧垂水中グラウンドの整備については、10年も20年も使用する場所です。先ほど、牛根地区振興計画の中でも将来の在り方ということで問われていましたけれども、現在、使用されている予定の方はグラウンドゴルフとかゲートポートをされる方、高齢者の方が多いと思います。そして、地域の中でも維持管理についていろんな話合いをされていたと思われましても、この維持管理に関して、牛根の方の意見とか、行政の考えなどはどのようになっているのかお聞かせください。

○企画政策課長（草野浩一） 維持管理は、どのように考えているのかにつきましてお答えいたします。

引き続き、地域住民の皆様と対話を重ね、整備や維持管理の手法について検討してまいりたいと考えているところでございますが、維持管理につきましては、地域振興計画に基づき、既にグラウンドゴルフ場が整備されている新城地区、水之上地区の皆様が、地域住民自らの手で管理されておりますことから、牛根地区におきましても、現在、地域住民自らの手で管理をしていただくことについて、意見交換会を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、牛根地区の皆様が将来にわたり利用していただくために様々な課題がございますことから、これらの課題について対応も考慮した上で、グラウンドゴルフ場の整備を検討していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 やはり、地元の方が長く愛さ

れるグラウンドでないといけないとは思っております。だから十分、行政と牛根地区の住民の方と話し合いを重ねて、いい方向に持ってきてもらえるようお願いいたします。

次に、交流人口についてですけれども、交流人口に対して、両道の駅、それなりの成果が出ていると考えます。

しかし、私には垂水市を訪れた皆さんの多くは、道の駅止まりであるような気がしてなりません。現在、商店街においては店を閉めているところも、ここ2、3年増えてきております。商店街で見かけるのは実習生ばかりという話も聞きます。当初は、両道の駅から商店街へお客を迂回させていく話もありましたが、まだ実現にはいたっておりません。地元商店街の活性化に向けて道の駅とどう連携したのか、お聞かせください。

○水産商工観光課長（松尾智信） 地元商店街の活性化に向けての道の駅とどう連携したのかについての質問にお答えいたします。

道の駅を訪れた方が、地元商店街にもお越しいただく方法といたしまして、まずは地元商店街の情報を知っていただく必要がございます。そこで、本市といたしては、写真付の市内飲食店ガイドブックを令和3年度に作成し、道の駅をはじめ市内宿泊施設などに置いていただいております。この飲食店ガイドブックは、観光パンフレットと併せて、各種物産店やスポーツ合宿、千本イチョウシーズンには駐車場に設置するなど、周知に努めているところでございます。

なお、この2年間で、廃業または新規開業した飲食店もありますことから、最新の情報を御提供できるように、今年度、更新作業を行う予定としているところであります。スマートフォンの活用による詳しい情報検索ができるような構成も検討しているところでございます。また、更新作業につきましては、市商工会からも御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えて

いるところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。市長にもお伺いいたします。商店街においては、本当、高齢化や次の商売を任せることがないと言われるお店もあります。

そして、今後、交流人口や関係人口など、垂水市を訪れた皆さんに、少しでも商店街に訪れていただいて、商店街の活性化が図れるよう希望しますが、まちづくりにおいて、市長のビジョンをお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 答弁ということなんですけれども、ここは、共通認識をして、どうやって解決をしていくかっていうことをしていかなければいけないんだと思います。

背景にありますのは、人口減少、パイの縮小ということがございますので、パイが減っていくと、当然、商売にもマイナスの影響があるっていうことも共通認識でございます。そのためにどうするかと、人口減少に関しては、日本全体が減っておりますので、鹿児島県内では姶良市以外は減っているということもございまして、それは先の目標としながら前段としてパイを増やすということで、交流人口あるいは関係人口ということでこれまでも申し上げてきました。

政策方針としては、6次産業化、観光振興ということで、観光に関しては、垂水、縦長ですから、3つの拠点をつくって、そういう数を増やすんだと。現に約20年前に42万人程度だった交流人口が2つの道の駅をつくることによって、年度で変わりますけど200万人近い数字にはなってきていると。この中で大変御苦労もされましたけれども、数字として200万人ということが、2万4,000人相当の定住人口の経済効果があるということでございますので、既存の1万3,000人と合わせますと4万人弱ぐらいの人がいるのと同じ商圈が生まれるという、一つの見

方ができると思うんですね。

現に、道の駅を中心にリンクしているところは、儲かっているんだと思います。例えば、市内の飲食店の業者さんでも、牛根にお弁当出したり、また浜平に出したりされているところもございます。そこは、やっぱりよく売れておりますし、いろんな人たちがそうやって関わっている部分は経済効果がリンクしていると言えると思うんですが、そうではない一般の商店の皆さん、長いこと店舗を構えて、その中で、地元の方々とのやり取りをしながら、なりわいをされていた方々がどうかと。そこはやっぱり直接的な、あまりプラスの要因というのは今のところ感じられないというお話だと思いますが、先ほど担当課が申し上げたように、いろんな情報発信の工夫はしております。ただ、そこに行くための目的、より魅力的だという消費者の判断がなければ、そこには行かないわけでありまして。よさの価値というのはいろいろありますから、そこでしかない商品とかいろんなものもありますけれども、そこをもう1回、うまく連携をして、両道の駅、要するに垂水に人が来ていただいて、そこから先に、地元の商店街につながるような仕組みというのは、今後しっかりともう1回リセットして考えていかなければいけないと思っておりますし、その辺のところは、商工会の役員もされておられましたので、御提案いただいてどうしていくのかと。よく例えば、天文館辺りの商店であれば、商売がうまくいかなかったら空き店舗になるんですが、垂水市の場合は、住居兼というところがありますので、空き店舗であっても、そこに入れないという問題もございます。その後どう踏まえて、以前商工会の皆さんを中心に、宮崎に先進地例があるということで視察も行かれました。その中での御提案、どちらがどうするかというのはあると思えますけれども、まず例えて言うなら、自助、共助、公助みたいなところがあって、商売とい

うのはまず自分が決断して、儲かるためにラーメン屋をやろうかとか、何とかをやろうかというところが始まりだと思うんですね。そこを共通でやるために、例えば商店街があったり、公的に我々が何らかの支援をする、例えば今の状況で言いますとプレミアム商品券、先ほどおっしゃいました、多分、数で言うと県内最多であります。そういった形でできることはやらせていただいておりますが、ほかの部分に対してまだまだ足りない。結果として、発展、伸びゆく要素がないので、お店が潰れたりとか、いろんなことがありますから、これは決していいことではありませんので、どちらがどうということではなくて、それぞれの立場やアイデア、あるいは先進事例がありますから、そこを持ち寄ってしっかりと語っていくということが大事です。

また、時代の流れの中で、いわゆるふるさと納税、先ほどもありましたけれども、約12億円、もともと数千万から始まっておりますけれども、担当課職員の頑張りで12億円という線が多いのか少ないかという議論はあると思います。大隅4市5町は非常に充実をしておりますので、額で言うと真ん中どころ、ほかのところはウナギがあったり、牛肉があったりということなんです。全国的にはかなり上位のほうでございまして。ルール変更によってマイナス要因もあればプラスの要因もありますから、そこをうまく我々は努力をしながら、また商店街の、例えばいろんなものを、単品で、そのふるさと納税の商品にするのは難しいと思えますけれども、酒屋さんなんかは、ふるさと納税でかなり出ていますので、大きな柱になっていると思えますが、地元の飲食店とかいろんな商品を、ふるさと小包みみたいな、5,000円コース、1万円コース、丸々それを商品化するのは難しいけれども、個のものを一品入れていくというような形の取りまとめというのは大事じゃないかなと。

店舗、要するにフェース・ツー・フェースのお客様には限界がある。また、その来ていただく方は今言ったような話がある。加えて空中戦というのがありますから、この辺のところをうまく複合的にミックスして、総売上げを上げていくということが、現状維持、発展にもつながりますし、後継者のやろうかということにもつながるんだと思いますので、考え方は御理解いただけたと思いますので、そのように具体的にどうやっていくのかというのは、今後お互いに話し合いをしながら進めていければと考えるところでございます。

○新原 勇議員 市長の熱い気持ち、商工会を代表して本当にありがとうございます。確かに、空き店舗については、住まいとのネックになっているのは私たちも十分承知しております。それで、先進地を見に行ったお話もされましたけれども、先進地に見に行ったその件も、1年で流れてしまったので、それを何とか継続して、あのときはしてほしかったなと我々は思っております。本当にありがとうございました。

飲食店ガイドマップもあつての充実や、ジオパークの見どころ、麓遺産巡り、焼酎や街道マップ、新たな垂水巡りの発掘など、新たな仕掛けづくり、観光案内所を中央地区の設置など要望いたしますけれども、また、昨日、梅木議員の発言にあったように、タクシー内にもチラシを置いてもらう工夫、少しでも地元の商店街が存続できるようお願いいたします。

次に、消防団募集についてですけれども、総務省は、先ほど平均年齢が大分高かったわけですけれども、団に応じては、本当平均年齢が55歳と高いの、フットワークがちょっと重たくなっている団もあると思います。そしてその平均年齢が高いことや消防団員数が少ないということで、総務省の消防庁も消防団員数の減少を踏まえ、消防団員の確保に向けて広報の充実や処遇改善の推進、地域における優良事例などの総

合的な取組を進めているようですが、なかなか入団員数が増えない状況です。全国的にも若い世代が少ないので、そのつながりで入団する方も乏しいようです。

現在、我が市の40歳以下の消防団員の加入状況と加入促進についてどのような対策がされているかお聞かせください。

○消防長（田中昭弘） 40歳以下の消防団の加入状況と加入促進につきましてお答えいたします。

9月1日現在、40歳以下の消防団員につきましては67名でございます。加入促進につきましては、秋の産業祭などのイベントでの募集活動、FMラジオ番組の出演広報、ポスター掲示、のぼり旗設置、現団員からの声かけ、その他広報紙による消防団活動を掲載するなど周知活動を行っております。

また、議員御承知のとおり、昨今全国的に消防団員数が減少していること、特に若年層の入団者数の減少が顕著であることや、災害の多様化、激甚化への対応などの労苦に報いることと、団員数確保に向けた処遇改善のために、令和4年度に条例改正を行い、報酬等の見直しを行ったところでございます。

今後も地域の生命、財産を守っていただく消防団員の確保に向け、加入促進を続けてまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 67名ということで、実に全国平均も悪いのですが、大体二十四、五%という感じになります。地域を守る上でも、中央地区もですけども、新城、柘原、牛根、大野と若い人たちがやはり入ってこない、やはり消防団活動、また地域を守るのにも大変必要でございます。若い世代の入団が地域を守る上で非常に重要ですので、市職員をはじめ、消防団への入会紹介をぜひお願いいたします。

次に中央地区の雨水冠水対策は前々から言わ

れてきたことなんですけども、現在、下宮地区から始めると言われましたが、下宮地区の調査をして、その次の箇所に調査するのに大体この期間というのは何年ぐらいかかるのか、分かる範囲で教えてください。

○土木課長（東 弘幸） 先ほど申しましたとおり、現在、下宮地区の調査を実施しているところでございます。現在のところ、委託した業者からこういう手法をしたほうが効果が出るのか、というのはまだ提案されておりませんので、それをもって判断したいと思います。なるべく早い時期にできればというふうには考えております。

○新原 勇議員 ありがとうございます。私も7月3日の大雨で避難勧告が出てきたときに、どの辺りが冠水するのか、危険が及ばない範囲で車を走らせてみました。やはり、図書館前の付近や栄町、本町と松原の間など、全体的に昔ながらの側溝の浅いところが冠水するようです。年度計画を立てて早く冠水のないまちづくりに進めてください。

以上にて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） ここで暫時休憩いたします。

次は、13時10分から再開いたします。

午前11時48分休憩

午後1時10分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、宮迫隆憲議員の質問を許可します。

[宮迫隆憲議員登壇]

○宮迫隆憲議員 お疲れさまです。最近では朝晩が少しずつ涼しくなり始め、秋の訪れを感じられるこの頃になってきましたが、そうは言いますが、日中の気温が上がり、危険な暑さの

日もございます。皆様、体調管理には御留意していただき、この夏を乗り切ってください。

鹿児島県は7月23日に梅雨明けし、台風シーズンに入り、早速8月8日から9日にかけて台風6号が接近し、本市では幸いにも人災はなかったものの、崖崩れや流木、そして農作物等の被害の報告がありました。被害に遭われた方々におかれましては、お見舞いを申し上げますとともに、これからさらに台風発生が予想されることから、被害の拡大につながらぬように万全を期していただきたいと思っております。

私も、8日に避難所が開設されたため、7か所の避難所を巡回させていただきました。避難された方々は、早めに開設されたから良かった、安心したと言っておられました。そうやって、市民の皆様方が安心して避難所で過ごすことができるのも、尾脇市長をはじめ、市職員の皆様方が迅速かつ丁寧な対応をされたおかげであると、私は思います。この場をお借りして、深く、深くお礼申し上げます。ありがとうございます。

最近では、4年ぶりに開催され、約6万人の来場者があつたたるみずふれあいフェスタ2023の大盛況を皮切りに、8月19日から20日にかけて行われた、燃える感動、かごしま国体2023、公開競技綱引き競技会の応援にも参加させていただきました。北は秋田県から地元鹿児島県まで、合計29チームが参加され、日頃の練習の成果を発揮するべく、周りの空気を変えるほどの集中力、そして闘争心は観戦している側にも伝わってくるほどのものでした。

我ら垂水地区からは、垂水高校男子・女子ともに出場され、数か月の練習で大変なこと、プレッシャーももちろんあったと思いますが、一糸乱れぬチームワークで手綱を引き寄せる姿、そして勝利して涙、負けて悔し涙を流されるチームもあり、スポーツのもたらす力、そして感動は底知れないことに感銘を受けた次第であります。10月8日から始まるフェンシング競技

の成功に向けて、皆さんと一緒に力を合わせて、垂水市はすばらしいと思ってもらえるように、おもてなしの心を持って頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、先に通告しておりました質問事項に基づき、質問いたします。明快な答弁をよろしく願いいたします。

1、農政について。近年、物価高騰や大規模な災害等が増えている中で、リスクを背負いながら経営されている実情がありますが、災害が1つ起こることで、意欲の低下、離農につながる恐れもあることから、本市としての自然災害等に見舞われた方々への支援体制について伺います。

次に、市内の保育環境について伺います。今、本市では0歳から2歳児の無償化の動きがありますが、そのことについては実現できれば、子育て世代の方々にとってはいいことだと思います。しかし視点を変えれば、園及び保育士の皆さんには人数の関係上、保育環境の逼迫につながりかねない問題もあると思います。それに当たり、市独自で園または保育士の方々へ支援はできないのか伺います。

次に、両道の駅及び森の駅の運営状況について質問いたします。5月8日をもって新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し、約4か月が過ぎようとしております。これまで行動範囲が狭まれておりましたが、国民が一気に行動を始めた感があり、夏休みやお盆休暇とも重なり、どこの行楽地も混雑していたようで、ここ3～4年の新型コロナウイルス感染症における行動自粛が、うそのように感じたところではございます。あのような状況には二度と戻りたくないと思っておりますが、全国ではいまだに、散発的ではございますが、感染が広まっている地域もあるようですので、気を緩めずに、対策には十分気をつけたいと思っております。

でございます。

さて、本市には皆様も御存じのとおり、観光の拠点として、北には道の駅たるみず湯つ足り館、中央には森の駅たるみず、南には道の駅たるみずはまびら、たるたるぱあくがございしますが、ここ数年のコロナの影響により集客や売上が大分減少し、経営的にも大変苦慮されていたのではと心配しているところでございます。コロナ禍における道の駅の売上等の減少につきましては、全国的なものと考えておりますが、令和4年度の統計では、全国で感染拡大前と比較して、売上減少の駅が約6割強、ただ、来客数に関しましては、感染拡大前の来場者数の7割以下が3割未満と、徐々に回復しつつあるようですが、本市の状況はどうだったのか、コロナ禍における過去3年間の各駅の売上状況と来場者数について教えてください。

次に、かごしま国体について伺います。特別国民体育大会、燃える感動、かごしま国体まであと24日となりました。5月にはデモンストラーションスポーツのスポーツチャンバラ、8月には公開競技の綱引きが開催されました。また7月には機運醸成のイベントとして、市内を縦断的に走行した炬火リレーも実施され、いよいよ国体本番が始まります。

スポーツチャンバラ・綱引きの2競技を会場で拝見させていただきましたが、両大会とも県外から選手や監督、関係者の方々が本市を訪れていただいているようでございました。24日後に開催される正式競技フェンシングでは、スポーツチャンバラ・綱引き競技会以上の方々が本市を訪れると伺っております。そこで、大会期間中にどれぐらいの方々が本市に宿泊、滞在されるのか、配宿はどのような計画になっているのかお伺いして、1回目の質問を終わります。
○農林課長（森 秀和） 自然災害等に見舞われた方々への支援体制につきまして、お答えいたします。

近年、台風をはじめ、大規模な自然災害が多発しており、農作物や農業用施設が多大な被害を受けるリスクが高まっております。そのような中、自然災害により離農することのないよう、幅広く農業者の支援策に取り組んでいるところでございます。

本市の支援体制でございますが、まず農業者の営農再開のため基盤となる農地や用排水路等の復旧作業について、地域の声を受け止めながら、早期に完了できるよう取り組んでいるところでございます。さらに、農業用機械やビニールハウス等の園芸施設が被災した場合の修理や買換え、次期作に向けた種苗などの購入について国・県と連携し、その経費を補助するなど、営農再開に向けた支援に努めているところでございます。

これらの支援策については、農林技術協会だよりの回覧、FMたるみず割り込み放送で迅速な情報発信による周知を行い、説明会や相談窓口を設置するなど、被災者に寄り添った丁寧な対応を行っております。ほかにも、自然災害により被害を受けた場合の支援策として、農業共済の農作物共済、園芸施設共済や収入保険の各種制度がございます。

農作物共済は、水稻、麦を対象に2割を超える被害が発生した場合に、共済金が支払われるものです。園芸施設共済は、農業共済の調べによると、全国の73.8%の園芸施設農家が加入しており、予期せぬ自然災害で被災した場合の再建をサポートするものとなっております。収入保険は、収入が基準収入の9割未満となった場合に、減収分の9割を上限に補填される制度でございます。

自然災害等に見舞われた場合には、行政の支援も当然必要になってくる場合もございますが、持続・継続のためにも事業主自身での対策も重要であることから、垂水市としても収入保険の保険料の一部を助成するなど、加入促進に取り

組んでいるところです。今後も、農業者に寄り添った支援に努めてまいります。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 市内の保育環境について、0歳から2歳児の無償化の動きがあるが、市独自で園または保育士に支援はできないかにつきまして、お答えいたします。垂水市内の保育施設は垂水市の確認を受けており、私立保育所以外の施設に対しては、施設型給付、私立保育所に対しては委託費として国・県・市で負担し、財政支援を保障しております。

市の支援としまして、人材の確保が喫緊の課題とされていることから、保育士等の募集をしている教育・保育施設につきましては、垂水市企業ガイドブックに掲載しております。また、鹿児島県保育士人材バンクの登録者情報を、市内保育施設から相談があった際に紹介できるよう、令和5年7月1日より鹿児島県と職業紹介事業に係る業務提携契約を締結しました。

財源を伴う新たな市独自の支援は、継続するための財源確保を検討する必要があることから、現在のところ国補助や県補助を活用した保育士支援に関する事業について、国や県から情報提供を受けた際は、随時市内保育施設に案内しているところでございます。また今後、開催予定の園長会議等における教育・保育施設の意見や要望等を踏まえ、今後の取組について協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） コロナ禍での、両道の駅及び森の駅の運営状況はどうだったのかについての質問にお答えいたします。

各道の駅の過去3年間の売上状況と来場者数について、まず道の駅たるみず湯つ足り館の状況でございますが、令和2年度の売上が約2億5,500万円、来客数が約38万人、令和3年度の売上が約2億5,900万円、来客数が約41万人、令和4年度の売上が約3億1,100万円、来客数

が約45万人で、売上につきましては前年比119%、前々年比132%、来客数につきましては、前年比107%、前々年比114%でございます。

次に、道の駅たるみずはまびら、たるたるばあくの状況でございますが、令和2年度の売上が約1億1,500万円、来客数が約40万人、令和3年度の売上が約1億2,400万円、来客数が約67万人、令和4年度の売上が約1億5,800万円、来客数が約71万人となっており、売上につきましては、前年比127%、前々年比136%、来客数につきましては、前年比105%、前々年比178%でございます。

最後に、森の駅たるみずの状況でございますが、令和2年度の売上が約1,180万円、来客数が約4,200人、令和3年度の売上が約1,740万円、来客数が約5,700人、令和4年度の売上が約2,210万円、来客数が約6,800人、売上につきましては、前年比140%、前々年比134%、来客数につきましては、前年比120%、前々年比136%ございました。

コロナ禍ではございましたが、3駅とも売上及び来客数とも、前年比、前々年比を上回っているところでございます。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） かごしま国体における合同配宿について、お答えいたします。

現在、選手・監督の参加申込みが開始され、配宿につきましては県の合同配宿センターが取りまとめを行い、配宿先の調整を行っているところでございます。直近で配宿センターから示されている第4次配宿案では、本市で開催されるフェンシング競技での宿泊想定数は10月6日から11日の間で、選手・監督・役員を合わせて延べ1,720泊を想定しております。宿泊施設は、市内7か所、鹿屋市1か所、霧島市3か所を予定しており、市内で1,253泊、広域配宿の鹿屋市・霧島市で467泊の予定でございます。

本実行委員会といたしましては、多くの選

手・監督・競技役員が本市に宿泊することで、移動の負担軽減や本市の魅力ある食材を満喫していただくとともに、施設の活性化はもちろん、地域全体の活性化にもつながるものと考えております。今後は、宿泊予定施設と連携を図り、本市の食材を満喫していただける食事の提供など、心からのおもてなしで、選手・監督の方々に本市の魅力をお伝えし、満足していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。それでは、一問一答方式で、2回目の質問をさせていただきます。

農政についてですが、課長の答弁で災害があった場合は、いろいろな支援策や国と県と連携し、その経費を補助するなど、営農再建に向けた支援に努めているとありましたが、周知の面で、高齢化等で回覧板を見たけど気づかなかったとか、放送もその日の風向きで聞こえなかったりする場合がございますので、少しでも伝わる、周知できる方法というものも、これからの部分を取り入れながらやっていっていただければと思います。これは要望です。お願いします。

収入保険についてですが、今、本市で加入件数はどれくらいあるのか、教えてください。

○農林課長（森 秀和） 収入保険の加入件数は、につきましてお答えいたします。

平成31年1月から、農産物であれば原則どのような作物でも、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力で避けられない収入減少が保障の対象となる、収入保険制度が創設されたところでございます。収入保険制度は、青色申告を実施している農業者であれば加入できることや、保険料の50%、積立金の75%が国から補助されるほか、保険金の受取がなければ、保険料が最大約半額になるなど、農業者が安心して農業に取り組める制度設計となっております。

本市の加入件数は、令和5年8月末現在で16件となっております。まだ加入していただいている方が少ないため、これからも引き続き加入促進に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。課長、これは、青色申告の対象者は大体60件というのを伺ったんですけど、その中で考えれば、やっぱり少ない状況なので、収入保険を加入している方々は良さを知っているんですが、加入していない方々は保険の仕組みを分かっていたり、保険の良さが分かっていたり、これも周知の面で加入促進に向けて、青色申告の方々を対象に説明会を開いたり、災害の激甚化傾向もですし、県の制度の変化なども伝えていただければ増えてくると思います。自分の生活を守る大切な切り札でもあることを伝えていただき、この保険の大切さを周知していただけたらと思います。この質問については、終わります。

次に、鳥獣害対策、耕作放棄地解消についてですが、今、農業新聞にも個体数は減少傾向であると記載されていましたが、本市の猟友会の方々に聞けば、耕作放棄地をなくさないと減らないと言われております。各県の成功事例を見ても、耕作放棄地を解消して、柵をつけて猟友会の方々は駆除するという流れになっていることから、本市として解消を優先することはできないか、伺います。

○農林課長（森 秀和） 鳥獣害対策につきまして、お答えいたします。

有害鳥獣の住みかとなる耕作放棄地解消については、本市の農業を維持していくために必要なことと考えております。そのために、農業委員会による荒廃農地の発生状況調査や、所有者への指導及び農地中間管理機構等を活用した担い手への貸出しの促進や、荒廃農地の再

生にかかる経費の一部を支援する荒廃農地再生促進事業にも取り組んでいるところでございます。

また、耕作放棄地を発生させない取組といたしまして、農業委員会による個別訪問を実施し、農地を貸したい、借りたい、売りたいなど、今後の農地に関する意向確認を行い、農地の有効利用を図り、使える農地を使いたい人が耕作できるよう取り組んでいるところでございます。そのほか、農業委員自ら地域の耕作放棄地解消のため、農機具等を持ち寄り、耕作可能な農地へ再生作業を行って、新規就農者や認定農業者、担い手農家等へ農地集積へつなげております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。農業委員会の皆様方が日々御尽力いただいていることは、感謝いたします。しかし、この問題で一番ネックなのが、所有者不明農地です。農家さんが解消するにも、荒廃農地再生促進事業も使えないですし、所有者が不明なら手をつけることもできません。そういった農地を解消する手だてはないのか、伺います。

○農林課長（森 秀和） 所有者不明農地制度の見直しにつきまして、お答えいたします。所有者不明農地は、全農地の約2割を占めており、多数に及ぶ相続人の探索に多大なコストを要すること等により、担い手農家への農地集積の阻害要因となっていることを受け、令和5年4月1日に、改正農地中間管理事業推進法等が施行されました。

本改正により、全ての相続人を調べることなく、農地バンクの利用権設定期間の上限が20年から40年に引き上げられたことと、農業委員による不明所有者の探索後の工事期間が6か月から2か月に短縮されるなど、所有者不明農地の利活用を促進する内容となっております。現在、本市において、所有者不明農地制度を活用した実績はございませんが、所有者不明農地の利活

用を促進し、有害鳥獣による農作物被害軽減のため、農業委員会をはじめ、関係機関が一体となって取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。制度の改正がなされているのであれば、周知すれば利用したい方々が声を上げてきますし、鳥獣害対策、農作物等の被害軽減にも、おのずとつながって来るとお思いますので、どうか周知の面、よろしくお願いたします。今、柘原の鉄道道路沿いにもイノシシがもう出てきているという噂がありますので、通学路等、これからあったときに襲われたりする、子供たちが危ないことも懸念されますので、どうかよろしくお願いたします。

○市長（尾脇雅弥） 今、農政について2点、自然災害に見舞われたときの対応ということで、制度としては先ほど言いました収入保険制度みたいなのはあるわけですが、なかなか加入率、また別途大きな災害は、我々連携しながらやるという方法もあるんですけれども、日頃はやっぱりしっかりとこの収入保険制度に加入していただく。また一方の鳥獣被害対策に関しても、るる変わっているということは御理解いただけていると思いますけれども、なかなかそのことが対象者に伝わっていないということがございますので。

職員は一生懸命頑張っていて、そういう基本的なことはやれているんですが、結局、伝わってなければ効果につながっていきませんので、少しプッシュ型も含めた情報発信で、どうやったら対象者に伝わって、問題解決につながるのかということは今後研究して、またいろいろアドバイスもいただきながら、前向きに改善できるように研究をしてまいりたいと思います。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。私もいろいろ勉強しながら、密になりながら、この解決に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、

どうかよろしくお願いたします。

次に、市内の保育環境についてですが、0歳から2歳児の無償化の声が上がり始めてから市内の0歳から2歳児を受け入れられていることも園・保育園を訪問させていただき、園長先生や保育士さんと意見交換をさせていただきました。そうしますと、いろいろな意見がありました。まずは、保育士不足の中で、心身ともに追い込まれている先生方も少なくないため、先に保育士さんが意欲の出るような施策はできないのかとか、最低賃金が10月6日から897円になると、正職員より非正規職員、いわゆるパートさんのほうが給料が高くなってしまいう実情もあるようです。

ある保育園では、今、風邪が広がりつつあることから人が足りなくなるので、訪問する予定でしたが、訪問を遠慮していただきたいという電話があり、その電話口で園長先生が、園はその日、その日でいろいろな状況に見舞われるので、私たちの意見も少しでも聞いていただけたらありがたい。一方では、保育士さんは確保できているので、0歳から2歳児無償化は賛成ですと言われるところもございました。

厳しい意見が1つありまして、無償化ばかりして、行政は大丈夫なんですかという言葉もいただきまして、そこはちょっといろいろ話をさせていただきますという返答をさせていただいたんですが、課長の先ほどの答弁でありました、今後の開催予定の園長会議等における教育・保育施設の意見や要望等を踏まえるとありましたが、今までこの園長会議でどのような意見が出ていたのか、お聞かせください。

○福祉課長（森永公洋） 宮迫議員の質問に対しまして、お答えいたします。

園長会議における教育・保育施設の意見や要望等につきまして、昨年度は県が実施している子育て支援員の研修について、参加可能人数の制限があり、また開催回数が少ないことから、

もっと参加者を増やせるようにしてほしいとの御要望をいただきましたので、県子育て支援課の担当者へ研修の回数を増やしていただきたいとお伝えし、検討していただくようお願いいたしました。

普段から市と施設の担当者は、窓口やメール、電話等での情報提供や情報共有はもちろん行っているところがございますが、園長会議は市内の教育・保育施設の園長等が一同に集まり、市から施設への情報提供だけでなく、施設同士の情報交換や意見交換等を行うこともできる大切な場と考えておりますことから、今後も定期的を開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） いろいろ園のほうまで行かれて、意見を聞いたということで、無償化も含めて大丈夫かということでございましたので、宮迫議員が現場を回られて、担当課長が申し上げたような形で、制度的にできるものはしっかりとやっていくということの中で、現場においては様々な課題があると思います。恐らく保育士さんとか、そういった方々は仕事が好きで、子供が好きで、頑張るんだけど、私の知り得る範囲では、家に帰ってからも仕事があったりとか、24時間365日に近い形に対して、いろんな、給与面も含めてなかなか充実しているということではないと。そこへ持ってきていろんな制度があるとなかなか大変なので、そこに対してもしっかりと支援をするよということの趣旨なんだろうと思います。

その大きな政策の中で、垂水市の課題ということで考えたときに、やっぱり少子化というのがあるわけです。子育て支援を充実するということの中で、例えば小学生・中学生の医療費の無償化とか、いろんな制度を打ち上げています。当然、そのお金がかかる部分でありますので、小中学生の医療費の無償化であれば約5,000万ということですが、投資をしてもやらな

きゃいけないという部分であり、また一方で財源ということがセットになってまいりますので、昨日から各議員の先生方がそれぞれのお立場、見解であれをしてほしい、これをしてほしいとおっしゃいます。

当然の御要望だと思いますけれども、そこにはやっぱり限られた財源の中で、どう分配していくかという方向性がございますので、子育て支援、少子化対策というのは特に重要なことありますので、今そういった中でやっておりますし、財源的にはふるさと納税をはじめ、皆さんの御理解、御協力の下で、今のところはしっかりと安定的に財源確保できておりますので、今後、いろんな災害やら、いろんなトラブルが起こったときには事情が変わることもありますけれども、今の垂水市において、特に子育て支援、先ほどおっしゃったような課題というのは重要なことありますから、その辺のところを常に現場の声を聞きながら、前に進めていきたいというふうに思っております。

○宮迫隆憲議員 ありがたいお言葉、本当にありがとうございます。この0歳から2歳児のことは私も賛成しているんですが、やっぱり尾脇市長の選挙公約であった給食費無償化が2学期からスタートいたしまして、給食費無償化の場合は、もう全ての方々が本当にありがたいという言葉聞くんですが、やっぱりこの0歳から2歳児はやっぱり慎重にちょっと進めていかないと、苦労される方々がいるということで、そこがどうなのかということで、今回、現場の声を聞きに行かせていただきました。

その都度、課長の先の答弁であった園長会議で意見が出てくることに対して、真摯に向き合っていていただき、要望を早期に実現できるように対応していただきますよう、お願いします。この人材不足も6月議会で質問いたしました、人口急減地域特別地域づくり推進法に基づく部分とも精通する場所があるかと思っておりますので、声

をかけ合いながら進めていければと思います。
この質問を終わります。ありがとうございます。

次に、道の駅についてですが、コロナ禍の影響により全国的な傾向といたしまして、団体観光客、外国人観光客は依然として厳しいとのことでありましたので、売上、来客数も激減したのではないかと心配しておりましたが、意外にもということは失礼かもしれませんが、私の考えていた数字よりも増えていたとの答弁でありましたので、驚いているところでございます。これも、各道の駅の並々にならぬ営業努力の結果なのではないかと思うところです。今後はこれまで以上に売上を伸ばしていただき、本市の経済効果の一翼を担っていただければと、大いに期待しまして、次の質問に入ります。

森の駅たるみずの指定管理について質問いたします。6月議会の予算特別委員会の中で池田議員も聞かれておりますが、その後の状況について伺います。令和6年3月31日をもって、現在の指定管理者が期間満了となりますことから、現在、次の指定管理者の選定に向けて着実に準備を進められていると考えますが、これまでの進捗状況をお聞かせください。

○水産商工観光課長（松尾智信） 森の駅たるみずの指定管理についての質問に、お答えいたします。

現在、森の駅たるみずの指定管理者であります株式会社ディセットボンドさんが令和6年3月31日で任期満了となりますことから、令和5年7月3日から31日まで募集を行いまして、1社の応募があったところでございます。7月18日には現地説明、8月31日には提案書類審査を行い、9月22日には1回目の選定委員会、また10月5日には2回目の選定委員会を開催する予定としております。選定委員会の結果を受け、11月には指定管理者の候補者を決定いたしまして、12月議会に上程を予定しております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。10月の選定委員会後、11月には候補者が決定されることとでございます。審査の結果がどうなるかまだ分かりませんが、森の駅のこれまでの実績、特にスポーツ合宿やキャニオニング、ワーケーション等、それに加えて、これまでの実績を上回る事業展開、さらには猿ヶ城エリアの有効活用が提案されることを期待いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、かごしま国体についてですが、課長の答弁でありました、多くの選手・監督の方々が垂水市内の宿泊施設に滞在し、大会に参加されるとの答弁がありました。大会には、選手や監督以外の方々も選手の応援等で会場に訪れると思います。市外・県外の選手・監督、観覧者の方々が会場に訪れる期間は、本市のPRを行う絶好の機会と考えますが、協議会の運営以外に本市の魅力を発信する取組の考えはないのか、伺います。

○国体推進課長（米田昭嗣） かごしま国体開催中の本市PRにつきまして、お答えいたします。

本市実行委員会では、選手や監督をはじめ、垂水市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、垂水市の魅力ある観光・産業等を広く紹介し、もう一度訪れていただける心のもったおもてなしを提供するため、垂水市歓迎・接伴基本計画を定めております。基本計画では、売店等の設置に関する項目として、市の特産品等の紹介と販売を促進すると明記がございます。会期中、体育館会場周辺にブースを設置し、特産品の紹介と販売を予定しております。また、垂水市の特産品をふんだんに使用したあっせん弁当、支給弁当の飲み物の一部を温泉水へ変更するなどの計画も予定しております。

議員御質問の内容にもございましたが、会期中、選手・監督はもちろんのこと、県外から多くの観戦者が本市を訪れます。この機会を最大

限活用させていただき、本市の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。また、心のこもったおもてなしの提供を様々な場面で実行し、多くの選手・監督や役員、本市を訪れる皆様が、垂水の国体は良かったと感じていただき、記憶に残る大会運営に努めてまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。垂水市の魅力ある観光、産業等の紹介、心のこもったおもてなしの提供に努めてまいりたいとの答弁でございました。51年ぶりに開催される国体で、本市のPRも大事であると思います。それと同じぐらい、課長の答弁でありました全ての方々が垂水であった国体は良かったよねとっただき、記憶の残る大会であることも大事なことではないかと思えます。これから準備等で大変かと思いますが、大会に参加された全ての方々や垂水市民に喜んでいただけるような大会になることを期待いたしまして、私の質問を終わります。がんばってください。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩をします。

次は、14時0分から再開いたします。

午後1時49分休憩

午後2時0分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、質問に入らせてもらう前に、今さっき「優しくね」という言葉もいただきましたので、私のところの質問内の第1項目に、「旧垂水海運」と書いてあるところがあるんですけど、これを「海軍」と改めただけならばと思っております。よろしくお願

いたします。海運、運ぶと書いてあると思うんですけど、それを海軍に直してくださいということです。

それでは、質問に入らせていただきます。

旧垂水海軍航空隊跡地特殊地下壕の調査について質問させていただきます。

浜平の海軍航空隊跡地は県の治山工事の予定地であり、工事調査のとき発見され、戦跡文化的価値があるのではないかとということで、今年度831万1,000円が特殊地下壕の調査費、研究費として計上されました。

私は、6月議会でこの問題を取り上げ、質問いたし、その答弁の中で、調査は8月に契約し、来年3月までの長期期間とし、文化財保護委員、審議委員会等の団体と、毎月委託業者を交え、進捗状況を踏まえ、審議会を開催すると答弁されています。

これまでの状況を教えてください。

また、現在、治山工事は休止していますが、治山工事は地域の安全、災害防止のために、1日でも早く再開することが望ましいと思えますが、治山工事との関係についてもお聞かせください。

次に、垂水港漁船係留について。

これまでの間、垂水の港湾は、県、国による御理解、御協力により、大変よくなっていると感じているところです。

その中で、今回は、旧フェリー発着場の垂水港と元垂水港について質問いたします。

まず、旧垂水フェリー発着場は、これまで外防波堤の延長、中防波堤の延長、防風ネットの設置などで、静穏度は以前から比べて大変和らいでいます。

台風のときは、薩摩半島寄りを通ると予想されたときは、垂水の漁船は桜島の身代湾や大正湾等に避難し、また、陸揚げされる船も多く見られます。

元垂水漁港も、沖防波堤一文字が設置されて

いますが、旧フェリー発着場同様、台風時や北西の風により、港内の静穏度が問題であると感じております。

両港とも避難せずに済むように、港内の静穏度を和らげることで漁業者関係は安心して操業ができるわけですので、防波堤延長が必要だと思えます。

お考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○社会教育課長（大山 昭） 特殊地下壕調査の現状と治山工事の関係性につきましてお答えいたします。

まず、調査の現状につきましては、初めての調査でありましたことから、仕様書作成に関係機関の御協力が必要だったことから、時間を要したため、今月中旬に入札を行い、業者と契約を締結する予定でございます。

9月下旬に文化財保護審議会を開催し、調査の内容と計画について説明することとしております。

その後、月一、二回、文化財保護審議委員会を開催し、調査の進捗状況について情報共有する中で、現存した形で保存するのか、データにより保存するのかなどを含めた方向性について協議したいと考えているところでございます。

次に、治山工事との関係性につきましては、現場は、治山工事の予定箇所であり、現在、県事業を休止している状況となっております。

県から治山工事を再開するのか、中止するのか、11月ぐらいには決定するよう求められているところでございます。

市としましては、地権者から治山工事の同意が得られていることから、安全性を重視するとなると、治山工事を再開することが望ましいと思われ、文化財として現存の状態で保存するとなると、治山工事とは別に安全性を担保する工事が必要になると思われま。

今後、文化財としてどのような形で保存し、

利活用していくのか、治山工事の状況や調査内容を踏まえて、文化財保護審議委員会の委員の方々と慎重に協議することが必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 垂水港の防波堤の延伸につきましてお答えいたします。

垂水港は、旧フェリーターミナルの元垂水地区と、新フェリーターミナルの本城地区の2か所でございます。

御質問の垂水港元垂水地区は、北側の港内に冬季の季節風の影響により、うねりが度々発生し、漁業者の操業にかなり苦慮されていることから、平成21年度に一文字防波堤の延伸要望書が垂水市漁業協同組合から提出され、整備の必要性があるなどの判断により、本市からも大隅地域振興局建設部長宛てに要望しております。

この一文字防波堤への延伸につきましては、大隅地域行政懇和会や大隅地域土木事業連絡会で度々要望しておりましたが、先月、大隅地域振興局建設部長が、今年度の鹿児島県の事業説明のため来庁されました際、改めて要望書を提出したところでございます。

また、10日にはうねりによる影響が確認できる映像や画像の提供を求められましたので、大隅地域振興局へ提供したところでございます。

お尋ねの南側の構内における新たな防波堤の延伸についてでございますが、まずは港を利用されている漁業関係者を代表して、垂水市漁業協同組合から市長宛てに要望書を提出していただければ、現地の状況を記録した映像や画像を添えて、大隅地域振興局建設部長宛てに進達したいと考えております。

しかしながら、本市は港湾漁港を多く有しており、現在実施中である事業の進捗や鹿児島県の予算状況もございますことから、お尋ねのありました事業の実施は、要望から決定までにかかりの年数を要する場合がございますので、そ

の間は、行政懇和会や土木事業連絡会などを通じて、継続的に要望を行ってまいります。

漁業関係者におかれましても、強風の吹く荒天の際に、映像や画像を記録するなどの御協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 分かりました。ありがとうございますございました。

1回目の回答で、6月の答弁では8月となっておりますけれども、1か月ほど遅れているのが現状です。

これも、1か月が短いのか長いのか、ちょっと僕には判断できませんけれども、今月にも実施されるということで、一応安堵しております。

そういうことで、この現状については理解いたしました。

まだ、この特殊地下壕は調査していないわけですから、全容が明らかになっておりませんということは分かっております。

この調査の際は、とにかく、まだ誰も見たことのないところに入っていくわけですから、慎重に、それこそけがのないように、安全に作業を進めていただければなと思っております。

そして、今現在、治山工事が中止になっているわけですから、これへの問題は、地権者とか、あるいはその周辺の住民の方々が早くしてくれ、安全のためには、また市のほうも早く作業を進めていかななくてはならない問題だと思いますので、教育委員会のほうもそれに沿って、早いこと調査を始めてもらっていただきたいと思います。

そういう考えの中で、文化財も本当に貴重な施設と、調べた結果、まだ結論は出ていませんけれども、恐らくどこにもないような施設だというふうに聞いたこともありますので、大事にしていかななくてはならない中で、映像で撮るか、そしてまたそれを公開するようになるか、それは後のことでしょうけれども、そのことについ

て、教育長の考えがあればお伺いしたいと思いますから、よろしく申し上げます。

○教育長（坂元裕人） まず、少し大山課長のことをお話しておきたいと思っております。

大山課長は、8月の中旬以降から市の文化財を全部見ておきたいと、あの酷暑の中、炎天下の中、5日、6日ぐらいかけて真っ黒になって、今も黒いですよね。全てを見てまいりました。

今後、またいろいろと彼なりの課題もありますでしょうし、またいろいろとそこにおられる地域の方々の声に真摯に向き合いたいということで、全部写真に収め、そして記録も取っておりますので、それもまた、今後、生かされていくのかなと思っております。こういうこだわりは、やはり大事なかなと思っております。

さて、北方議員から御質問のあった件につきましてお答え申し上げます。

結論から申し上げますと、どっちも取りたい。これが本音です。安全も取りたいし、貴重な、いわゆる地下壕が戦争遺産であるならば、そちらも取りたい。

これが本音でございますけれども、そういうわけに行きませんので、少し私の考えも聞いていただければと思います。

まず、地下壕は、過去のあつてはならない戦争という出来事や当時の人々の生活に関する貴重な文化的遺産であり、情報源であると認識しております。

したがって、地下壕は教育的な価値を持っており、学習や研究の対象となっているわけでございます。

今、課長からも答弁がありましたように、文化財の保存・利活用と治山工事は、どちらも重視しなければならない重要なことであると思っております。

危険な箇所につきましては、地滑りや崩落等のそういう危険性から人命や財産を守る。その安全性を担保するために治山工事を行い、災害

が起きないように対策を講じることが重要であると考えております。

したがって、地権者の方々はもとより、そこに住んでおられる市民の皆様の生命・財産を担保することは、もちろん必要不可欠なことであり、地権者の方々が治山工事に同意されているのはもったいなことであると理解しております。

次に、文化財の保存・利活用につきましては、先般、大隅史談会の方々が、特殊地下壕の保存について、再度要望に来られ、今後の在り方についていろいろとお尋ねになられたところでございます。

その中で、文献等に記載されている内容によりますと、規模から考えると、非常に重要な文化財であるとのことでありますが、現状については確かな情報ではないことから、まずはきちんと測量を行い、現地調査をすることが必要であると考えております。

その調査内容を踏まえて、保存するのか否かを判断する必要があり、保存する場合においても、どのような保存、あるいは利活用していくのか、その方法も含めて検討する必要があります。

現状のまま保存するのか、大変な費用がかかりますけれども、データのみを保存するのか、今後、検討・判断していく必要がございます。

私も、本音を申し上げますと、そのままの状態であれば保存して、子供たちをはじめ、市民の方々に、その歴史的な背景なども含めて直接見てもらい、実感してもらおうことが、文化財として継承していく上で大変大事なことだと思っております。

しかし、安全が確実に担保されない限り、何が起るかわからない危険な場所へ子供たちを連れて見学させることは決してあってはならないことだと考えます。

今は問題なくても、この先5年後、10年後は、

何らかの災害等で崩れて危険な目に遭わないように対処することが重要であるというふうに思っています。

そのようなことから、私見ではございますが、両方がうまく行く方法として、治山工事を再開し、安全性を担保するとともに、文化財の保護継承の観点からデータ保存し、今後、調査の状況を踏まえ、必要であれば、関係課とも協議しながら、誰でも気軽に閲覧できる3Dを活用した立体的な画像として編集することも検討していく必要があると考えているところでございます。

本市は、御承知のとおり、GIGAスクールを推進しておりますことから、タブレットを用いて立体的な3D画像として、児童生徒をはじめ、多くの皆様方に閲覧や学習ができるよう、文化財資料として活用することも可能ではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、これまでお話したことも含め、課長答弁でもございましたスケジュールに従い、今後、行われる現地調査の結果を基に、文化財保護審議会の委員の皆様とともに、十分に情報を共有しながら、慎重に協議を進め、よりよい方向を決めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 今、教育長の話をお伺いしました。私も全く同感です。一緒の考え方です。文化財も大事だと思う。そしてまた、治山工事、周囲の安全を考えた場合は、必ず、そして早くこの問題も解決しなくちゃならないと思っていますので、どうかその点を皆さんでよく考えていただいてもらいたいと思います。

最近、この異常気象により、どこでいつ災害が起こるか分からない現状です。市民の生命財産を守るのが、皆さん方また我々であると思っておりますので、この工事は一日も早く着工できるように、担当課の農林課ですか、そうい

う方々とも十分話を進めていただきたい。

また、データは残すという、そういう問題も、文化財保護審議委員会のメンバーとか、そういう方々も十分協議しながら進めていってください。

そしてトンネルの調査のときは、それぞれ地下壕ですから、真っ暗なところで、また測量は照明を点けてされるでしょうけども、十分気をつけて作業してください。

僕らも、あそこに入った経験がありますけども、その中は私らも大体イメージ的には分かっていますけども、あれから歳月もたっていますから、中がどういう状況に変化しているか分かりませんので、どうか安全な調査をよろしくお願いいたします。

この項目はこれで終わります。

それでは、後半のほうに入らせていただきます。

課長が言われたように、現状は課長またそういう水産商工観光課も大分その辺のことを把握されていると思っております。ですから、ちょっと私のほうで話をさせていただきます。

垂水の場合は、台風は皆様も御存じのとおり、太平洋側、宮崎方面に行くのと、東シナ海、枕崎を通るコースとで、垂水の台風のとときの災害とかがかなり違うと思います。

垂水港においては、東側から台風が通過するときは、僕自身も船を持っていた関係上、そこまで港もあまり心配していなかったんですけども、枕崎のほうを通過すれば、かなり半径が広いため、大変、災害が多いです。過去の災害も、今までの大きな災害は全部東シナ海を通過しています。

私が小さいときに、小学校2年でしたか、ルース台風というのを覚えている方はそう何人もいないと思いますけれども、すごい災害でした。浜平の国道は全部、柘原、新城も全滅というふうな形で、もちろん牛根、海瀉もそういう

ような被害を受けた。当時も、枕崎側で起こっておりまして。

また、平成5年のときも、ここが台風の目に入ったときも、大変な災害だったときも、枕崎を通過しておりますので。

そういうことで、東シナ海のほうへ行ったら大変きついものですから、そして、東シナ海のほうを通れば、この中央の港は、風がまともに、波がまともに入ってくるものですから、船の係留に大変苦労されています。

最近では、先ほども言いましたように、いろいろ整備されておりますけれども、向こうへ通過するときは、桜島の自然の湾、天然湾の身代湾とか大正湾、またこれは通常、濁り湾とかというんですけど、そういうところへ、多分、いろんな方々は避難しております。

避難するのはいいことといえいいことなんですけれども、迷走台風、速度が遅いときは、何日も前からもう、避難される方がいるわけです。そうすれば、漁業ができないから操業日数が大分減るわけです。そうなれば、当然、水揚げも減るし、漁業者の収入も減るし、そういうことはないように、私は、今回こういう質問をしているわけです。

今度もし、港湾のその状況が、一文字とか、この突堤が伸びれば、静穏度がかなり和らぐと思っております。

垂水には一文字があります。一文字という1本の大きく長いのが、通称、港で一文字堤防というんですけども、そういうことで、この本港の場合は、今までフェリーの発着場にもなっておりますので、一文字が設けられない方、実はあるんですけども、その関係で、ちょっと従来の堤防を延長しているわけなんですけど、それでもここが空いているもんですから、どんどん入ってくるんです。

そういうことで、どうしてもこの湾内の中は、早く言えば升です。升の中でパタパタするもん

ですから、船がすごい揺れるんです。だから、漁業者の方々は、もうとてもじゃないが見ておられない。

そして、特に夜間なんかはもう怖くて、自分の船をロープで縛るのを見に来て、どうにもできないと、そういうふうな状況と話される漁業者の方もおられます。

そういうことがないように、私は今、こういう話をしているわけなんですけども、市長、今の現状をお伝えしました。市長の考えがもしあれば、ちょっとお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 今のとんとこ館の前のお話は、私も、8月の前半に森山先生と一緒に伺いをしまして、検討し、いろいろ指示をしております。

ただ全体的なこと申し上げますと、垂水37キロの国道、海に面しております、様々な港湾がありまして、両漁協をはじめ、いろんな場所があるんです。

私も県の漁港漁場の副会長を拝命しておりますので、そのことは予防させていただいておりますが、今、牛根漁協の整備というのがスタートしております。5年間で11億円という当初予算の部分を、やっぱり海外輸出も含めて急がなければいけないということで、2年半で20億という予算を組んでスタートしております。

しかし、これはやっぱりそれぞれ、国もそうなんですけど、県・市の負担があります。20億の場合に、大体市で2割ですから、4億円前後という負担が要るということでございまして、これは牛根漁協としてはまた第一期で、さらにまた延伸とかという計画もございまして。

垂水漁協さんのほうでもいろいろ御相談がある段階です。

この一文字堤防の部分は以前からございましたけれども、正式に垂水漁協さんからそういう要請がありましたので、県のほうにも正式に要請をしております、そこも数十億、つまり数

億円の市の負担があるということになりますので、それに加えてという話になりますと、やっぱり漁港だけでも相当な額ということになります。

ですので、そこはやっぱり緊急性とか、いろんな状況を考えながら、やらないということではないですけれども、ほかにもいっぱいいろんな御要望もありまして、やらないといけないこともございます。

その辺の状況を見ながら、できればさらに有利な補助事業というのがないのかというところは御相談をしますけれども、現行ルールの中では、国、県、市で、逆に国と市が出せても県の財政状況が厳しいですので、なかなかやっぱり一定程度のブレーキがかかるという現状ですから、それは水産業のことでもありますけれども、昨日、今日と色々な分野において御要望がありますから、お金のかかるものに関しては、総合的に1つの棚に上げて、優先順位をつけながら、時間軸をコントロールして進めていきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 ありがとうございます。私も最初の質問のとき、県や国の協力に乗り遅れてということも述べました。

確かに、この海上の工事は、陸と違って何倍も単価が高いということは知っております。

そういう中で、こういう要望をしているわけなんですけれども、県の協力がなくては確かにできないということも承知しております。これを、やはり垂水の漁業者の方々が安心な操業ができるように、先ほども言いましたように、市の方や私たちが協力して、これができるように努力していけたらなと思っております。

市長の答弁をありがとうございました。

議長、ここで、水産商工観光課のほうには通告はしていなかったんですけど、今、聞いてよろしいですか。水産のことで、漁協のことで関連がありますから、許可いただければ、よけれ

ば質問します。

○議長（堀内貴志） 質問の内容によりますけど通告外ですので、答えられる範囲でということ。

○北方貞明議員 議長の許可をいただき、ありがとうございます。

今、この質問した漁協側から何か聞いていたら、聞いている、聞いていない、どっちでもいいですから、それだけでいいです。

○水産商工観光課長（松尾智信） 垂水港中防波堤の延伸の件でございますけれども、今のところ、垂水市漁協それから漁業者のほうからは、その詳しい話は聞いていないところでございます。

先ほど市長、土木課長が答弁いたしましたとおり、要望書等が出てきた場合には、ただ、あそこは県の港湾ですので、窓口が土木課ですので、要望書が出てきた場合には、そちらのほうにおつなぎしまして、協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩をします。

次は、14時40分から再開いたします。

午後2時32分休憩

午後2時40分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、私の質問に入っていきたいと思っております。

今回の4つの質問は、6月議会から9月まで市民の皆さんから寄せられたその内容でありま

す。それで、様々な点から質問しますけれども、結果として、市長に政策的な決定、判断を含めた見解も求めることがあるかと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

最初の質問は、産業廃棄物処理施設問題について、一般論として聞きたいと思っております。

1点目は、コンプライアンス等の問題について聞きます。

ある雑誌に、「産廃の施設建設をめぐるっては、事業主体は建設計画を住民には直前まで知らせず、秘密裏に進行させ、全てが決定してから公表し、決まったことだから変えられないとして結論だけを住民に押し付けるという、そうした例が後を絶たない」と書かれていました。これは産業廃棄物施設をめぐる問題の1段目です。

しかし、循環型社会の構築のためには産廃業者の役割は大きなものがあります。産廃の再生事業は資源の有効活用のために、さらに最終処分量を減らす上でも欠かせない事業だからです。一方、企業の社会的責任、法律を遵守し、社会的に貢献していく取組や環境的配慮や説明責任及び情報公開と透明性の確保が問われているのは、今日におけるあるべき姿ではないでしょうか。

そこで、3点について聞きます。

1点目は、設置事業者の責任はどうあるべきなのか聞きます。

2点目は、議会が果たすべき役割と責任はどう果たしていくのか聞きます。産廃処理施設は自治体の責任であり、裁量権があります。それは循環型社会のコーディネーターとしての役割発揮、市民と業者との共同と考えますが、見解をお聞かせください。

3点目は、市独自の産業廃棄物処理に関する指導要綱的なものは必要と考えますが、考えを聞きます。

次の質問は、学童問題の質問です。前回から今回も学童の質問は多数出ていますけれども、

私としては、学童保育は量的にも質的にも整備・拡充し、安心して過ごせる学童保育へ、この目的の達成のために行政の果たす責任と対策について、3つの角度から問います。

1点目は、学童保育の前後策。やはり今回、他の施設を利活用した中で問題として、指導員への過重労働等にならなかったか。また、バス運行のための子供たちの安全性は問題なかったか。そして、子供たちへの影響はどうであったか。その対応は適切であったかどうか問います。

2点目は、不承諾児童、いわゆる私は待機児童というふうに言っていますけれど、その解消のために実態に合った学童保育整備計画をつくる責任が市にはあります。どのようにこの問題に取り組むのか、実効性あるものにしていくためには今後、学校との協議の場をどのように取り組んでいくのかを問います。

3点目は、長期的に安定して働くことができるように待遇改善を図り、指導員の確保に努めることが引き続きの課題です。認識、どう具体化していくか問います。

次の質問は、熱中症対策について。実態や現場から見えてきたもの、取組は問題なかったか。さらに、必要な対策は、行政としての責任は何かを問います。

「地球が沸騰する時代がやってきた」と国連のグテーレス事務総長の言葉です。まさに今年の夏は記録的な酷暑で熱中症の危険が高い状況が続きました。この気候危機を打開するためにも二酸化炭素の削減、省エネ策などを積極的に実行していくことも求められています。

そこで、市民生活において、熱中症から命を守るための対策はどうであったか。下記の6点から問題点を問い、必要な対策も提案いたします。

まず、実態と問題について問います。

1点目は、緊急搬送状況と問題・課題はどの

ように見られたのか、消防長に伺います。

2点目は、保健課の取組から、ひとり暮らしや寝たきり、認知症への人たちへの見守り活動と見えてきた課題、対策はどうであったかを伺います。

3点目は、福祉の立場から3点問います。

1点目は、低所得者への助成について考えをお聞きします。今年もさらにエアコン使用は命綱、エアコンは酷暑から命を守る必需品との主張が行政サイドからも宣伝物等で案内されました。しかし、低所得者世帯にとっては物価高・高騰が大きく家計に影響し、買うにも買い替えるにも重たい負担になっています。対策の必要性について認識を問います。

2点目は、生活保護世帯では制限がありましたけれども、改善が図られたのか伺います。

3点目は、熱中症対策を強める法改正が行われ、自治体が公民館や図書館などを避難施設、いわゆるクリーンシェルターにして開放する施策が盛り込まれました。また、来年度からはこのことが実行されていきます。

そこで、本市の考え方として、これを実効性あるものに取り組む必要がありますが、どのように今の時点で考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

そして、3番目の4点目として、学校における熱中症対策は問題ないか、なかったのか伺います。今年、部活動に参加した中学生が下校中に倒れ、熱中症の疑いで亡くなるという痛ましい事態が起きました。改めて学校での熱中症から子供たちの命を守る対策の在り方が問われました。

そこで、下記の2点と財政問題から問います。

1つ目は、冷風機やミスト噴射機の備えはどうであったのか。

2点目として、学校体育館や武道館の対策はどうなっているのか。

3点目、備品等に関係してPTA会などの支

援はなかったのか、この点を伺います。

最後の質問は、地域公共交通対策の問題です。地域交通の衰退に今も歯止めがかかりません。そのことで住民の足が奪われ、高齢者等の移動が制約をされ、住民の日常生活や地域活動に支障を来しています。超高齢化社会に突入した今、移動制限者の一層の増加に伴い、本市でもいわゆる生活難民問題への対応、解決は引き続き大きな課題になっています。

そこで、政策を提案し、以下の点を問います。

1点目は、地域交通の衰退に歯止めをかけ、地域の再生・活性化を目指す地域交通計画はどこまで進んでいるのか、また課題は何かを問います。

2点目は、自主返納しやすいさらなる環境づくりが必要と考えます。免許証の返納が進まないと、交通事故は増える可能性、リスクが存在します。現状の施策でよいのか、この点を問いたいと思います。

そこで、1つ目は、自家用車を利用できない高齢者等、いわゆる移動制約者等への支援を求めたいと思います。事例として、南大隅町の施策を紹介します。75歳以上の高齢者全てにタクシー券が年間30枚配布されています。

2点目は、路線バス利用者への補助の検討が求められています。先般、事務所の前を大きな荷物を持って終原の方が通られました。乗合タクシーは利用できない、路線バスは本数も減り利用しにくい。大きな問題は費用負担だと話されました。そして、どこに住んでいても安心して暮らせるように政治の力で何とかしてほしい。これは政治の力でしか解決できないんだと訴えられました。市長は、この声にどう答えていかれますか。

3点目は、高齢者、障害者が利用しやすい路線バスになるよう、行政として努力することも求められています。要望の中で最も多かったは、ノンステップバス、いわゆる低床バスの導入へ

の取組です。どう解決し、どう応えていくのか、この点について問い、誰もが安心してどこでも住んで暮らせる、そういうまちづくりのためにも、この問題についてぜひ前向きな皆さんの見解を求めたいと思います。

1点目の最初の質問はこれで終わりますけれども、不十分な点については再質問を行っていききたいと思います。

○生活環境課長（有馬孝一） 産業廃棄物処理施設設置予定事業者の責任はどうあるべきなのかにつきまして、お答えをいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項において、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、あらかじめ設置しようとする場所を所轄する鹿児島県知事等の許可を受けなければならないとされており、鹿児島県においては、鹿児島県産業廃棄物の処理に関する指導要綱第7条、処理施設の設置等に係る事前協議が設定をされており、廃棄物処理施設の新たな設置や構造、規模を変更する場合は、県の指導要綱による事前協議及び廃棄物処理法による許可等の手続を進めていくこととなります。

したがって、事前協議者等の提出時はもちろん、事業開始後におきましても法令遵守にとどまらず、社会的なルールを厳守しながら、誠実かつ責任を持って企業活動を行っていくものと考えております。

以上でございます。

続きまして、自治体の果たすべき役割と行政責任につきましてお答えをいたします。

先に述べましたとおり、産業廃棄物施設の設置許可は設置予定事業者から鹿児島県へ事前協議書が提出されることになっており、この事前協議書の提出後、鹿児島県知事から関係市町村長宛てに事前協議書の写しと内容説明等が送付されることになっております。その後、関係市町村長は生活環境保全の見地からの意見を鹿児島県知事へ提出することになっております。

議員御質問の自治体の役割といたしましては、設置予定事業者から県への提出に関する手続等で相談事等ございましたら、申請窓口となっております地域振興局や県担当課と情報提供を図り、連携をしております。

以上でございます。

続きまして、市独自の産業廃棄物の処理に関する指導要綱の必要性につきましてお答えをいたします。

産業廃棄物処理場の許可権限を持つ鹿児島県に確認をしたところ、県内におきましては、鹿児島県と同様の許可権限を持つ中核市でございます。鹿児島市のみが独自に条例を定めているようでございます。

したがって、議員御質問の市独自の指導要綱の必要性につきましては、産業廃棄物処理場に関する許可権限のない中では、要綱等を定めることは難しいものと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 持留議員の質問に対して、お答えいたします。

放課後児童支援員の配置及び定員は、国の基準に基づき行われているものと認識しているところでございます。なお、夏休み期間中におきましては、利用児童が増加することを見越して補助員を増員し、対応していただいているところでございます。

次に、運行の安全性につきましては、4月から送迎を実施しておりますが、現在まで事故やトラブルは起こっておりません。児童を垂水小学校から水之上小学校または協和小学校へ車で送る際は、垂水小学校敷地内の乗車場所で乗車させ、利用する小学校敷地内で降車させており、敷地外に出ることがないように安全に配慮しております。

併せて、送迎に関する安全確保、マニュアルを策定し、安全管理の徹底に努めていただいているところでございます。今後、運行の安全性

を確保するため、運行に係る講習会を実施する予定と聞いているところでございます。

次に、子供たちへの影響につきましては、利用開始から日を追うごとに溶け込んでいると児童クラブから聞いております。また、他施設を利用することにより、他校の児童と交流できるメリットもあるようでございます。保護者の方へは他の小学校へ迎えに行ってください御負担がございましたが、学童保育の利用を希望する児童が利用できないという状況が生じないよう、各児童クラブと連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

続きまして、令和5年度の放課後児童クラブの利用申込みにおいて、垂水児童クラブでは対応できる児童数を満たしたことから、小学4年生から小学6年生の利用申請者18名を受け入れることができませんでしたので、水之上児童クラブ及び協和児童クラブの利用児童の保護者へ案内し、18名のうち、3名が水之上児童クラブ、1名が協和児童クラブを利用していただいております。

また、来年度の利用申込受付の準備としまして、昨年度より早い時期に令和6年度の利用意向を把握すべきと判断し、9月5日に垂水児童クラブ、水之上児童クラブ、協和児童クラブ、さぎなみ児童クラブ、牛根児童クラブの担当者に集まっていただき、担当者会議を実施いたしました。この会において、来年度に入学予定の未就学児童に対する児童クラブ利用意向調査の実施について協議を行ったところでございます。具体的な日程については確定しておりませんが、9月から10月頃をめどに実施する予定としております。

次に、中長期的な取組として、令和5年度に就学前児童のいる世帯に向け、放課後児童クラブの利用を含めたアンケート調査の実施を予定しており、中長期的な利用ニーズを把握してまいりますと考えております。

また、令和6年度には、放課後子ども総合プランを盛り込んだ第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しておりますので、放課後児童クラブの計画的な整備の方針を定めてまいりたいと考えております。

次に、学校との協議の考え方につきましては、令和6年度に向け、新たな支援単位の候補となる余裕教室の活用について、垂水小学校、垂水児童クラブ、福祉課で5月に協議したところ、学級単位の再編制等で現時点では見通しが立たないとのことでありましたが、引き続き新たな支援単位の実施場所について協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、放課後児童クラブに係る予算につきましては、毎年、各児童クラブの業務委託先事業者と協議を行っており、その際には放課後児童支援員の給与等についても協議しております。

また、国や県と連携し、放課後児童支援員の処遇改善に取り組んでおり、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業や、放課後児童支援員処遇改善事業を実施しております。今年、6年度以降も各児童クラブにおける要望等を把握し、児童クラブの運営がより円滑に実施できるよう、また放課後児童支援員が安定して働くことができるよう協議を継続してまいりたいと考えております。

加えて、各児童クラブにおける放課後児童支援員の確保は、業務委託先の事業所にて行っておりますが、放課後児童支援員認定資格研修につきましては鹿児島県が実施しており、児童クラブ従事者だけでなく、保育士、社労士、教育職員免許の資格がある方や、大学などで社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科を卒業した方も、放課後児童クラブに従事しようとする方であれば受講することができるため、市の広報誌や市の公式ウェブ

サイト等での周知も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○消防長（田中昭弘） 救急搬送の課題・問題はにつきまして、お答えいたします。

熱中症または熱中症の疑いで救急搬送した傷病者は、令和4年度が19名、令和5年度が9月4日現在で24名でございます。傷病程度につきましては、この2年間は3週間以上の入院を必要とする重症者の搬送はありませんでした。搬送者のうち、65歳以上の高齢者が7割以上を占めており、エアコンの使用や十分な水分補給ができていない場合など、自宅の室内で起こる高齢者特有の状況がうかがえます。

一方で、職員につきましては、通報内容の聞き取りから、熱中症を疑っても発熱や体調不良などのキーワードがあれば、5類感染症になったとはいえ、いまだ発生しているコロナ感染症も同時に疑って活動指令を出さなければなりません。そのため引き続きコロナ感染症に対する感染対策は必要なため、苛酷な現場において活動する職員自身の体調管理、安全管理が重要であることから、職員の現場活動時の暑さ対策としまして、消防本部では令和2年度から、各個人へ保冷剤を装着できるアイスベストを支給しております。

また、市民への熱中症対策の周知としまして、応急処置指導時における予防や処置法などの指導、FMラジオ番組での情報提供、ポスター掲示などを行っております。今年は全国的に猛暑が続いていることから、救急搬送人員も増加しており、まだしばらくは警戒が必要な状況が続くものと思っております。引き続き、各職員の健康管理に十分注意し、常に万全の体制で業務遂行できますよう指導してまいります。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 熱中症対策への取組状況と課題に係るひとり暮らし、寝たきり、認

知症の方々を見守る活動と見えてきた課題と対策についてお答えいたします。

まず、見守る活動についてでございますが、現在、地域包括支援センターにおいては、108名のケアプラン作成や年間500件程度の相談対応、また見守り対応などを110名程度行っておりまして、それに伴い自宅などへの訪問を行っております。また、保健課では介護保険の地域支援事業として実施しております生活支援体制整備事業におきまして、地域の課題を地域で話し合い、解決できる取組として各地区にコーディネーターを中心とした協議体を設置し、その活動を支援しているところでございます。

その取組の一つとしまして、地域住民が見守り隊を結成して地域の中での見守り活動と支援が必要な方への支援を行っており、緊急の場合や地域での支援が難しい方につきましては、その情報が地域包括支援センターに集まってくる仕組みを構築しているところでございます。

さらに、積極的に情報を得るためにNPO法人アユダールに委託しまして、民生委員から提出される見守り台帳を基本に、地域の中で見守りが必要とされる方300名程度を中心に支援の必要性を調査し、同意を得た上で必要に応じて民生委員や振興会長、市役所の各部署、その他必要な機関につなぐなどの対応をしているところでございます。

このような見守り等の取組を行う中で、熱中症に対する課題として見えてきたものは、ひとり暮らしや認知症の方の家を訪問した際にクーラーをつけていない方が多く、またトイレの心配から水分を補給していない方が多いということでした。また、熱中症は大量の光を浴びて屋外でなるものと誤った認識をしている方もおりまして、結果として家の中に閉じ籠もり、高齢になると暑さへの感覚が鈍くなる中でクーラーもつけることなく、水分を取らないことで脱水状態となり救急搬送される方も多いようござ

います。

このような課題を踏まえまして、その対策として、地域包括支援センター等の活動において、高齢者の皆さんに熱中症に対する正しい知識や、クーラー等による家の中の温度管理の重要性について周知しているところでございます。また、トイレに不安があり、水分補給にためらいがある要介護状態にある方につきましては、おむつ給付や住宅改修、福祉用具等のサービスを紹介するとともに、排せつに関する相談・支援も行っております。

そのほか、介護予防事業の際や地域住民主体で行われる通いの場などにおいても、熱中症に対する正しい知識を伝えるなどの周知を行っているところでございます。

先日8月3日にも垂水地区の高齢者大学の場合をお借りしまして、本市が包括連携協定を締結しております、大塚製薬株式会社による熱中症対策に係る講演を実施しまして、高齢者の方に熱中症に対する正しい知識の周知を図ったところでございます。このように訪問等で見えてきた課題の対策としまして、あらゆる機会において熱中症への注意喚起や正しい知識の周知、助成等を積極的に行っているところでございます。

以上です。

○福祉課長（森永公洋） 低所得世帯へのエアコン購入の助成の考えはにつきまして、お答えいたします。

本質問における低所得者世帯への定義を住民税非課税世帯プラス住民税所得割非課税世帯、いわゆる均等割のみの課税世帯とした場合、本市ではそれぞれ約3,200世帯と約500世帯への計約3,700世帯が対象世帯になると推定されます。その世帯に対し、熱中症予防のためのエアコン購入の助成を御提案いただきましたが、非課税世帯に対しては、令和3年度以降の国の給付金で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金10万円、令和4年度、価格高騰給付金5万円、令和5年

度、価格高騰給付金3万円の給付を実施しており、最大18万円を給付された世帯が多数であります。また、令和4年度、住民税所得割非課税世帯には本市が独自に5万円を給付しております。

今後も引き続き、国や県の動向、近隣市町村の動向を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

続きまして、生活保護世帯へは制限があったが、改善が図られたのかにつきましてお答えいたします。

2018年4月の保護基準の改定以前はエアコンの購入は、被保護世帯の節約による蓄えで賄うことになっておりましたが、改正以降は生活扶助費の一時扶助において、冷暖房器具の購入が認められております。

現在、本市の被保護世帯の数は108世帯、そのうち2018年3月以前の保護対象となった居宅生活世帯が38世帯です。さらに、38世帯中エアコンを設置していない世帯を確認したところ、5世帯でございました。この5世帯については、現行の生活保護基準の4つの条件のうちのいずれかを満たせば購入に係る扶助費の認定は可能でございます。

被保護世帯への熱中症対策は、通年5月の連休明けの時期から定期訪問や臨時訪問等で、水分補給をまめに行い、熱中症対策を講じるよう指導・助言を行っているところでございます。特に、高齢単身世帯については随時、地域の民生委員との連携により情報の共有化を図って予防に努めているところでございますが、今後も引き続き要保護世帯の見守りを行ってまいります。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） 指定暑熱避難施設への実効性のある取組につきまして、お答えをいたします。

気候変動適応の一分野である熱中症対策の一

層の強化を図るため、本年4月28日に気候変動適応法及び独立行政法人環境保全機構の一部を改正する法律が成立をしたところであります。

議員の御質問にあります指定暑熱避難施設につきましては、この改正されました法律に基づき創設されたものであり、法律の全面施行は来年の春頃に予定されているところでございます。

指定暑熱避難施設の創設は、暑さをしのぐ場を確保し、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するため、公民館等の冷暖房設備を有する施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして市町村長が新たに指定し、この指定された施設は、熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放するものとなります。

現在、国では、地域における効果的な熱中症対策を推進するため、令和5年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業といたしまして、埼玉県熊谷市を含めた6件を採択しており、これらの自治体の事業成果等の結果を本年度末に公表する予定となっております。

本市におきましても、熱中症対策を強化する取組が重要となっておりますことから、今回改正されました法律に位置づけられた国の熱中症対策実行計画や、先に述べましたモデル事業の成果等を確認しながら、今後、国、県、他自治体の動向を注視し、熱中症対策での庁内横断的な情報共有、連携を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（堀留 豊） 学校における熱中症対策につきまして、お答えいたします。

本市の学校における熱中症対策全般から御説明させていただきたいと思っております。

昨今、全国各地で熱中症による事故が発生しており、本市の学校現場においても、気象庁と環境省による熱中症警戒アラートの発表などに

注意しながら教育活動を行っております。

熱中症は運動中以外でも屋内の授業中などにおいて発生していること、それほど高くない気温でも湿度など、その他の条件により発生していることを踏まえまして、活動の場所や種類にかかわらず、全学校に設置された暑さ指数の測定装置を常時確認し、その暑さ指数に基づき活動中止も含めて、その判断を行っております。

御質問の冷風機やミスト噴射機の備えは、体育館や武道館の対策は、備品等でPTAからの支援はございますが、全学校の体育館、それから垂水中央中学校の武道館においては冷風機の設置はございませんが、大型送風機等を数台稼働し、館内に暑さが籠もらないように換気を行っているところでございます。ミスト噴射機につきましては、現在、各校の判断の下、8校中7校に設置されております。

また、PTAからの支援につきましては、垂水中央中学校において、PTAから製氷機の支援のお話を頂き、設置しているとのことで、生徒、教職員だけでなく、保護者も含めて利用をさせていただいているという報告がございました。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 地域交通計画の策定につきまして、お答えいたします。

はじめに、本市において地域公共交通といえる事業は、路線バスと事前予約型乗合タクシーの2事業でございます。

御質問の地域交通計画につきましては、令和2年第3回定例会での答弁と一部重なるところはございますが、その地域公共交通を将来にわたり持続可能な仕組みを構築するため、長期的な方針を定め、政策的に取り組む指標として、本市では平成21年3月に、市民の生活交通手段の確保及び効率的で将来にわたり安定した運行を可能とする公共交通体系の確立を図ることを目的とした、垂水市地域公共交通総合連携計画

を策定し、事前予約型乗合タクシーを導入するなどの取組を行ってまいりました。

令和2年11月には、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための地域公共交通計画を地方公共団体において策定することが努力義務として規定されたところでございますが、本市におきましては、個別の計画となる地域間幹線系統確保維持計画と地域内フィーダー系統確保維持計画を毎年度作成し、本市における地域公共交通の確保・維持に努めてきているところでございます。

その中において令和2年、国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、人口減少の影響により公共交通利用者が減少し、また運転手不足の深刻化など、これまでの状況とは大きく変化が見られ、令和4年度には乗合タクシー運行事業者会議の中で、運行ルートの見直しを検討していただきたい要望が出されるなどしたことから、本年度、改めて垂水市が目指すべき公共交通の在り方や、公共交通以外の移動手段の活用を含めた生活交通の確保及び維持に関する考え方をまとめるため、垂水市地域公共交通計画を策定することとし、計画策定作業に入っているところでございます。

この計画策定にあたっては、社会情勢の変化に伴う住民ニーズや利用者ニーズを十分に把握し、その結果を計画に反映させる必要があると考えておりますことから、市民アンケート調査、乗合タクシー利用者アンケート調査、路線バス乗降者調査、高校生アンケート調査、振興会長アンケート調査を行い、公共交通の問題点、課題及び解決の方向性を取りまとめ、地域公共交通計画に反映させることとしているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 運転免許証を自主返

納しやすいさらなる環境づくりが必要と考えるが、検討はにつきましてお答えいたします。

運転免許証の自主返納につきましては、運転免許が不要になった方や、加齢に伴う身体機能の低下等のため、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方等が道路交通法第104条の4第1項の規定により、管轄する公安委員会に運転免許の取消申請を行うことにより、自主的に運転免許証を返納することができると規定されております。

当課では平成26年度以降、運転免許の取消しを申請し、返納する手を終えた65歳以上の方からの申請に対し、市商工会で取り扱う1万円分の商品券を交付する事業を継続して実施しております。このほか県警察本部より、出前方式で高齢者向けの交通安全教育指導を行っていただくさわやか号派遣事業を本市は今年度5回実施し、各地域の高齢者に交通安全について改めて学んでいただく機会を設けております。

運転免許証を自主返納された方につきましては、当課といたしましては現在、市で行っている支援を有効にお役立ていただきたいと考えておりますが、追加の支援につきましては財源の課題もありますことから、今のところは現行の支援を継続していきたいと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、自主返納をしやすいさらなる環境づくりは大切なことであると考えております。他の市町村においては、高齢者全体の移動に対して支援する様々な独自の方策や環境づくりに取り組まれているようでございますので、組織横断的に情報収集等を行い、現行支援制度の見直しや、本市に合った新たな支援策を見いだせないか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） ノンステップバス導入に向けた取組につきまして、お答えします。

ノンステップバスの導入促進は、高齢者の方などが路線バスを利用しやすくなり、路線バスの利用率向上につながるものと考えております。

令和5年6月に鹿児島県が策定いたしました鹿児島県地域間幹線系統確保維持計画におきましても、車両の取得に係る定量的な目標といたしまして、地方の赤字幹線系統にノンステップバスの導入を促進することを事業目標に掲げ、県全体として車両のバリアフリー化に取り組んでいるところでございます。

市内を運行しております路線バスのノンステップバス及びワンステップバス、いわゆる低床バスの導入状況でございますが、鹿屋営業所管轄において、令和5年8月末時点でノンステップバスが3台、ワンステップバスが8台導入されているようでございます。

また、市内の路線バス運行会社でございます鹿児島交通株式会社に今後の導入予定について確認をいたしましたところ、車両更新に併せ、利用者の多い路線から導入を順次行っていく計画であるとのことでしたが、地域公共交通は通院や通学、買物など地域住民の生活に不可欠でありますことから、今後も引き続き運行会社への直接的な働きかけを行うとともに、大隅地域バス対策協議会や鹿児島県バス対策協議会に対しましても、地方路線へのノンステップバス導入を促進していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 では、不十分な点については再質問を行っていきたいと思います。一問一答方式でお願いしたいと思います。

1点だけ質問への回答が漏れていますので、後でお答えください。路線バス事業者への補助の問題については、どこが担当なのか分かりませんが、この点については回答がされていませんのでお願いします。

1番目の問題は、もう基本的な一般論として、

こういう状況の中で手続等も含めて施設が造られていくんだという中身であります。大事な問題は、やっぱり今日のこういう循環型社会の中でそれぞれの役割があると。

そして、何よりも市民にとって自治体は一体どうなっていくのか、どんなふうに変化していくのか、また環境はどうあるべきなのかということが問われていくと思いますので、この辺りが本当に明確に私たちも事業者も市も分かるようにそれぞれがどういう形で動いているのか、そのことが確認できて初めて私は循環型社会の責任、役割を果たしていけると思いますので、そういうところで前に太陽光発電の問題で設置に関するガイドラインというのがあったんですけども、この中にその目的が、これはやっぱり県は基本的には許認可権があるんですけど、そういう市町村の中でどういうことをやっていけばいいのか、市、業者、市民の役割も書いてありますのでこれを参考にしながら、その辺りを分かるような形でぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、担当課のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、学童保育の問題に移っていききたいと思います。

この学童保育の問題は何よりも私が先ほど言いましたとおり、量的・質的にも整備して拡充し、安心して過ごせる学童保育をということを強く訴えてきましたし、またほかの議員の方々もそのお立場で訴えてこられたと思います。そういう中で学童保育健全事業の設備、運営に関する基準を定める条例があると思うんです。その中で、4条、5条に大変重要なことが書いてあります。最低基準と児童健全事業者への役割として、常にその設備運営を向上させなければならないということです。

常に、そのことに対して努力をなさいということであり、そして第5条、放課後児童健全事業の一般原則として、小学校に就学している

児童、このところでその役割、責任を果たしていくんだと、基本はやはり、その学校で解決をしていく。このことをこの条例はうたっているというふうに思います。

そういう中で、再度、やはりこの1点目で、また今日問題になっている、そういう対策を取ったこと、それは本当に重要な、子供たちを守る点では大事な点だったと思うんです。大事な点は、その前に問題はなかったのかということなんです。

例えば、各小学校の在籍数、児童人口の推計、これがあります。これを見ていけば、今後どれだけ入ってくるんだらうという、いわゆる需要をどう把握していくのか。そのことが、私が先ほど言いました4条、5条の役割を責任を果たしていくというのに担当課として大変重要な点だったと思うんです。

それをちゃんとやっていきさえすれば、当然、需要がどうなっていくんだと、そして学童保育の利用が高まっている現状の中でどうしていくんだということが、自治体としてもできたはずなんです。

結果として、そういうことが直前になって分かったということであれば、これは当然、保護者・子供たちに大きな影響が出てくるのは、これは分かっていたはずなんです。

私たちも、この間、様々な運動をして学童保育を設置してもらいました。そして、第2教室まで広げてもらいました。しかし、学童保育の認知度はどんどん高まってきていたんです。全国でも、やっぱり待機の学童保育が多くなってきているという中で、行政としてこの4条、5条の責任をどう果たしてきたのかが今、問われていると思うんです。

その中で、私はやはり、きちっとそういう需要計画を把握して、立てて、今回、そういう意味ではそういう対策を取っていくということも言われていますけれども、やはり以前のそ

う反省は何だったのか。そして今日、そういう反省に立って、どういう需要計画を立てていくのか。このことについてお聞かせください。

○福祉課長（森永公洋） 先ほども答弁いたしました。中長期的な取組として、令和5年度に就学前児童のいる世帯に向け、放課後児童クラブの利用を含めたアンケート調査の実施を予定しており、中長期的な利用ニーズを把握してまいりたいと考えております。

また、令和6年度には、放課後児童子供総合プランを盛り込んだ第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しておりますので、放課後児童クラブの計画的な整備の方針を定めてまいりたいと考えております。

○持留良一議員 だから、反省がないんですよ。なぜ、今までそれができなかったのか。今というのは周りから様々指摘をされて、それをやらなきゃならないという立場に立っていらっしゃると、それは当然だと思います。それはそれで大事な点なんです。

なぜ、そういうことができなかったのかという、その点で、この条例の目的をどう達成していくのかというのが問われていたと思うんです。

その点については、何ら反省もなかったんですが、その点について、何らかの反省があれば出してください。

○福祉課長（森永公洋） 今後は、学童保育の利用を希望する児童が利用できない状況が発生しないように、各児童クラブと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○持留良一議員 この問題は、大変重要な問題です。今後、もっと増えていくと思います。

そして、やはり基本は垂水小学校で解決していくということで、協議の場を定期的に設けていただきたいというふうに思っているんですけども、市長の見解をお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） この問題に関しましては、

様々な議員の皆様から御指摘があつて、前回の議会も含めて対応の方針を話したところでございます。

現状の対応は、やむを得ないということはある程度、御理解いただいております。次年度に向けては、事前の調査をするということで、それはよしとする。

今、持留議員がおっしゃったのは、こういう状況が分かっているへの対応がなかったのではないかと御指摘だろうと思っておりますけれども、1つには、コロナの背景にありまして、設置すべき幼稚園・保育園の部分が想定外に閉園になったということが背景にはございます。

そういった中で、対応として何かしなければいけないということで、なかなか箱を新設というのはすぐにはできないことでありましたので、水之上あるいは協和というところで開設はしたんですけれども、やはり本来であれば、その小学校区内で対応するというのが筋でございます。

しかしながら、仮の場所も含めて現状はなかったということでございまして、昨日の答弁でもありました、何か所か視察はしたんですけれども、現在のところ、解決には至っていないということでございます。

そのことを含めて、改めて昨日、今日、問題提起がありますので、子供を中心に考えるということが大事でありますので、環境の変化によってマイナスになるようなことがあるといけませんので、できるだけそのことは、現段階においてこうしますということにはならないわけがありますけれども、御指摘いただいたことを参考にしながら、できるだけ小学校周辺を中心に解決できるように検討を指示して、また私自身も先頭に立って頑張っていきたいと思っております。

○持留良一議員 そういう立場で、よろしくお願ひしたいと思います。

特に、学校との定期的な協議の場を設けていただいて、先ほど人口との関係でも垂水小が単

純に減るわけではありませんけども、長期的に見たらやっぱりそのあたりが、空き教室の可能性というのではないとは言えないと思うんです。

ぜひ、そのあたりも、定期的な教育委員会との協議の場を持っていただいて、子供たちの安全、放課後の安全、生活を守るために、ぜひ努力をしていただきたいなというふうに思います。

それとあと、子供たちを守るためにどうするのかということですが、働く人たちの待遇改善の問題なんですけど、政府はこれまで様々な対策を取ってきています。

特に、国の考え方としては、継続的に関わりを持てるために、長期的に安定した雇用の確保が大事だということで、指導員の配置は専任、常勤複数体制が必要ということで、この間、給与の改善もされて、先ほど言われたとおり、市もその事業を取り入れてやってきたというふうに思いますが、どういう施策をやってきたか、教えてください。

○福祉課長（森永公洋） 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業という事業がありまして、これは勤続年数に応じて、放課後児童支援員に対しては月額1万円の増、それから5年以上経験された指導員につきましては月額2万円、それから10年以上の方に月額3万円以上の増額をするという、県と国と助成の制度があります。これを利用しております。

また、放課後児童支援員処遇改善事業といたしまして、勤務する職員に対する3%の、月額約9,000円程度の賃金改善を行っております。

○持留良一議員 40分まででしたっけ。時間もあれなんですけれども、特に2010年度、2011年度予算では、職員の人件費増額、資格・経験等に応じた処遇改善、こういうことをしながら、特に正規を、常勤を配置している場合には、その賃金改善を行うために必要な経費の補助も行うと、こういう形で予算も計上されているんです。

だから、これを見ると、本当に子供たちから求められるのは、こういう指導員・支援の方々が長期的に安定して働くことができるように待遇改善を図っていく、このことが大変重要だと思うんですけども、先ほども言いましたとおり、施設そしてまた指導員の方々の待遇の改善、これが必要だと思うんですが、改めてこの点で政策的な問題、市長に見解をお聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 幾つか、いろいろ出ておりますけれども、当然、そうやってベストを目指すというのが政治の常でありますけれども、様々な状況、財源も含めて、現状よりベターな方向を探り出していくということで検討してまいります。

○持留良一議員 国のほうも、様々な政策で応援しているんです。そのために、やっぱり現場がどういう対応していくのか。そこに臨時的な、また時間を区切ったパートじゃなくて、本当に、将来的にはきちんと正規を置くような立場でこの問題をぜひ、長期的な立場で取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の問題、熱中症対策についてお聞きしたいと思っておりますけれども、様々な点で努力もされているし、問題・課題も見えてきましたけれども、共通の問題は、やはりクーラーだとか扇風機だとか、様々、そういうのが十分に使えていないという問題も一方ではあったかと思っております。

そういう中で、先ほど低所得の女性という問題で、全ての世帯にやれというわけじゃありません。ないところですので、その点について、流山市が昨年度から住民税非課税世帯、エアコンのない世帯です。住民税非課税世帯、均等割の課税世帯についてそういう対策を取っている。この理由として、物価高騰があるんだという背景の中で、そういう取組が実施されているということです。

ですので、やはり大事な点は、命がかかった問題だということで、危機感を持った対策、こ

のことが大事だということですので、そういう対策を、実態を踏まえながら、ぜひ来年の問題もありますので、この点についてはそういう背景があるんだと、狙いがあるんだということも受け止めていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

学校の問題については、先ほどの言われましたので、多くの点ではありますけれども、ただ武道館はああいう形でいいのかという部分があって、防具を着る、熱がこもる、その中で本当に扇風機だけでいいのかという問題もありますので、このあたり、ぜひ実態を踏まえていただいて対策を取っていただきたいというふうに思います。

備品との問題について、PTAからの支援ということで製氷機という問題がありましたけれども、1点だけ聞きますけれども、これは、学校教育法、地方財政法、この観点で問題点はなかったのか、お聞きします。

○教育総務課長（堀留 豊） 地方財政法、それからその辺との整合性ですけれども、市としては、答弁でも説明したとおり、PTAからの申入れがあり、その設備については、生徒・教職員だけでなく、保護者も含めて利用している設備であることから、PTAのこの1つのガイドラインがあります寄附・寄贈のポイントの中の備品としての考え方に、PTAの備品としての位置づけで問題ないものというふうに思っているところです。

○持留良一議員 残り時間、少なくなってきましたけれども、これはもう少し、私は詳細に対応する必要があると思うんです。この問題は微妙なところがあります。

だから、本当に法に引っかからないのかどうなのか。例えば、これが当初、PTAの予算に計上されていたのかどうなのか。この点も重要な点ですので、ぜひ再度、これは見ていておいていただきたいというふうに思います。

最後、交通問題。いろいろ交通問題、重要な問題なんですけれども、特に高齢者、どこに住んでも安心して暮らせるために住民の交通移動の保障ということが最大の狙いです。

先ほど、柘原の高齢者の方の声を紹介しましたけれども、非常に大変な中で買物をされているという現状があります。重たい荷物を持って、しかしバスの時間を待たなきゃならない。それだけで疲れてしまう。

他に本当に対策ってないんだろかということの中で、この路線バスの場合はそういう問題点があるんだということを再度認識していただいて、この問題は取り組んでいただきたいと思っています。

何よりも、先ほど言いましたとおり、どこに住んでいても安心して暮らせる。いわゆる移動権というのはまだありませんけれども、移動権の保障をどうつくっていくのか。これが、最大の問題点を提起している中身でありますので、ぜひこれは取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後、先ほど回答がなかったですけれども、路線バス利用者への補助、先ほどの高齢者の問題とも絡むんですけれども、路線バスへの利用者への補助の検討、これについて最後、質問しまして、私の質問を終わります。

今回は、様々な角度から市民生活と応援する生活視点での訴えでしたので、そのことを述べまして、私の質問を終わります。

○総務課長（濱 久志） 路線バス利用者の補助の検討ということですが、路線バスにしましては、高齢者全体の移動に対する支援ということになりますので、免許証返納の支援と同時にそちらも検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内貴志） 本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（堀内貴志） 明14日から9月24日まで
は、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、9月25日午前10時から開きま
す。

△散 会

○議長（堀内貴志） 本日は、これにて散会し
ます。

午後3時41分散会

令和 5 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 5 年 9 月 2 5 日

本会議第4号（9月25日）（月曜）

出席議員 14名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫
7番	堀内貴志	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	海老原廣達	農林課長	森秀和
企画政策総括監	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	堀留豊
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	森永公洋	社会教育課長	大山昭
水産商工	松尾智信	国体推進課長	米田昭嗣
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

令和5年9月25日午前10時開議

△開 議

○議長（堀内貴志） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（堀内貴志） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率に関する報告、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度垂水市教育委員会の事務の点検及び評価の報告書の提出がありました。

以上で、議長の報告を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 特別国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体に関わる天皇皇后両陛下の行幸啓につきまして、御報告をいたします。

天皇皇后両陛下におかれましては、来る10月7日から8日までの2日間、特別国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体に御臨場のため、御来県されることになりました。

御日程といたしましては、7日に白波スタジアムでの総合開会式への御臨席。8日に本市で開催されますフェンシング競技の御観覧、鹿屋市でのさつまいもの栽培状況の御視察をそれぞれ賜る予定でございます。

本市への行幸啓は昭和47年10月23日、第27回国民体育大会太陽国体のウエイトリフティング競技の御観覧以来、約51年ぶりとなります。本市といたしましては、このたびの御来垂につきまして、市民を挙げて歓迎申し上げますととも

に、真心のこもったおもてなしでお迎えをして、なるべく多くの市民の皆様と触れ合っていたきたいと考えているところでございます。今回の行幸啓が天皇、皇后両陛下にとりまして、思い出深いものとなりますよう祈念申し上げ、心からお待ち申し上げます次第でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（堀内貴志） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第46号～議案第48号・議案第50号・議案第52号～議案第60号・請願第1号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第2、議案第46号から日程第4、議案第48号、日程第5、議案第50号及び日程第6、議案第52号から日程第14、議案第60号までの議案13件、並びに日程第15、請願第1号の請願1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第46号 垂水市立公園の設置及び管理に関する条例 案

議案第47号 垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第48号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

議案第50号 法定外公共物境界確定請求に関する訴えの提起について

議案第52号 令和5年度垂水市一般会計補正予算（第5号） 案

議案第53号 令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第54号 令和5年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号） 案

議案第55号 令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第56号 令和5年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第57号 令和5年度垂水市水道事業会計補

正予算（第1号）案
議案第58号 退職金返還請求権の権利の放棄について
議案第59号 垂水市学校給食費損害賠償請求権の権利の放棄について
議案第60号 令和5年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案
請願第1号 0～2歳児の保育料も無償化を求める請願

○議長（堀内貴志） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

[産業厚生委員長新原 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（新原 勇） おはようございます。

去る9月1日及び12日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました案件について、9月14日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第46号垂水市立公園の設置及び管理に関する条例案について申し上げます。

審査の過程において、宮脇公園に対する民間業者へのサウンディング調査結果について質疑があり、国内でも屈指のロケーションを有する宮脇公園にグランピング施設を設置し、交流人口や関係人口の増加に寄与したいという提案があったと回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、申し上げます。

審査の過程において、垂水市における都市公園の場所について質疑があり、垂水中央運動公園、垂水鉄道記念公園など市内全部で13か所あると回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号法定外公共物境界確定請求に関する訴えの提起について申し上げます。

審査の過程において、これまでの状況について質疑があり、公道扱いとして市が管理しており、最近まで地元住民からの苦情はなかったと回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の生活環境課、水産商工観光課、土木課の所管費目について特段質疑はありませんでした。

次に、福祉課の所管費目では、電算システム改修導入業務委託料の補正理由について質疑があり、5年ごとに見直される生活保護の基準額の改正が令和5年10月1日付で実施されることに伴うもので、併せて、昨今の物価高騰対策として臨時的な特別加算への対応も行う必要が生じたことによるものであるとの回答がありました。

次に、保健課の所管費目では、産後ケア事業の実情について質疑が交わされました。

次に、農林課の所管費目では、園芸産地再生生産事業内容や新規就農者への現状について質疑が交わされました。

全ての所管費目について、審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案中の農林課の所管費目について特段質疑はありませんでした。

次に、水産商工観光課の所管費目では、ワーケーションの将来的な方向性について質疑があり、地域の現状や魅力を知っていただき、最終的には移住定住につながるようにしたいとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第55号令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案では、介護保険制度の会計の流れについて質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号令和5年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案では特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和5年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案では審議会の回数や人数の根拠について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

請願第1号0～2歳児の保育料も無償化を求める請願について、審査を行いました。

審査の後、本請願の取扱いについて採決を諮ったところ、全会一致で採択となりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（堀内貴志） 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） おはようございます。

去る9月1日及び12日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、9月15日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第48号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案について、申し上げます。

審査の過程において、改正理由や電気自動車の急速充電設備の管理体制について質疑があり、改正理由については安全性に問題がなかったことから出力の上限をなくすための改正との説明や電気自動車の急速充電設備の管理体制につい

ては、電気保安協会が点検し、消防本部は施設の立入検査時に安全性を目視にて確認しているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号退職金返還請求権の権利の放棄について申し上げます。

今後の対応については、市民への周知方法をどのように行っていくのかとの質問があり、債券については不納欠損を行う、市民への周知については周知方法を検討し周知するとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号垂水市学校給食費損害賠償請求権の権利の放棄について申し上げます。課題と教訓について質疑が交わされ、当時は組織としての管理体制ができていなかったことが原因となっている。現在は銀行印を給食センター所長である課長が保管、通帳を給食費会計担当者が管理をして、丁寧な対応をしている。また、運営協議会を設置して、監査報告にPTAの役員を入れるなど再発防止に努めているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の議会事務局総務課の所管費目について特段の質疑はありませんでした。

次に、企画政策課の所管費目では、まちづくり交付金で購入する物品やその金額について質疑があったほか、整備後の管理体制について質疑が交わされました。

次に、財政課の所管費目については、新たな庁舎等あり方検討委員会についての質疑が交わされ、高齢者や障害者の委員の雇用を聞く場を検討できないかとの質問があり、障害者の声を

聞くことは非常に大事なことを考えている、これまで第1会議室での開催となっているので、市民館の大ホール等を活用して、十分配慮しながら開催できたらと考えているとの回答がありました。

次に、税務課の所管費目については、森林環境税の支援システムの契約方法についての質疑が交わされました。

次に、市民課の所管費目については、電算システム改修導入業務委託で、住民票などの振り仮名記載について質疑が交わされました。

次に、消防本部の所管費目については、第9分団庁舎の場所や女性隊員の部屋の完成予定時期について質疑が交わされました。

次に、教育総務課の所管費目については、新しく購入する給食車両の購入時期について質問があり、車両の調達が現状まだ厳しい状況である、納期がどれくらいかかるのか確認しながら執行していきたいとの回答がありました。

次に、学校教育課の所管費目については、スクールカウンセラーの労働環境についての質疑が交わされました。

次に、社会教育課の所管費目については、垂水スポーツランドの芝生の管理体制について質問があり、現在は社会教育課のできる範囲で行っているとの回答がありました。

次に、地方債、歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では道路占有料の過年度分徴収の期間について質疑があり、平成25年4月1日から令和5年3月31日までの10年間分との回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案の地方債、歳入全款の審査における財政課の所管費目では特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、特段質疑はなく、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和5年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案について、特段質疑はなく、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（堀内貴志） 次に、議案第52号に対して、持留良一議員ほか1名からお手元に配付いたしました修正の動議が出されております。したがって、これを本件と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、令和5年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案に対する修正案を提案いたします。お手元の別紙に書いてあるとおり、国庫支出金、国庫補助金等を削減し、そして、歳出のほうでは総務費、戸籍基本代帳費、これを削減していくということで提案であります。その背景や考え方について説明をさせていただきたいと思えます。戸籍扶養、これは地方公共団体のシステム標準化法の標準化の対象とされている基幹系の20の業務の1つでもあります。御存じのとおり、2023年6月9日、氏名のかな表記や戸籍の事項とする戸籍法改正を含む番号利用法の一部改正、令和5年法律第48号が公布され、戸籍法改正については公布の日から2年以内に施行されました。そして、また、関連するデジタル社会形成法整備法附則第73条、政府は行政機関等のかかる申請、届出、処分のお知らせ、その他の手続において、個人の氏名を平仮名またはカタカナで表記したものを利用し、当該個人を識別するため、個人の氏名を平仮名、カタカナ

で表記したものを記載事項とすることを含め、この法律の公布を1年以内を目安として、その具体的な方策についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされています。

これまでの戸籍事務は各市町村が管理する戸籍情報システムによる事務が行われてきましたが、法施行後は戸籍情報システムを法務省が管理する戸籍情報連携システムに接続し、番号利用法に基づく行政機関への情報の提供と戸籍事務内容連携などが始まるものです。

さらに、戸籍電子証明の発行が可能とされています。

マイナンバー制度に基づくネットワーク連携できない社会保障、税、災害の3分野以外の事務において、戸籍謄本等の添付書面の省略を実現できる制度であるとも言われています。自治体では、膨大な事務処理と短時間でかつ正確に処理することが求められています。確かに利便性は向上するものだと考えます。そうなれば今以上に厳正な、そして、なおかつ適正な情報管理が求められていくことは確実であります。

先般、デジタル庁に個人情報保護委員会から行政指導が行われました。皆さんも御存じだと思います。これは国や自治体の給付金など振り込む公金受取窓口の御登録に関して、そのデジタル庁への行政指導。同様の事案が立て続けに起きたために、ログアウト漏れのリスクが顕在化して、当庁がリスク対策の見直しの検討をしなかったという大きな問題がありました。

まさに、これは今のマイナンバーカードの普及を急ぎたいという、そういう関係において、無理な期限を設け、安易に自治体の窓口に登録を丸投げした、そういう結果でもあると言われています。行政指導の指摘として情報漏えいが発生しても、デジタル庁の漏えいであるとの意識が欠如していたということも指摘がされています。個人情報保護法第3条、個人の人格尊重理念の下に慎重に取り扱うべきものであると、

このように個人情報保護法第3条には書かれています。

また、これと同じように、このシステムを開発した企業や関係自治体にも行政指導が行われました。

個人情報の漏えいという、あってはならない事態で行政指導を受けたという大きな問題。個人番号制度は構想段階から個人情報の漏えいなどが不安視されていました。自治体の窓口で現場のマンパワーを無視して利用登録など、公金受取口座の登録を急いだためだということも指摘がされています。

そういう中、私は、確かにこのことによって市民の窓口における利便性は向上するものだという事は確かだと思います。であるならば、今以上に厳正な情報管理が指摘された行政指導の中身からも管理が求められていくものと考えます。

また、戸籍コンピューター化前の紙の戸籍の検索が難しい等の課題もあると指摘はされています。膨大な資料と短時間で正確な処理をすることが求められています。そのためにはやはり、運用そのものを一旦停止して、完全確実な総点検を行ってから実施していく。このことも市民の、また国民の安全安心、そして何よりも情報管理、これができるのではないのでしょうか。そういう意味では、改めて、このことで修正案の動機ということで、背景課題、考え方について報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（堀内貴志） これから、委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○池山節夫議員 修正案の提案者にお伺いします。いろいろ言われたんですけど、どうしてもこの運用を一旦停止しないと、国民の安全安心が守られないと考えられますか。その辺のところをもう1回説明して。

○持留良一議員 これまでもこのマイナンバーカードに関しては、様々な問題が指摘をされてきました。特に、医療窓口の問題や、またそれに関連する様々な点で保健所との関係でも問題が指摘をされてきました。だからこそ、先ほど言いましたとおり、ここに行政指導というのが入ったわけでありまして。これは本当に大変な大きな問題だと思います。それだけ背景にある様々な問題があったからこそ、そういう行政指導に至ったということだと思います。そういう意味で、まだこれについて、私たち国民が納得する中身、またそれに対する議論等がまるで示されていない。そのまま今まっすぐに進もうとしていると。そういう中で、この戸籍法の関係においても、やはり正確な対応が必要だと。

そういう点で、国民の、先ほど言いましたとおり、安全安心、なおかつ、個人情報、人権問題、こういう立場から考えてもやはり、一旦ここはとどまって、総合的に、なおかつ完全で確実な総点検を行って実施していく。このことが求められているんじゃないでしょうか。そのことを私は訴えさせていただきます。

○池山節夫議員 さっき産業委員長の報告で、この電算システムの改修委託のところで生活保護費がどうのこうのとあったんだけど、そのことに影響を及ぼすとは考えませんか。

○持留良一議員 私は、直接は関係ないというふうに思います。特に、法の問題が背景にありますので、その背景から考えたとき、これは福祉、生活保護の関係だけですので、私は直接市民に影響を与えるものではないと考えています。

○池山節夫議員 何も修正されなくても電算委託費も国庫補助金も支出金ももらって、それで改修して、その上で対応していけばいいんじゃないかと私は思うんですけど。その辺について、意見は違うんですけど、どうしても修正案が必要かと聞きたい。

○持留良一議員 先ほど結論的などころで言い

ましたとおり、今、様々起きている情報漏えいの問題の中で、今以上に本当に厳正な私は情報管理が求められている。そのために何を今、行政や国がすべきかという問題が提起されていると思うんです。だからこそ、ここでデジタル事業に対して個人情報保護委員会からもそういう行政指導が来るという。やっぱり重たいと思うんですね、この中身は。だから、そういう意味で今、この問題に対しても戸籍法の関係する問題であっても、それに関連する事業ですので、そういう点ではやはり情報管理をしっかりやる必要はある。

そして、なおかつ、今後、戸籍法の関係では膨大な資料があって、それを今まで紙で大変だったのが今度はその事前の処理としてそれを取り組んでいかなければならないと。そうすると、膨大なやっぱり時間と浪費が。そうすると、財源、使途の問題も当然出てくるでしょう。そういうためには、やはりきちっと私は一旦ここで、そういうことも含めて停止をして、繰り返しますけれども、完全で確実な総点検を行う必要があるというふうに確信をしています。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。修正動議が提出されております議案第52号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よ

って、議案第52号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定いたしました。

それでは、議案第52号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案の採決を行います。

まず、本案に対する持留良一議員ほか1名から提出された修正案について、起立により採決をいたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀内貴志） 起立少数です。よって、持留良一議員ほか1名から提出された修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀内貴志） 起立多数です。よって、議案第52号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案は原案のとおり可決されました。

次に、請願をお諮りいたします。請願第1号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

△議案第61号～議案第69号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第16、議案第61号から日程第24、議案第69号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第61号 令和4年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和4年度垂水市後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和4年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和4年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和4年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和4年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（堀内貴志） お諮りします。各決算については6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、各決算については6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置された決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、池山節夫議員、北方貞明議員、持留良一議員、川越信男議員、前田隆議員、宮迫隆憲議員、以上6名を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

△意見書案第1号上程

○議長（堀内貴志） 次に、日程第25、意見書案第1号を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第1号 国の保育士配置基準の抜本的改善を求める意見書の提出について

○議長（堀内貴志） お諮りいたします。ただいまの意見書案については提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、いずれもそのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。意見書案第1号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よ

って、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（堀内貴志） 次に、日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申請書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（堀内貴志） 次に、日程第27、各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申請書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（堀内貴志） ここで、市長より発言の

申出がありますことから、これを許可いたします。

○市長（尾脇雅弥） 今議会に提案をいたしました全ての案件につきまして、熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。本会議及び各常任委員会の御審議を通じていただきました貴重な御意見、御要望等につきましては、十分留意いたしまして、今後の市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

市民の皆様は安心安全で、住んでよかったと思えるまちづくりを実感していただきますよう、着実に、丁寧に、そしてスピード感を持って各事業を進めてまいりたいと考えております。

さて、本市におきまして、この秋は多くのイベント等が計画され、コロナ禍前以上のにぎわいになるものと考えているところでございます。主なものを申し上げますと、10月8日から11日までの4日間、垂水中央運動公園体育館におきまして、特別国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体のフェンシング競技会が開催されます。加えまして、10月22日には海潟漁港におきましてカンパチフェスが、10月29日にはたるみずスポーツランドにおきまして垂水市民グラウンドゴルフ大会が、11月4日と5日には垂水市文化会館におきまして垂水市民文化祭が、11月5日には垂水中央運動公園におきまして秋の産業祭が、12月3日には大野地区におきまして大野原いきいき祭りがそれぞれ予定されております。

また、12月上旬には毎年市内外から多くの方々を訪れる垂水千本イチョウが見ごろを迎えると推察されるところでございます。

本市の魅力ある観光資源や各イベントを広く周知し、市民の皆様同士の交流を深めていただくとともに、交流人口の創出や拡大を図ることで、垂水の未来が明るくなるよう市民の皆様とともに市民の笑顔があふれる元気な垂水づくり

をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、二元代表制の一翼を担う議員の皆様方におかれましては、今後の市政運営におきまして、引き続き、御支援、御便達を賜りますよう心からお願いを申し上げますとともに、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

△閉 会

○議長（堀内貴志） これをもちまして、令和5年第3回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員